

ISSN 0285—8339

金 光 教 學

金光教教学研究所紀要

25

1985

金 光 教 学 研 究 所

金光教学 —金光教教学研究紀要—

1985
No.25

神としての「天地」

—金光大神理解研究ノート—

……福嶋 義次……1

「此方」考

—『覚書』『覚帳』テキスト分析ノート—

……早川 公明……26

高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開

—信念の確立と立教神伝解釈の教団論への展開について—

……佐藤 光俊……78

資料 金光大神事蹟集(二)……………	120
教団史資料目録(8)—教団史資料六……………	169
昭和59年度研究論文概要……………	198
紀要掲載論文検討会記録要旨……………	208
教学研究会記録要旨……………	211
彙報 —昭和59.1.1~60.3.31— ……	221

(第24号・25号正誤表 P.235)

神としての「天地」

— 金光大神理解研究ノート —

福 嶋 義 次

はじめに

『金光教教典』^①に収録された「金光大神御理解集」第一類〜三類に見られる金光大神の諸教説——以下「理解」と呼ぶ——に一貫して語られていることは何であるかと問われるとき、躊躇なく、「天地」と人間との関係に関わることであると答えることができよう。自らの説くことについて、金光大神は次のように語っている。

此方の話は、学者の話や講義と違って、ここが続き、ここが切れ目ということがない。天地のある間は、天地の話が尽きるということはない。此方は天地の道理を説くのである。（Ⅱ佐藤範雄の伝え 14・3）

「此方の話」^②とは金光大神の「理解」のことである。そして「理解」は「天地の道理」に関する話であり、したがって「天地のある間」、つまり「天地」の存在し続ける限り、話は尽きないというのである。その話の受け手は、「天地の

間」に生れ、その生命の営みを許されている人間である。

本論は、「天地」が金光大神御理解でどう語り出されているかを示し、語り出された言葉の相互連関を考察することをねらいとする。それ故、本論は、本教信仰にとって、「天地」とは何であるのかという、教義的問いを究明するための予備的、助走的作業として位置付けることができる。また、本論が主として考察するものは、「金光大神御理解集」第一類～三類に収録された「理解」であるところから、本論は「金光大神御理解集」注解、つまりコメントリーの一つの試みとしての意味を添えることとなる。

『金光教教典』の「金光大神御理解集」からの引用は、その都度、類、伝承者、節、項を示す。論の運びの上で、引用文が冗長になるのを避けるため、しばしば、前後を省略することになるので、あらかじめ断っておきたい。

一、神の社

問われるべきことが「天地」であるのに、この語についてわれわれは、あらかじめ、ある先入見を持っている。その先入見は、具体的には「天地自然」という熟語として現われる。例えば、『概説 金光教』には「教祖は、農業生活を基盤とする多年にわたる信心生活によって、天地自然の息吹きのなかに、万物を生かしはぐくむ生命力を感得し、天地万物をその根源において成り立たせているはたらきを神ととらえた。」^④と述べられているのがそれである。「天地自然の息吹き」という表現が示唆するものは、自然の諸事象という語で想起されるものであり、「天地万物」という語は、また自然の存在事物という語で置き換えがきく。

神によって生かされているという現実には、所謂「自然」或は「天地自然」と言われるものがあり、これに基づいて総ての人間やその文化、社会、歴史が成立しているのであるから、こゝで基本的に最も重要な事柄は、神と自然乃至人間が如何なる関係にあるかと

いっ事である。

右は、岡本睦範の『神と自然と人間』で問われる基本的問いについての論述の一部である。ここでも、「天地」は神に對する相対存在としての自然として概念化され、そのようなものとしての自然からの救済の論理が模索されている。また、御伝記『金光大神』の「理解の諸相」では、「天地・自然を金光大神はいかに見、いかにおしえたのであろうか」^⑤という文章によって、「天地」についての金光大神の「理解」が紹介されている。ここでも、「天地」は「自然」概念と重ね合わされているのである。金光大神の用語としての「天地」がこのように、「自然」という概念と無吟味に区別されることなく用いられてきたということは、一つには、公表されてきた金光大神の「理解」資料が、「金光大神御理解集」の三類に収められている旧教典に限られていたということもあるが、「天地」という語を、金光大神の用い方にふさわしく思念する以前に、あらかじめこの語が一般に使われてきた使われ方に従って了解されたからであると言えよう。一般的に「天地」に付されて同義語として用いられてきた「自然」という語は、明治期までは「じねん」と読まれていた。「天地」の成ること造作安排を待たず、ただ已むことを得ざるの自然なり」といふ、近世の思想家山鹿素行（三六〇）の「自然」がそれである。それは言うまでもなく、「おのずから」という意で用いられたものである。今日用いられる「自然保護」などというときの自然とは、同一の漢字であっても指示するものが異なるものである。

「天地自然」と熟語化された自然という語は、NATUREの翻訳語の模索過程で登場してきた語で、明治二十年後半から三十年代に、翻訳語として定着したと言われている。翻訳語としての自然という語は、それ故、どうしても、ヨーロッパ的なもの、とりわけ、ユダヤ・キリスト教的観念をまとうことは避けられない。その観念とは、神による被造物としての自然観である。その自然は、人が神からその統治を委ねられてある世界であった。^⑥それ以来、被造物としての自然に對する人間主権の確立、あるいは、自然からの自由の地位の獲得が、ヨーロッパの精神史を通じて試みられ、とりわけ近代の科学とその技術によって、人間による自然支配は進行した。今日では、自然とは、科学技術によって、

管理、保護、破壊、構築が自由となるように、方法的に措定、あるいは枠付けられた世界として考えられるまでに至った。そして枠付けされた対象存在としての自然からはみ出たところに、自然の自然性を垣間見ようとする思想もあるが、大方の自然観を逆倒せしめるまでには至っていない。総括的に言うと、今日では自然という語は、超越存在としての神の意志または、その代行者としての人間主観によって創造または構成された世界を言い当てる語以外の何物でもない。^⑩このことは、金光大神の「天地」という語が、自然という語で了解されたり、自然という語を伴って意識されたりすることが、いかに危険であるかを示している。金光大神の提示する「天地」は何であるのかを問う場合、自然という語に伴う諸観念は、以上論及してきたところから、まずは括弧に入れてかからねばならない。

右の確認のもとで、金光大神は「天地」を何として語り出しているかについての考察をはじめよう。まずは次の二つを取り上げることにする。

天地金乃神が社に入られたら、この世は暗闇になる。神の社は、この天と地とが社である。(Ⅱ近藤藤守の伝え 15・2―部分引用―)

天地金乃神のご神体は天地である。宮社に鎮まり納まっておられるのではない。(Ⅱ福岡儀兵衛の伝え 10・2―部分引用―)

前者では、「天地」は神の社であるとして語られ、後者では神体として提示されている。社とか神体とかいわれるものは、人々にとって何であったのであろうか。そのはじめ、神祭りに際して、人々は神を迎える仮の小屋を設けていた。その小屋を設ける土地(しろ)を社と呼んだ。^⑪社は神々の境域であって、通常は、その中へ人間が入り込むことは忌まわれていた。いわゆる聖なる場である。奥深い森、山の頂など、神霊が集い、また在す場として、社には格好の場所とし

て尊ばれた。時代の推移とともに、社は忌籬で囲まれて聖域限定が明示されるようになる。祭りが終るごとに取り払われていた社の中の小屋は、建築技術の進歩とともに、社殿としての体裁を整え保存されるようになり、社は神社としての荘厳さを備えるようになった。^④ 日常生活を送る俗なる場と峻別される場所として、いよいよ社は人々の信仰感情を捉え、尊崇の対象ともなった。社がそうであるから、神々が宿るとされる具象物である神体や神璽は、それが何であろうと、見たり触れたりすることは一層忌まれたのであった。

金光大神がその信仰を形成し深めた江戸末期から明治初期にかけては、こうした社や神体についての観念はごく当り前のことになっていた。伝えられ慣習化された多種多様な信仰儀礼を、年月の巡りに従い、住む地域の仕様に従って踏み行うことを通して、人々は、このことを確かめ続けていたのであった。ところが、神々の中でも社に鎮まらない特異な神がいて、捉え所がないままに、人々はその神を敬して遠ざけるばかりか、祟り神として何とか封じ込められぬものかと、ありとある策をその神に向けていた。それは、遊行を常とする暦神である金神と呼ばれた神である。社に鎮まらないその神と信仰的關係を結んだことは、後の金光大神の信仰の広がりやダイナミックスにとって無縁ではない。社に鎮座する神々への伝統的、慣習化された信仰意識からは考えられないような、信仰的諸観念、諸行為の逆倒が、金光大神によってなされていったのは、信仰はじめにこの神と関わったことに負うところが大きい。金光大神の信仰形成過程を詳述することは本論の任ではないので、これ以上このことについてはふれない。ただ、先に引用した「理解」に示された「天地」は神の社、神体であるという提示の生れ所がここで窺い知れるだけでよい。

さて、引用した「理解」のことばから、社という特定の聖域にある社殿・宮の、通常は閉ざされた扉の奥に鎮座する神々という伝統的観念は、もはや窺い知ることはできない。そればかりか、天地金乃神という神が社におさまると、人の世が闇になると言われている。また、忌籬で囲まれた聖域であるという社についての観念も、「天地」が社であると提示されることによって崩されている。後述することで明らかにされようが、それは伝統的な「社」観を単に拡大する

とか、あるいは延長するとかいう既成観念の連続性のもとで思念されうるものでもない。金光大神によって、神の社、神体として語られる天地は、人の不用意な侵入を忌むような特定された場ではなく、清浄・不浄、聖・俗などの区別を問うような場でもない。それでは、金光大神によって、神の社、神体とされる「天地」は、さらに、どのように「理解」のことで言い表わされているのであろうか。

天と地の間に人間があります。……人間、また草木など、みな天の恵みを受けて、地上に生きているのである。

(I石原銀造の伝え 1—部分引用—)

神の社とされる「天地」は、精進潔斎するまでもなく、既に人間が存在し、生の営みをしている場であると言われている。人間が在る場と示されている限り、「天地」を社・神体とする神に帰依しているかどうかには、もちろん関係なく、ありとある人にとってそうである。また生の営みをしている場というだけに止まらず、生死を通じて依拠する場として提示される。

人間は天地の間に生まれて、天地の間に生き、死んで、また天地に帰るのぞ。生きても死んでも、天地を離れて住みかはないぞ。(III尋求教語録 138—部分引用—)

このように、「天地」は人間の生れ出る場であり、生きて営みをする場であり、死んで帰りつく場であると言われる。その場が、冒頭に引用したように、神の社・神体と名指された場である。閉ざされた場としての社・神体という既成の観念は、もはや窺いようもないのである。

ちなみに、「天地」は神の社・神体であるということ、また、「天地」に人間がその生死の場を与えられてあることについての「理解」のことばの出所を「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」などの金光大神手記に求めるとすれば、どの記述に求められるであろうか。降雨の時間、うんか発生の際、駆除するための油の入れ方などに至るまで、神から指示を受けて農作業などを進めるようになった安政五年に、その淵源を尋ねることができるが、そのことが言葉として表現された最初は、宮建築に關係して下った元治元年(一八六〇)正月のお知らせであろう。そのお知らせの後段で、神が建築を求めている宮は、「其方の宮」、つまり金光大神の宮であることを示しつつ、他方、天地金乃神の宮については「天地乃神が宮へ入りておつては、この世が闇になり」と語り、宮・社に鎮座する神でないことが言葉として明示されたのである。この一文は、神の宮・社は「天地」であることが暗示されたものとして考えられる。人間の生死の場としての「天地」に關わる記述は、慶応三年(一八六七)旧十一月二十四日のお知らせなどにも窺えるが、とりわけて明治六年(一八七三)旧八月十九日のお知らせの前段の、「天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おつておかげを知らず、神仏の宮寺社、氏子の家宅、みな金神の地所」という記述に明らかにされている。筆者がその関連性を問うている「理解」のことばは、金光大神が受けたこのような神の知らせと、金光大神の信仰的経験とその覚知との密接な關係の許に発語されたものと言えよう。

この節の最後に、もう一点ふれておかねばならないことがある。「天地」という場合は、人間存在だけが関与せしめられている場ではないということである。

人間その他万物は、天地間の空気を吸うて、みな生きておる。百姓の人は、お土地へ万物を植えつけ耕作する。そのうへは、天地任せである。(I山本定次郎の伝え 48・2)

とあるように、生きとし生けるものすべて、「天地」に依拠し、たとえ人間が手をかけ育てる作物であろうとも、「天地」の働きに任されてあると言われる。さらに言えば、生きとし生けるものばかりではなく、「雨風」も「天地」の間に生起するものとして見られるのである。このように、一切の事象、一切の事物が「天地」の間の事柄として語られるのであるが、冒頭でふれたように、自然という、NATUREの翻訳語が普及すると共に、上述したような金光大神の提示から、「天地」は自然と同義語であるという漠とした確認がなされるようになったとも言えよう。それについて、今は論述を避け、自然という語を、先に述べたように、依然なお、括弧に入れたままで、「天地」が、金光大神によってどう語られているか、という問いに留まり続けねばならない。

二、場 と 時

この節では、「天地」が場として、質的にはどう語られているかということを探ってみよう。それと共に、その場は時間的側面ではどう説かれているかも考察することになる。まず「理解」を一つ掲げることとする。

此方へ参つて来んでも、稲木の天地も違いはせん。自分に頼んでおかげを受けねば間に合はん。まめな時に参りておかげを受けておき、病苦災難のある時は、山、野、海、川、道、どこでも、天地の神様、金光様頼む、と願え。直におかげを受けねば間に合はん。遠方と思うのは、ただ、この広前ばかりである。天地金乃神様は、けっして遠きも近きもない。(工山本定次郎の伝え 2・4～5―部分引用―)

短い引用の中にも、概略三つの側面にわたる教示がここに見られる。一つには、病気災難、あるいは事ある時に寺社

に詣でて祈願することが信心であるとする慣習的信仰観念に対して提示される、新たな信仰のあり様に関わるものである。¹⁷⁾ 次には、宮・社に在す客体としての神々ではなくて、信仰主体が自らの内に神を感受し、その神の発現を促すもので、「自分に頼んでおかげを受けねば間に合わん」という言葉に窺える。それは、明治六年(1871)の旧二月から三月にかけて、内容とその表現形式が整えられた「天地書附」¹⁸⁾の「おかげは和賀心にあり」に集約的に表示されたことと関係するものである。三つ目の側面は、「天地」という場についての信仰的確認を促すものである。この三つの側面は、金光大神の信仰の教義的信仰構造を、相互に関連し、照らし合いながら明らかにしてくるもので、本教教義の枢軸をなすとみられる諸側面と言えよう。このことについての詳細な論述は、本論の任とするところではないので、諸側面とも重要であるということの確認のみにここでは止めて、第三の側面として掲げたものについて、さらに考察をすすめてみよう。

「此方へ参つて来んでも」という引用文の冒頭の「此方」とは、特殊な、他には存在しない場、つまり金光大神が詣で来る人々に、教えを説く場としての、金光大神広前を指示する。その金光大神広前は、備中国大谷村にあった。「稲木の天地」の稲木という土地は、引用した「理解」を伝承した山本定次郎(1871-1931)の住まう上稲木村のことである。大谷村より北西約二十キロ離れた所にある山村である。金光大神は山本に、稲木から大谷まで足を運んで参つて来なくてもよいと言う。その理由は、上述した三つの側面相互の関わりの中にあるのであるが、直接的な理由としては「稲木の天地も違いはせん」という言葉に表現されている。その「天地」というのは、一節で考察した神の社、または神体としての「天地」である。そのことを考慮に入れると、「稲木の天地も違いはせん」という言葉と、引用した最後の一文の「天地金乃神様は、けっして遠きも近きもない」という言葉とは、相互に響き合って、言われねばならない一つのことの別表現となっていることが了解されよう。同一伝承者の口承による「理解」では、上記の、前後に離れた二つの文は、「神様には遠い近いはない。稲木と大谷とで、天地に違いはない」(II山本定次郎の伝え 1・10)と一連のものとなって

いる。このことは、右に述べたような関連で、山本自身も金光大神の「理解」を了解していることを証するものであると言えよう。

「遠方と思うのは、ただ、この広前ばかりである」という、いくぶん明確さを欠く引用文後半の一文も、金光大神が語ろうとする「天地」との関連で思惟されねばならない。まず、引用したような「理解」を導き出した山本定次郎の問いについて一瞥しておこう。山本の父徳次郎は、早く元治元年(一八六〇)に、家族の病氣全快を願って金光大神広前に参った。その時、金光大神は、遠く離れた山本の家の建ちざまを寸分たがわず徳次郎に告げた。父よりそのことを聞いていた定次郎は、長年、遠く離れた場所のことがどうして知れるのか疑問を持ち続け、明治十一年(一八七六)に参拝したとき、ようやくその疑問を金光大神に向けたのである。¹⁸⁾ その問いへの金光大神の応答の一部が、さきの引用で示したものである。「遠方と思うのは」は、山本のこの問いを受けている。山本は、明治九年(一八七四)に初参拝し、その後も稲木から大谷への二十キロの道程を通い、その遠さを自らの体をもって実感し通っていたのである。

誰しも、人が体験する空間には、気候・地形・植生など、いわゆる自然的環境としての差異があり、田畑・街並・道筋など人為的文化的条件として差異がある。歩み行くという過程で、そうした差異が体験され、その体験が遠い近いという実感を呼び起す。また、歩み行くとき、見えて来るその場その場の差異が、悦びをもたらし、あるいは苦痛を与え、時には忍耐を促す。逆にまた、悦びや苦痛が、その場その所の差異を浮き彫りにするということもある。そうした経験を経て、山本は、金光大神広前へ至る。そうしてこの遠さを超えて何故、金光大神は稲木のことがかかるのかという問いとなったのである。

ボルノウの言葉を借りると、体験される空間は、「数学的空間の等質性とは違って非等質という特色をもっている」¹⁹⁾のである。原稿用紙に向かって筆を運んでいるこの場と、気分転換のために散歩に出る野の道とは、決して同じもの、つまり等質な空間としては迫って来ない。どこへ行っても、どこを歩んでも空間が均質なものとして立ち現われると、

人間は、精神錯乱に陥るしかない。数学的空間や近代物理学で示される絶対的空間などと言われるものは、法則性の許で描かれる抽象的空間であるから等質なのであるが、それは人間の体験・経験とは直接関係のあるものではない。ましてや、それによって護られ支えられているという信仰的実感など呼び覚されるわけではないのである。

そうとすると、「違いはない」「遠い近いはない」、それだから、「目を閉じて願っておれば、神様が心に知らせてくださる」(Ⅱ山本定次郎の伝え 1・8)と金光大神が示す「天地」という場はどのような空間なのであるか。それは、体験されうる環境としての非等質な空間ではなく、神の社・神体としての意味で等質な場であるが、決して数学的物理学的に抽象化されて等質であるという場ではない。

さて、次に引用しようとするのは「天地」が時間的視座から語られている「理解」である。

天地ははやることなし。はやることなければ終わりもなし。(Ⅰ市村光五郎の伝え 三・8・3)

信心する者が迷い気であったり、移り気なようではならぬぞ。昔から、天地にはやりすたりのあったことはあるまいが。(Ⅲ尋求教語録 9)

空間的側面から、「違いはない」「遠い近いはない」と語られた神の社・神体としての「天地」は、ここでは、「はやること」「終ること」「すたること」もないとして語られることになる。つまり、「天地」は有為転変、無常迅速を越えた時間の中で捉えられているのである。それゆえに、また

天は昔から死んだことなし、地が昔から死んだことなし。日月、相変わらず。(Ⅰ市村光五郎の伝え 二・5・3)

とあるように、「天地」が「生き通し」⁽²⁾の相を持つものとしても言表されることにもなる。さて、人間存在、とりわけ人間主観にとっての客体、もしくは単に環境として捉えられる自然は、巨視的に見れば、無限の相で見られることもある。しかしそれは、時々生死、生滅の不変の繰り返し、つまり反復の無終性として捉えられるもので、「生き通し」あるいは「死んだことなし」という相とは異なるものであろう。

古来から、人々は、春夏秋冬など自然の季節の移ろいを経験し続けて来た。その経験は人の生命の生老病死の経験とも二重写しとなって、人々の心を捉えたのであった。季節の変わり目、年末年初などの時の移行の区切りに、日本は言うに及ばず、世界各地で行われる様々な年中行事・祭事は、人生と二重写しで感受される、疲労してゆく時の再生を願う祈願に、その多くは源を発している。始まりがあれば終りがある。終りがあるからまたの始まりを願うという構図の中で、慣習世界に生きる人々の信仰が表現されていたといえよう。キリスト教、イスラム教その他、超越存在としての創造神、造物主としての神を信ずる人々でも、縊じて事情は変らない。被造物としての自然とそれに関わる世界には創造という始まりがある。始まりがあれば終りが訪れる。天空は剥ぎ取られ、大地は裂け割れ、四方の海は一つになり混沌に帰るその時の到来⁽³⁾へ向けて、人はどう生き、造物主によって救済されるか、それが信仰の重大問題となる。

金光大神によって示される「天地」は、それらに反して超越的神の被造物としては示されない。ありとある存在者が在ることを与えられている場としての「天地」は、それゆえにまた終末もない。神の社として、神体として、死ぬこと、疲れることなく生き通すという充溢した時間の相で提示される世界である。そこで、「天地」の充溢した時間の相が具体的に窺える金光大神の「理解」を掲げてみよう。それはいたって百姓じみた言葉である。深遠そうで、それでいて虚飾に満ちて、人間の生をその根差すところから引き抜いて、人間とその世界を言い当てるような言葉でないという意味で、そして、労働の結果として刻まれた農夫の掌の皸のように、水と土と汗が埋められている言葉という意味で、百姓じみた言葉である。

氏子、神に投げた銭はただでは取りはせぬぞ。氏子、昔から一粒万倍といおうがのう。大地に米一粒まいてみい、一合になるじやろう。また年明けて、その一合をまいてみい、一俵になるう。まあ、天地の神へ投げた物は、まあ、そんなもので、神に投げた物はただでは取りはせぬぞ。一粒万倍にして返してやるぞ。(I近藤藤守の伝え 16)

右は、「天地」の時間の相が直接には主たるテーマとなっている「理解」ではない。直接には、神信心に伴う賽銭、献納を行う際の見返りを計算する、どうしようもない人間の短慮、慾心を諭し正すことが、その基調となっている。しかしそのことのために、比喩として援用された稲種一粒のなりゆきは、「天地」のなりゆきの相を譬えたものとして理解されねばならない。その場合も、米一粒をまくという最初の行為があつて、「天地」は「一粒万倍」にして返すという原因と結果を計る地平でこのことは理解されてはならない。それではやはり、先にふれた、始めと終り、創造と終末という図式の中へ「天地」の事柄を持ち込むことになってしまうからである。あらかじめ、既に「一粒万倍」という「天地」の時間相が働いている、その相に促され調子付けられて、粃一粒がまかれる、そのなりゆきが、賽銭のことなどに言寄せられているのである。それゆえにまた、次のような「理解」も不思議なことではない。

今も昔も、昔も今も、これから何万年たつても、世の中は違ひはしない。同じことである。人もきれなければ、人の食う穀もきれることはない。つきつきに種が生えて続いていく。(II伍賀慶春の伝え 8)

金光大神自らの用語法では、「世」は世間・社会を指すが、右に引用したものは、口承記録であるので、厳密に金光大神の用語法を適應することはできない。この場合は、世間をも内包した「天地」の事柄に眼差しが向けられていると考えてよいであろう。^② そう考えると、この「理解」は、先にふれた「一粒万倍」という「天地」の時間相が、別様の表現

をもって語り出されたものと言える。「天地」は何万年たっても変わらないと言われているのであるが、それは科学の領域における対象化的認識によって規定される自然、また科学技術がその配下に位置せしめる自然の時間相とは、あまりにも懸隔があり過ぎる。自然として科学的認識に枠付けされる世界は、その内にどのようなようにして蓄えられたか分からないがエネルギーを内包する。しかしそのエネルギーは、発散の一端をたどりつつあり、その様は「ぜんまいがほどけつつある時計」か「射撃中の弾倉」として譬えられている^⑤。つまりエネルギーの発散による疲労と崩壊過程にあるものとして、自然の時間相は捉えられるのである。その認識に立つゆえに、科学とその技術は、資源の算定と保護、備蓄と計画的消費、人工エネルギー開発に懸命とならざるを得ないのである。

金光大神の提示する「天地」の時間相は、不易であるばかりか、「一粒万倍」として見られている。もし、金光大神が「天地」という語をもって、自然の事柄を語っているとしたら、提示された時間相は、無知の徒が語る空事ではなくなるであろう。本論の考察に先立って、「自然」を括弧に入れてきたが、ここに至って、「天地」と「自然」は地平を異にし、「天地自然」という熟語をとることが出来ないのではないかということが、ようやく明らかになりつつある。それについての結論は、今、導かなくてもよい。本論としては、百姓じみた言葉と述べた「理解」の諸相に、思いを寄せ続けることがその任であるから。

三、父 母 ・ 親

金光大神の提示する「天地」は、自然と重ね合わせることで思惟されてはならないのではないかという前節の終りで逢着した思いを、さらに明らかにすべく、「天地」が父母・親という比喩をもって語られる「理解」をこの節では考察する。宗教信仰の領域で、父母・親という語で比喩される存在は、おおむね神的存在であることは、宗教学的にも明らか

かにされているところである。そうとすると、「天地」が父母・親と譬えられるということは、「天地」は、むしろ神との関連のもとで捉えられるべきものではないかということになるが、金光大神の「理解」から、それはどのように考えられるであろうか。早速、考察に入ることとする。

天地を父母と授ける。天は父、地は母、授けるによって、その身一心に拝めい。(I市村光五郎の伝え 二・68)

簡略な文ではあるが、文意は明らかであろう。なお、少々補うと次のようになる。金光大神は、「天地」を、市村光五郎（五郎）の父母、つまり親として示し教えているのである。天は父、地は母のようなものであるから、その「天地」に一心に縋り、祈願するがよい、という意である。「拝めい」という素朴であるが威嚴の込められた言表は、拝むという行為が向けられるべき「天地」が、神的存在であることを暗示するものであろう。同一伝承者の口承記録によると、類似した趣意の「理解」が次のように表現されている。

此方が天地金乃神を巳の年（市村光五郎）の父母と授けてやろう。親と思えば子と思う。神を親と信じて信心をしていけば、神の方から子と思う。(II市村光五郎の伝え 3・1―部分引用)

父母として授けるという先の言表が、ここでは「天地金乃神」という神名で示されている。この言い換えは、口承者の恣意によるものでも、記録者の誤記、改竄によるものでもない。金光大神自身による言い換えと考えられてよいものである。^⑧やはり同一伝承者の口承記録によると、金光大神は、伊邪那岐命、伊邪那美命、天照大神、天皇、さらに黒住宗忠を列挙し、全て人間であることを指摘した後、

神とはいふけれども、みな、天地の神から人体を受けておられるのである。天地の調えた五穀をただかれねば命がもつまい。そうしてみれば、やはりみな、天が父、地が母であつて、天地金乃神は一段上の神、神たる中の神であらう。(Ⅱ市村光五郎の伝え 2・2~3)

と語っている。以上三節掲げた「理解」を比較すると、「天地」と神とはいずれも、父母、または親という語が比喩としてあてられて説かれており、また「天地」は、天地金乃神をもつて言い換えられている。このようなことが、市村光五郎の伝承した「理解」に限って起るのならば、市村の語法であるとしうるが、他の伝承者の「理解」にも散見する。例えば、

昔から、天は父なり、地は母なりというであらう。天地金乃神様は人間の親様である。此方の信心をする者は、一生死なぬ父母に巡り会い、おかげを受けていくのである。(Ⅱ福嶋儀兵衛の伝え 2・3)

とある。「父は天、母は地」という古来からの諺が倒置されて、「天地」へ主眼が移され、そうして、冒頭の文意を受けて続く文の主語に、天地金乃神という神名があてられる。親という語で比喩されているところから、その主語つまり「天地金乃神」は、父母として言われた「天地」であっても差支えないのである。そして最後に「父母に巡り会う」という表現で、冒頭の「天は父なり、地は母なり」へと関連づけられている。また、「天地の神は父母のようなものであるから、それにすがっていれば手は放さない」(Ⅱ伍賀慶春の伝え 6・3)という伝承もある。この場合も、「天地の神」とあるのは、以上の考察から、「天地」あるいは、「天地金乃神」と言い換えても、その意味は変わらない。特殊な例としては、天が日天四、地が金神として言い換えられて、「日天四は父神様で、金神様は母神様である。」(Ⅱ松山勝蔵

の伝え 2) という伝承もあるが、これについても、言われようとしていることは、特別なことではなく、右に引用した諸伝承と同じであると考えてよい。^②

以上、「天地」は神と代替されうる存在として語られていることを示したが、実際の語られ方を見ると、天と地と分けられ、それぞれ父と母と比喩されている。最後に引用した松山勝蔵の伝えでは、日天四・金神という神名に分けられ、そうして、父と母がそれぞれを譬えて言表されている。このようなことから、宗教学で言われる天父神と地母神という対偶神的な二神^③が金光大神の神観念に秘められているのではないかという疑問が浮上するであろう。「天地」が夫婦、あるいは男女に譬えられる伝承もあるので、この疑問について、ここで一考しておく。

信仰形成史という視座から、実証的検証を重ねながら金光大神の諸事蹟を解いていくと、天父神(日天四・月天四)と地母神(金神・金乃神)という対偶神的神観があったことは認めざるを得ない。そのような観点から「天は父、地は母」を解釈すると、この言表の背後には、天と地に、それぞれ独立した二つの神存在が金光大神によって捉えられており、その二神の存在様態に似合うように、父・母が隠喩的にあてられていると解かれるであろう。換言すると、民間信仰領域で行われていた日待ち月待ちなどの儀式を生んだ、日天子月天子信仰が背後にあって「天は父」などの言表となり、民間の金神信仰が金光大神によって普遍性を獲得して、大地の神となり、その神が「地は母」という言表をもたらしたということになる。そこから、「双方の神は、必然的に、金光大神を仲立ちとして和合され、そのことによって、相互に関係し合う存在となり、独立した神から関係的な神へと変質を遂げた^④」という論が成立する。その論の筋から、「天地金乃神」は、「天神・地神と人間の関係の働きの神格化^⑤」つまり、その神は、関係の働きそのものを名指し実体を有しないものとなる。この考え方は『概説 金光教』の教義編の「神は本来、人間の生きることの立ちゆきを願うはたらしきそのもの^⑥」「神を八はたらき√においてとらえることが、本教神観の基本である^⑦」という所論に呼応しているといえる。上述したような神観は、「天地」が神と、しばしば金光大神によって言い換えられているということなど、諸々

の「理解」を共時的地平で関連づけるところから明らかにされることによって、再吟味されねばならないと思われる。それについて、今は問題提示に止めて、神が父・母、親などの比喩で語られることについて、一、二諸学の分野で言われているところにふれてみよう。

まずは、オランダの宗教現象学者であるファン・デル・レーウの説くところに目を留めてみよう。レーウは、父と子の関係の不確定性に比して、母と子の絆の親密さに注目した。そこから「人間が自分の生活を支配する力に、まずさし当って母の形態を与えたことは、何ら驚くにあたらない」として、古代宗教、原始宗教における母神的宗教事象を分析した。それは母系社会に対応するもので、社会において、父権が母権にとって代られるようになる、父神的なものが登場するとレーウは言う。その父神的なものとは、律法的、非肉体的、それゆえに超越的存在であると論じ、キリスト教における超越神信仰の意義へと導いている。^④レーウの、母神から父神への転位過程の宗教現象学的分析は、「父なる神」に基づく神学のパースペクティヴからなされたところに意義のあることである。現代のキリスト教信奉者は、それでは母神的イメージを彼等の神に対してもはや持ち合わせていないのであろうか。「天は父、地は母」という金光大神の提示は、レーウに従えば、古代的原始的宗教事象が払拭されていない現れであるということになるのである。数か国のキリスト教信者を主として調査対象にし、宗教心理学的側面から、神のイメージを詳細に分析したアントワニス・ベルゴートの一九八一年に出された報告書は、右の問いにある示唆を与えてくれる。^⑤その報告書は、「父なる神」と呼ばれるキリスト教の神の心象について、次のような結論を導き出している。キリスト教信者の「父なる神」の実際の心象は、個々が描く肉親としての母親像や父親像よりは、母性あるいは父性的要素は少ないけれども、神の像は、母性的要素を父性的要素以上に備えているのである。ベルゴートは、「父なる神は神の象徴として最も適切か」というタイトルの節の中で、神のイメージに、両親それぞれの要素があるという、この調査結果が、「父なる神」という既成の神概念に対して、持つ意味の重さは無視できないと論じている。^⑥この結論は先に紹介したレーウの母神から父神

へという転位過程を問いに付すばかりでなく、神についての心象が、父母の二様に判然と分けられるものではなく、双方の要素が、常に潜在していることに注目すべきであるというのである。キリスト教の「父なる神」という比喩についての問題提起であるが、「天は父、地は母」ということを巡ってのわれわれの考察にも、この提示は、ある示唆を与えてくれる。

「天は父、地は母」など、先に引用してきた、「天地」あるいは神に関わる比喩表現を、単に言表された言葉のレベルで考えると、二つの独立した存在を想起せしめられざるを得ない。そこから、対偶神であるとか、配偶神であるとかの神概念を生ぜしめることになり、天地金乃神は、既述したように、天と地の関係、働き合いが神名になったものであるという、存在を欠いた神概念を導き出すことにもなる。われわれは、「天は父、地は母」という比喩の出所である金光大神の心に結ばれた「天地」の相に思念を集めた上で、その比喩としての表現を考えねばならないのである。それと共に、金光大神がそうした比喩で「天地」、神について伝えようとした、人々の心の様態をも配慮しながら、そうした比喩表現について分析を及ぼす必要がある。

さて、右に述べたことを念頭において、さらに、「理解」を引用しながら、考察を進めることとしよう。本節でこれまで引用した「理解」は、「天地」の比喩表現として父・母が同等の重さであてられたものであるが、次に引用する「理解」は、多少趣を異にしている。

天と地と、どちらの恩が大きいか、恩比べをしてみよ。天のことは言うな。いくら言ってみても空論である。天は父で、地は母である。父母がなければ子ができないが、子が生まれれば、父はなくても母だけでも育てていく。

(Ⅱ市村光五郎の伝え 20)

世に、悪いことをすな、天地が見てござるというが、天が父親なら地は母親ぞ。いかに父親に孝行をしても母親に不孝をすれば、親孝行とはいえぬぞ。天ばかりありがたがっても地の恩を知らねば、信心しておるとはいえぬぞ。

男ばかりでは子は育たぬぞ。女の乳があるからぞ。天があっても地がなかったら、氏は住みはい(生)はできないが。天に取りすがっても地に無礼をすれば、天に見せておいて七墓築かしてやるぞ。(Ⅲ尋求教語録 182)

両者とも、これまで引用したものと同様、天と地に父・母の比喩があてられている。しかし、「天地」を神、つまり天地金乃神と言い換えうる統一体として考察してきたこれまでの論述を崩すかのように、とりわけて、母と譬えられる「地」に重点が置かれている。そればかりか「父はなくても母だけでも育っていく」「天があっても地がなかったら、氏は住みはいはできまいが」などの言表に見られるように、さらに「天のことは言うな。いくら言っても空論である」と極論ではないかと思えるまでに、「地」にその眼差しが集中しているのである。このことはこれまで引用してきた諸の「理解」とどのような関連で捉えられるべきなのであろうか。「父なる神」と言われ通して説かれてきたキリスト教の超越者としての神であっても、ベルゴートらの分析で母性的要素が優って、人々の心内で神の像が結ばれているというのであるから、特に母性的要素が強調されて説かれても驚くにたらないと一応は言える。このことを考慮に入れるとしても、金光大神が、「地」への眼差しを、とりわけて、人々に求めるには、それなりの理由のあることは見逃してはならない。それについては、筆者が「地」についての金光大神「理解」の分析を発表している^⑥ので、詳述は避け、ここではその成果をふまえて、理由として考えられることを略記するに止めよう。

金光大神は、既述したように、神の社・神体、端的に神としての「天地」に、人間はその生死を委ねた存在であると説く。その人間が、農耕し、食を得ることを通し、「地」になれ親しむこととなった。その過程で「地」への謝念を失うばかりか、「天」に反して、人間が恣に支配できるものとして「地」を手中に収めることとなった。そうした「地」

に対峙しての人間主権の要求が、「地」の神性としての金神忌避という「無礼」の姿勢を生んだのである。「無礼」という人間姿勢を転換せしめ、「天地」と人間との本来的關係、つまり父母・親と子という關係へと回帰せしめることこそ、金光大神の宗教的使命となったと言える。そうした脈絡の中で、「天地」における「地」の働きの側面へ注視を人々に迫る、時には先に引用したような、極論とも見える「理解」を説いたと考えねばならない。さらに「天に取りすがっても地に無礼をすれば、天に見せておいて七墓築かしてやるぞ」という言葉にも、暗に示されているように、「地」の働きへの上述したような理由による強調は、金光大神自身の前半生における、自らの「無礼」がもたらしたことへの信仰的吟味が、その背後にあることは言うをまたないことである。こうした理由から、「地」へと重点が置かれた「理解」が見られるのは当然のことであると考えられる。しかし、「地」に重点が置かれた「理解」のみに目を奪われて、「天地」が神という、存在者として言表されている他の「理解」を見逃しては、金光大神の「天地」に関わる諸々の「理解」を、一つの関連性の中で了解することがおぼつかなくなるばかりか、「天地金乃神」と名指される神の実体を見失うことになってしまうのではなからうか。

以上、「天地」は神の社、または神体と比喻されて、その地平の何であるかが示されていること、父、母、あるいは親などと比喻されて、人間存在にとって必須の關係の中で捉えられねばならないこと、総じて、「天地」と神——天地金乃神——とは、両語とも、一つの存在とその世界を言い当てる語であり、相互に言い換えが可能であること、などいくぶんか明らかにしえたと思う。しかし、「天地」という語が「理解」でどう用いられ、説かれ、伝えられたかということについて、以上で考察が終るわけではない。「はじめに」でもふれたが、「天地のある間は、天地の話が尽きるということはない」と金光大神自身が語るように、人々の願いや求めに応じつつ、「天地」を様々な側面から、様々な言葉で説き続け、そのいくばくかが伝承され、「金光大神御理解集」に編まれた。本論では、そのごく一部を扱ったに過ぎ

ない。

「天地のある間は」その話は尽きないと言われることから窺えるのであるが、「天地」を対象化して固定的に措定し、その上で全体像を金光大神が捉えたうえで、種々、人々に「天地」を説いたのではない。金光大神にとっても、「天地」は信じ求め続けられるものとしてあるから、その「話が尽きるといふことはない」と言われるのである。

天地のことをあれやこれやと言う人がありますが、人では天地のことはわかりませぬ。天地のことが人であれば、潮の満ち干がとまりましよう。(工近藤藤守の伝え 9)

「あれやこれやと言う」ということで言われている事柄は、興味本位でとか、あるいは、知識として得たものでもって、という意でもあろうし、さらに、人間の勝手な都合をもって、ということも含まれよう。それによって言葉にのせられる世界は、人間によって粹付け、枷をはめられた世界の事柄であって「天地」ではない。「天地」は、わかり難さ、知り難さのうちにあるものとして、信じ求められる存在である。しかし、形而上学的な超越存在であるかという点、「天地」を離れて住まうべき人間の場はなく、人間存在は、「天地」との関係に離れ難く結ばれてある。そうであるからこそ、その関係は、人によって了解され、了解された関係にふさわしく生きられねばならないのである。神から、その関係を説くことを求められ、金光大神が語り続けたという意味において、金光大神の「理解」の言葉は「天地」のメッセージであろう。そうした性質のものとしての「理解」の中で、「天地」に住まうことを許された人間の、そのことに基づいた生き方も様々に語られ、そう語られることを通して、神としての「天地」の相が言葉となって示されている。また機会を得て、他の側面から語られた「天地」について考察させられたことを発表したいと思う。

(教学研究員)

注

- ① 『金光教教典』金光教本部教庁刊 昭和58年10月10日
- ② 「此方の話」とは、金光大神の説く話であるが、その話は、神によって要請されて語る話であり、金光大神の人間の才覚にまかされたものではない。山本定次郎の伝えに、
- 「天地金乃神と氏子の間柄のことを、金光大神、参つて来る氏子に話して聞かせよ」とお伝えくださったので、このように話をしておるのである。(『山本定次郎の伝え』48・31部分引用)
- とある。本文に引用した佐藤範雄の伝えに通じるものであるが、ここでは、神の求めに応じてなされる話であることが明示されているところに注目しておきたい。
- ③ 『概説 金光教』金光教本部教庁刊 第二章教義 二三五頁
- ④ 岡本睦範『神と自然と人間』金光教河原町教会刊 昭和55年一頁
- ⑤ 『金光大神』金光教本部教庁刊 三七七頁
- ⑥ 昭和58年10月10日以前の『金光教教典』を指す。それは、「金光大神御理解集 第三類」の「慎誠」「神訓」「金光教祖御理解」及び、「金光大神御覚書」九章(3・1~7)の「立教神伝」と呼ばれていたお知らせ、さらに二二章10の「天地書附」などによって編まれていた。公には、次の連示をもって新、旧教典の転換がなされた。
- 五八連示第九号

教内一般

金光教教典を昭和五十八年十月十日をもって別冊の通り定め、従前の金光教教典を廃止する。

昭和五十八年九月五日

金光教教主 金光鑑太郎

- ⑦ 山鹿素行「聖教要録」『日本思想大系』32巻 二三頁
- ⑧ 相良享「△自然▽という言葉をめぐる考え方について」『自然―倫理学的考察―』(『日本倫理学論集』一四)では、「自然」という語が翻訳語となる思想的背景が論及されている。
- ⑨ 人間が神から自然の統治を委ねられているというヨーロッパを支配した思想の原拠は、旧約聖書「創世記」の次のような言葉とされている。
- 神はまた言われた「われわれのかたちに、われわれにかたどって人を造り、これに海の魚と、空の鳥と、家畜と、地のすべての獣と、地のすべての這うものとを治めさせよう。(創世記1・26)
- また同じく九・1~3にも同じ筋合の言葉が見られる
- ⑩ 現代における自然観の問題については、次に掲げるような諸著作を参考にした。K・レーヴィット『神と人間と世界』岩波書店、カールパツハ『カントとニーチェの自然観』明星大学出版、J・A・リヴィングストン『破壊の伝統』文化放送、根井康之『近代的自然観と哲学』農山村文化協会、等。
- ⑪ 『時代別国語大辞典』上代編参照
- ⑫ 石田一良『神道論序説』ぺりかん社 三二頁参照

- ⑬ 『金光教教典』『金光大神御覚書』五・6、9、13、六・2
 ⑭ 4 参照 拙論「秋浮塵子の事蹟について」『金光教学』第八
 号参照
- ⑭ 前掲書「金光大神御覚書」三・1・5
- ⑮ 同右「金光大神御覚書」一五・8、「お知らせ事覚帳」一
 ・7
- ⑯ 同右「金光大神御覚書」二一・21・3、4、「お知らせ事覚
 帳」一七・25・3、4
- ⑰ 拙論「慣習世界と信仰形式」『金光教学』第一五号参照
- ⑱ 前掲書「金光大神御覚書」二一・5・2、二一・10、「お知
 らせ事覚帳」一七・5・2、一七・11参照
- ⑲ 同右「金光大神御理解集」第一類 山本定次郎の伝え1、2、
 同第二類同人伝え1参照
- ⑳ O・F・ボルノウ『人間と空間』せりか書房 四五頁
- ㉑ 前掲書「金光大神御理解集」第三類尋求教語録104に「生き通
 し」という表現が見られる。ちなみに引用すると、
 天地は生き通しぞ。天地が生きてござるから、人間もみんな
 生きておれるのぞ。天地の親神様のおかげを受けたら、人間
 も生き通しじや。そのおかげを受けようと思えば、天地金乃
 神様と一つ心になれい。
- とある。
- ㉒ M・エリアーデ『生と再生』東京大学出版会参照
- ㉓ 牧野信也『創造と終末』新泉社 第五章「終末の情景」参照

この書はイスラム教教義につき、コーランを基礎資料としてあ
 つかったもので、本文に略記した終末の情景も、コーランの記
 述に基づいている。アフリカ人の諸宗教でも、種々の終末論的
 神話がある。神が世界を創造した平和な時があって、時が移り、
 人は食料を失い死を運命づけられる時を迎えるという筋が、お
 よそどの神話にも見られると、ウガンダのマケレレ大学の宗教
 学者J・S・ムビティは言う。ムビティ『アフリカの宗教と哲
 学』法政大学出版 第九章参照

㉔ 同一人物の伝えに、「丑寅鬼門金神ということから天地金乃
 神と変わり、天地の間にある者で、おかげを受けない者はない。
 この道は幾億万年たっても衰えはしない。」(『伍賀慶春の伝え』
 とあるが、衰えはしないといわれる「この道」は、「天地」・
 「天地金乃神」との関連で言われており、天地の道と了解され
 うる。本文で引用した「世の中は違いはしない」の「世」に相
 応する言葉であろう。

㉕ R・G・コリングウッド『自然の観念』みすず書房 四六頁

㉖ 金光大神自身の筆になる「お知らせ事覚帳」にみられる「天
 地」の用法を拾い上げてみる。

天地の道つぶれとる。道を開き、難波な氏子助かること教え。
 (二〇・16・2)

天地、あめつちを忘れな。(二一・30・3)

此方には、氏子の身信心の話だけいたし、聞かせ。天地へ身
 を任せば、難なく安心のこと。(二五・36・3)

これらは、いずれも、神・天地金乃神という内容をもって、「天地」が記されていると見てよい。

- ②7 「天は日天四 月天四、地は金神である」(『吉原良三の伝え』²、¹) という伝承がある。本文の松山勝蔵の伝えと併せて考えれば、「天は父、地は母」という提示と差異のないことが分かるであろう。

- ②8 M・エリアアデ『エリアアデ著作集』2 一三六～一三八頁、同書1 一〇〇頁参照

- ②9 岩本徳雄「日天四と金光大神」『金光教学』第一八号 一二七頁

- ③0 同右 一三〇頁

- ③1 『概説 金光教』 二二六頁

- ③2 同右 二三八頁

- ③3 G・ファン・デル・レーウ『宗教現象学入門』東京大学出版会 八七～九八頁参照

- ③4 Antoine Vergote & Alvaro Tamayo "The Parental Figures and the Representation of God" Mouton 1981

- ③5 同右 二〇四～二二二頁

- ③6 拙論「金神、その神性開示について」『金光教学』第一七号、「八人代」その神の忘却と隠蔽についての素描」同上第一号参照

- ③7 こうした理由の他に、同時代人で黒住教教祖黒住宗忠が主として「天」を説いていたということとの関連で、「地」への強

調がなされたという理由も、伝承からは窺えるが、主たる理由として考えるには、資料的には稀少であり、問題がある。「金光大神御理解集」第二類市村光五郎の伝え17～19参照

「此方」考

— 『覚書』 『覚帳』 のテキスト分析ノート —

早川 公明

△は じ め に▽

『金光大神御覚書』『お知らせ事覚帳』（以下それぞれ『覚書』『覚帳』と略記）を解読する上で、お知らせの中に表現されている「此方」という言葉は、しばしば読者を当惑させる。それが代名詞であるからということでは何を指示しているのかを言いあてようとすると、躊躇せざるを得なくさせられてしまうのである。「此方」は一体、神なのか、教祖なのか、その両者なのか、或いは場なのか、場だとしたらそれはどういう場なのか、と判断に窮する。もちろん、そのいずれかに決めつけてしまう要はないわけであるが、ただ、これまでの実情からすれば、その不分明性が問われぬままに、往々に、「このかた」と、原文をそのまま訓読し、とりあえずの訳語として済ませられてしまっていると思われる^①。しかしながら、「此方」は、その指し示す内容が、神か教祖かといった我々の信仰対象そのものに関係する上に、多くがお知らせ中に表現されていることからして、その解し方は、お知らせを如何なるものとして把握するか、ということにも関係してくる。それに他宗教において、お知らせと比較し得るような神託・託宣の中で、このような神・教祖

の不明な呼称表現が頻繁にあらわれることはそう類例がなく、その意味からして、抑々「此方」という呼称が多用されるのは、どういうところからであろうか、といった疑問も生じてくる。

本稿では、以上のような問題意識をもって、お知らせの中で表現されてくるところの「此方」が指し示す意味内容をより確かにすべく、とりあえず『覚書』の用例をもとにして、その考察を試みる。^②

考察にあたっては、以下に述べる三点からの分析・検討を心掛けた。

(一)、「此方」の用例分類……先ずはじめに、逐一の事例について、それぞれの文脈の上から語用論的に検討し、各事例間の用法上の共通点と相違点を抽出して、それに基づいて分類することを試みた。^③以下、その分類基準の設け方に関して、筆者なりの考え方を示しておきたい。さしあたって、碎書上の定義からすれば、「此方」は、元来、方角または時間を示す指示代名詞であったものが、人称代名詞としても用いられるようになったものであること、そして、人称代名詞として用いられる場合には、自・対・他三称にわたって指し示し得るものである、ということが知れる。^④従って、「此方」が自称（一人称）として使用されているか、或いは対称（二人称）他称（三人称）として使用されているかは、一つ一つの対話場——話者が誰であり、相手が誰とされているか、またそれ以外の第三者の有無——を、文脈上から判断して設定し、語用論的に検討してみた上でなければ判別不可能である。特にお知らせの中にそれが表現されている場合には、次の点で一般の対話場とは異なっているので、その点に注意する必要がある。つまりその際には、神・教祖・第三者間の対話的関係において、教祖が、神からのメッセージの受け手と、第三者へのメッセージの送り手とを同時に果たす場合がままあるところから、そうした場面では、「神（送り手）↓教祖（受け手）」間と、「教祖（送り手）↓第三者（受け手）」間との二つの組合せからなる幾通りかの送受関係の型が成り立ち得、そのどの型に属すると判断するかによって、文脈上「此方」が神とも教祖とも解し得る場合が起きてき、また神か教祖かを一応区別し得たとして

も、その「此方」の人称の受取り方が変わってしまうからである。今一例を挙げれば、

。世話方午の年（川手保平——自進）、金光大神を六角置の上おろすから、よくよくのことと思うてくれ。また用があれば、此方、から申しやる。

『覚書』（19—3）

このような場合、メッセージの送受関係からすれば、「此方」は、文脈上「神」とも「教祖」とも或いは「神と教祖」とも解し得る。

①「（神（此方）↓教祖）↓保平」

②「（神↓教祖（此方））↓保平」

③「（神↓教祖）（此方）↓保平」

また、人称で言えば、①の場合は自称（一人称）単数、②の場合は自称（一人称）複数、そして③の場合は、一般の対話場と同様な考え方からすれば、神から保平にメッセージが向けられているのであるから、「此方」としての教祖は他称（三人称）となる。^⑤

要するに、お知らせ中の「此方」については、メッセージの送受関係が一樣には捉えられないので、まず各事例場面での送受関係の型を指定して、そのいちいちについて文脈上から検討しない限り、機械的に人称別分類を行うことも、神か教祖か、或いはそれ以外かを、用例全体にわたって同等の基準から判別することも不可能であると言わなければならない。

右の点に注意しつつ、「此方」の用例分類を試みたわけであるが、その考察については、何分逐一の事例にわたる煩雑な作業なので、本文からは割愛して、分類の手順や方法、その結果としての事例分類一覧を、△補考▽として、本稿の末尾（65頁以下）に付すこととした。これを本文の前提としているので、併せて参照して頂きたい。

(二)、神・教祖の呼称表現としての「此方」の分析……(一)では、「此方」の個々の事例について検討し、そこから伺われる共通点と相違点をもとにして、ひと通りの見当づけを試みたわけであるが、「此方」の指示する意味内容をより明確に把握するためには、更に『覚書』におけるお知らせの記述全体を視野に入れ、(一)で分類した各用例の相互関連性を、共時的かつ通時的に追究することによって、「此方」をより統一的に理解することがいえるであろう。

それには、一つに、お知らせ中に示されてくる神・教祖それぞれの呼称表現全体を視野におさめ、それらを、いわばお知らせ全体を通しての神・教祖の人称性の問題として捉えて、その中で「此方」という呼称表現のもつ意味を確かめることが必要であると考えられる。(一)での分析の結果、「此方」が、神を指すと解し得る場合、教祖を指すと解し得る場合、また、双方を同時に指すと解し得る場合のそれぞれがあり、しかも多くの事例では、そのいずれに解することも可能である、ということが推察されてきた(付表の事例一覽表中、「人称性」の欄参照)。かくの如くに受取り得るのは、どういふところからか。そのことを、日本語における人称代名詞の特有な様態や機能に関連づけつつ解明し、お知らせ中に示されるその他の、神・教祖それぞれの呼称表現との比較検討をも通して、人称としての「此方」がもつ意味内容につき、理解を一層深めたい。

本稿第一章は、その点に関する究明を目指したものである。

(三)、△場▽としての「此方」の分析……「此方」の指し示す意味の全体を統一的に把握するためには、今一つに、お知らせ中において「此方」に對置して示される対立概念を視野に入れ、それらをお知らせによって示される信仰の世界の中での「場」の問題として捉えて、そこで「此方」の占める位置と、その「場」の意味内容を探ることが必要であると考えられる。(一)での分析の結果、「此方」の多くの事例は、人称として解し得るばかりでなく、同時にその指示代名詞本来の意味によって、場を指し示すと解したほうが妥当ではないか、ということが推察された(付表の事例一覽表中、

「場・方向性」の欄参照)。その場合の「場」とは、どういう意味内容をもった場であるのか。そのことを、お知らせで「此方」と対立してあらわされてくる表現とも対比させつつ考えることによって、確かめてみたい。それは、お知らせの中に示されている世界の構造を把握することにも基本的に關っていく問題であると思われる。

本稿の第二章は、その点についての究明を目指したものである。^⑥

一、「此方」と人称

1、日本語の人称表現の特有な様態について……本来、場所・方向を指示する代名詞である「此方」は、その場に位置する人を指す、所謂人称代名詞としても用いられる。以下この章では、そうした意味合いの強い用例をもとに、神・教祖の人称表現としての「此方」について考察していきたい。

それに際しては、先ずもって、日本語における人称のあり方が、例えば西欧諸語のそれと大いに相違していて、そこに日本文化や日本人の行動様式を直接反映する独自の用法が存在することを踏まえておかねばならない。以下にその要点を述べてみる。^⑦

西欧諸語においては、自己を称し、相手を称する言葉は、(1)一人称及び二人称代名詞として、有史以来単一もしくはせいぜい二種類の語が殆ど変化なく用いられ、いずれも起源をラテン語の ego と tu に拠っている。しかもそれは、(2)話し手や相手の身分・性別・年齢などと無関係に、何よりも対話という言語活動の能動的行為者と受動的行為者という役割のみを表明する機能をもつ。またそれは、使用のたびにその都度話し手と相手を指すから、常に相互交換的である。そして、(3)これらの人称代名詞を用いずに会話が進められることはまず考えられないと言ってよく、省略されるのも稀である。

それに対して日本語の場合、人称に用いられる代名詞は、(1)抑々具体的な意味を持つていた実質詞からの転用(私・僕・君・貴様等)か、元来場所・方向を示す指示代名詞からの転用(あなた、こなた、おまえ等)であって、しかもその用法は、有史以来、著しく変遷を重ねてきている。⑥またこの様な性質をもつ人称代名詞のほかに、日本語では、自己を称し相手を称する時に、親族名称(お父さん、おじさん等)、職業・地位・身分名称(先生、お客さん等)といった、自己と相手との間柄・役柄を直接指示する名称が、或いは実名など固有名詞までもが、代名詞の用法で頻繁に用いられる。要するに、日本語では、一人称と二人称の代名詞は、話し手が自身に言及する言葉⇨自称詞、相手に言及する言葉⇨対称詞、の一部をなしているに過ぎない。そして、これら自称詞・対称詞は、(2)話し手と相手間の身分・年令・性別と密接に関係していて、双方が殆ど同一の自称詞・対称詞で呼称し合わないという意味において、原則的に非相称的・非相互交換的である。ここでは、親族間における地位関係を基礎において構成された、用法上の明確な規則―「親族名称の虚構的用法」といわれる―に基づいて、話し手・相手間の上下の位置関係を反映した使い分けがなされている。つまり対人関係における上下の分極に基づく具体的な役柄確認の機能を、必然的に自称詞・対称詞が担うような仕組になっている。その上、(3)日本語では、この様に多くの自称詞・対称詞をもつにも拘らず、会話中ではしばしばそれらが省略され、特に目上の相手に対しては、なるべく名指しを避けて話を進めようとする傾向が明瞭に認められる。即ち、日本語にあっては、人を指す言葉も一種のタブー語に相当し、名指しを忌避する傾向は、西欧に比べて一層強い。場所や方向を示す代名詞によって間接的にそこに位置する人を表現したり、元来は別の具体的な意味を担う実質詞から転用して表現するのも、このことに由来する。また、常に使用され続けると、当初の間接性が次第に失われるため、代わって新しい間接的表現が採用されるというタブー語の常からして、自称詞・対称詞の用法の歴史の変遷ということも当然起こり得るわけである。……………

さて、『覚書』に記述されたお知らせも、日本語として表現された言葉のレベルで捉える以上、その人称表現につい

て、右の様な特徴的性格が踏まえられねばならない。そこで次には、以上のことを念頭におき、お知らせ中に示される神・教祖のそれぞれの呼称表現の全体を視野に入れて、そこでの「此方」の用法を、他の呼称表現との比較のもとに検討してみる必要がある。

表I

◎お知らせ中に示される神の表現について

A. 人称代名詞	(私〔→天照皇大神へ〕)
B. 指示代名詞	此方
C. 地位・身分名称	神
D. (1)神名	(鬼門)金神、日天四、月天四
(2)固有の神名	(鬼門)金乃神、日天四月天四 ^肆 鬼門金乃神 天地金乃神、天地乃神
(3) // 命号	神力明賀命、両天惣身命

2、お知らせ中の神・教祖の呼称表現……まず、お知らせ中には、神自身の呼称表現として表Iに示す如き種類がある。そのうち「此方」との置き換えが可能な自称詞的用法で使われているのは、以下の呼称であり、それらの用法を、『覚書』の記述全体を通して検討してみると、次のようなことが指摘できる。なお、比較のため「此方」についても併せて掲げておく。

(1)、直接の神名である「金神」「金乃神」「天地金乃神」「天地乃神」「日天四」^①

※神名が自称詞的用法で直接あらわれる場合は、新たな神の名が確定した直後や、その他特に改まった場合、しかもその神性を一般の神から区別して示す要のある場合に限られているようである。そして、安政四年から安政五年にかけて、「金神」もしくは「金乃神」という名でしばしばあらわれていることを除けば、元治元年まで、殆ど神名が自称詞的に用いられることなく、以後明治になってからも、「天地金乃神」「天地乃神」は、自称詞的用法としては、時々あらわれる程度である。

(2)、地位・身分名称としての「神」^②

※「神」は、お知らせ中の全体にわたって満遍なく用いられ、通時的にみても、頻度に偏りはない。自称詞的用法で示されているどの用例についても、「此方」と言い替えることに殆ど抵

表II

◎お知らせ中に示される教祖の表現について

A. 人称代名詞	(おまえさん〔←先祖から〕) (あなた〔←家族から〕)
B. 指示代名詞	此方、其方
C. 地位・身分名称	氏子、金乃神下葉の氏子 一乃弟子
D. (1)神号名	金子大明神、金光大明神 金光大権現、(生神)金光大神
(2)固有の神号名	文治大明神
(3) " 命号	人力威命
E. 姓名(実名)	金光
F. 親族名称	親、夫(婦)
G. 干支名	戌の年

い、「此方」^⑧ 抗が感じられない。ただ「此方」と比べると、人間一般(氏子)に対する、神としての身分を直接明示している印象を受ける。

※「此方」も、「神」と同様に、お知らせ全体に用いられているが、元治元年以前に頻度が高く、特に文久年間には、集中してあ

らわれる。「神」と比べると、あい対する先方の特定の人や神、又は世間などとの対他意識が強く示されている印象を受ける。

次に、お知らせ中での教祖の呼称表現には、表IIに示す如き種類がある。そのうち「此方」との置き換えが可能な、対称詞または他称詞的な用法で使われているのは、以下の言葉である。

①、神から、対称詞の代名詞的用法で呼称される場合——「あなた」

「おまえ」に相当

。「戌の年」。「其方」。「金光」。「金光大権現」。「金光大神」

。「此方」^⑧

②、神から、他称詞的に呼称される場合——「このおかた」「このひ

と」に相当

。「戌の年」。「金光大神」。「此方」^⑧

それらの用法を、「覚書」の記述全体を通して検討してみると、次のようなことが指摘できる。

(1)、「戌の年」

※神から氏子の名が、氏子の生年の干支をもって呼称されるという特殊な用法で、一種の身分名称と言えよう。教祖が安政五年「金神一乃弟子」として貰い受けられるまでに限られるが、その間頻繁に用いられる。神に対する氏子としての役柄特性を明示している。

(ロ)、「其方」

※指示代名詞から人称に転化した対称詞の一つであり、『覚書』記述の中では、教祖が自らの口にお知らせを受けるようになる当初の安政年間にはしばしばあらわれるが、以後は、元治元年正月朔日の神伝中と明治七年以降に一例あらわれるのみである^⑧。その用いられ方については後述する。

イ)、「金光大権現」「金光大神」

※こうした教祖自身の神としての名(神号)による呼称は、もちろんそれらの名称が神から与えられた後、即ち元治元年以降或いは明治年間にはいつて用いられるわけであるが、特に改まった時に限られ、呼格的用法^⑨以外には極めて少ない。教祖自身の固有名称であると共に、神格を示す身分名称とも考えられ、神としての役柄特性を明示すると言えよう。

(二)、「金光」

※これは、姓としてのそれなのか、神号の略称なのか判断としないが、これまた呼格的用法以外には極めて少ない。

(ホ)、「此方」

※この場合は、神自身の自称詞ではなく、神の、教祖に対する対称詞或いは他称詞としてのそれということになる。教祖自らがお知らせを口を受けるようになった当初からあらわれ、以後お知らせ中全体にわたり、最も多く用いられているわけであるが、通時的にみると、以下のような傾向が認められる。

- (i) 安政五・六年の頃は、「此方」と「其方」とが、交互にあらわれている。
- (ii) それが、立教神伝中で、並置的に用いられるのを境にして、以後、元治元年に至るまでの間は、「此方」のみが集中的に用いられている。
- (iii) 元治元年以後は、神号による呼称と「金光」と「此方」とが交互に用いられており、比較的に「此方」が多いとはいえ、晩年

になるに従ってその傾向は薄らぐ。

さて、右の検討結果を、1節に示した日本語としての諸特徴に照らして考えてみると、お知らせ中における神・教祖それぞれの呼称表現も、。実名（「金乃神」「天地金乃神」、「金光大権現」「金光大神」など）。地位・身分名稱（「神」、「戌の年」）。指示代名詞から転化した人稱代名詞（「此方」「其方」といった、それぞれに単一ではない種類の呼称が代名詞としての用法で示されていて、そこには、先に示した日本的な人稱のあり方の特徴がそのままあてはまる）が認められよう。つまり「お知らせ」も、それを教祖によって言語化されたレベルで捉える限り、日本語に備わる1節に述べたような性格から自由ではあり得ず、従って、そこでどのような呼称表現がなされているかによって、既に双方の役柄が必然的にあかさされているとみななければならない。

以上のことを踏まえた上で、お知らせ中での「此方」という呼称表現のもつ意味内容について、ここから具体的な用例に基づきつつ考察し、『覚書』記述の中で神・教祖がそのような人稱表現をもって示されることの意味を、更に問い求めていきたい。

3、「此方」⇨神⇨「其方」⇨教祖……………「此方」を人稱表現として受取り得る場合のうちで、先ず、左に示す例のように、神と教祖とが同一場面で対置的にあらわれ、教祖が「其方」という対稱詞で呼称されているが故に、文脈上、「此方」が自称詞として神を指すことの比較的はつきりしている場合がある。

……………今夜此方広前来て寝てみい。蚊が食うか。其方は、日ごろ蚊に負けてほろせが出る。ほろせが出るか負けるか。蚊が食わねば、うんかも食わんと思え。

。其方、祇園宮へ向くことならん、此方の広前させねばならんから。『覚書』（5―6―2・3）

このような場合の呼称表現について、考えてみよう。

表Ⅲ

◎お知らせ中の同一場面内において、神と教祖が、自称・対称で対置して表現されている事例

年号	事跡	神 (自称「わたくし」に) 相当	教祖 (対称「あなた」に) 相当	『覚書』 章節目番号
安政5	金乃神下葉の氏子	「金乃神」が	「戌の年」へ、礼に拍手を許してやるからに	(5-1-2)
"	蚊によるためし	今夜「此方」広前来て寝てみい。	「其方」は、日ごろ蚊に負けてほろせが出る。	(5-6-2,3)
"	唐白ひき	「神」がてごしてやるぞ。	「其方」ひとりひいてみい	(5-9-2,4)
"	一乃弟子もらい受け	「金神」が	「其方」もろうたから	(6-1-3)
安政6	子女の疱瘡	「此方」の広前させねばならんから	「其方」、祇園宮へ向くことならん	(7-8-7)
"	十月二十一日の神伝	「天地金乃神」を助けてくれ	「其方」四十二歳の年には病気で…… 「此方」のように実意丁寧神信心いたしおる氏子が	(9-3-4,6)
文久元	東長屋の建築	「此方」のは何月何日	ということなし	(10-3-2)
文久2	彦助の事跡	「此方」には神の指図 「此方」は神じゃけに 「此方」に介抱いたしてやる	など	(10-4-6) (11-1-5) (11-1-8)
元治元	宮建築の神伝	「天地乃神」にはお上りもなし	「其方」にはお上りもあり	(13-1-2)
明治3	金光大神社(1)	「天地乃神」が御礼申し	「金光大神社」の口で	(18-3-4)
明治4	金光大神社(3)	「神」は氏子かわいさゆえ…	「金光」煮だしにいたし…	(19-11-2,3)
明治6	平人なりともひれい	「天地金乃神」ひれい	「金光大神」は平人なりともひれい	(21-18-1)
"	十月十日の神伝	今般、「天地乃神」より	「生神金光大神」差し向け	(21-21-6)
明治7	神の変革	「天地乃神」も変革	「此方」も(天地乃神も変革)	(22-7-4)
明治7年以降	大患記述の際に	神ほとけ、「天地金乃神」、歌人なら……	「其方」の悲しいのでなし	(3-6-2)

それにあたって、今ここに、神と教祖とが同一場面において自称・対称で対置的に示されている場合の呼称表現につき、「此方↓其方」以外の例をも含め、主な事跡毎に区切って示してみると、表Ⅲのようになる。即ち、表からは、(a)「此方↓其方」のほか、(b)「神」或いは「戌の年」といった身分名称がいずれか一方にあらわれる場合、(c)いずれか一方に、実名としての神名・神号があらわれる場合、の呼称表現がなされていることが知れる。以下暫く、これら三様の場合について比較しておく。

先ず、(a)(b)を比較してみる

と、いずれの場合も直接的名指しを避けた間接的表現であることに变りはないが、神と氏子との歴然たる身分上の相違が自ずから前提されている(b)の表現に対して、(a)では、その印象が幾分か後退し、表現自体には、単に向き合う双方の位置確認のみが明示される形になっていると言える。つまり、双方の位置のみを明示する指示代名詞をもってなされる呼称法は、対人関係における上下の分極に基づく具体的な役柄確認の機能を必然的に担う仕組みになっている日本語の呼称表現の中であって、そのような機能を担う度合が比較的薄らいだ呼称法であるとみなすことができる。⑨そして、身分や地位の上下関係よりも、同一地平における“ココ”と“ソコ”が場所的に定位されるということは、自身と対者とが区別されて向き合い、双方が“ココ”と“ソコ”を、一応形の上では相互交替し得るという意味で、むしろ西欧諸語における一人称・二人称代名詞を用いてなされる“われ”と“なんじ”の対話場のそれに近い関係での呼称法を成り立たせていると言い得よう。

次に(a)(c)を比較してみると、(a)の間接的表現に対して、(c)のそれは直接的な名指しである。それについて留意さるべきは、お知らせ全体からすればあまり用いられることのない実名での呼称が、双方対置的に表現されている場面に限ってみると、表に示すとおり、しばしばあらわれていることである。前述の通り、神が実名であらわれる時は、特に改まった、しかもその神の性格を強調する場合に限られるわけであるから、そのことからして、逆に言えば、新たに神性が相互に確認される要のある時には、多く双方が対置的にあらわされることによって、それぞれの役柄についての押さえ直しがはかられているのだと考えられよう。つまり、神や教祖が実名であらわされ、しかも双方対置的に示されている場合には、それまでとは違った新しい関係・間柄が神と教祖との間に結ばれる時とみなして、十分に注意を払う必要がある。

さて、以上三様の呼称のなされ方のうち、教祖についてのそれを通時的に検討してみると、「戊の年」という身分名称で表現される当初の時期から、「此方」に対する「其方」として表現される時期を経て、神としての直接的な名指しで

表現される後年の時期へとといった一応の傾向性が見出せる。そのうち「此方↓其方」という呼称で双方が対置的に示されているのは、安政年間の、それも金乃神下葉の氏子（安政六年十月二十一日の神伝までに限られている。そのことから以下のことと考えられてくる。

当時、教祖は、氏子一般の中から、金乃神下葉の氏子、更には一乃弟子へと選びとられて、「此方で金神が教えをするのじゃ」（『覚書』（6—1—8））との神命に従い、神と教祖との間に、丁度師と弟子の如き関係が結ばれつつあった。いわば、それまで天照皇大神の氏子として他の人々同様に村落共同体の一員として生を営んできた教祖は、自己の前にはじめて現れた神によって貰い受けられ、その神の教えに従いつつ、新たな信仰世界の内部での自己の身元確認と、それに基づくここからの役割の確認とを迫られていたわけである。その際に、神から命じられる裸足の行、蚊によるためし、その他もろもろの農耕上のお知らせは、まさに当時の世間の常識からは離反する内容のものであって、もし教祖が、これまでのような村落共同体の成員の一人として、その集団の側から自ずと聞こえてきていたであろう声に耳を傾けていたならば、いずれも容易には承服できがたい指示であったろう。従って、神の指図に従う限り、教祖は、既に自他の差異も消え去ってしまっているほどに自己内化されているその集団の声を、一旦意識の外に追いやって、代わって神との向かい合いの中で、改めて自己がお知らせの言葉に照らされつつ捉え直されなければならなかったはずである。そしてそれには、神と教祖とが、自己と対象としてはっきり区別されて向き合うことによって、恰も「われ」と「なんじ」の如き一対一の関係での対話の場を成り立たせ、そのような関係での対話場が、それまでの教祖にとっての右に述べた如き意味での自己内対話の場にとってかわることが必要とされたであろう。

以上のように考えてみる時、「此方↓其方」という表現は、神と教祖とが正面向かい合う中で教えの授受のなされたその当時であつての、あり得べき呼称のされ方であつたとみなされなければならないだろう。それらの場面でのお知らせを通して、「此方」から「其方」と呼びかけられる時、もはや教祖は神から単に対象として見られているのではなく、

神と教祖との間に一種の対話的緊張が漲り、双方が互いに相手の拮抗者として対するが如き関係がそこに生み出されていたのではなかったらうか。そのような形での神からの呼びかけの中にあつてこそ、教祖は、それまでの自己から次第に分離していつて、新しい神のもとの自己の身元確認がなし得られたのだと思われる。以上の意味において、この場合の「此方」は、教祖を「其方」に選んで、「此方」の世界に誘うべく教えを授けている神であると言つてよいと思う。

4、「此方」・「其方」∥教祖……………次に、安政六年十月二十一日のお知らせ中に示される「此方」に注目しておきたい。

。金子大明神、この幣切り境に肥灰さとしめるから、その分に承知してくれ。……………(中略)……………

其方四十二歳の年には、病気で医師も手を放し、心配いたし、神仏願い、おかげで全快いたし。その時死んだと思うて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ。……………(中略)……………

此方のように実意丁寧神心いたしおる氏子が、世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやってくれ。

『覚書』(9—3—1・4・6)

ここに示した事例においては、「此方」が対称詞として、「其方」と同様に、教祖に対する呼称表現として用いられていると想定される。日本語では、「われ」「おのれ」「てまえ」など、所謂「反射指示」の語として、自称にも対称にも使用されるという特異な人称の転位現象が生ずる。「此方」が相手を呼称する場合に用いられ得るといふのも、これと同様に考えてよいであらう。そうとして、相手を指す場合に、「其方」と「此方」とでは、意味合いがどう変るであらうか。辞書上の定義からすれば対称詞としての「其方」が、対等もしくは下位の相手を呼称する場合に限られるのに比べて、「此方」は、対等もしくは対等に近い目上の相手に対して、丁寧な言い方として用いる表現である。けれども、

定義に拘束されず、更に立ちいって考えてみれば、この場合の「此方」とは、相手の立場からなされる自称を、自身に引きとって（或いは逆に、自身を相手の立場に引き寄せて）表現しているわけであるから、向き合う両者の上位―下位関係よりは、むしろ、より双方の間柄の親密性を確認させる表現であるともみることができよう。つまりそこには、自身が相手を包み、相手に自身が含まれる、そうした包含の作用が働きつつあるのを感じとれるのである。

そして、「此方」が右のような対称詞的用法をもって、一つのお知らせの中で「其方」との併置のもとに、きわやかに示されているのが、右の安政六年十月二十一日のお知らせにおいてなのである。その意味において、このお知らせは、神と教祖との関係における役柄確認の上でも、一つの新たな局面が迎えられることを示すものとみなされなくてはならないだろう。このお知らせでは、当時神から金子大明神の称号を許されていた教祖が、「世間になんばうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやってくれ」との神の意を受けて、神と難儀な氏子との間を媒介する取次者として新たに位置づけられてきているが、そのことを教祖の呼称表現に注目して捉えてみる時、ここでは、教祖が、神からのお知らせの受け手である「其方」として位置するのみでなく、同時に教祖自身、神のお知らせの発し元である「此方」としての位置を神と共有して、「此方」の外なる世界と向き合うことを、神が新たに要請してきていると考えることができる。即ち、そのことは、教祖が神との向かい合いの中で、神からの「其方」との呼びかけによって教えを授けられてきたそれまでの関係から、新たに教祖自身「此方」と呼称されることによって、神とパースペクティヴを共有しつつ、改めて難儀な氏子の住まう世界Ⅱ「世間」と向き合うことになる、そのような関係へと転換され、その関係における役柄確認が教祖に迫られていることを示していると言いうことができる。この神伝において、教祖についての呼称が、「其方」と「此方」と、同時に併置して用いられていることの背後には、以上見てきたような意味合いが読みとれるのではなからうか。

5、「此方」〓神・教祖……………さて、安政年間から万延・文久年代の記述に移ると、お知らせ中であつては神と教祖の対置的な呼称表現が影を潜め、また、神・教祖それぞれの他の呼称自体があらわれなくなつて、「此方」という表現のみが頻出するようになる。左に例示するように、特に彦助に関する事跡中では、それが著しい。

………はか^{△△△}氏子ならとめ申さんが、此方^{△△△}から無事でやつたから、此方^{△△△}で治してもどす。氏子^{△△△}同士なら、まめな体をやつたから、まぢがい者は、えい受け取り申さんと申す。此方^{△△△}は神じゃけに、二匁の初穂もよそへはやらん。………(中略)………来ねば、此方^{△△△}から迎え神をやるから来る。

『覚書』(11-1-4・5・6)

ここでは、この場合の「此方」という表現のもつ意味について考えていきたい。

それにあつて、ここでさらに、日本語の人称表現がもつ特徴的性格について踏まえておかねばならないことがある。その点に関して、以下の指摘に暫く耳を傾けてみたい。

………人称というのは、話し手が言語という一種の座標系の内部で自分自身の位置を明らかにする行為、つまり言語による自己規定の行為であると言える。その際、話し手が自分に言及する言葉が単一人称代名詞に殆ど限られている西欧諸語にあつては、相手や周囲の情況とは無関係に、自分が話す主体であることのみがそのことばによって明示され、その一義をもつて、先ず自己が自発的独立的に規定される。………それに対して日本語では、具体的な相手の正体(身分や地位の上下)が確かめられた上で、相対的にそれが使い分けられる。その意味で、日本語による自己規定は、対象(相手)依存的な性格が強い。そしてそのことは、換言すれば、観察する主体と観察される対象の立場が、峻別されるよりはむしろ同化され易いことを意味している。鈴木孝夫『ことばと文化』から………日本語の一人称及び二人称代名詞の用法には、きわめて日本的な自己及び相手の捉え方が反映しており、一言で言えば、個別的な△自我及び他我▽或いは△私と汝▽に対する両者の間柄の優位といつてよい。………そのことは、日本語の一人称複数の代名詞(「われわれ」「私たち」など)が、時によって当面の話相手である△汝▽をも含めて、自分と相手との全体に対して用いられるのに、その際にも、一人称の単数代名詞そのままの複数形を使うことにも現われている。この点においても、日本語は、独立した一人

稱複数の代名詞をもつ西洋の言葉とはかなり違っているようである。

木村敏『人と人との間』から^②

さて、右に説かれているような見解に照らして、文久年間に頻出する「此方」について考えてみよう。その際、改めて気づかせられるのであるが、お知らせ中には「われわれ」にあたる複数形の言葉は、他に見出すことができない。そのことからして、この場合の「此方」こそが、その役目を果たす唯一の言葉であると一応受取り得るのではないかと思う。しかし、日本語の「われわれ」は、西欧諸語における一人称複数の代名詞とはその成り立ちが違う点を説く先の見解に耳を傾けるならば、そこには、単に自称詞の複数形として、神と教祖の双方を指すと言うことでは了解し得ない意味合いをみてとらなければならない。

今、彦助に関する事跡中での「此方」を例に考えてみると、右のお知らせでは、「此方」に対して、「ほか氏子」「氏子同士」「よそ」などの言葉が対立的に示されてきているばかりで、神と教祖とを、自己と対者として峻別させるような言葉は一切あらわれない。つまり「此方」に対する他称としての他者の存在が強調されるのみで、対称としての位置（たとえば教祖が「其方」と呼ばれた位置）は全く消え去ってしまっている。一方に一般世間の人々を指す他称的な言葉が繰返され、一方に「此方」が自称的に繰返されて、「自・他」が強調されればされるほど、いよいよ神と教祖とは融合してしまつて、殆ど区別されるところのない一つの全体として包まれ、「此方」という言葉のうちに、「自・対」の関係での人称性が消滅していく印象を与えているのである。それは、自己が、自己とは区別された他者の一人として相手にあい対し、あくまで自己と対者が、観察する主体と観察される客体として向き合い、従つて対者を一人称複数として自己の側に想定することがそう頻繁には起きない、そうした西欧諸語の人称構図とは大いに相違している。このような、対称の位置のない、しかも一つの全体として包まれてしまっている「此方」を、あえて（西欧諸語において）^③ 言えるような意味での（）複数と言えらるであろうか。

以上の点を踏まえて、文久年間において頻出する「此方」という表現のもつ意味合いを改めて問う時、そこには、まさに、神と教祖とが互いに相手の分身として、かつまた相手の影の如くに融合・同化し合っている姿が示され、或いはそこから神と教祖とが世間に析出していく根源の場、とても言うべきものが示されていると言えないであらうか。それはまた、丁度この文久年間をさむ安政六年十月二十一日と元治元年正月朔日の両神伝中に表現された「氏子あつての神、神あつての氏子」という関係が、そのまま神と教祖との間で成立している姿である、とも読みかえることができるのではなからうか。

その当時は、神名も未だ統一的に表現されず、教祖の神号も改変されていく途上にあつたわけで、いわば、神・教祖の名が定められていくその間の過渡的な段階における表現として、そのような代名詞のみが頻繁にあらわれるのだということは、当然考えられなければならないが、その場合に「此方」という呼称で表現されてくることのうちには、右のような、両者の関係の一層の緊密性を示す積極的な意味合いがこもっていると考えられるのである。

また、先のお知らせで、「此方」の一方に、「ほか氏子」「よそ」などの言葉が繰返しあらわれてきていることは、こうして神と教祖とが同一の「此方」を共有しながら互いにパースペクティヴを一つの中心に重ね合わせてくるに従い、漸次、他者的存在が「此方」のパースペクティヴに収められて、その新たな「自・他」の対立のもとに、「此方」と他者との見分けがなされてきていることを示すのに他ならないだろう。その場合に他者的存在として指摘されているのは、この彦助の事跡においては、彦助の気がふれたとみるや困いに入れて幽閉しようとし、或いは上原祈祷を頼んで憑きものを落とそうとする周囲の人々や祈祷者のことを指している。それは、彼等が当時一般のならわしに従って行動する人々という意味において、「世間」そのものの代表者とみて差支えないだろう。ここでは、彼等の言動を通じて表現される当時の「世間」が、「此方」の眼から批判的に見据えられてきていることに注意しなければならない。しかしながら、その点を一層確かに把握するためにも、また以上にみてきた人称の問題をより十分に理解するためにも、「此方」を、

さらに「場」の問題として考えてみる必要がある。そこで、ここからは章を改めて、「此方」と場との関係を、以下に問うていきたい。

二、「此方」と場

1、人称と場……一章では、お知らせに示される「此方」という表現のもつ意味を、日本語の自称詞・対称詞がもつ性質に照らしつつ探ってみた。しかし、そのことをより一層確認するためにも、さらに以上の点を踏まえ、「此方」を場の問題に置き直して考えてみなければならぬ。そこで、その導きの糸としての意味を込めて、先ずここに一つの興味深い見解を示してみる。

。聞き手と話し手との原始的な対立の様式は楕円の対峙である。両者は楕円の二つの焦点に立ち、楕円を折半して向い合っている。楕円の外側は問題外である。言い換えると、ソレ対コレの立場では、アレはまだあらわれない。……眼を移すと、二人は差し向いから肩を並べる姿勢に変わって接近する。話し手と聞き手とは、「我々」としてぐるになり、楕円は円になる。その時、ソレの領分は没収され、円内がコレ的、円外がアレ的である。内外自他の対立である。コレ、ソレ、アレは同一平面を同時に分割するものではない。ソレ対コレとアレ対コレとは異時的であり、異質的である。

三上章『現代語法新説』^⑧

右の見解をもとに、前章で検討してきたところの、「此方↓其方」の対置表現（一章3節）や、文久年間の記述中に見える「此方」という表現（一章5節）を、今一度振り返ってみると、前者は、アレという一般領域を捨象したところで同じ楕円内を共有する双方が、その二つの焦点を分極にして向き合う姿であって、ここでは、楕円の内側の緊密性——楕円の内に起きている事態や、そこでの双方の役割・問柄など——を確認させる機能が強く作用しているということが

言え、後者は、そのようにしていよいよ内側の緊密性を深める中で、双方が両極の距離を縮めて中央に接近し、また差向かいから肩を並べる形に移りつつある姿であって、そこでは、楕円が円に変るにつれて、アレの領域が共通のスペースクティブにはいつて意識され、円の内と外との対立を確認させる機能が強まってきているのだと言うことができよう。このように、自・対・他といった人称の問題を考える上でも、場とか空間の分割の仕方が大きく介在しているわけである。抑々日本語においては、場所方向を示す指示代名詞自体が人称代名詞に相当するものとして大きな比重を占めているのであるから、この人称と場との関連性は、西欧諸語の場合以上に密接だと言わなければならない。

さて、それでは、お知らせの中には「内外自他」の対立がどう示されてきているであろうか。以下、ここから再び具體的な用例をもとに「此方」の内と外、もしくは「此方」とその他者的存在との関連を探りながら、「此方」の場としての意味内容を確かめていくこととする。

2、「此方」 Ⅱこのところ……：教祖に『覚書』執筆を促したとされる明治七年旧十月十五日のお知らせは、次の表現をもって書き起こされている。

。一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、親の言い伝え、……覚、前後とも書きだし。 『覚書』(22―10―1)

ここでの「此方」は、この代名詞本来の場所・方向を指示する意味合いが強く感じられ、「此方一場立て」という表現全体からは、その場の特定性が強く印象づけられる。教祖が『覚書』を記すにあたって神から示されたこの場の特定性は、以下の点からして重視されなければならない。

一つには、それによって、それまでの生の歷程を顧みる教祖に一定のスペースクティブが与えられ、それに基づいて自己の再把握と再構成をし直すことが促されている、と言えるからである。『覚書』執筆に伴う教祖の追想も、ここに

特定された場を離れてはなく、その場所と共にたちあらわれる。いわばその場所が、『覚書』に記された過去の出来事の記憶を、教祖に呼び起こさせたと言つてよいほどに、右のお知らせの一節は、『覚書』を執筆する教祖にとつて、決定的に重要な意味を担つたと考えられる。二つには、従つて我々が『覚書』というテキスト世界を解読するに際しても、この場の特定性が大切な意味をもつ。即ち、そのことによつて、このテキストにおいては、終始一定のペースペクティヴのもとに、世界が描写されており、特にお知らせ中であつては、常に、この特定の場に基づいて、世界がそのペースペクティヴのうちにおさめられているのだという、そうした確認を我々に強く促しているからである。以上の点を押さえて、ここに「此方一場立て」と示された、その特定の場について考えていくこととする。

さて、右の表現にみる限りでは、その特定の場とは、神が、教祖と関係を結ぶべく、特に他の場所から区別して指定したところの、教祖自身の生活の場全てを包摂しているように思える。それは、かつて多郎左衛門屋敷として、先祖代々金神の崇りに触れている、と人々から思念されていたが故に、教祖自身もその不安に苛まれての前半生を送り、自ら九死一生の大患を体験する中で神と出会い、その結果、神と新たな関係を結びつつ信仰的な生を営むことになつた場である。そうした神と教祖との関係場全体が、一つのまとまりをもつたココとして、他の場所から区別されることによつて特定された場である。そして、この特定された場ということから、関連して想起されてくるのは、以下のお知らせの中で示されている「此方」である。

。一乃弟子にもらうというても、よそへ連れて行くのじゃない。此方で金神が教えるのじゃ。

。宮建て屋敷は、此方へ決まり。

。此方でも船着きにならんということもなし。

『覚書』(6—1—8)

『覚書』(20—8—1)

『覚書』(21—24—1)

これらは、「此方一場立て」と同様、「このところ」「この土地」とでもしか訳しようがないが、いずれの文脈におい

ても、それが特に他から區別して選り定められた場を示していることは明らかである。このことは、以下に述べる意味からして、充分に留意する必要がある。

当時において、金神とは、方位の吉凶を司る八將神とはまた別に、特に祟り障りの強いとされる「ふさがり」の方位を有し、その「ふさがり」の方位を年毎に変えて巡り、特にそれが艮（鬼門）―坤（裏鬼門）の方位に位置する時は、最も祟り障りが甚だしいのだとして恐れられたように、人々が住まう場の外から迫ってくるものであって、しかも方位を固定せずに巡行する、いわば外なる、不定性の神として観念されていたはずである。それ故、人々は、その方位から逃げたり、よけたりすることに腐心しなくてはならなかったわけである。²⁷⁾

ところが、ここに「此方」という表現で示される特定の場が定められたということは、どういうことであろうか。ここにおいては、先の、外なる不定性の神としての観念が全く逆転している。そして、神と教祖との関係場が、「此方」として定位することは、もはや、ある方向から免れるとか、ある方向に封じ込めるとかいった、外からの一方向性として神が存在するのではなく、「此方」を中心にして、全ての方向から中心に向かって集中する方位と、中心から全ての方向へと開かれていく方位が定められ、また「此方」に基づいて、それを中心とする内側の領域と外側の領域とが見分けられていく、そのような中心性と脱中心性をそなえた神としてあらわれていることを示している。たとえば、文久三年三月「表口の戸を取り、戸閉てずにいたし」（『覚書』（12―4―1））、慶応三年十月「門の戸開き、敷居をつぶし」（『同』（15―7―1））などのお知らせが下るのも、「此方」として表現された内なる領域の境界が外に向けておし開かれようとしていることの証左と言え、右に述べたような金神方位についての観念の逆転がなくては、起り得ないことではなからうか。

以上のような意味での、外なる世界に対する内なる特定の場、神と教祖とが関係をとり結ぶ場の全体を包摂する概念が、「此方」という表現によって示される場所的意味の第一として挙げられるであろう。従って、その場合の「此方」

は、右に述べたこと以上には、表現それ自体として、特に具体性を有する場所的事柄を指し示すものではなく、それは、これから以後にとり挙げる事例をも含めて、それぞれの脈絡の中に示されてくる対立概念との対置によって推し測られてくる事柄の全体を包摂するものであると考えられるのである。

3、「此方」 神前・広前……………「此方」が、場を指示する場合の第二の用法として、左の事例のように、「神前・広前」を指す場合が挙げられる。

。広前の金幣持って行って持たしておけい。……………もうよし、金幣此方へ納めおき。産ぶけの知らせ。 『覚書』(12―1―3・4)

抑々教祖による『覚書』の執筆が、終始、神と共に神前においてなされたであろうこと、また『覚書』に記述されたお知らせの大半が、神前で下っていることからしても、それは「此方」という表現であらわされてくる場所的位置において中心部を占めるものであるとみなされなければならない。つまり、お知らせを言語化する教祖は、主に神前において神からそれを受けているのであるから、神がお知らせを發し、教祖がそれを受けている場としての広前が、位置的に「此方」として捉えられ、表現されて当然であると言える。そのことは、右に挙げた事例のほかに、「此方広前」という複合表現をもって、全体として神の広前を指す事例がしばしばあらわれてくることからしても領かれることである。^{②③}

その広前は、当初、金神様の「お神棚」(安政五年正月、『覚書』(5―2―2))としてしつらえられた外の間の諸神の神棚の一角から、上の間の正面床柱上の棚(安政五年十一月、『覚書』(6―6―2))へ、次に、上の間の床全体(安政六年十二月、『覚書』(9―4―1))へと移されてその位置が定まり、そして祈念座・取次座の設けられた上の間全体、或いは更に、参拝席にあてられた外の間を加え、後には母屋の全体をも指し示す、^④といったように、周囲の領域をも含み入れつつ、次第にその範疇が中心部から広げられていっている。そして、その場合に「広前」に対置されているのは、

一つには、上の間・外の間を用いて営まれる取次の業に対して、居間や寝間、或いは東新宅や門納屋、更には、教祖一家が村落共同体の成員として農耕生活を営んでいく一切の場を含めた、家業を営む場としての日常的な生活空間であり、二つには、氏神広前、伊勢天照皇大神広前、祇園宮厄守広前など、「此方広前」が新しい祭祀形態、信仰形態を整えていく上で、対比的にとりあげられてきている既成の信仰世界における神々の住まう場としての広前である。ここでは、右のような場との対立のもとに、「此方広前」を、新しい信仰世界の拠点に定めて、既成の世界における生活空間が、内と外とに分けられていっている。

4、「此方」＝神の家、金光家……「此方」が場を示す場合の今一つの用法として、左に挙げる事例のように、「金光家」という意味での、教祖の「家」を指すことがある。それは、前述したことからすれば、「広前」の広義の意味でのそれと場所的に重なる、と考えられなくもないが、以後に論述するような意味からして、一応区別されてよいと思う。

……金光大神生まれ時、親の言い伝え、此方へ来てからのこと、覚、前後とも書きだし。 『覚書』(22―10―1)

……長倉、留場(徳役場)におると思うて手習いし。月二十日は此方へ来。 『覚書』(24―2―3・4)

世間の氏子がみな、天に一家がないから降る照ることがわからんと申しており。此方には、天に一家をこしらえてやるぞ。

一つ、物見聴聞のこと、……世間の人は命延ばしと申して出。此方には神がおるから、命延ばしにはおよばずこと。 『覚書』(5―13―1)

……。……どこまでも一軒同行。世間のこと言うな。内輪相談、申し。此方には神の指図。 『覚書』(20―12―8)

『覚書』(22―11―3)

なお、ここで「金光家」という場合の「家」とは、単に(1)家屋を指す場合のみでなく、(2)その家族成員や、(8)その集団

をも指して、民俗学や社会学上からは、日本における家族慣行制度を指す概念として、理念的に押さえられるべきものである。右の用例中、はじめの二例は、(1)の意味合いで、後の三例は(2)や(3)の意味合いで主として受取り得るが、その厳密には区別して考えることができない。従って、以下この節では、単に家屋としての場の問題のみでなく、その場に住まうところの一家の構成員・集団の問題も含めて、併せて場の問題として扱っていききたい。そして、このように「家」という概念自体の中には、そこに住まう人をも指す意味が含まれているところから、前章で扱った人称の問題にも自ずと重なっていることを断っておかねばならない。

ところで、「教祖の一家」という時に、先ずもって踏まえられねばならないことは、それがお知らせの中で、神から「天に一家」(『覚書』(5-13-1))と言われ、また、金光家の親類にあたる三軒—古川・藤井・安部—を指して「神の分家」「神の一家・親類」(『覚書』(22-7-5))と言われている如く、金光家が「神の家」として位置づけられているということである。そして、お知らせの中ではじめて「此方」という表現があらわれる次の事例においても、既にそうした意味合いが十分伺い得る。

。稲の出穂に秋うんかわき、[△]総方[△]みな油入れ。……此方[△]には油入れな。

『覚書』(5-6-1・2)

ここで「油入れな」とされるのは、他家の田や他家と共同で耕作する「とうない田」に対して、教祖の一家のみで耕作している田のことであり、そのようにして教祖一家の田が神から「此方」と特定されてくることのうちには、既にその当時から、教祖の一家が「神の家」としての将来を約束されていたことが示されているとみなしてよいであろう。

さて、かくの如き意味での「家」として「此方」が解し得る場合に、それに対置されているのは、「天に一家」がないため天候によって左右されるのみの農耕生活を営み、うんかが大量発生すれば田に油を入れるものとし、或いは「命延ばし」という名目のもと、むやみに物見遊山に興ずる「世間」の人々の家、ないしは一家である。それは「よそ」「ほ

か」といった表現同様、「此方」に対する他者的存在、いわば「此方」の内に対する外の領域を占める人々を指す言葉としてあらわれており、しかも、ここでは「世間」が「此方」の眼から極めて批判的に見据えられている。^⑤ そのようにして、「此方」は、世間を外なるものとし、そこに住まいする人々を他者として、それらとの対立による差異化に基づいて、神の家としての金光家の「身内」全体を一つの自己として区別し、成り立たせていると考えられるのである。では、その場合、「此方」によって批判的に区別される「世間」とは、当時、人々によってどのように観念されていたのか、以下に暫くその点を考えておこう。

世間が、個々人の態度や意志決定の上での大きなよりどころとされ、ことさら極端を避け、世間の与える知識によく精通して、それを抜け目なく遵守するのが生き方のコツ、即ち処世のコツであるというような意味をもって人々の生活の中での共通観念として定着したのは、近世後期の頃からであると言われている。^⑥ そうとして、当時の村にあっては、世間はどのような場として意識されていたのか。

先ず第一に、「村」という一つの共同生活の場が右のような世間観の支配する構造Ⅱ「世間体」を形づくっていて、そこで連帯生活を営もうとする人々にとって無視することのできないよりどころ、即ち村内のしきたり、慣習を用意していたと言えよう。もちろんそれらは、元来は何らかの根拠に基づき、村内の人々の体験の繰返しから生まれてきた生活上の貴重な知恵としてあったはずのものであろう。しかし時を経、人を経るうちには当初の根拠が個々人の意識から消え去って、すっかり「世間体」の構造のうちにおさまってしまい、旧来のならわしとして常識化し、ひたすら遵守すべきことのみが求められて、却って個々人の生活上の創意を削ぐもの、規制するものとして作用するようになる。ここで「此方」によって批判的に見据えられているのは、一つには、そうした「ムラ」という「世間体」が与えてくるところの、常識化された慣習をよりどころとし、それに寄り掛かって生活を営もうとする人々の姿勢であり、そのような人の生き方との対立に基づいて「此方」が見分けられているわけである。

第二に、当時の村人にとっては、それとは別のもう一つの世間も存在したことを見落としてはならないだろう。それは、当時の都市における町人としての日常的生活環境の場であった『浮世』としての世間である。即ち、都市の景気や暮し向きを直接反映して、村内に当世の流行としての新しい知識をもたらしてくる、もう一つの広い世の中としての世間が、村の外側から人々を取囲んでいたわけである。この、広い世間がもたらす知識は、多くの場合村内の狭い世間の慣習を旧習陋習として打消す向きで作用したのである。しかし、いずれにしても、そこに照らし出されているのは、世の中の有為転変の相であることにおいて違いはない。当世の流行も時と共に変化するものであり、流行を追い求めればひたすら追い続けるほかはなく、心の落ち着きどころもなくなってしまうのである。そうした村の外に形づくられた今一つの「世間体」からもたらされてくるものに、ともすれば乗りかかろうとする人々の姿勢もまた、ここで「此方」によって批判的に見据えられていることは、断るまでもないであろう。

以上のように、当時の村人にとって、世間は、村の内と外とから二重に彼等を取囲み、それぞれにあい異なる日常生活の準拠枠を与えるものとして存在していた。そう考えてみる時、「此方」とは、村の内なる世界の「慣習」と、村の外なる世界の「流行」との、いずれからも間を置いて、そうした「世間体」との距離を確認しつつ、それらとの差異に基づいて、「此方」の内と外とを、改めて新たな神との関係において見分け直していく、そのような家としてあったと言い得るであろう。

さらに、以上の点を通時的にみてみると、世間は、当初それほど広い意味での社会性を有する言葉として表現されないうが、後には「世」という言葉でもしばしば表現されているように、より広い視野のもとに捉えられ、しかも、その領域に対する批判の眼が一層確かなものになっていっている。そこには、村の内部の慣習に支配された世界へ、村の外の世界から次々に新しい知識・情報が導入されることによって、狭い世間と広い世間との風俗上の見さかいが次第につきがたくなる中で、人々が旧来のしきたりと新しい流行との間で右往左往しつつ生活を送らざるを得なくなっていた幕末

維新当時の世相が、「此方」の眼に映し出されているわけであるが、そうした世相に対して「世は変わりもの」「世の狂いなり」といった捉え方での確かな言表がなされているのである。そのことは、「此方」の内部で、当時の世間に求められているそれとは別な根拠に基づいた新しい基盤が、時を追ってより不変性をそなえ、一層確固としたものとして形成されていたことを示していると言えるだろう。また、明治以降となるにつれ、「此方」が、むしろ教祖の側に比重を置いて表現されているような印象を与えてくると言われるのは、右に述べてきたような意味での教祖の家、「金光家」が、世間に対する中で、時を経るに従って、まさに「神の家」としての実質を整えつつその内側を形づくっていったからに外ならないのではなからうか。

△お わ り に▽

さて、以上お知らせ中での「此方」という表現がもつ意味合いについて、先ずそれを人称の問題として、次には場の問題として、それぞれの場合の代表的な事例を示しながら考えてきた。右のようにして「此方」と人称・場との関連を探ってみると、そこからは、神と教祖が「広前」を拠点に定めて、「此方」という同一の場を共有しつつ、世界をパースペクティブの内におさめ、人々をして旧来のしきたりや慣習的信仰に従わせ、かつまたその一方で次々に生み出される流行へと人々の心を誘う、その「世間」という既成の生活空間から、「此方」という内側の新しい生活空間を見分けていった様が見とれる。その場合の内なる新しい生活空間とは、神が特に選び定めたところの神と教祖との関係のとり結びの場であり、また、教祖とその家族とが「神の家」としての信仰生活を営むべき場に外ならなかった。その時、「此方」の内とその外とが分けられているのは「世間」「ほか」「よそ」との差異性に基づく対立によってであって、「此方」という内側の領域自体が、それによって同一の中心のもとに新しく秩序立てられている、とみなされ得

るのである。そしてそのような場が、人称上へと代置される場合には、第一には、教祖を対者（其方）に選び、教祖と向き合う形で神前にたちあらわれてきている神自身の呼称として、第二には、対者であつた教祖を神が自己の側に引き取つた形で、神の広前に座す教祖自身の呼称として、そして第三には、家業としての農業を廢した教祖とその一家全体を神が自己の側に引き受けた形で、神に仕える家としての金光家全体の呼称として、といった如くに、「此方」によつて代置され得る人称の範圍が広がられていき、結果的にみれば、「此方」という神の家全体が一つの自己となつて「世間（体）」という他者と対している、といった構図になつていてと考えることができる。即ち「此方」の内側全体は、同一の神の「身内」を形づくつてるのである。

つまるところ、「此方」とは神・教祖の關係の束を包含し、そこから世界を見分け、他者を身分けしていくところの、それ自体が一つの神の身体にたとえられ得るような、根源的な場を指し示すものである、と考へてみたい。あえて「根源的」というのは、神・教祖の關係が生み出される源泉点としての中心性・唯一性・交換不能性が、「此方」の積極的な意味での本質規定として抜きにできないところからであり、そのような、中心として定位すべき場の特権性こそ、(一)神が教祖をして、土地・方位を司掌する神—金神—の、その本来的性格の回復を再認識せしめる上で、また、(二)それを通じて教祖が、それまでの未知で、不確かで、秩序づけのなされがたかつた神の世界を、新たなコスモスに定めていく上で、重要な働きを及ぼしていると思へるからである。

○

最後に、本稿の考察を通して感じられたことを、補遺的につけ加えておきたい。それは、「此方」という表現それ自体の中に、既に、西欧諸語の場合などは極めて異質な性格をもつ日本語の人称的世界が色濃く反映しているのだという点に關つてのことである。「此方」は、元来、場所・方向を示す指示代名詞である。それは、しばしば人称代名詞——既述の如く、日本語にあつて自稱詞・対稱詞の一部を構成するに過ぎないと言われているところの——として転用される。そしてその場合には、自敬表現として自稱に用

いられると共に、丁寧な表現として対称や他称にも転化し得る。いずれの用法においても、直接的名指しを避けて、その人の位置する場所をもって間接的迂言的に表現しているわけであるが、その際には相手や他者と自身との間柄・役柄確認の機能が表現自体のうちに担われていて、誰に対しても同等に用い得るというものではない、……といったその用法や機能には、たとえば西欧諸語の人称代名詞のそれとは著しく相違する、特殊な自・対・他の関係のありようが映し出されている。^④

そしてこのような、日本語の言語構造における人称表現の特殊性に着目する時、次の如き日本人の行動様式や思考法に対する否定的な見解が一方に生じてくる。第一には、観察主体と客体を厳密に区別し、自他の対立を基礎において主体中心に行為する西欧文化の思考様式とその構造に対し、自己を対象に没入させ、自他の融合・超克をはかる傾向の強い、そうした日本人の対象同化の心的構造が、「前人称的」であるとし、それが「甘え」の精神風土につながり、「有難迷惑」「親切の押し売り」を生み、また神靈などとの憑依体験を生じ易くさせる由縁となつてゐること。第二には、日本語の人称のうちに、既に「タテ社会」の構造に基づいた自他の役柄、ないし共同体における役割の確認を強制させる作用が働くが故、日本人の経験や思考の様式は、本質的に私的・上下的・自己消失的となり、「滅私奉公」という「非人称的」な世界が生じがちなこと、といった見方である。確かに、そのような傾向が、日本語自体のもつ人称のあり方から生じてくるという指摘は傾聴するに値しよう。

しかし、だからといって、徒らに日本語による思考様式をネガティブに捉えるのみにとどまってはならないだろう。以下に紹介する指摘は、日本語による思考様式の見直しは、その言語的特質を弁えた上で、注意深くなされねばならないこと、またその際には、西欧諸語のそれがもはや必ずしも理想たり得ず、むしろ日本語自体の言語的特質の中にこそ、その方が積極的に見出されねばならないことを示唆している点で興味深い。

。欧米語の思考は、……本来、客観的・概念化的思考に適するものであるが、同時に……「主体中心的」に、つまり、いわば思考の八主体Vを現実の具体的場面から抽象し引き離して独立の実体として構成するという方向に向いやすい。周知のように、西欧の合理主義文明を生み出すものとなつたこの傾向は、他方で、人間の有限性を忘却させ、八現前V中心の時間体験や、「存在論的」神学的「目的論的」な伝統的形而上学の中に、西欧の思考を閉じこめるものとなつたものとして、ハイデッガー、デリダといった現代の西欧の思想家たちによって、そこからの脱出の手段が懸命にさぐられてゐるものでもある。……その点、……日本語の言語

は、その都度の思考の主体をくり返し死と時間によっていどられた有限な現実の生存の場面のただ中へと送り返し解消する方向に働きがちであり、その限りでは、例えば、意識的・理性的主体のうちにもうまことりこむことのできぬ生の諸要素を八無意識Vのうちへと追放し抑圧することによって、人間の生存の場の総体を包括的に統合することを苦手とする西欧合理主義の形而上学の思考に対する抵抗力は、良くも悪しくもきわめて大きい、といえるだろう。

坂部恵「日本語の思考の未来のために」^④

さて、『覚書』や『覚帳』に記述されたお知らせも、教祖によって、日本語として言語化されて我々の手元に届けられている以上、その解釈に際しては、これらの指摘を十分に踏まえてかからねばならないことだけは確かかなようである。たとえば、そこから神・教祖・人々の関係のありよう一つを問うについても、日本語の言語構造の特殊性を無視したところで、それについての普遍妥当性をもつ認識を求めることはできない、と言わねばならないからである。

(教学研究所員)

注

① 『金光教教典』でも、「此方」に「このかた」とルビが付された箇所が多いが、該当部分が原文に仮名書きされている箇所は一つもなく、訓み方として「このかた」でよいとする確たる根拠があつてのことではない。もっとも、奉修所時代以来、この訓み方にさして疑いが向けられたこともなく、また御理解集の中には「このかた」と仮名書きされた教語もあることから、従来からこの訓み方が慣例化されてきているようである。但し、現代語で一般に「このかた」といえば、「この人」つまり、話し手が相手に話をする上で、自身の近くに居る第三者を指す丁寧な言い方として用いるのが普通であるから、勢いそうした受

取り方がされ易くなる。けれども、原文の「此方」は、現代語としては、むしろ、よく手紙文などで用いられる「こちら」(も元気にしています)といった表現に近いように思われる。(但し、「こちら」という言い方では丁寧さは薄らいでしまう。)なお、古語としての訓み方からしても、一般的に辞書の定義からすれば、「このかた」よりも、むしろ「こなた」の意味に近い(注②参照)。以上のようなことから訓み方一つが問題となり、さらにこれを英訳する場合にも、*this person*, *this place* など、翻訳上に困惑をきたしている。

② 『覚書』『覚帳』両テキストのうちで『覚書』を取扱うことにしたのは、以下の理由からである。

・『覚帳』についても、同様に用例検討を行った(本号74頁付表参照)が、基本的には、本稿で考察したことが『覚帳』の場合にも十分あてはまると思われること。

・『覚書』においては、その執筆を促した明治七年旧十月十五日のお知らせの冒頭に「一つ、此方一場立て……」(『覚書』(22-10))と記述されており、『覚書』に記されたお知らせ全体の視点が、この同一の「此方」に規定づけられていることがはっきりしていること。またその視点は、『覚帳』についても全く重なるものであること。

⑧ こうした試みについては、既に先学によってなされた二つの分類結果が報告されている。金光真整「此方考」(第4回教学研究発表会、研究発表、昭和28年8月)と、藤尾節昭「『此方』と『私』の用法について」(昭和45年度研究発表)とである。しかし、両報告には、検討結果としての数値が示されているものの、残念なことに分類根拠が明らかにされておらず、また数値上も殆ど対応していない。実際に我々が事例にあたってみても、むしろはっきり判別できる場合は少なく、一体両報告では、それらの例をどういう根拠で判断して数値を割り出したのか、今として察することができない。そこで、本稿では両報告とは別に、改めて筆者なりの分類基準を設けて検討し直した。

④ 「此方」についての辞書上の定義を『国語大辞典』(小学館)によって、示しておく。

・こなた【此方】(代名)

□ 他称。^{*}① 話し手のいる、または話し手側に近い方角を

さし示す(近称)。この所。こちら。

② ある一定の時を限って、それより話し手の位置する時に近い期間をさし示す(近称)。

① 過去のある時から現在までの間をさし示す。それより後。以来。

② 将来のある時よりも手前の期間をさし示す。それより前。以内。

③ すぐ前に述べた事柄や、それに関連した方面をさし示す(近称)。こちら。この方面。

*④ 二人以上の人物のうち、位置的に、また意識の上で近くにいる方の人。また、最も問題にされている方の人。この人。『まず、こなたの心見はてと、おぼすほどに』

□ 自称。^{*}わたくし。『さらばこなたへ賜はり候へ』

□ 対称。^{*}対等または対等に近い目上の相手に対して、て

いねいな言い方のとき用いる語。近世に入ってからはやや待遇価値が落ち、目下に対しても用いるようになった。男女ともに用いた。「そなた」より敬意が高いが、近世では「こなたさま」の類が生じて、敬意は落ちた。『や、こなたは誰じゃ』

・このーかた【此の方】

㊦〔連語〕*こちらのかた。こちら側。こなた。『彼方に妹らおねたは立たし己己乃乃加多カダにわれは立ちて』

㊧ その時より後。それ以来。『かの御時より、この方、としはももとせあまり』

㊨〔代名〕*他称。話し手側または話し手に近い関係にある人をさし示す(近称)。「このひと」を、さらに敬意をもって呼ぶとき用いる語。『この方が以前お話しした方です』

※、即ち、「堂書」における「此方」に関係する用法と思われる項目に、筆者自身が付したものである。

ここで問題としている「此方」は、語釈からすれば、「この一かた」よりも「こーなーた」のそれに該当すると考えられるので、以下においては、「こーなーた」の語釈のほうを念頭において考えていく。

㊩ 但し、お知らせのメッセージの発し元である神を、自称の中心において考えた場合である。なお、厳密に言えば、日本語では、西洋文法からそのまま持ちこまれたような、一人称・二人称・三人称という言い方や分け方は適さず、自称・対称・他称と称さるべきものである(それは以後の論述の過程を通してもう少し明らかにされよう)。

㊪ なお、抑々「此方」という代名詞は、場を指示するそれが人称に転化されたということからして、一章で扱う人称の問題と二章で扱う場の問題とは、相互に密接に関係しあっているので、

二つを截然と分けて考えるわけにはいかない。従って、折々に両方の問題に跨った形で述べる場合のあることを、予め断っておきたい。また、考察に際して、まず人称を、次に場を、というように一応の取扱いの順序を定めたのは、人称として派生された意味から本来的な場としての意味へと遡ったほうが、「此方」の指し示す全体の内容を統一的に把握しようとする上では、より都合がよいと考えるからである。

㊫ 以下に述べる日本語における人称上の特徴については、鈴木孝夫『ことばと文化』一二九〜一九五頁、同『言語と社会』岩波講座

㊬ 『哲学』第一一巻三五四〜三六七頁を参照した。あって、日本語では、自己を指す言葉(例えば「僕」)は、当初自らを卑下する意味で使用されたものが、長く使用され続けるうちに、段々相手に対して尊大な態度を示すようになり、一方相手を指す言葉(例えば「貴様」)は、これと逆に、元來相手を尊敬する意味で使用されたものが、時を経るうちに相手を見下すぞんざいな態度を示す言葉に変わる。従って、それぞれに、自らを卑下するための、また相手を尊敬する意味での、別な自称・対称の言葉が新たに選ばれて用いられるようになり、それもまた時代を経ると、右の如き経過をたどってまた次の言葉を用いる、といったように、自称・対称に用いる言葉が変遷を重ね、相手によって用い方を使いわけねばならない幾通りもの自称詞・対称詞が出来てきたというわけである。

⑨ 例えば、「おじさんは、どこへ行くの?」「おじさんはね、ちょっとお参りにね」とか、「お客さんは、いくつお参りよろですか?」とか「早川は、これでも男です」とか。但し、「おじさん、こんにちは」とか「お客さん、いらっしゃい」とかの場合は、呼格的用法であり、代名詞的用法とは言えない。ここでは、代名詞的用法としての用い方の特異性を問題にしているのである。

⑩ 例えば、「私は『○○』である」とか「『○○』というものは」とかいう場合の『○○』に相当するような用法は、自称詞の代名詞的用法ではないから、「此方」との言い替えがきかない。そういう場合の用法を除外して考える、ということである。

⑪ 「金神」もしくは「金乃神」≡『覚書』(5-1-1-2)(6-1-1-3)等数例、「天地金乃神」≡(9-3-1-4)(13-1-1-1)等若干例、「天地乃神」≡(13-1-1-2)(13-1-1-5)等若干例、「日天四」≡(3-7-1-6)一例のみ。

⑫ 「神」≡『覚書』(5-9-1-2)(5-9-1-5)等多数例。

⑬ 「此方」≡『覚書』(7-6-1-10)(7-8-1-7)等多数例。

なお、この場合の「此方」については、付表の事例一覧中、(a)項及び(d)項参照。

⑭ お知らせ中で教祖が神から呼称される場合には、①「『○○』よ」と神から直接呼びかけられる場合≡対称詞の呼格的用法、②現在なら「あなた」「おまえ」のように代名詞的に呼称される場合≡対称詞の代名詞的用法、③神から第三者に向けてられた

お知らせの中で「このひと」「このおかた」のように他称詞的に呼称される場合、とがある。そのうち、①の用法の時には、「此方」と言い替えることができないから、それは除外して考える、ということである。

⑮ 「戌の年」≡『覚書』(6-1-1-8)等若干例、「其方」≡(5-1-6-3)等数例、「金光」≡(19-11-1-2)等若干例、「金光大神」≡(15-8-1-5)一例のみ、「金光大神」≡(21-18-1-1)等若干例、「此方」≡(9-3-1-6)(22-7-1-4)等数例。なお、この場合の「此方」については、付表の事例一覧中、(b)項の「(対)」参照。

⑯ 「戌の年」≡『覚書』(3-7-1-8)一例のみ。「金光大神」≡(19-3-1-3)一例のみ。「此方」≡(19-3-1-3)(21-20-1-2)等数例。なお、この場合の「此方」については、付表の事例一覧中、(b)項の「(他)」参照。

⑰ 但し、教祖四十二才の大患に際して、新家の治郎を通してあらわれた神から呼称された場合を除外して考えている。また『覚帳』では、これ以外に、明治十一年代の記述中に三例認められる。

⑱ 呼格的用法については、注⑨⑭参照。

⑲ もっとも、動作主を場所化して間接的に提示すること自体が多分に敬語的意味を含んでいるのであって、その意味で「此方」は、上位者の尊敬表現であると言え、一方「其方」という対称詞も、實際上位の相手には用い得ず、対等もしくは下位の相手

を呼称する場合に限られる(注⑳参照)ので、これまた上下の役柄確認の機能を表現のうちに含んでいないわけではないが、少なくとも向き合う両者を上下の分極に固定してしまう表現とは言えないだろう。

- ㉔ 反射代名詞、または反照代名詞といわれる指示代名詞の一種で、相手を自身にひきとって、或いは自身を相手に照らした形で、反照的に指示する語。「おのれは何をしとるんじや?」「われ、早うせんか?」「てまえ生国と発しまするは遠州の……」など。

- ㉕ 「其方」の辞書上の定義を示すと、次の通りである。

その「ほう」【其の方】〔代名〕

㉖ 対称。対等もしくは下位の相手に対し、武士・僧侶などが用いる。町人が用いるときは莊重な表現となる。

㉗ 他称。相手側に近い方向をさし示す(中称)。そっち。

㉘ 他称。相手側の事物、もしくは相手に近い物をさし示す。

また、二つあるうちの相手に近い物をさし示す。

小学館『国語大辞典』から
ここでは、そのうちの㉖の場合を指す。また「此方」の定義については注④を参照。

- ㉙ 同書一九六～二〇〇頁参照。本稿では紙数の関係から、筆者において要約して示した。

- ㉚ 同書一四三～一四六頁参照。これもまた筆者において要約して示した。

なお、その他にも共通する諸説は多い。たとえば、
……日本人の言語意識は、いつも……第一人称と第二人称とは相対しているのではなく、同じ方向を向いていて、「われわれ、お互いは」という「われとなんじ」の融合状態を志向している。ことさら「われ」と「なんじ」を表立たせることは、お互いの親密さをそねる冷たいことば、と感じられるおそれがある。

外山滋比古「私のいないことば」『日本語の素顔』二八頁。
……(フランス語の場合)私―汝の関係が第一人称に重点が置かれ、……あくまで意志的に構成されるものであるのに対して、(日本語では)第一称と第二人称とが、いわば融合し、第二人称であることがたえず第一人称であることの内容になつている……。第一人称は第二人称の前に消去される深い傾向をもち、自己がたえず相手、即ち第二人称に対する二人称となり、そういうものとして自覚される傾向をもつ、ということである。……それは私―汝の関係ではなく、汝―汝の関係であり、そこからは、私、すなわち第一人称がたえず消去されつつある、という事態を示す。こういう構造が日本人の一般的にみた「経験」の単位をなすと考えている。
森有正「ことば」について『森有正全集』第五卷三五四～三五六頁

など。

- ㉛ この点に関わって、国語学者柴田武は、次のような指摘をし

ている。

。単数・複数の区別が日本語になくても、我々日本人はこれを使い分けることができる。つまり、単数・複数の観念を持つことはできる。しかし、日本語において、その言語的区別がないということは、宇宙の物を、そういう目では見えないということになる。われわれの思考が言語を頼りにして運転する限り、われわれ日本人は、物を見るとき、それが一つにまとまっているかということと区別することはきわめて自然であるが、一つか二つ以上に分けることはかなり不自然だということになる。

「言語における意味の体系と構造」『日本の言語学』
第五卷一七九頁。

また、大野晋にも同様の見解がある。『日本語の文法を考える』五二―五五頁参照。

②⑤ 山口佳紀「体言」岩波講座『日本語6』一六〇頁から採引。

②⑥ 佐藤米司「岡山県下の金神信仰について」金光図書館報「土」第九〇号一六―一八頁参照。

②⑦ もっとも、特に祟り性の激しいとされる良一坤の方向に屋敷神としての金神を祀って、金神の怒りを鎮めようとする習俗もないわけではなかったが（注②の文献参照）、しかし、その場合の祀り方は、そこから屋敷の内部への侵入を封じるためのものであって、忌避しようとする点で基本的な違いはなかった。抑々、遍在空間を自由に巡行する金神を、或る一定の方向のみに

固定して封じようとすること自体が、なんとかして祟りを攘おうとする便法的手段に過ぎなかったのである。

②⑧ たとえば「今夜此方広前来て寝てみたい」（『覚書』（5-6-2）、「此方広前、三人棟上げにまつりてくれ」（『覚書』（10-4-5））など。また、関連して、「土公神と此方へ供えあげい」（『覚書』（12-2-2））「先祖の祭り……身内・親類、此方へまいらせ」（『覚書』（17-2-1））といった例も、述語部の言いまわしに注目する限りは、「広前」としての意味合いが強く示されていると言えよう。

②⑨ 『覚帳』の記述によれば、文久二年十二月、東新宅の建築された時、そちらへ他の諸神仏の棚が移されている（『覚帳』（6-4-1））ことからして、この時から母屋全体が参拝施設にあられたと推測される。とはいえ、ここでは「広前」を、広義の参拝施設に解し得ると考えてのことであって、『覚書』の用例に従う限りは、「広前」とは、「今までは広前へ向き、きょうより、金光大神、表口へ向き」（『覚書』（21-11-1））の例に伺えるように、狭義の「神前」に意味が限定されていたように思われる。

③⑩ たとえば、次のようなお知らせが下っている場面において、広前と、それ以外の日常生活を営む場との明確な区別、ないしはその対比が伺い得る。

。今夜此方広前来て寝てみたい
『覚書』（5-6-2）

。秋中行せい。朝起き、衣装きかえ、広前出

- 。ばん役、此方の広前にて休めい
 。此方広前へよこせい
 ③① それぞれ『覚書』(3-5-6)、
 『同』(6-1-5)、
 『同』(7-8-6) 参照。
 ③② 『社会科学大事典』第一卷二四頁、『日本を知る事典』三
 八〇五頁参照。
 ③③ この場合の「天に一家」とは、単に「降る照ることがわか
 るようになる」といった意味で受けとるに留めてはならないだろ

表 IV

◎お知らせ中において、「此方」に対立する語句が明示されている事例

年号	事跡名	「此方」のあらわれる文脈	「此方」に対立する文脈	『覚書』章一節
安政5	蚊によるためし 天に一家	「此方」には油入れな 「此方」には天に一家をこしらえてやるぞ↑	① 「総方」みな油入れ ② 「世間の氏子」がみな、天に一家がな いから降る照ることがわからん	(5-6) (5-13) (6-1)
安政6	一乃弟子貰い受け 子女の疱瘡	「此方」で金神が教えるのじゃ 「此方」には大きな子からおろさするぞ↑	③ 「よそ」へ連れて行くのじゃない ④ 「よそ」にはほうそうしあげと申し	(7-8) (7-8)
文久元	東長屋の建築	「此方」の広前させねばならんから 棟でまつりても、地治めんと、かやつても しようがないぞ。「此方」には地を治め	⑤ 其方「祇園宮」へ向くことならん ⑥ 「ほか」では棟でまつり	(10-4)
文久2	彦助に関する事跡	「此方」から無事でやったから 「此方」で治してもどす	⑦ 「上原祈禱」いたしますと申し 「ほか氏子」ならとめ申さんが	

- う。後年、教祖の子女の嫁ぎ先までが、「神の一家・親類」として押さえられていることからすれば、「天に一家をこしらえてやる」とされたその意味は、教祖の家そのものが、神の一家となることの表明であったと考えられるのである。
 ③④ それぞれ『覚書』(5-13-1)、
 『同』(5-6-1)、
 『同』(20-12-8) 参照。
 ③⑤ ここで、お知らせ中において、「此方」に対立する語句が明示されている事例を列挙すると、表IVのごときことになる。

これらの事例からは、(一)世間一般の慣習に常識的に追隨することに対する対立意識(表中の①④⑥⑦⑧⑪⑫⑭)、(二)当時の既成宗教が人々にもたらしていた信仰習俗に対する対立意識(表中の③⑤⑦⑨⑬)などが伺い得よう。

③⑥ 井上忠司『「世間体」の構造』三四及び四八頁参照。たとえば、「世間知らず」と言われぬ様、また「世間見ず」な行為に及び「世間沙汰」となって「世間を騒がせ」「世間に顔向けできない」ことにならぬ様、可愛いわが子に「立身出世」を願って旅をさせ、よく「世間を知」った上は、「世間なれ」したり「世間ずれ」してしまったりして、逆に「世間の不評」を買うことのない様、「世間並み」の生活を送れば「渡る世間に鬼

明治7	一軒同行	「此方」には神の指図	どこまでも一軒同行……内輪相談、申し。なし	↑	⑭	「世間」のこと言うな	(22—11)
明治6	十月二十四日の神伝	「此方」でも船着きならんということも↑	「いかなる大社」でも、ずりこまんとは言われぬ	↑	⑮		(21—24)
明治5	もちつき、注連飾りは……	「此方」には神がお	「世間の人」は命延ばしと申して出	↑	⑫		(20—12)
明治5	「此方」に介抱いたしてやる	「此方」には神じゃけに	「氏子同士」なら、まちがい者は、え	↑	⑧		(11—1)
明治5	「此方」に介抱いたしてやる	「此方」には神がお	「総方」ひきとりてもらえい	↑	⑩		(20—12)
明治5	「此方」に介抱いたしてやる	「此方」には神がお	祝い、祭り、「人なみ」にするにおよばず	↑	⑪		(11—1)
明治5	「此方」に介抱いたしてやる	「此方」には神がお	二奴の初穂も「よそ」へはやらん	↑	⑨		(20—12)
明治5	「此方」に介抱いたしてやる	「此方」には神がお	い受けとり申さんと言っ	↑	⑧		(11—1)

町人のみならず村人にとっても、村の外なる現実世界としての「当世」それ自体を指す言葉として観念されるに至ったのであった。井上忠司、前掲書三四～五六頁参照。

③⑧ 井上前掲書によれば、近世後期の村人にとって「世間」とは、前述した村内レベルでのそれとしてよりも、むしろここに述べような村の外側の世界を意味したとされている。即ち、村内全体が「ムラウチ」として一つの身内に解されているわけである。しかしながら『覚書』にみる限り、そこでの世間とは、本稿で述べるような二重の意味を含んでいると思われる。「世間の氏子がみな、天に一家がないから」「祝い・祭り、人なみにするにおよばず」といった言葉は、村の内なる世間をも指していると考えられるからである。そのことからして、『覚書』の中では、「此方」という位置に立つことによって、村内をも「世間」とし、「此方」の外の領域、他者的存在にみなしていることには、十分に注意する必要があると思う。

③⑨ 「海川変わり、船着き場所ともなり。世は変わりもの」(『覚書』(20-8-1)) 「海川山でも、いかなる大社でも、ずりこまんとは言われぬ。此方でも船着きにならんということもなし。世の狂いになれば変わるもの」(『同』(21-24-1・2))など。

④⑩ 金光真整「神号についての問題二、三」『金光教学』第一五集二五頁上段参照。

④⑪ 木村敏は、「人称代名詞とは、自己および特定の他者について、その個体的なアイデンティティ、あるいは主体性を代表

し、それを言語的に表出する機能を持」っており、日本人と西洋人とのものの見方、考え方の相違は、「なによりもまずこのような自己および他者の主体性のあり方の相違に基づいている」という観点に立って、以下の興味ある見解を提示している。

「ブーバーの『我と汝』が邦訳されて以来、……それは人間的精神医学の金科玉条となった。滑稽なことである。……『我と汝』をわが国の精神病理学や精神療法の中へ導入するということは、……自己中心性と抽象的他者性を導入することには他ならない。『我と汝』が西洋の精神病理学の中へ導入されたこととは、根本的に訳が違うのである。『我と汝』が、日本語においては『汝と汝』、あるいは『我と我』として現われるということは、単なる主客未分化と主客合一とかいう以上の、積極的なものかを意味している。主客未分化という場合、そこにはなにか分化への方向性といったものが含まれているし、主客合一という場合には、主客分離の状態といったものが前提されている。日本人における自己と相手の関係には、このような方向性も前提も含まれていない。私が汝であり、汝が私であるという一如相が、それ自体充足し、完結した事実として現われている。そして、この「事実」の真のありかは、私も汝も、そこから私となり汝となっていくところの淵源としての、私と汝との「間」にある」木村前掲書一三〇頁及び一四四～一四六頁参照。

④⑫ 鈴木孝夫、前掲書二〇〇～二〇二頁、小田晋「人称的世界と

共同体の病理」講座『現代の哲学②—人称的世界—』二八八—二八九頁参照。

④③ 森有正「『ことば』について」『森有正全集』第五卷三五二

△補考▽

『覚書』における「此方」の用例分類

☆本稿の△はじめに▽の中でことわった「『此方』の用例分類」の、分析の内容と、その結果をまとめた事例分類一覧表を、以下に掲載する。

「此方」の用例は、『覚書』に五五例、『覚帳』に八一例を挙げるができる。そのうち各二五例は、両テキストに共通の事例である。ここでは『覚書』の五五例を検討の対象とする。

さて、『覚書』の全五五例中、本稿で問題にするのは、神から教祖に下ったお知らせ文の中にあられる「此方」の事例であるが、その前に、予めそれ以外の文中にあられる事例につき、區別して分類しておこう。

*なお、以下における()内の数字は、金光教教典収録の『金光大神御覚書』の章・節・項番号を示す。

〓三五九頁、同『いかに生きるか』八〇〓八六頁等、及び田島節夫「言葉と社会」岩波『文学③—言語—』三六〓三九頁参照。
④④ 『仮面の解釈学』一四七頁参照。

『覚書』において、お知らせ以外の文中にあられる「此方」の事例は、筆者によれば、以下の一〇例である。

- 神・教祖以外の人物の会話中にあられるもの→四例
 - ・「此方」||白川家……(15-2-3、6、7)
 - ・「此方」||川手堰……(21-6-8)
- 教祖以外の人物のお知らせ文中にあられるもの→一例
 - ・「此方」||繁右衛門……(4-1-5)
- 教祖の会話や地の文中にあられるもの→五例
 - ・「此方」||教祖、もしくは教祖一家
 - 。普請成就、こづかい、酒まで此方よりおくり(4-3-2)
 - 。これは夜番いたさんゆえ、此方ぶねん(11-2-9)
 - 。此方よりはしかの手本を出し(11-5-6)
 - 。此方にはなんにも知らんと申し候(19-2-2)

。此方家内中の歳書、生まれ時改め(20-4-1)

* 但し、はじめの一例以外は、お知らせとも受取り得るが、筆者は地の文と解するのが妥当と考える。なお、次の一例は、地の文中とも受取り得るが、筆者としてはお知らせと解するのが妥当と考え、これをお知らせ文に含めて扱ってゆくこととする。

・ 当年より戊、亥、子三年の辛抱、総方へも此方も(22-3-3)

従って、残る四五例が、お知らせ中の事例ということになる。

ここからは、その四五例について、お知らせのメッセージの送受関係を注意を払いながら検討を加え、その分類を試みる。

* 以下においては、△付表▽「お知らせ中の『此方』の事例一覧」(72頁以下)を参照されたい。なお、付表には、『覚帳』についても、同様の観点からお知らせ中の表現と考えられる全四一例をとりあげ、その検討結果を示しておいた。

先ず、お知らせ中における「此方」の事例から、各場面でのメッセージの送受関係に、以下の四つの基本型をとりだすことができる。

* ①は、送受されるメッセージの向きを示す。従ってその上位に位置するのが送り手、下位が受け手となる。()内は、その全体が、一つの送り手(向)の場色もしくは受け手(向)の場色として成立していることを示す。()内は、一つの場面において、メッセージの送受が時間の上で同時的になされている範囲の全体を示す。

(A) 「神」→「教祖」

その場面でのメッセージの受け手が教祖に限られ、メッセージの届け先も、指令の内容も、教祖自身に向けられているもの。

△例示▽

・ 今夜此方広前来て寝てみい。

(5-6-2)

・ 此方一場立て、……覚、前後とも書きだし。

(22-10-1)

(B) 「神」→「教祖」→「第三者」

その場面でのメッセージの受け手は教祖に限られるが、メッセージの届け先と指令の内容は、教祖のみならず、第三者に対しても向けられているもの。

* その際、(1)メッセージが、時・場を改めて第三者に伝えられると考えられる場合(即ち、メッセージの届け先が第三者にも向けられていて、多くの場合、教祖から第三者への使役的な言いまわしで表現される)と、(2)メッセージが、時・場を改めて第三者に伝えられると考え難い場合(即ち、メッセージの届け先が第三者に伝えられず、神・教祖間の相互確認に留められたと考えられる)との二様が想定される。

△例示▽

・ あす十五日、此方広前出、お礼申さす、

(11-2-2)

・ 先祖の祭り、……身内、親類、此方へまいらせ。

(17-2-1)

・ 此方普請でなし、正真、まぎらかしてさせ。

(20-5-2)

* 第三者はそれぞれ、彦助、身内親類、棟梁

(C) 「神」→「(教祖)→「第三者」」

その場面でのメッセージの受け手が教祖と第三者で、メッセ

ージの届け先と指令内容が、教祖か、もしくは教祖と第三者の両方に向けられているもの。

△例示▽

・戌の年、母、家内一同へ申し渡し。……此方で金神が教えするのじゃ。(6118)

・ばん役、此方の広前にて休めい。家内はそばにおつてやれ、(71610)

(D) 「(神)→教祖」→「第三者」

その場面でのメッセージの受け手は教祖と第三者とであるが、メッセージの届け先と指令内容が、教祖にではなく、第三者にのみ向けられているもの。

* 要するに、この場合には、一般の対話場というなら、相手(対称)とは第三者に位置する人のことであり、従って多く第三者への直接的な命令形をとる。それ故、たとえ第三者がその場に臨んでいることが文脈上明示されていないくても、第三者が、受け手としてそこに居合わせているのに等しいとみなすことが許されよう。

△例示▽

・ほか氏子ならとめ申さんが、此方から無事でやったから、此方で治してもどす。(11114)

・京都より浅吉下り。……とうじ休息仰せつけられ。なにか此方より指図いたすまで待てい(141611, 2)

次に、お知らせ中における事例から、「此方」が指し示す対象については、次の五様が考えられる。

(a)、「此方」が、「神」を指すと受けとれるもの。

(b)、「此方」が、「教祖」を指すと受けとれるもの。

(c)、「此方」が、「神」を指すとも、「教祖」を指すとも受けとれるもの。

(d)、「此方」が、「神と教祖」の双方を同時に指すと受けとれるもの。

(e)、「此方」が、以上(a)～(d)のような人称というより、むしろ指示代名詞本来の「場所・方向性」を強く示すもの。

以下に、(a)～(e)それぞれについての類別の根拠と、その素材とを、事例に拠りながら示してみよう。

(a) 「此方」＝「神」

——この場合「此方」は、メッセージの発し元である神の自称詞(一人称的用法。現代一般に「わたくし」に相当)である。

【素材】

§1、「此方」(＝神)と、「其方」(＝教祖)との対置。

・其方、祇園宮へ向くことならん、此方の広前させねばならんから。(71817)

◇他に、(5162)

§2、「此方」(＝神)と、他の神との並置。

・水をくみ、ご膳を炊き、土公神と此方へ供えあげ。

§3、「此方(≡神)の広前」。(12-2-2)

*『覚書』には、「広前」の他の用例中に「氏神広前」(3-5-6)「金神広前」(15-1-4)「今までは広前へ向き、きょうより、金光大神、表口へ向き」(21-11-1)などあることから、教祖自身の用法においては、それは「神の広前」の意であって、「教祖広前」「教祖の家広前」としての意味はうすい、と考えられる。

・生き祝いと思うて、ばん役、此方の広前にて休めい。

◇他に、(5-6-2) (7-8-7) (10-4-5) (11-2-2) (7-6-10)

(15-5-3) (21-23-2)

§4、「此方(≡神)より指図……」

*『覚書』には、「……が(の、より)指図」という用例が、他に一〇例あるが、いずれも指図しているのは、神である。

(但し、「此方には神の指図」(10-4-6) (22-11-3)の場合合は、「此方」は神から指図される側という考え方が成り立つので、この項とは別の用例ということになる。)

・地所開くことは、此方より指図するまで待てい。(19-12-1)

◇他に、(14-6-2)

(b)「此方」≡「教祖」

——この場合には、次の二通りがある。

(i)、「此方」は、神がメッセージの受け手である教祖を呼称す

る対称詞(二人称的用法。現代一般に「あなた」に相当)で、いわば「其方」と同義である。

(ii)「此方」は、神が、メッセージの受け手である教祖以外の人物に対して、教祖を指して呼称する他称詞(三人称的用法。現代一般に「このひと」に相当)で、つまり、人物Aが人物Bに対して、人物Cを紹介する際に、CがAの近くに居れば、「このひとはCさんです」と言うのと同じ用法である。——

【素材】

§1、「此方」(≡教祖)と、神との並置(i)の用法に相当)

・お上ご変革に相成り、此方も天地乃神も変革(22-7-4)

§2、「此方」(≡教祖)と、人々との並置(i)の用法に相当)

・当年より戌、亥、子、三年の辛抱、総方へも此方も。

(22-3-3)

§3、「此方」(≡教祖)のように「……氏子が」(i)の用法に相当)

・此方のように実意丁寧神信心いたしおる氏子が、

(9-3-6)

§4、教祖と断定し難く、かつ基本的に人称性を示すというより、場所・方向性を示すとも考えられるが、文脈上「此方」が、神から指図される側に使用されていると考えられるため、「此方」≡「教祖」としての意味合いを強く示すもの。多く、「此方には」と表現され、また、しばしば一方に「神の指図」「神がおる」といった語句があらわれる。

△基本型(A)(B)(C)中であって、(i)の用法に相当するもの▽

・此方には油入れな。うんかが食うか食わんか、(5-6-2)

・此方には、天に一家をこしらえてやるぞ、(5-13-1)

◇他に、(7-8-5)(10-4-6)(10-4-7)(20-12-1)

(20-12-8)(21-15-1)

△基本型(D)中であって、(ii)の用法に相当するものV

・売り木綿、使い料同行にいたせい。此方に買い取りにいたす。

(21-20-1)

◇他に、(21-20-2)(22-11-3)(24-2-2)

(c)「此方」||「神」もしくは「教祖」

——この場合は、前後の文意の解し方によって、「神」とも「教祖」とも受け取り得るもので、従って、元来は、(a)項もしくは(b)項に属するものということになるが、特にそのような事例について、別項扱いとしたわけである。つまり、(a)(b)項で挙げたような、文脈上に明示されている語句の対比等による判別ができず、その分、メッセージの送受関係に依存せざるを得ない面が大きい事例であると言える。——

【素材】

\$1、文脈上から、二様の解釈が成り立つもの。

・知ってすれば主から取り、知らずにすれば、牛馬七匹、七

墓築かする、というのが此方のこと、(6-9-9)

* 解釈④「……七墓築かする」といわれているが、それが

この神即ち金神のことなのだ。

解釈⑤「……七墓築かする」といわれているが、その

よい例が即ち其方(教祖)の場合だったのだ。

\$2、文脈上のみからは判別し難く、メッセージの送受関係が先

の基本型(D)のため、「此方」が確定できず、ここに示す

④⑤の二通りと、後に(d)項で示す⑥の計三通りの解釈が成り立つもの。

△基本型(B)からV

・此方には、笹振りの不浄、汚れ、毒断てということなし。

(7-8-9)

* 解釈④(神||此方)↓教祖)↓家内中

解釈⑤(神↓教祖(||此方))↓家内中

◇他に、(17-2-1)(20-5-2)

△基本型(C)からV……用例なし

△基本型(D)からV

・此方のは何月何日ということなし、職先せればいくがよし。いつなりとも其方(国太郎)の勝手次第。(10-3-2)

* 解釈④(神||此方)↓教祖)↓国太郎)

解釈⑤(神↓教祖(||此方))↓国太郎)

◇他に、(11-1-4, 5, 6, 8)(19-3-3)

(d)「此方」||「神と教祖」

——この場合「此方」は、メッセージの送り手である神が、それを言語化する担い手としての教祖をも含めて呼称する自称詞(一人称的用法の複数形。現代一般に「われわれ」に相当)である。そして、「此方」が人称性を示す事例のうち、

(b)項に挙げた§1、§3の2例を除く全ての事例は、次に述べる理由からして、この項に含まれ得ると言える。――

理由①、メッセージの内容が、神・教祖以外の第三者に向けられている場合(基本型(D))は、当然ながら、神は、その第三者に対して、メッセージを言語化する担い手たる教祖を含めて、「われわれ」と呼称し得る。

理由②、メッセージの内容が、たとえ教祖に向けられている場合(基本型(A)(B)(C))であっても、神と教祖間において、相互に確認し合う意味で、神は教祖に対して「われわれ」と呼称し得る。(この場合の「われわれ」の用法は、日本語において特徴的なものであり、本稿第一章で少しくその点に触れている。)

【素材】

§1、理由①によって複数形と考え得るもののうち、文脈上、特に「神」としての意味合いが強く感じられるもの。

。(12-2-2) (14-6-2) (19-12-1) (21-23-2)

§2、理由①によって複数形と考え得るもののうち、文脈上、特に「教祖」としての意味合いが強く感じられるもの。

。(21-20-1) (21-20-2) (22-11-3) (24-2-2)

§3、理由①によって複数形と考え得るもののうち、(C)項§2(基本型(D))の場合Vでとり挙げた事例の、解釈④⑤に対する⑥に相当するもの。

。(10-3-2) (11-1-4) ② (11-1-5) (11-1-6)

(11-1-8) (19-3-3)

* 解釈⑥(「神↓教祖」(↓此方) ↓国太郎など)

§4、理由②によって複数形と考え得るもののうち、文脈上、特に「神」としての意味合いが強く感じられるもの。

。(5-6-2) ② (7-6-10) (7-8-7) (10-4-5)

(11-2-2) (15-5-3)

§5、理由②によって複数形と考え得るもののうち、文脈上、特に「教祖」としての意味合いが強く感じられるもの。

。(5-6-2) ① (5-13-1) (7-8-5) (10-4-6)

(10-4-7) (20-12-1) (20-12-8) (21-15-1)

(22-3-3) (22-7-4)

§6、理由②によって複数形と考え得るもののうち、(C)項§1及び§2(基本型(B))の場合Vでとり挙げた事例の、解釈④⑤に対する⑥に相当するもの。

。(6-9-9)

* 解釈⑥「……七墓築かする」といわれているが、それが即ち、われわれ(神と教祖)の間に起きたことである。

ある。

。(7-8-9) (17-2-1) (20-5-2)

* 解釈⑦(「神↓教祖」(↓此方) ↓家内中、など)。

(e)「此方」||「場・方向」

――「此方」が、以上(a)~(d)項のような人称というよりは、

むしろ指示代名詞としての本来の「場所・方向性」を強く示

すもので、メッセージの送り手としての神もしくは教祖の位置する場所、または送り手側に近い方角を指すか、或いは、そこに住まう教祖の一家全体を指す他称詞(近称的用法。現代一般に「こちら」に相当)であって、それら全体は、「金光家」といった場合の「家」の概念に包摂されると言うことができる。――

【素材】

§1、神のあらわれている場としての土地・方向を指すと考えられるもの。(「此方」=「このところ、この地」)

・よそへ連れて行くのじゃない。此方で金神が教えるのじゃ。
(6-1-8)

・一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、……覚、前後とも書きだし。
(22-10-1)

◇他に(5-6-2) (10-3-2) (10-4-6) (11-1-4)

①②(11-1-6) (11-1-8) (20-5-2) (20-8-1)

1) (21-15-1) (21-24-1) (22-10-1)②(22-14-2)

2) (24-2-4)

§2、直接、神のまつられている場を指すと考えられるもの。

(「此方」=「神前・広前」)

・もうよし、金幣此方へ納めおき。

(12-1-4)

◇他に(12-2-2) (17-2-1) (20-5-2) (21-20-2)

§3(イ) 神の家としての教祖の「家」を指すと考えられるもの。

(「此方」=「金光家」*もと赤沢家)

・妻買うな。此方のありたけに食べ。(19-6-1)

・月二十日は此方へ来。借銀おいおいに払い。(24-2-4)

◇他に、(5-6-2) (5-13-1) (6-9-9) (7-8-5)

5) (7-8-9) (10-3-2) (10-4-6、7) (11-1-4)①②(11-1-6、8) (17-2-1) (20-12-1) (20-1-8)

12-8) (21-15-1) (21-20-1、2) (22-3-3) (22-7-4)

7-4) (22-10-1) (22-11-3) (22-14-2) (24-2-2)

2)

(ロ) そのうち、特に「家」の構成員としての「教祖の一家、家族」を指すと考えられるもの。

・此方には神がおるから、命延ばしにはおよばずこと。(20-12-8)

・当年より戌、亥、子、三年の辛抱、総方へも此方も。(22-3-3)

◇他に(5-13-1) (7-8-5) (7-8-9) (20-12-1)

(22-7-4) (22-11-3)

以上、お知らせ中の「此方」のいちいちの事例について、文脈上の語句の対立や、メッセージの送受関係に注意を払いつつ、検討してきた。それに基づいて、用法上の分類結果を一覧表にして示したものが、\付表V「お知らせ中の『此方』の事例一覧」(次頁以下)である。

Ⅵ欄 文脈上の対置語について……「↔」=対立/「→」=対置(相手)/「⇔」=併置 を示す。

*なお、Ⅴ・Ⅵ欄中、a、b、c、d、①②③、及び§1、2、3、…などの符号は、『備考』中の用例分類上の符号に対応するもの。

*また、Ⅴ・Ⅵ欄中、○は筆者の観点からして、もっとも妥当と思えるもの/○は、そう解することが可能と思えるもの を示す。

	Ⅳ. メッセージの送受関係 G = 神 F = 教祖	Ⅴ. 人 称 性		Ⅵ. 場・方向性	Ⅶ. 文脈上の 対 置 語	
		i. 単 数				ii. 複数
		1. 神	2. 教 祖			神と教祖
①	[G→F]		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §1, 3・イ	↔総方、とう ない田等
②	"	○ a §1.3		○ d §4		→其方
③	[G→F]		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §3・イ, ロ	↔世間の氏子
④	[G→(F→家内一同)]				○ e §1	↔よそ
⑤	[G→F]	① c §1	② c §1(対)	③ d §6	○ e §3・イ	
⑥	[G→(F→家内)]	○ a §3		○ d §4		
⑦	[G→F]→(子女)		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §3・イ, ロ	↔よそ
⑧	[G→F]	○ a §1.3		○ d §4		→其方、↔祇 園宮
⑨	[G→F]→(家内中)	① c §2	② c §2(対)	③ d §6	○ e §3・イ, ロ	
⑩	[G→(F→家内)]		○ b §3(対)			
⑪	[(G→F)→国太郎]	① c §2	② c §2(他)	③ d §3	○ e §1, 3・イ	→其方(国太郎)
⑫	[G→(F→大工)]	○ a §3		○ d §4		} ↔ほか
⑬	"		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §1, 3・イ	
⑭	"		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §1, 3・イ	
⑮	[(G→F)→小幡家の人]	① c §2	② c §2(他)	③ d §3	○ e §1, 3・イ	} ↔ほか氏子 ↔よそ ↔氏子同士 →其方 (浅吉)
⑯	"	① c §2	② c §2(他)	③ d §3	○ e §1, 3・イ	
⑰	"	① c §2	② c §2(他)	③ d §3		
⑱	"	① c §2	② c §2(他)	③ d §3	○ e §1, 3・イ	
⑲	[(G→F)→小幡家の人]	① c §2	② c §2(他)	③ d §3	○ e §1, 3・イ	↔総方
⑳	[G→F]→彦助	○ a §3		○ d §4		
㉑	[G→F]→妻				○ e §2	
㉒	[(G→F)→妻]	○ a §2		○ d §1	○ e §2	⇔土公神
㉓	[(G→F)→(浅吉)]	○ a §4		○ d §1		
㉔	[G→F]→石之丞	○ a §3		○ d §4		

〈付表〉 お知らせ中における「此方」の事例一覧

V欄 人称性について……V-i-1欄は、単数形の自称詞（「わたくし」に相当）。／V-i-2欄は、単数形の対称詞（「あなた」に相当）もしくは他称詞（「このひと」に相当）。対称詞・他称詞の別をそれぞれ「(対)」、「(他)」の符号で示した。／V-ii欄は複数形の自称詞（「われわれ」に相当）。

VI欄 場・方向性について……§1＝「このところ・この土地」／§2＝「神前・広前」／§3・イ＝「金光（赤沢）家」／§3・ロ＝「教祖の一家・家族」を示す。

◎『金光大神御覚書』

I. 年 号		II. 『覚書』中の「此方」の事例 (右端の数字は教典の章・節・項番号)	III. 『覚帳』との対応	
①	1858 安政 5	此方には油入れな。うんかが食うか食わんか、	5・6・2	無 2・5・2
②		今夜此方広前来て寝てみい。蚊が食うか。	〃	
③		此方には、天に一家をこしらえてやるぞ、	5・13・1	
④		此方で金神が教えるのじゃ。	6・1・8	無 2・7・1
⑤		牛馬七匹、七墓築かする、というが此方のこと、	6・9・9	無 2・10・7
⑥	1859 6	ぼん役、此方の広前にて休めい、	7・6・10	無 3・7・5
⑦		此方には大きな子からしおろさするぞ。	7・8・5	
⑧		此方の広前させねばならんから。	7・8・7	
⑨		此方には、箆振りの不浄、汚れ、毒断てということなし。	7・8・9	無 3・11・3
⑩		此方のように実意丁寧神信心いたしおる氏子が、	9・3・6	
⑪	1861 文久元	此方は何月何日ということなし、	10・3・2	無 5・1・1
⑫		此方広前、三人棟上げにまつりてくれ。	10・4・5	
⑬		ほかでは棟でまつり、此方には神の指図、	10・4・6	
⑭		此方には地を治め、末の繁盛楽しますため。	10・4・7	
⑮	1862 2	ほか氏子ならとめ甲さんが、此方から無事でやったから、	11・1・4	
⑯		此方で治してもどす。	〃	
⑰		此方は神じゃけに、二匁の初穂もよそへはやらん。	11・1・5	
⑱		来ねば、此方から迎え神をやるから来る。	11・1・6	
⑲		此方に介抱いたしてやる。総方ひきとりてもらえい、	11・1・8	
⑳		あす十五日、此方広前出、お礼申さす、	11・2・2	
㉑	1863 3	もうよし、金幣此方へ納めおき。	12・1・4	無 7・1・2
㉒		水をくみ、ご膳を炊き、土公神と此方へ供えあげ、	12・2・2	○ 7・2・2
㉓	1866 慶応 2	なにか此方より指図いたすまで待てい	14・6・2	
㉔	1867 3	二十日夜、此方広前へよこせい	15・5・3	無 11・5・3

25	[G→F]→身内・親類	① c §2	㊦ c §2(対)	㊧ d §6	○ e §2, 3・1	
26	[(G→F)→保平]	① c §2	㊦ c §2(他)	㊧ d §3		
27	[G→(F→家内中)]				○ e §3・1	
28	[(G→F)→世話方]→氏子	○ a §4		○ d §1		
29	[G→F]→(棟梁)	① c §2	㊦ c §2(対)	㊧ d §6	○ e §1, 2	
30	[G→F]→氏子				○ e §1	
31	[G→(F→家内中)]		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §3・1, 口	↔人(なみ)
32	"		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §3・1, 口	↔世間の人
33	[G→F]→妻		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §1, 3・1	
34	[(G→F)→娘子]		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §3・1	
35	"		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §2, 3・1	
36	[(G→F)→子供四人]	○ a §3		○ d §1		
37	[G→F]→(家族・氏子)				○ e §1	↔大社
38	[G→F]→(総方)		○ b §2(対)	○ d §5	○ e §3・1, 口	↔総方
39	[G→F]→坂助・家族		○ b §1(対)		○ e §3・1, 口	→お上、↔天地乃神
40	[G→F]				○ e §1	
41	"				○ e §1, 3・1	
42	[(G→F)→子供三人]		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §3・1, 口	↔世間
43	[G→F]→家族				○ e §1, 3・1	
44	[(G→F)→正神]		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §3・1	
45	"				○ e §1, 3・1	

	IV.	V.	VI.	VII.		
①	[G→F]		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §3・1, 口	↔人
②	[(G→F)→妻]	○ a §2		○ d §1	○ e §2	↔土公神
③	[G→F]		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §3・1, 口	
④	[G→F]→身内・親類	① c §2	㊦ c §2(対)	㊧ d §6	○ e §2, 3・1	
⑤	[G→(F→家内中)]				○ e §3・1	
⑥	[(G→F)→世話方]→氏子	○ a §4		○ d §1		
⑦	[G→F]→(棟梁)	① c §2	㊦ c §2(対)	㊧ d §6	○ e §1, 2	
⑧	[G→F]→氏子				○ e §1	
⑨	[(G→F)→棟梁]		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §1, 3・1	
⑩	"		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §1, 3・1	→人

25	1869	明治2	先祖の祭り……身内、親類、此方へまいらせ。	17・2・1	○	13・2・1
26	1871	4	また用があれば、此方から申してやる。	19・3・3		
27			麦買うな。此方のありたけに食べ。	19・6・1	○	15・8・1
28			地所開くことは、此方より指図するまで待てい。	19・12・1	○	15・14・1
29	1872	5	此方普請でなし、正真、まぎらかしにさせ。	20・5・2	○	16・5・3
30			宮建て屋敷は、此方へ決まり。	20・8・1	○	16・20・1
31			もちつき、注連かざりは此方にはいらす。	20・12・1	無	16・25・2
32			此方には神がおるから、命延ばしにはおよばずこと。	20・12・8	○	16・26・11
33	1873	6	ありたけ此方へ納めおき。	21・15・1	○	17・16・1
34			此方に買い取りにいたす。	21・20・1	○	17・24・1
35			綿は此方からやり。	21・20・2	○	17・24・2
36			此方広前は、このまま、はきそうじするにおよばず。	21・23・2	○	17・27・2
37			此方でも船着きにならんということもなし。	21・24・1	○	17・29・1
38	1874	7	当年より戌、亥、子三年の辛抱、総方へも此方も。	22・3・3	○	18・3・3
39			お上ご変革に相成り、此方も天地乃神も変革。	22・7・4	○	18・13・4
40			一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、……	22・10・1	○	18・19・1
41			此方へ来てからのこと、覚、前後とも書きだし。	22・10・1	○	18・19・1
42			内輪相談、申し。此方には神の指図。	22・11・3	○	18・21・4
43			おゆき連れて此方へ来、ひきうけ、客いたし。	22・14・2	○	18・24・2
44	1876	9	利は此方から回してやる。	24・2・2	○	20・2・2
45			月二十日は此方へ来。借銀おいおいに払い、	24・2・4	○	20・2・4

◎『お知らせ事覚帳』（Ⅲは『覚書』との対応を示す）

	I.	II.	III.
①	1859 安政6	此方には天雨氣中にすぐに俵にいたし、	3・4・1 無 7・4・4
②	1863 文久3	水をくみ、ご膳を炊き、土公神、此方へも供えあげ、	7・2・2 ○ 12・2・2
③	1868 明治元	四月四日、此方始終仕合わせ。	12・5・1 (16・4・1)
④	1869 2	先祖の祭り、毎年九月九日十日、身内、親類、此方へまいらせ。	13・2・1 ○ 17・2・1
⑤	1871 4	麦買うことすな。此方のありたけに食べ。	15・8・1 ○ 19・6・1
⑥		地所開きのことは、此方より指図するまで待て。	15・14・1 ○ 19・12・1
⑦	1872 5	此方の普請でなし、正真、まぎらかしにさせ。	16・5・3 ○ 20・5・2
⑧		宮建て屋敷は、此方へ決まり。	16・20・1 ○ 20・8・1
⑨		神も変革にいたす。此方には神の指図どおり。	16・22・1
⑩		人が頼めば行こうし、此方に頼めば来てくりようし、	16・22・3

⑪	〔G→(F→家内中)〕		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §3・1, 口	↔世間の人
⑫	〔G→F〕→妻		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §1, 3・1	
⑬	〔(G→F)→娘子〕		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §3・1	
⑭	〃		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §2, 3・1	
⑮	〔(G→F)→子供四人〕	○ a §3		○ d §1		
⑯	〔G→F〕→(家族・氏子)				○ e §1	↔大社・金刀 比羅
⑰	〔G→F〕→(総方)		○ b §2(対)	○ d §5	○ e §3・1, 口	⇔総方
⑱	〔G→F〕→扳助・家族		○ b §1(対)		○ e §3・1, 口	→お上, ⇔天地乃神
⑲	〔G→F〕→子供四人(正神)	○ a §3		○ d §4		
⑳	〔G→F〕				○ e §1	
㉑	〃				○ e §1, 3・1	
㉒	〔(G→F)→子供三人〕		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §3・1, 口	↔世間
㉓	〔(G→F)→参作〕		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §3・1, 口	
㉔	〔G→F〕→家族				○ e §1, 3・1	
㉕	〔(G→F)→浅吉〕	○ a §4		○ d §1		
㉖	〔G→F〕→(一家・親類)		○ b §4(対)		○ e §3・1, 口	
㉗	〔(G→F)→正神〕		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §3・1	
㉘	〃				○ e §1, 3・1	
㉙	〔(G→F)→浅吉〕				○ e §1, 3・1	
㉚	〔G→F〕→(村氏子)	㉑ c §1	㉒ c §1(対)	㉓ d §6	○ e §1	↔氏神(の宮)
㉛	〔(G→F)→中井村金子〕		○ b §4(他)	○ d §2	○ e §3・1	
㉜	〔G→(F→萩雄)〕				○ e §1	
㉝	〔G→F〕→(向明神・村氏子)	㉑ c §1	㉒ c §1(対)	㉓ d §6	○ e §2, 3・1	↔向明神
㉞	〔G→F〕		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §2	↔医師, 法人
㉟	〔G→F〕	○ a §2		○ d §4	○ e §2	↔札の…益を とる神
㊱	〔G→F〕→(ゆき・妻)				○ e §3・1, 口	
㊲	〔G→F〕	㉑ c §1	㉒ c §1(対)	㉓ d §6	○ e §1	
㊳	〔G→F〕→(棟梁)	㉑ c §1	㉒ c §1(対)	㉓ d §6	○ e §1, 2	
㊴	〔G→F〕→(向明神)	㉑ c §1	㉒ c §1(対)	㉓ d §6	○ e §1, 2	↔向明神・み な
㊵	〔G→F〕→萩雄・家族		○ b §4(対)	○ d §5	○ e §3・1, 口	↔世間
㊶	〔G→F〕→(金光明神)		○ b §1, 2(対)	○ d §5	○ e §2	↔金光明神

⑬	1872	明治 5	此方には神がおるから、命延ばしにはおよばずこと。	16・26・11	○	20・12・8
⑭	1873	6	ありたけ此方納めおき、	17・16・1	○	21・15・1
⑮			此方買い取りにいたす。	17・24・1	○	21・20・1
⑯			綿、此方やり。	17・24・2	○	21・20・2
⑰			此方広前は、このまま、はきそうじするにおよばず。	17・27・2	○	21・23・2
⑱			此方でも船着きにならんということもなし。	17・29・1	○	21・24・1
⑲	1874	7	当年より戌、亥、子まで三年の辛抱、総方へも此方へも。	18・3・3	○	22・3・3
⑳			お上ご変革に相成り、此方も天地乃神も変革。	18・13・4	○	22・7・4
㉑			四人の子供には此方広前あがり物を下げやるから、	18・15・2		
㉒			一つ、此方一場立て、金光大神生まれ時、……	18・19・1	○	22・10・1
㉓			此方へ来てからのこと、覚、書きだし。	18・19・1	○	22・10・1
㉔			世間は内輪相談と申し候。此方は神の指図。	18・21・4	○	22・11・3
㉕			此方両方娘かえことにいたすように両方談じ、	18・23・1	無	22・13・1
㉖			おゆき連れて此方へまいり、ひきうけ、客いたすように	18・24・2	○	22・14・2
㉗	1875	8	めいめい考えでかたづけいたし。此方指図せん。	19・9・2		
㉘			病氣、難難、悪病、悪事、此方一家親類まで逃れ。	19・20・1	無	23・7・1
㉙	1876	9	利は此方から回してやる。	20・2・2	○	24・2・2
㉚			月二十日は此方へ来。借銀おいおいに払い、	20・2・4	○	24・2・4
㉛	1877	10	銀子ないから此方へ連れて来い、育ててやる。	21・8・2		
㉜			此方の宮のこしらえたの建てると言えば、……やれ、	21・27・7		
㉝			此方が立てば扶持方送りてやる。	21・38・6		
㉞	1878	11	千歳楽に船におみこし此方へ入り。	22・25・2		
㉟			此方には拜まいでもかまわん。守り札出さん。	22・34・3		
㊱	1879	12	此方のは氏子に信心の道教え、理解だけでよし。	23・2・1		
㊲			益を取るのという神とは、此方は神がちがう。	23・23・4		
㊳	1880	13	此方には、麦、宵にかしおき、	24・3・1		
㊴			元、此方はじめた宮は二間四面。	24・12・1		
㊵			此方普請こと、今のかかりの人では不信。	24・24・1		
㊶			此方のは、先のため、おかげを受ける氏子のためになること、	24・28・3		
㊷	1881	14	此方には死んで先でのおかげ。	25・28・2		
㊸			此方には、氏子の身信心の話だけいたし、聞かせ。	25・36・3		

高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開

——信念の確立と

立教神伝解釈の教団論への展開について——

佐藤光俊

はじめに

先の拙論「高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について」（紀要『金光教学』第三号所載）において前書きした課題の下に、前稿においては、明治三十年代末から大正初年代にかけての、青年期における自我形成、人間形成の過程を歩んだ高橋が、信仰者としての主体的自覚、信仰的信念の確立を求めて模索する道程を信仰的自覚の形成過程として把握し、教団論生成へと至る過程的側面の究明を試みた。

この模索過程にあつて、彼は、永遠的存在を体现することが自己の徹底努力によってかなえられるとの自己の追求力への主我的自負と、その基盤となる「かけがへのない」者としての自我意識に支えられて、ひたすら自我の理想追求に従事してきたが、先ず、自然主義思潮との交渉以降に顕著にみとめられた彼の現実直視の意識態度が、自らの生活現実に適応される時、絶対的究極的に観念された理想宗教、信仰生活との対比において、そこに誤魔化せぬ、偽れぬ存在としての赤裸々な自己の姿を凝視せしめられるに至った。次いで、この主体的矛盾への気付きから新たに志向される「我

在の儘の姿」による偽らぬ生活、即ち、「実行生活」は、内觀的自己凝視による自我の發展完成の理想追求へと向かうが、そこにおいて再び出会う自らの信仰的な信念内実の空白については、観念的期待と現実的自己との距離確認を迫られ、そのような自我の内部矛盾への覚醒から、自己の依るべき立場とし、それまで信じて止むことのなかった自己への信頼とその追求力への自負を放棄せしめられるという自我の破綻に当面せざるを得なかったのである。

この意味において、これまでの時期における高橋の信仰的自覚を求めての模索の歩みは、先験的に観念されてきた「宗教」、「信仰」への期待と信頼が、客体化され、自己否定されて、それらへの期待と信頼が体験的、自覚的に回復され、そのことを通じて信念の確立がはかられて行く他はなかったという、そのような矛盾への直面と、その矛盾克服へと向かう歩みの端緒であったと言えよう。

では、大正五年春以降、自我の破綻の困惑の中で、その矛盾はどのように克服され、そこに確立されて行く信念はどのような内実を示すものであったろうか。また、その信仰的自覚は、どのように発露し、展開されて行くのであろうか。本稿では、前稿に引き続いて、これらの問いについて、大正五年以降、概ね昭和初年代にかけての高橋の精神経過に即して、その信仰的自覚の確立、展開の過程を把握しつつ、わけても、その展開相の追究と、その特質の解明を試みて行きたい。

一、教団批判と「屑の子」の自覚

説教や講演なども、従来私は信心の理想的形式、道德の模範的様式を説明して居たに過ぎません。自分に行へもせず、人もよう行はぬ事を、勿体なさうによくも飽かずにシャ、バ、ッて居た事よと、此頃少しアキレています。尤も従来多勢の前で話をした後、聴いた人が感じたやうな風をせられれば、せられる私は心中苦しく感じて居ました。何だか嘘をついて大勢の人をダメした様な気がしてなり

ませんでした。……(省略筆者以下同じ)この苦みには大分苦められました。それなら止めて了へばよさうなものです。却て益々鬼面を冠って人を嚇さうとし、自分の心中の空虚をゴマカさうとするのです。併し、私のやうな鈍物でも、いつまでもそんな愚かな事を繰り返して居る訳に行きません。……かかると私を以て教師と云ひ得ませう。教師どころではない。かうして生かして貰へて居ると云ふ事が不思議です。何の廉を以て私はかう云ふ待遇を受ける事が出来るのでありませう。(句読点筆者以下同じ)

これまでの生を領導してきた自己の追求力への主我的自負とその基盤をなした「かけがへのない」者としての自我意識が崩れる時、その心境には自己の存在への疑惑さえもが見られたが、この他、右に見るやうな彼自身によって捉えられた自己の矛盾への具体的言及も散見する。⑤ここには、これ迄の信念追求の行程が破綻を来し、そのことよって改めて「心中の空虚」、つまり、信仰的信念の空白という現実事態が、新たに自責の念を伴って告白され、確認されようとしている様が窺われる。また、ここに示された自責とは、これまで本教教師として説き語り来た信心内容の虚構性に対する自責であり、そのような擬法をもって信心を説くことで自己をも偽って来た自身の信念に対する意識態度への指弾でもあった。

では、高橋が、ここに立到って追認せしめられようとした自己把握は、これまでの信仰的自覚の確立を求めた内面的苦悶の所産として、換言すれば、そのような個人の内面的な問題としてのみ位置づけられてよいものであろうか。同時に、この理由に加えて、そのような形での自己凝視と信念空白の自覚を促した一般的状況、とりわけ、大正年間における教団状況との関わり合いの中にも特に留意しておかねばならない理由が指摘できる。

大正四年三月、佐藤範雄の憑愆による教内高等学府出身者十数名を対象とした「青年招待会」が催された。④この席上における参会青年の主張には、各々その立場、境遇の差違、課題意識の相違が色濃く見受けられるが、同時に、「在来の外形的な事務的な方面にのみ熱中して来た本教全般の傾向に対して、精神的、純信仰的方面を一層深く広く高調せん事」⑤を望む点に共通の口吻が窺われることもまた事実である。こうした参会青年の主張の背後には、「先輩の青年を遇

する、一方には青年何をか為さんや、といふ風な傾があると共に、他方には、少しにても学問すれば、直ちに一廉の人材になった如くに考へて、之を煽て、之を利用する事に走せ^⑥。るとの先人達への不満が表わされ、これに対して先人達からは、「当今の青年諸氏を見るに学問を土台として信念の意義を研究せんとするものの如き、言行を為すに到れる人の多きを見聞する度毎に、本教の将来は此儘に進み行かば、或は学問教に到ることなき哉^⑦」との懸念が露に示されるなど、両者間には相互に疎隔が見られ、「本教に於て所謂老对青が可成り鮮明に相背離してゐることは少しも怪しむに足らぬ^⑧」との批評さえもなされる事態が生じていたのである。佐藤が、「青年招待会」を催して両者の融和を企図した理由もここにあったと考えられる。

ここで、彼等参会青年達の主張から、その課題意識を概括しておく、彼等は、本教の将来を危機的実感をもって展望し、彼等自身こそ将来を担う立場にあるとの責任の自覚から、また、本教の現状に対する批判的意識から、さらには自らの信念薄弱の自覚から、「教祖に復れ」を指標とする信心の根本的革新と充実を求めると同時に、自らもそれを課題としていたのである。そこには、直信達先行世代との境遇の違いが明瞭に意識されると共に、彼等自身によって独自の信念確立への道が模索されねばならないことが喫緊の課題として意識されていたのである。^⑨

ところで、こうした参会青年の問題意識に対して、高橋はこの会合に臨んでの所信をどう披瀝したのであろうか。また、それはどのような課題意識に基づくものであったのだろうか。

高橋は、その所感として、先ず、「皆んなの要求が凡てを信心化し度いと云ふ事に帰する」ものであったことに触れて、それは単に教内問題に限らず、人生問題、社会問題までも含めて、「信心中心主義を確立して行くより外はない筈のもの」との所信を述べ、続けて、

教内の色々な問題を挙げて来れば山ほどありませうが、私は凡てそれ等を枝葉の事と見、その中に囚はれ込む事を避け、二云は、一切

を超越してこの信心問題に突入し度いものだと思ひます。これが源頭の基本問題である。^⑩

と、自らの第一義的関心と課題の所在を表わしている。また、このことに加えて、参会者の多くがこの会合に対して、「本教の先輩と後進との意志を疎通せしめ、理解せしむるの機端(マキ)を作られたる」^⑪点にその意義を認めようとしたのに対して、諒解出来難いのは先輩との間柄だけでなく、将来を共にする青年相互の間にも問題を看取し、「中には思想の平面を異にして居るのさへあった」と言い、また、「自ら進んで為す所なくして、只与へられん事をのみ待ち、与へられざることをかこつ」態度や、「逃避ばかりして自分は少しも出て行かず、それで他の遣り口をかれこれ云ふ」態度の著しい事を指摘している。このような問題意識は、先の基本問題に対する態度表明とも照応して、彼が、先づ信念の確立を他の教内問題解決への先決要件としたこと、さらには、この点において、単に将来への危機的実感から、或いは、現状への批判的意識からのみ問題を提起し自己主張を行う人々と、自身の立場を峻別しようとするものであったことを知ることができよう。

しかしながら、このことは高橋が他の同時代人に見られた教団の将来に対する危機感や、現状への批判的問題意識を持たなかったことを意味するものではない。この間にあつても、一貫して教団の現状に対する根本的革新の必要性を説き、現状に対する批判をも表現するなど、常にそのような危機感と問題意識とを抱き続けてきたものと考えられる。

では、なぜ一方に教団の将来に対する危機感を抱き、現状批判を携えながら、他方ではそれらを「枝葉の事」と斥け、自らの信念確立に没頭しようとしたのであろうか。

もとより、それは前稿において見た「実行生活」を中心とした信念模索の歩みとそこからの課題意識に基づくものではあつたが、このことに加えて、新たな課題意識の発現を読み取ることができる。それは、彼の抱いた教団の将来に対する危機意識の内実に関わつてのものである。高橋は、教団の現状把握に立ちつつ、次のように述べたのである。

今日は実に本教の根本より革新を要する時であると痛切に感ずるのであります。今や道はいよいよ二代目に移つて了ひます。教祖に直接接し奉らざりし人々のみで立てねばならぬ時となります。而も、今日以後、幾千年道のあらん限り、これを継ぐ者は、皆教祖に見えずして教祖を伝へねばならぬもののみであります。それ等のものは如何にしたら真実の道を守り伝へる事ができるか、その信心のしかた、その修業のしかたは如何にあるべきか、これ今日に於てその始めを成さなければならぬ事であります。直信諸師と今日以後のものは、そこに根本から異なる所があります。ここを直信諸師に諒して頂いて、その御健在の間によるしく御指導を願つて、間違のないやり方に立たして頂き度いものと思ふのであります。^⑧

右は、佐藤範雄の後任として、大正六年一月、教監に就任した畑徳三郎にあてた、同年十一月十九日付、高橋正雄書簡の一節であるが、このような佐藤教監の更迭、畑新教監の擁立という教政刷新の献策が彼ら青年達によつてなされたものであったことをも勘考すれば、右の書簡に表わされた思念の内実は、本稿注⑨に見た教団内における身分秩序、立場意識など既成価値への批判、「信心中心」主義確立による教団革新の要求という、かねてからの問題意識を継承、展開したものであったことは容易に推察し得よう。ここに窺われるように、高橋の抱いた教団とその現実への洞察は、すでに直信時代の教団とその信心に対する批判であるよりも、やがて来たるべき直信以後の教団、信心、そしてその行方に対する懸念へと展開され、それは危機感を伴つて彼の念頭を占めつつあったのである。このような危機意識の生成が、彼をして信念確立の課題へと没頭せしめる決断を促すものであったと考えられる。けれども、自ら選んだ信念確立への専念ではあったが、それが、「教祖に見えずして教祖を伝へねばならぬもの」として、また、「今日においてその始めを成さなければならぬ事」としてのそれであったことは、高橋の追求過程に幾多の困難をもたらすものであったことは否めないだろう。

このようにして、改めて信念の確立へと専念せしめられてみる時、大正五年の現在において顧みられる現実の姿は、

「何一つ本当の事ができない」との表白に集約される、嘘をついて大勢の人を騙す、鬼面を冠って人を嚇す、心中の空虚を誤魔化す等々という在り方であって、ここに至って初めて、「如何なる制裁も苦痛も甘受するより外はない」、^⑭「私はこれ迄人を助けて上げますやうな事を云って居りましたが、実は私が助けて頂かねばならぬのであります」との自己確認が可能となったのである。換言すれば、実行生活を中心とした摸索過程^⑮は、自我主義的な意識態度によって特徴づけられる信念を追求する個人の内面的苦闘の歩みであったが、これに対して、大正五年五月に至って「本来自己の存在そのものに確実なる根拠ありしにあらざれば、何事もなくとも、その儘にて困惑すべきものたりしなり」との存在不安を表白して、自己への信頼とその追求力への主我的自負を放棄せしめられ、やがて、右に見た一個の信仰的実存としての自己確認に立脚させられるに至ったのは、先に見た教団の現実への洞察と将来に対する危機意識の生成という、すぐれて状況的な要件の迫りと、これに対する決断がそこにあつたことを看過することはできないだろう。

このことは、かねてからの教団の根本的革新の要求が、教団の現実への洞察と将来への危機感の生起を通じて、自らの信念確立を優先課題として選ばしめたのであるが、同時にそのような決断が可能となったについては、教祖の信心に生かされて来た無数の先覚者が誕生し、その生を尽くして行った場所としての「教団」とその根源性が、深く信頼されようとしていたからに他ならない。そこそ、先覚者達が生を共同にして行った唯一の場所であり、それ故に、信心の現われる最も具体的な場所であり、それがたとえどれ程、現実の絶えざる汚濁にさらされてきたものであつたとしても、最も現実的に信心の歴史の表現される場所であつたのである。この意味において、高橋は、求道と信心の実践生活に於ての安心の源として、教団とその意義を信じようとし、また信じたのではなかつたらうか。^⑯

かくて、自己の存在不安に捉えられながらも「助けて貰はねばならぬ」存在としての自己把握に到達する中で、そこにおいてようやく遠望される救いと信念確立への翹望の聲が、大正五年暮、「本当のものを見度い、本当の事をし度い、本当のものになり度い」^⑰との念願として表白されるに至つたのである。

高橋は、後年、初めてこのことに触れ、それは「先生（佐藤照一筆者）」の教導によってのことであったと述べている。佐藤照によって、「信心させて下さいと神様にお願ひしているか」と尋ねられたのに対し、「いいえ」と答えなければならなかった彼に、「信心というものは、自分の力でできるものではない。神様に、どうぞ私に信心させて下さいとお願ひして、させてもらうよりほかにいものである」と教えられ、この教導によって活路が開かれたと言う。このことは、佐藤照の教導を「助けて貰はねばならぬ」存在としての自己把握を基礎として聴き取る時、それが先の念願となって、そこに自身を統一せしめられると共に、自我の破綻した事態にあって、打開の方向性を示唆されたものと考えられる。

このことに次いで、大正六年初春、「本当のこと」を求める願ひに生きようとの決心をし、取次を願ひ出ることになった高橋は、四月、西田天香とその同道者張谷佃一郎との出会いによって、「本当のもの」を見出す体験的契機を与えられている。西田天香は、「人間のなすべきは、懺悔奉仕の生活であって、自らの労働に対して報酬を求めべきでない」との基本的な考えに立ち、「我執」の一切放棄と無一物、無所有の生活を説き、物心二元の生活に入ると、人間が最小限の生活（下坐の生活）をするのに必要な資が先方からやってくる。働いて報酬を求めず、個人の所有物は光に差し出す、つまり、我執を一切放棄するところに、人間は復活し、再生して、真の生活に入ることができるといふ考えを實踐し、捨身の実践道場とも言うべき「一燈園」を開創したのである。「無一物中無限大」を信念として、自己放棄と捨身の行持の實踐を説く西田の思想は、明治後期に生まれた自我の自覚乃至はその解放を志向した近代的個人主義に立脚する諸思想、なかでも清沢満之、内村鑑三、綱島梁川などの自我の自覚に出発した熱烈な求道精神や蘆花、独歩などのいわゆる内省主義に比べると、もはや自我の自覚、あるいは主張よりも、むしろ徹底した自己放棄と捨身の行持とを信条とするところに特色を示すものであった。

元来、大正期の思想は、明治末期の思想界を席捲した自然主義が旧思想を破壊した後、相次ぐ戦勝によって躍進する

社会的氣運に促されて形成されたもので、それらは理想主義、人道主義、文化主義、教養思想の形をとって展開した。²²⁾ 自然主義の生物学的人間観に立つ現実暴露も無理想・無解決の悲哀も右の社会的氣運の中では色褪せ、飽かれ、人間に対する一面的な生物学的理解によって無視されてきた人間の人格的契機が強く反発、自己主張して、西欧のヒューマニズムの文芸、哲学などを受け容れながら新しい思潮を形成したのである。しかし、相次いだ戦勝と経済的發展は、自然主義的虚無感から一転した自由で肯定的、積極的な思潮傾向を生み、国民生活は浮華輕佻の氣風を表わし、皮相な文化生活の享受を一般化した。しかも、この表面的な文化的繁榮の裏には、対内的には社会的対立の深刻化、対外的には大陸進出による米國との対立激化、ロシア革命の成功と中国におけるナショナリズムの勃興などによる危機の進展があった。従って、そこには、デモクラシーの運動に次ぐ社会運動の活発化とともに、精神的危機の自覚も昂まり、キリストの再臨待望の信仰を説き、やがて聖書の講解講演によって社会批判を行った内村鑑三、自伝小説『死線を越えて』で注目を集め、貧民窟伝道に献身した賀川豊彦や、『出家とその弟子』、『愛と認識との出發』によって多くの青年に宗教的覺醒をもたらした倉田百三の外、先の「一燈園」の西田天香等の活動が反響を呼び、西田幾多郎の哲学が青年の関心を集めた。

このような宗教的実践が生れたについては、より包括的には、日本の近代化が、西欧世界との接触によって強いられた外発的で、しかも科学的合理思想の受容に急なそれであったために、表面的な華やかさに対して、殊に伝統された民族的国民性や宗教的伝統からの遊離と断絶²³⁾は著しく、そこに人間の内的空白状態を惹起せざるを得なかったのであり、ここに、その基本的動機を見出すことができるのではあるまいか。また、このような宗教的動向が一樣に実践的傾向をもつのは、マルクス主義と社会主義実践の台頭²⁴⁾によって、社会実践に具体化されない真理の在り方は根本的に否定されるという雰囲気醸成されていたことと無関係ではなかったと考えられる。²⁵⁾

このような、明治末の時代精神からの継起的状況としての大正初期にあって、西田天香、張谷佃一郎との出会いによ

って「我執の放棄」、即ち、「終に飽く迄、自分は悪い、善い所はないと分り切」ることの不可避性を示唆された高橋が、このことを体験的基盤の上に追体験せしめられたのは、大正六年四月下旬、岡山の遊廓での「不品行」の体験以来のことである。詳細については彼の後年の著作に譲るとして、論述上、必要な限りでこのことに触れておきたい。

それを犯してすぐそのあと、私は初めて自分の目がさめたような気がしまして、何という自分はあさましいものであるうか、これまで私が言ったり、したりして来たことはみなうそである。……もう自分というものを弁護する余地がない。何をもって私は立って行こう。全体の破産だ。それまでともかくもして、守り守りして来たところの自分というものが、総くずれにくずれてしまったのだ。……自分自身の心の中、体の中、どこにも何一つとして、これを力にやって行こうというものがありません。²⁴

高橋はこのように当時の心境を表現したが、この体験によって、「そのことがありましてからは、どうにもこうにも自分を偽る口実がないことになってしまった」と述べ、かねてからその念頭を占めて来た信仰と自己への観念的期待と現実との矛盾を究極的な形で承服せしめられようとしていたのである。ここに、大正五年五月、自己への信頼とその追求力への自負を放棄せしめられて以来の迷いが、究極的な形で自我の破局というべき事態に立到らしめられるものであったことが示されている。ここに至る直接的動機は何であれ、「だれに顔を合わすこともできない。二日も三日も床の中に入ったなり、ご飯を進められても食べる気もしなければ、ものを言われても返事をする気もしない」という、行為不能の心境を経験せしめられたのである。

蒲団を被っての床中であって、「食べるねうちはどこにもない」との思いから、やがて、「食うことは食わずにおつたとて、五日や十日は保てぬこともあるまいから、その間だけでも、どんなことでもしてお詫びのしるしを現わしたい」との思いに到達したところに、新たな展開が生れている。

これからの私の仕事はお詫びこそ唯一の仕事である。自ら食おうとせず、自ら生きようとせず、そして自分の力でできることであるなら、どんなことでもさせてもらうて、それをもってお詫びをさせて頂きたい。それよりほかにもう私のなすべきことはない。^⑧

右の心境への展開を俟って、床中であつての無為の生活から一步脱け出ることとなるが、このことを通じて、高橋は、以後の展開を決定づけられる二つの事実に対面せしめられたのである。このことが、生活実践を通じて自身の上で確認され、彼自身において明瞭な自覚として発現する迄には、なお咀嚼の過程を必要としたが、ここでは、次章で見る新しい生活の基軸が生れ出る迄の準備体験期とでも言うべき期間の心境推移の中からそれを窺っておきたい。

先ず、蒲団から起き上つて以来の心境が最初に示されるのは、「屑の子」の筆名で綴られた次の一文である。

此の頃しみじみ思ふは、其處にも此處にも愛の欠乏せることなり。愛の徹底せざることなり。我が敵を愛するなど思ひもよらず。愛はあれども我の愛なり、無我の愛にあらず。愛はあれども仮の愛なり、信神の愛にあらず。……自然はすべて無我の愛を生命とせざるはなし。無我の愛こそこれ神の心なれ。然るをあさましき吾等、愛を以て子を産み、愛をもって友を呼び、愛を以て人を近け、初めの内こそ蝶よ花よと寵を極むれ、稍大人びて高慢らしき口をきくやうになれば、已に昔の如く珍重せず、後には吾が意の如くせずとて之を疎み、昔日の愛は全く変じて詛ひとなる。吾終に芦の一芽にも及ばず。誰ぞ金光大神を信ずと云ふ。^⑨

ここには、自らの生が無我の愛に育まれている芦の一芽にさえ及ばないもの、つまり、神の心が芦の一芽をも育むように自らをも育むものであったことを知らず、「我の愛」、「仮の愛」、すなわち、自己の知恵、分別によって愛を営み、そこに敵をつくってきた生が顧みられ、神の心「無我の愛」への信頼に立脚しようとする意欲が示されている。この時、そこには西田によって示唆された我執放棄の在り方が、彼自身の仕方をもって確認されようとしていることを知ることが出来る。それは、次の二つの事実との対面によって確認されようとしたのである。一つは、神の恩愛が「無我の

「愛」として自らをも生かし育むものであったという事実、二つは、このことを知らず生きてきた自らの生は「我」を中心とした営みであったという事実である。この二点に思いが至る時、そこから始められようとする新たな生は、先ず、自らの力で生きようとせず、どこまでも詫びを生きる「絶対慚謝」の生活となつて具現し、また、「吾終に芦の一芽にも及ばず」との自己確認から自己への忸怩たる思いが綴られる時、そのような自己自身は他の何物でもない「屑の子」と呼ぶべき存在である他はなかつたのである。「屑の子」の筆名は、この思いに由来するものであると考えられる。⁵³⁾

かくて、我執の放棄の必然性を自らの過ぎ来し方の中に見出し、大正五年暮における佐藤照の教導、同六年四月における西田、張谷との出会いを通じて、自らの自我態度を問題化せしめられ、この過程を通じて、終始「本当のもの」を求める願いに生かされて来ながら、なおそこに見出される自己の姿が「芦の一芽」にも及ばぬものであると自覚する時、その原因としての「我執」撲滅の必然性は⁵⁴⁾いよいよ痛感されざるを得なかつたのである。

では、このようにして「屑の子」としての自覚に立脚する時、そこからは、どのような信念確立への道が辿られ、信仰的自覚が発現しようとしたらうか。

二、新生活とその教祖理解

大正六年四月下旬、究極的な自我の破局を行為不能の事態の中で経験せしめられ、その床中であつて「相すまぬ」存在としての自己への自覚を喚起せしめられて以来、「芦の一芽にも及ばず」との自己確認から、床中での心境のままに「絶対慚謝」⁵⁵⁾の詫びを念願とした生活態度をとることとなつた高橋は、この生活についても、「相すまぬとかおわびするとか申せば、私のやうなもの又そこに一のさわりを作るのに困ります。……何をさせて貰つても半面にいつでもお邪魔になることが出来て了ひます」、「それは私の身体の持ちやうが真実おわびのところにふさはしい事になつて居な

いからと思はれます」^⑤との内省を加えているが、この点に窺われるように、そこに次なる生活の新基軸が生れ出なければならなかったのである。それは、「おわびのころ」を实体化するに足る「身体を持ちやう」であり、「絶対懺謝」の生活を全うすることのできる新たな生活の基軸でなくてはならなかったのである。この新基軸とは、次に見る「無物の境涯」への立脚であり、「無物の生活」の行為実践であった。

私の思うて止まないことは、何もないところの立場に私自身を置かして貰いたいといふことであります。……慾得をはなれ身慾身勝手を去りたいと思ふが故に、どうぞそれに相應しい無物の境涯に身を置いてその立場から此の問題を見さして頂きたいのであります。何もないといふ境涯に居らせて頂くときが私一個にとって一番有難く最も幸福であります。……真に総ての人を愛し仕へるといふことも此の立場に來なければ到底実現し難いことのやうに思はれます。^⑥

このように、次なる課題が意識されようとする迄の間には、「自ら食おうとせず、自ら生きようとせず」との床中の覚悟のままに始められた「山の家」での生活実践^⑦、また、その間の大正七年五月、教義講究所講師、同監修心得、宣教師督事心得などの公職を辞任する^⑧など、自らの生活に具体的な「無物の境涯」への立脚を具現しようとする試みがなされ始めていた。この消息は次の一文に示されている。

生神金光大神様……益々身を慎み、あなたを信じてまゐりましたら、天地に充ち人々の心の中にある真と常にひとつに生きること
も出来るやうにならせてもらへさうに思はれて、私は限りなく先を樂しみにして居ります。……救はれる道は、名を求める心、利を
追ふ心、權勢を張る心、それらの色々様々な現はれを凡て離れるより外ないことは明らかであり、確實でもあることであります。……
私はかうして進んで來たこと、今進ませてもらはうと志して居ることを極めて難有いことと思ひ、一層此の態度を進めることに依
つてのみ光の道に出られることを、かなり確實に思ひ知らされて居るのであります。……(大正八、八、某日)^⑨

ここには、それまで彼の念頭を占め続けて来た、名利、権勢、羨み、憎み、疑い、焦燥に悩まされることへの迷いが払拭され、新しい生への意欲とその進路への確信が表白されようとしている。自ら意図して、「無の立場」に立脚しようとする時、^④「凡ての持てりし物を捧げつくし最後に残れる身も心も全く捧げ盡くし、凡ゆる人々に仕へてまゐる、自ら自分の方へ何物も受けやうとせぬ」^⑤と表現される生活の基調が生れようとしていたのである。

加えて、このことは先に見た西田・張谷との邂逅を通じて示唆された「我執の放棄」を、自らの体験基盤の上に確認しようとする追体験的实践生活と見られるものであることも指摘しておかねばならない。大正六年四月末の「不品行」の体験を契機とした、床中での「自ら食おうとせず、自ら生きようとして、そして自分の力でできることであるなら、どんなことでもさせてもらうて」との覚悟から始まる高橋の慚謝の生活は、西田が北海道開墾事業における小作争議以来の資本と利潤をめぐる労使間の争いから、『我が宗教』（トルストイ）の「生きようとするには死ぬ」という一句との出会いによって、「無理に他をしいで生きることには死ぬることである。運命を天に任せて、食えなければ本体に還ればよい。死ぬとは迷妄から離れよとの事で、悟れば全体が自分なのである」、「今日かぎり死んだことになろう」と悟得して以降の「下坐の生活」に照応するものであることは明らかである。また、「山の家」での生活実践と、その実践を促した動機と問題把握も、明らかに張谷偶一郎の路頭生活の追体験であったと見られるのである。^⑥しかしながら、これらの追体験は、高橋における自我の破局という事態の中から、「不品行」に対する自責の徹底と「自分から生きようとはもうすまい」との思いへの到達によって、初めて通路を開かれ、可能となった高橋の固有な体験であることもまた事実である。このことは、高橋が、初めて張谷の体験談と問題把握に出会って、「そうです、そうです、私の困っているのもそれなのです」という共感と驚嘆を示しながらも、実際にその追体験的实践が始められるのは、「不品行」の体験以後においてであったことにも示されている。ここにおける高橋は、実行生活の破産によって自我の破綻を経験しながら、一章で見た信念確立に専念せしめられる中で、佐藤照の教えに導かれて「助けて貰はねばならぬ」存在として、

改めて自己を把握せしめられてきたのであり、こうした経過を辿る中で、「本当のこと」を求める願いの宣明と同時に「不品行」をも犯す自己との矛盾は、もはや懺悔と贖罪以外には他の在り方を残すものではなかったのである。ここに残された懺悔と贖罪の生活こそ、西田やその同道者において辿られていた資本主義的「近代」に表出した人間関係の相克的事態を、そのような歴史的「近代」における自我の問題と格闘しながら、「無理に他をしのいで生きること」を人間の普遍的罪業として否定し、その自己否定を実践的に徹底することを通じて、近代的自我からの脱却と人間愛に基づく慰安の境地を求めた実践道の追体験であったのである。⁴⁷けれども、西田の説いた自己放棄の実践生活は、近代的な、従ってまた資本主義的な社会矛盾をも一元的に「自我」の問題へと還元し、そこにおける主観的な解決を目指すものであった点において、著しい社会的視野の欠損を招来せざるを得ないものであったと言わねばならないだろう。

また、更に指摘しておかねばならない点は、この追体験が、西田天香個人やその救済観への絶対的帰依や信順を伴うものではなく、むしろ、その追体験的实践に個別的意義と自立とを認め、延いては高橋の体験に実験的性格をももたらすものであったと見られることである。西田の説く救済への道は、実践者による個人的自覚の尊重と、「諸宗の真髓を礼拝して帰一の大願に参ぜん」との基調に示される汎神論的寛容とに特徴づけられるものであったのである。西田によれば、その助かりとは、「これは決して私のものではない……またこれはある一つの団体に独占すべきものでもなく、そこにだけしかないというようなものでもない。その人その人により、その立場立場に応じて現わるべきもの」である⁴⁸と説かれ、高橋は、このことを「それでこそ」⁴⁹と同調的に受けとめ、自己の体験の個的意義への信頼に立っていたのである。高橋における追体験的实践が、実験的性格を持ち、西田体験が高橋の信念確立過程において過程的体験として位置づけ得ると見られるのは、このことに起因していると考えられる。

ところで、「不品行」の体験によって、「自分から生きようとはもうすまい」との覚悟に立ったところには、多年の自我生活による行き詰まりと、その原因としての我執からの解放によって、これまで苛まれて来た一切の不安が除去さ

れ、救いへの期待感が兆していることが窺われる。大正六年四月末における自我の破局とそこからの新たな展開が、西田・張谷らによってかねて示唆され、自らの体験においても不可避に選択せしめられた「無の立場」への立脚によって、初めてなし得たものであることへの彼自身による自己確認は、やがてそれを「確信」たらしめるものであったと考えられる。高橋は、「無の立場」への実践的立脚によって、人間として最低限の生命を保持しつつ、衣食をどこまで棄捨できるかという実験的道程を経験し、この道程を通じて人間生活の内容を吟味し、様々な欲望の対象物を捨て、生活の最小限度の可能点に、無限に広やかな、根本の空虚をも充たすに足る心境を見出したと考えられないだろうか。

このような理解に立つ時、次の一文が綴られた心境を推察することができる。

信心と云ふものが、心の中に現はれて来ることを考へて見ますに、どうしても何物か々々与へられたもの、何物かが下されたものと思はれません。それは、どれ程智恵や分別を組合はして見ても、信心と云ふことにはなつて来ぬやうである。信心は智恵や分別によつて与へられるものではない。全然別な力、何物かが与へて呉れるものであるとしか思はれません。……その『信』は、私自身が拵へて見るもの、世界の人々の間に作られてある心持ちとは異つた状態である。⁵⁰

ここに示されたように、「無物の境涯」への立脚による生活実践と求道生活によって、信仰への確信の実感の表白が行われようとする時、同時にそこには自らを行き詰りへと至らしめた原因が顧みて把握され、そこに生れようとしている確信的充足の由来とその意味の自己確認を行う反芻咀嚼が見られる。この時期の述作に見られるこのような傾向は、以後、無我、無慾の教義化を通じて、教祖事跡の信仰的理解が相次いで表明されるようになる昭和初年代にかけて、その教義化の営みと共に顕著に示され、数多くの述作の中にそのことを認めることができる。⁵¹それらは、その時々々の意図により、様々な構成となり、種々の側面が強調されているが、そのいずれもが、自らの行き詰りへの経路について、「四つの事が崩れて参りました。第一が金、第二が家庭、第三が世間、これが誠に居心地の悪いものとなり、第四が仕事、

これが思はしく伸びて来ぬ」と要約される点々への言及が何等かの形でなされ、さらにそのような問題を生起させた根本原因は以下の様に把握され、それらは一樣に我執を中心とした生の問題化と、絶対的な愛と教えの実感を基調とするものであったと言ふことができる。

其の悩みの根本に耳をすまして、自己自身衷心の要求の声を聞いてみると、それは教をハッキリと聞きたいといふことであると判り、其の教をマジメに聞いて自己の正体を覗きはめてみると、自分といふものは、何處までも利己的で、吾儘な得手勝手なものであるといふことが判りました。……愈々策盡きてどうすることも出来ないとき、フト気がついて見ると之までいい加減なものであり、窮屈なもの如く感じて居た所の教といふものが、いづくぞ知らん、それは自分の感違ひ(かたがひ)であった。教は愛なり恵なり、救ひの声でありましたのです。……教とは、此の問題だらけで、どうすることも出来ない、あくまでも利己的な、悪の固まりである自分自身ではどうすることも出来ずに悩み苦しんでゐるこの自分を、どうでもかうでも、救ひ助けんでは置かないといふ愛であり恵である。何ぞ知らん、教そのものが愛であり、恵そのものであったのである。

右に見られる自らの助かりへの経路とその意味の把握は、一章で見た「屑の子」としての自覚へと帰着した「声の一芽にも及ばず」との自己認識を原点とした絶対的愛の存在と教えの実感を表明するものであったが、このような体験の意味把握の営みは、同時にそこに教祖への新たな関心を喚起せしめている。このことを、「改めて教祖の御言葉や伝記を見直す事になった」と顧みている。

大正六年春以来の述作の中で、顕著な教祖への関心が示されたものは、次の「祈り」と小題された一文がその初めである。

生神金光大神様、……此の世で生きて行かうとしますれば、どうしても誰かの慈心のかかったものを取って来て、其れを生活の材料

にしなければなりません。其の為には争はねばなりません。掛引きも疑ひも偽りも皆せねばなりません。浅間敷いことでありますが致し方がありません。かくて、あなたの御教を其儘に守らうと致しますと、自ら生きやうとすることを絶対に止めねばなりません。……生神金光大神様、あなたは御教への通りになさいました。米俵を軒下に出して積んで、誰れでも取って行くに任せられました。門の戸を開け放し、戸を閉めず、何時誰れが這入ってどんなことをしても宜敷いといふ御心持ちを示されました。御自身の為にはお使ひなさらぬ様にして終はれました。さうして、御教へをお立てになりました。御自身なされたことを御話にして御伝へ下されました。其れが其儘御教へとなりました。あなたの時もう既にさうなさるより他なかつた事と存せられます。其れ程、凡べての者が皆争ひの種になって居たと存せられます。……併し有難いことであります。さうして、あなたが道といふものをお示し下さいました。真を欲し、慾を厭ふものに、こんなにして行くのだぞといふ事を明瞭にして下さいましたから、どんなに強められ、どんなに望みを失はないで辿らしてもらつて居るか知れません。……(大正八、九、二九)。

ここに見られる教祖への傾倒には、自身の大正六年春における自我の破局以来の、無物の境涯への実践的立脚の歩みと、その道程における自己確認を基盤とした教祖への体験的親近性に基づく共感的近接の様子が窺われる。そこに把握される助かりへの契機は、自らの生活に現われる慾とそれを肯んじてきた我執による自我生活であったが、このような体験把握を基礎として教祖の生涯と教えが改めて注目される時、それは既に教祖の生涯においても発現されていた事実として再認識せしめられたのである。米俵を軒下に積んだ教祖、門戸を開放して皆人々に捧げ尽した教祖の姿が、親近的な期待と共感をもって仰ぎ見られようとしているのである。「あなたの時、もう既にさうなさるより他なかつたことと存せられます」との感懐には、その共感的態度がよく示されている。

さらに、それはまた、単に自らの助かりを体験的基礎におく一個の教祖理解であつたばかりではなく、第一章で見たように、また、注⑩に挙げたように、「今日のこの社会生活では、道はこんなにして行はれると云ふ事を実証する事が必要であります」との、教団の現実への洞察と将来への危機意識の生成によって触発された、「不惜身命の道心」の発

揚による「実証」の教祖理解でもあった。この意味において、ここに示された教祖理解は、人世におけるあらゆる「慾」の所在と人性における「我執」による生の阻害を前提とした教祖の教義的理解であり、このような、「無慾」、「無我」の教義化を通じて獲得される、固有で独自の教祖理解でもあったと考えられる。

以後、高橋は、無慾、無我の教義化を基礎として、漸次その教祖理解を敷衍して行く。この拡充のさまを多くの述作の中に辿ることが出来るが、そこに追求される「教祖」とは、端的には、「教祖の生活は、立教の神宣に要約せらる。立教の神宣は、教祖の自叙伝にして、又本教の教義なり」という一文に集約されるものであったと言える。このことは、「取次ぐとは新生活を取次ぐことである。助けるとは新生活に入らせることである。新生活とは、古き自分が死んで新しき自分が生きて行くことである」と綴られる、自身の体験把握を基礎とした共感的理解を特質とする、立教神伝を画期とする教祖の姿であったのである。^⑧

三、立教神伝解釈とその教団論への展開

高橋における教祖理解は、自己の助かりへの経路を体験的基盤とし、その反芻と咀嚼による無慾、無我の教義化を通じて、そこに仰ぎみられる教祖の親近性への共感的近接にその特質が見られるものであるが、教団とその現状に対して提起される「実証」の教祖理解としても顕著な特質を示すものであった。

ところで、このような教祖理解の到達点が、「立教の神宣に要約」され、そこに教祖の一切と本教の「教義」が見出されようとしたことについては、どのような教義史的背景が勘案されねばならないだろうか。なかでも、大正中期以後の「立教神宣」に対する教義的動向はどのようなものであったろうか。^⑨

大正中期以降における立教神伝への教義的関心を喚起せしめたものとして挙げねばならない前提は、第一に早川督『

天地金乃大神』（明治四五年）、碧瑠璃園『金光教祖』（大正元年）の刊行による「立教神宣」全文の公開、次いで和泉乙三の『金光教観』（大正四年三月）の刊行による教義解釈の試みのなされたことである。殊に、後者はその全文を掲げた上で、これによって「教祖は之を一期として、後半生の新生活に入られる事となった」、「客観的には、天地の親神の教祖に大命依託の神意を明らかにし、主観的には、教祖立教の首途の御覚悟を示すもの」と位置づけると共に、「金光教祖御一世の事業は『取次ぎ』の語を以て現はされた。即ち彼れば、神と人との中に、その舟となり橋となつて、『氏子ありての神、神ありての氏子』の道を疎通せしめた」との教義解釈を示したのである。もとより、教内において『金光教観』以前にこの神伝に言及する述作もみとめられるが、例えば、「わが教祖も立教の神宣が下つたれば断然農業を止めて広前に奉仕せられ、広前に奉仕せられてからは何一つ他の事はせられなんだ」と述べたところにも見られるように、それはむしろ教祖事跡としての概括的意味の言及に留まるものでしかなかった。このような教義状況にあって、『金光教観』による全文の紹介とその意義の提示は、早川督や碧瑠璃園の著作に次ぐ教義展開上の業績であった。また、『金光教観』以降における立教神伝の教義解釈への試みが和泉を中心に推進されて行ったことも、この神伝への関心を一般化するものであった。「立教神宣を拝す」（大正六）、「立教神宣を拝して」（大正七）、「立教神宣につきての一二」（大正一三）、さらに、「金光教祖の四大教義と五大綱領」（大正一五）などの述作を相次いで発表し、「立教神宣は、本教全体の根本義を説きしめされ、本教の出発点であると共に、その帰着点である」との教義的位置づけを行い、また、その解釈を示したのである。その解釈においては、全文を四段乃至は三段、場合によっては前後二段に分かつて、その全体把握を試み、「全文は、大体に於て四段に分たれて居る。即ち第一段は農業差し止めの神命であつて、その第二段はその理由を示されて居る。更に第三段に於ては、金光大神の御覚悟を促し給ひ、第四段に於ては神命寄託の神意を明らかに示し給うてある」との基本的な考えから、三段とする場合は第二段を第一段に含め、「第一第二の両段は、本教教制の根本義を示され、第三段は、本教の教義の根本義を示されたもの」との考えを示した。さらに、前後両段に

区分する場合は、前段を第一、二、三段までとし、そこに「天地を貫き、万人を通じて、拡充せらるべき大道の根柢を示された」との解し、「一、天地金乃神を助けてくれ、二、氏子あつての神、神あつての氏子、三、神も助かり」の三点から神の神性に論及して、「本教独特の信仰は、立教神宣によってあらはれたのでありまして、神宣の後段は主としてこれを闡明されたもの」との解釈を示したのである。とりわけ、第一、二段に示された内容解釈において、それを「本教教制の根本義」を示すものと理解し、その中心に布教を想定して、特に布教者及びその家族の布教に対する態度、覚悟の在るべき姿を「死んだと思つて慾を放」すという、立教神宣から浮ぶ教祖の姿に見出し、「金光大神に下される此の神宣は、同時に神の取次者に下されたる神宣である」と、取次者としての教師像を示し、教師論としての教義解釈を提示したのである。⁶⁵⁾

このようにして、全教に立教神宣に対する教義的関心が高まる時、そこには一つの問題が提起されることにもなった。大正七年十月、和泉乙三、井上定次郎等によって唱えられた「立教神宣」正文公表の要求である。井上は、「既にかかると共に、立教神宣に依るべき確たる依所がなくてはならぬ筈ですが、遺憾ながら、今日まで依然として公表されたものがない。只臆げながら伝聞するところに依らねばならぬ」と述べて、その公表を本部当局に要望したのである。⁶⁶⁾ さらに、これに続いて、和泉も、このような問題意識から、『金光教観』に掲載した「立教神宣」を改訂版発行に際して訂正すると共に、「立教神宣につきての一二」で、碧瑠璃園の紹介したものと教祖『御手記(写本)』との文面上の相違点を逐一指摘⁶⁷⁾して、「ことばに多少の相違があるといふことは承知しておかねばならぬことであるのみならず、ことばでは『多少』であるが、意味のうへからは、かなりな径庭が存してゐるものだといふことを知らねばならぬ」と述べ、そこに根本的な教祖観の相違を指摘したのである。つまり、そこには、「ありのままなる教祖のかはりに、皮肉にいへば、まつりあげたそれを示さうとする」、「人としての教祖のかはりに、神としての教祖の方面のみを押しやうとする態度」のあることを指摘し、正文公表の要を説いたのである。しかし、その正文が教団当局によって公的に示されるのは、後

年の昭和十六年の教規改正によるものであったことからすれば、このような教義的趨勢も、次第に一般化しつつあったとは言え、未だ一部の教内有志によるものであったとも言わねばならない。

さて、では、このような立教神伝をめぐる教内の教義的動向に対して、高橋の関心はどのように関り合うものであつたらうか。

このことを考える時、先ずもって留意しておかねばならないことは、これまで述べ来たつたように、教団に対する危機の自覚から自身の信念確立への専念を他の教内問題解決への先決要件とし、それらを「枝葉の事」と斥けると共に、他の同時代人達と自らの立場を峻別して、この課題追求に没頭してきたことである。この当時の述作が、数の上において著しい減少傾向を示すことに加えて、教内状況との関わりを示すものがごく限られているのはこの事情を反映しているものと考えられる。この点を前提としながら、先の設問に立つ時、高橋がその述作の中で具体的に立教神伝への言及を示す初見は、大正三年六月の「縦論横議」と見られるが、この時点では、既に『天地金乃大神』（早川誓）『金光教祖』（碧瑠璃園）は一般に公刊され、また、明治四十四年以来教義講究所講師として教祖伝の講義を担当し、『金光教祖』も教本に採り上げてきていた。このような点からすると、既に早くから教祖事跡における立教神伝の位置については知悉していたものと考えられるが、彼がその全文を掲げて立教神伝に対する解釈を披瀝するのは、遅れて、大正十年五月の「わが教祖」においてであり、ここには碧瑠璃園の紹介した全文がそのまま踏襲されているのである。

けれども、その反面では、高橋が信念の確立に没頭し始めてからの数少ない述作の中においても、教団の現状に対する批判と将来への展望という点においては、確信的な見解を表明し、そこには明らかに立教神伝の内容理解に立ったと見られる内容が示されているのである。

広前の取次は斯道の魂である。従つて、これは教会教派以上のものであることを知らねばならぬ。……取次は教会があるから取次を

するのではない。取次の方が本で教会は末である。その証拠には、教祖の神が、立教の神宣を受けられて、斯道をお立てになる始めには、教会と云ふものも無ければ、教派と云ふものもない。唯広前のお取次と云ふ事があつたばかりである。広前のお取次は斯道の立つ最初からあつた。否、広前のお取次と立たせられたので斯道が始まつた。取次が斯道と云うてよい。……夫れ故、教会教派はどこ迄も広前取次に従うて行かねばならぬもので、教会教派の都合で取次の神聖を犯すやうな事があつてはならぬ。今日の教派内のおゆるる不浄は、この一点の誤りから起つて居る。^⑧

ここには、取次中心主義とも呼ぶべき、取次の絶対性とそれに対する教会、教団の相対的位置を説く教団論の胚胎を見ることができると共に、それは立教神伝の内容的理解に基づく教団の現状批判とその変革的展望の提示を意図してのものであつたと言ふことができる。このことは、一面においては、本稿第一章及び注^⑩で見たかねてからの教団批判が、信念確立に没頭した過程においてなお持続継承されてきていたことを証左するものに他ならないが、他面においては、それは最早批判であることに留まるものでなく、彼をして信念確立の課題追求へと専念せしめた教団への危機意識の生成によって、さらには、以下に見る教団に対する自らの立場の決断がなされようとしていたことよつて初めて可能となつたものである。

世界を生神金光大神の真実の現れとする。これが教祖立教の眼目であることは申迄もありませぬ。金光教は、生神金光大神を信ずる者の集団であつて、ここに最もよく生神金光大神は現れ給うてあるのでなければならぬ。従つて、これ(金光教)は常に世界が生神金光大神の現れとなつて行くべき立脚地となるものであつて、又同時に、そうして行く働きをする機関である。されば、云ふ迄もなく金光教は生神金光大神の真実の現れたる事を志すものでなければならぬ。……實際上に於ては、一時にこの目的を成就する事は出来まい。只、肝心な一点を明らかに確立せねばならぬ。その一点から時経るままにこの大目的が成就せられると云ふ一点を確立せねばならぬ。その一点は、どんな事があつても動かず、乱れず、時に従ひ縁に應じ、凡ての他の諸点を治め照らし、定める力がある

と云ふ、その一点を確立せねばならぬ。そして、その一点に自ら先ず立って、この革新の事に当るのでなければならぬ。若し、万一、現在の状態が余りに生神金光大神と遠ざかつて居って、今の金光教の中にこの一点を立てる事が出来ない場合は、暫く生神金光大神を奉じて外に去って、この一点を立てる覚悟がなければならぬ。根本に於てこの覚悟が無ければ、これ程の大事は成されぬ。申迄もなく、外へ去る迄の覚悟をするのは、是非共、内に彼の一点を立て度い為めであつて、外へも去るの覚悟がなければ、真に内に彼の一点を定むる事が出来ないからに外なりません。……本教全体が、そうなる事を最後の目的とし一斉にその方向に向ふような機運を造るべく、先づ志ある者から出立する事を本教が許す事でありませぬ。^⑧

教団と呼ばれるものが、教祖によつて現わされた「生神金光大神」の働きの具体的事実を具現する場所であり、その信仰的生命が社会と歴史の現実の中に実現される根拠地であるにも拘らず、現実には、人間の集団としてあらゆる人間的弱点や欠陥すら露呈する世俗の限定の中にある場所でもあつた。そのようなものとしてある教団を、自身の生を尽くす場所として選び取り、その上で、本来金光教団が担うべき根本的使命の成就を可能とする中心点の確立を願つたことは、教団への危機意識の生成を媒介としながら、信念確立に没頭せしめられてきたことの理由が示されていると考えられるのである。高橋における教祖理解とその信念的表白が、教団とその現状に対する「実証」であろうとするものであつたことの意味はここにある。直信以後の時代を、「教祖に見えずして教祖を伝へねばならぬもの」であることの矛盾への気付き、すなわち、「内面の空虚」と把握された信念空白の自覚によつて、教祖と教祖以後とを結ぶ媒体としての教団が意識されようとする時、教団とその根源性に対する自覚は昂まり、そこにおける信仰的自覚の確立は教団への態度決定を伴うものとしてしかあり得なかつたのである。換言すれば、この「教団の選び」とも言うべき教団に対する態度の決定は、教祖以後における個人と教団との関係についての、最も基本的な出来事であり、先の一文はその自覚的表明であつたと考えられるのである。

ところで、高橋における取次の絶対化とそれに対する教会、教団の相対的位置を説いた教団論の胚胎は、明らかに立

教神伝の内容理解を窺わせるものであり、この限りでは立教神伝をめぐる教内動向との一定の関わりを示唆するものであると言えよう。しかしながら、このような教団論の生成は、右に見た教団に対する立場の決断と無関係になされたものではなく、この主体的決断を通じた教団の根源的意義の発揚とそれに対する教団現実に表わされた否定的契機としての「不浄」の事実への問題意識とによって、教祖に対する教団論の視角からする教義的関心を喚起して、そこに「立教の神宣」によって取次に従った教祖の姿が、「広前のお取次と立たせられたので斯道が始まった」と把握され、立教神伝に現わされた教祖の姿に教団の起源を求めるものであったという意味では、他に類例を見ることのできないものであると考えられる。先の和泉の場合に見た「死んだと思うて態を離す」という立教神伝における教祖の姿は、取次者としての教師一般に普及される基本態度へと抽象されて、教師論としての解釈がなされ、従ってそこでの教団概念は教会と布教との包括概念であることを前提とするものであった。これに対して、高橋は、一方に自らの主体的課題としての信念の確立を追求せしめられながら、同時に他方では、その信念を育み、それが発現されて行く場所としての教団とその根源的意義が、自覚的に吟味され、そこに「教団の選び」とも言うべき教団への態度決定を経た根源的信頼が個人と教団との基本的関係における決断として選び取られるという、両者の重層的な営みの所産として、立教神伝解釈に結実したと考えられるのである。従って、ここに確立された高橋の立教神伝解釈を中心とした信仰的自覚は、彼自身における主体的課題としてその確立を求めた信念の表明であるという限りでは、取次者としての教師論の見地を内包しつつ、同時に、それが発現されて行く場所としての教団とその状況に向けて開示される新たな教団への変革的展望、即ち、教団論としての性格を併せ持つものであったと考えられるのである。

因みに、前者の側面については、次の様に表明されている。

教祖は安政六年四十六歳の十月廿一日農業を止めてしまつて、道の教を伝える事に一身を献げられた。……一切自分のものでないと

なられし教祖、その教祖が生きられたのである。生きるために、金も財も地位も、何んにも使はず、云はゞ手放しのまゝで、只皆んなの爲めにどこがどこまでも盡しぬかれし教祖が生き通しに生きられたのである。何物をも自身のものとせぬ生活。……さう云ふ生活をまのあたりに見せて貰つて、私はそこに自身の救はるゝ道の光を見たのである。^②

次いで、後者の側面については、

教祖の生活は、立教の神宣に要約せらる。立教の神宣は教祖の自叙伝にして、又、本教の教義なり。……本教の教義は、生活の体現なれば、教団の實際を離れて抽象的に存するものにあらず。教団組織の各機関が教祖の生活―生神の生活―を具体化して進む時、これを本教教義の生きたる表現となすべし。されば、本教の各機関は、常に教祖の生活により厳正なる批判と指導を受けざるべからず。而して、その単位は、自己一身の生活なり。^③

と表現され、「立教の神宣」の具現体としての教団、及び教団各機関、さらにその構成員としての各個の信心生活の確立が念願されていたのである。

お わ り に

以上、本稿において検討してきた、大正六年春以来の高橋の精神経過は、先の拙論において見た、宗教、信仰に対する先験的期待、信頼の意識態度が、自我の究極的破局としての行為不能の事態とそこからの打開の過程を通じて、自らの自我態度への検討から、そこに自我主義的な自我態度が脱却されて行くことを通じた自己否定の歩みであったと言ふことができる。このことは、それまでの生を導いて来た自己の追求力への主我的自負とその基盤としての自我の破綻か

ら、一方では、「助けて貰はねばならぬ」存在としての自己を覚醒されつつ、他方において究極的な自我の破局としての行為不能の事態を経験せしめられる中で、自らの自我態度の矛盾を承服せしめられたのである。この矛盾の承服から、自らの力で生きようとしなないと捨身的行持によって、「無物の生活」実践に導かれて行く中に、生活の最小限度の可能点に無限に広やかな自由を経験しつつ、無我と無慾の心境にあって、その確信的充足の由来と意味を求める反芻咀嚼によって自己を把握せしめられる時、この自己確認は、教祖とその事跡への共感的近接を可能とする体験的基盤の確立を意味するものともなったのである。このことによる教祖とその事跡への共感的理解が立教神伝解釈に要約される「無我」と「無慾」の教義化であった。この意味において、高橋は、立教神伝とその教祖事跡に示された無我と無慾の教祖像に、歴史的近代に固有の自我の問題から解放され、一個の宗教的実存として自らが生れ出る、「自身の救はるる道光を見た」のである。

また、ここに確立されて行く立教神伝解釈に基礎をおく信仰的自覚は、彼自身の信念の表白でありながらも、終始、教団の現実への洞察と将来への危機意識の生成によって、「教団の選び」とも言うべき、個人と教団との基本的関係において、教団への根源的信頼が培われていたのであり、その信仰的自覚の成立は、自らの信念が発現される場所としての教団とその状況に向けて開示される教団論^④でもあったと言えるのではあるまいか。

(教学研究所所員)

注

頁参照。

① 「私の手帳―屋白君へ―」『金光教徒』第一二二号、大正五年五月一〇日。

② 拙論「高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について―信念模索期を中心として―」紀要『金光教学』第三三号、八五

③ この他、自我の破綻と実行生活における理想と現実との矛盾について反省的に触れた当時の述作に次のものがある。「われ道の為めに尽すと称しつつ、われ道を利用しつつあり。道に依りて私を為さんとしつつあり。道は私すべきものにあらざと云

ふと雖も、本教内に寄生して私を為さんと念、絶たんと欲して絶つ能はざるもの有るなり。この事実を如何せんとするか。本教はよき教なりと曾てはわれも云ひき。皆無自覚なる言よ。われ如きをも容れて生かす道なる故によしと云ふか。悪を成さしめ醜を許すは、よき道にあらず、弛める道なり」「生命の爲めに(一)」「新光』第一二三号、大正五年五月。「説教一、心配する心で信心をせよ他」『金光教徒』第一二六号、大正五年七月一日。「真の信心(上)」『金光教徒』第一四九号、大正六年二月二日。

④ 同会の開催主旨について、佐藤は、「本教将来を思へば、お互に考慮を要する点不尠、老生も齡既に六旬に達し、茲に独立十五年記念祭を迎へ、今後奉公を期する上に於て、深く勸考を要する次第も有之」と述べている。「意義深き催し」『新光』第一〇三号、大正四年七月一日。また、当日の出席者について、「教監(佐藤龍雄)を中心にして近藤(藤守)先生、畑(徳三郎)先生など正面に坐を占められ、それから左右に円形を画して吾吾が着席しました。来会者は、金光三代太郎君、高橋正雄君、村上定次郎君、静岡の父(岩崎平治良)第四教区支部長、高阪(由治郎)第三教区支部副部長、中野(辰之助)同部長、高橋(茂久平)第十教区支部長、池川朋唯君、井上定次郎君、白神新一郎君、片島幸吉君、高橋文五郎君、阪井永治君、金光國開君、畑一君、古川隼人君、佐藤(金造、一志)両君、田地匡君位でしたか、其の他は確り覚えて居りません」(括弧内筆者)と関口鈞一による

報告がなされているところからすれば当日の招待青年は、支部部長、副部長を除いて関口を含めた十六名程であったと推定される。「佐藤先生青年招待会感想録」『新光』第一一三号、大正四年七月一日。

⑤ 前掲「意義深き催し」。

⑥ 同右。

⑦ 前掲「佐藤先生青年招待会感想録、岩崎平治良『金光教の将来』」。

⑧ 同右「佐藤先生青年招待会感想録、畑一」。

⑨ これらのことは、次の意見からも窺われるところである。吾吾の抱負を云へば、名に依つて信心を求めるところでもなく、利を求めて信心に至るのでもなく、見栄を張つて信心を繕ふでもなく、野心に駆られて信心を銜ふのでもない。信心そのものの為めに信心を求め、自分の生命生体の為めに衷心から信心を深め、開き温め、充たさうと求めるのである。……実質的に徹底した純粹な深味のある信心を求めものが、仮令その数は少くとも心から相集つて自由に、豊富に充溢した信心境を待ち望むのである。従つて伝承された其の俛の信心、受売りの信心、或は(最も極端に云へば)世間に俗受けのする流行信心と同列に墮して行くやうなものには甘んじ度くもなければ、また甘んずることも出来ない。同右「佐藤先生青年招待会感想録、阪井永治『信心の解放を想ふ』」。

道の将来といふことは、やがて各自の信仰の将来といふこと

になる。直接道に關係してゐる教師の将来の信仰如何といふこととなる。過去を追懐し、現在を考察し、将来を望察する時、吾等の胸底深く響くある一種の恐怖を意識せずにはゐられぬ。過去に於ける年として抜く能はざる一種嫌厭たる陋習は現在に於ては依然としてその力を逞しうしてゐる。……この陋習を根底から打破るには現在青年の覚悟、そして努力に依る外はあるまい。この点に於て出来たことは仕方なしとするも吾等は各自の信仰を根底より改新して、新しい信仰、道、教祖に活きなければ、金光教の将来は危いものと思はれてならぬ。教祖の御理想、御本領の那辺に潛むかに、心を傾注しなければならぬ。同右「佐藤先生青年招待会感想録、洒水生（吉川軍入―筆者）『独立不羈の信仰』」。

本教は過去三十年間、創業の事に急しく、教団の發展、教会の経営等外に対して教勢を張ることに其の勢力を向けざるを得ない必然の結果として、内部への集中足らず、外部へ發展した反面、内部の充実に疎であつた事は認め得べき事実であると共に、而も亦状勢止むを得ざる事であつた。……此に於て信心中心に復りたいとの念願が起ることは豈啻に青年のみならず、苟も本教達観有識の士の胸底には必ず湧くべき希望たるに相違ない。凡て如何なる事業にも創業の次に内容充実の時代が来ることは自然の徑路である。……信心中心とは言葉を換へれば『教祖に復れ』といふことであります。此が私共の日夜断ち難き祈願であります。……大体の青年が苦みつつある第二の問題は、

信念薄弱といふことであります。青年は自己の日常生活の状態が蕪雜不純であることを自覺した。自分自身の精神内容の矛盾に苦んで居ります。夫故『教祖に復りたい』と真面目に思つて居るが、信念を一に凝らすことが出来ないのであります。先輩直信の方々は教祖直観直授の熱烈なる信仰で何等の問題もなく勇往邁進して今日の發展を成就せられたのである。その信仰は『教祖から出た』のであつた。私共の信仰は自分で求めるのであつて、諸種の問題は―教祖に頼りながらも―自分で解いてゆかねばならぬ。かくして、『教祖に復らねばならぬ』のである。その境遇にこんな相違があります。同右「佐藤先生青年招待会感想録、佐藤薇洞（金造―筆者）」。

また、右に見られる青年達の問題意識の表明は、それぞれ個に様々な意識の相違はあつても、これまでも度々表明されてきた内容のものであり、『新光』に依つて見るとき、その記事の多くはこうした問題意識の反映であつたとさえ言えよう。その第四九号（明治四三・三・一五）「会説」では、「修業の心得」と題し、「近來本誌に現れる説論の傾向にも見える如く、本教青年の努力の中心も亦自家修行の工夫にあるらしく、集会などに於ける話題も常に其方面に取られるやうに見える」と述べたことによつても、そのことが知られよう。高橋正雄「修行の第一歩」（第四八号）、佐藤一夫「悟道と修行」（同）、片島幸吉「自己の要求としての信念と懷疑」（同）、同「新しき責任」（第五〇号）、「会説、修身の道」（第五三号）、片島「偶感」（第六

○号)、「会説、青年の気風」(第七号)、「会説、本教青年の現在及将来」(第七号)、片島「教祖に帰らんとする要求」(第八号)、佐藤金造「百号を記念して我等の責任を思ふ」(第一〇号)、片島「新教祖出現の爲めに」(同)、関口鈞一「吾人當来の問題」(第二〇一、二〇二号)、片島「第二期金光教」(第二二号)等々を始め、本稿において見る高橋の述作が、その代表的な論説である。

⑩ 前掲「佐藤先生青年招待会感想録、高橋正雄」。

⑪ 前掲「意義深き催し」。

⑫ 大正初年代以降に限って見ても「我金光教は教祖金光大神一代仏を好み給はず 血脈に依りて教会長の職を世襲する事となれり 従つてこれに伴ふ利弊亦免れざるは 固より怪むを須いず」中略―即ち教会教派は信心の爲めに存し 信心なくんば教会教派はこれが維持に苦心すべきものにあらざる事を解せず 信心の本を養ふ事を怠りて 教会教派の末を保たんと焦慮するの誤謬 即ちこれなり」と述べ、血脈相承、世襲相続による教団維持の弊害を指摘した「血脈か法脈か」(『金光教徒』第一四号、大正二年五月三日)、「事務者は巡教者よりも偉きか 巡教者は教会長よりも偉きか 教会長は所属教師よりも偉きか 所属教師は世話係よりも偉きか 世話係は信者よりも偉きか 自ら偉しと思へる者のみ集れる教派は金光大神の思召に副はざるなり 生神金光大神は信者を最も愛し給ふ 信者にあらずして事務者たる者は 畑先生の所謂宗教界の俗吏なり 信者にあらずして

巡教者たる者は 世の講談師と撰ぶ所なし 信者にあらずして 教会長 教師たる 者は 彼の祈祷者の類のみ 信者にあらずして世話係たる者は 教会の世話を為すと称しつゝ 實は教会の厄介者なり……事務者と云ひ教師と云ひ世話係と云ひ巡教者と云ひ これ等は皆各々其適する所に従ひて 信者が道に尽す手段の区別に過ぎずこれを階級的差別と心得 生神金光大神の最も好み給ふ信者を輕蔑す 罪これより大なるは無し」と、教団の実態に芽生えた身分秩序、立場意識に批判を加えた「信者」(同右)をはじめ、「近時の感想」(同第一九号、大正二年七月一〇日)、「縦論横議」(同第五一号、大正三年六月一日)等々や、「信心中心」という事を先ず本教内に徹底せしめ度い 教務の最高位より一般信者に至るまで 只わが教祖の御信心より外に何があらうか この点を力説高唱して 本教者の心頭を焼き尽してやり度い 否吾教徒自身がこの信心中心の大鉄槌を以て心底を粉碎せられ度い そして皆んな共々に教祖と神とに貫きたる日々の生活に入り度い」(『縦論横議』(同第五八号、大正三年八月一〇日)、「信心々々と云つても 矢張り教権を振りかざしたり 門地に立籠つたり 名利に引廻されたりして居ては何の信心ぞと云ふ感に堪へない 先ず凡てを超越して開けたる天地 自由の境域に住まねばならぬ 教祖の示されし標準に従ひ価値の改造をしなければならぬ」(『改まり』(同第九二号、大正四年七月二日)と、教団内に生れた既成価値への批判と「信心中心」主義の確立による教団の根本的革新を希求する論説を拾うことができる。

⑬ 「畑徳三郎教監宛、高橋正雄書簡」大正六年一月一日。拙論「管長と宿老の徑庭」紀要『金光教学』第一九号、四七—四九頁参照。

⑭ 「私の手帳（八）—三度和泉君へ—」『金光教徒』第二二〇号、大正五年五月一日。

⑮ 前掲拙論（紀要第二二二号）七九頁参照。

⑯ 「生命の爲めに」『新光』第一二三号、大正五年五月。同右八五頁参照。

⑰ 高橋は、本稿八十三頁に引いた畑徳三郎教監宛書簡において、次のように述べ、大正六年十一月現在における教団将来への危機意識に基づく展望と自身の覚悟を開陳している。

……誠に社会生活が複雑になり経済事情が混雑して参りましたから、かかる社会には道は守れぬのではないか。道などと云ふ事は、もつと單純な時代の事であつて今日はなかなかそんな時代ではないのではないかと云ふ考が何となくみんなの頭の中にあると思はれます。これを一掃する爲めには今日のこの社会生活では、道はこんなにして行はれると云ふ事を実証する事が必要であります。その任に当る人が幾らでも要る事と考へます。これ亦実に不惜身命の道心がなければ出来ぬ事でありますから、容易の事ではありません。……今日の金光教は先輩の眞の献身至誠の塊として今日に至つたものであつて、その難有さは言語に尽されませぬ。私如きものでもかくは難有き道に入り、ここまでも進ませて頂きし事は、偏にそのお蔭でありまして、何と

申しましてもこの金光教無かりせば、私はどうなつて居るか分らぬのであります。その御恩を思へば一死以て報恩すべきであります。

また、この一文に見られる信心生活の現代的実証の必然性の自覚こそ、実は、先にも見た大正四年三月、「青年招待会」において披瀝された信念確立への没頭を促した情況的側面における原因であつたと考えられるのである。

⑱ 「眞の信心(上)」『金光教徒』第一四九号、大正六年二月二二日。

⑲ この願ひは、やがて大正八年十二月末、「『本当のものを見度い、本当のことをし度い、本当のものになり度い』との祈りをかけて年を越したのは一昨年（一昨年）の年越し（昨年（一昨年）の正月を迎える年越し、つまり、五年春の意）筆者」であつたが、早やそれから三年経つた。顧みれば深い神慮に依つて導かれた事ではある。道の有り難さをやうやう知らせてもらふたのは此年月の間であつた……（大正八・一二・二九夜一時）（『随感録』『金光教青年会雑誌』第六五号、大正一四・六・二）とも、また、「私が『本当のことをわからせて下さい。本当のことをさせて下さい。本当のものにならせて下さい』との願ひを立てて、御取次をお願いしたのが、大正六年の初め、私の三十一の春のことであつたが、その年のたしか四月に、西田天香さんが金光に來られた」（『道を求めて』著作集第三卷「筋のもの」二四六頁）とも顧みられるものであつたことからすれば、このような願ひに到達したのは大正五年春、乃至は六

年正月のことであったが、このことは、以後の心境展開の上で一つの重要な転機をなすものと見られる。

しかしながら、ここから始められる新たな願いに生きる生といえども、「天香さんにお目にかかってから私は、朝早く起きて便所の掃除をした。どこでもげたをそろえた。そういう類のことを相当熱心にした。しかし、それで私の自我中心の生き方といふものが、どうにもなるものではなかった」(前掲「道を求めて」二四八頁)、「信心は智慧や分別によって与えられ恵まれるものではない。全然別な、何物かが与へてくれるのである。しかし思はれません。私も随分修養と云ふ様なことについて考へてもみました。どういふものをどういふ風に食べたら善いであらふと思ふたりして居りますと遂に断食といふ様なことになり、…：大広前に寝さして頂いたり、…：地位を棄てて見たり、人に対してはどういふ風にしたらよいのであるかなどと色々考へて見ましても、それらのことは好江加減なことにはしかならぬ。とてうていほんとうの信心の生れて来るやうには思はれない」(「信」『金光教青年会雑誌』第一六号、大正二年二月) などと顧みられている。ここに示されるように、この願いが明確に成就して行く時期は定かには捉え難い。けれども、右の資料等から総合して考えられる点は、彼自身が、信心に目覚めしめられるのは、少なくとも西田天香との出会い以降、様々な修養を経験して、それがなお不充分であることを知らしめられ、そのような「実験的」な摸索過程を経て以降のことと考えられる。

⑳ 先生のこの御教えは、深く強い力をもって私を動かした。：何一つ真実なものを持たない私、従って生きて行きたよりになるものない私、したがって何もかもめちやくちやになってしまっている私にとって、先生のその御教えは一つの活路を開いてくれた。神はあるかどうかわからないけれども、どうぞ私に信心をさせて下さい、私に信心をわからせて下さいと願う求めることはできる。できるもできないもない。そのことよりほかにすることのない私である。前掲「道を求めて」二四二—三頁。

この述懐によって知られるように、「本当のこと」を求めている願いの表明は、大正五年暮における佐藤照の教導によって、改めて信心は自分の力でできるものでないこと、させて貰うより仕方のないものであるとの、信心への基本姿勢に留意が促され、自らの立場に吟味が加えられたところに生れたものであったことが窺われる。

㉑ 高橋自身の当時の述作の中には、この時の感慨を直接述べたものはなく、わずかに内田律爾が、「先日西田天香氏のお話を聞いて切に感じた」として記した一文から、当日の西田の印象を知ることができるのみである。内田律爾「教を聴く態度」『金光教徒』第一五六号、大正六年五月一日。けれども、高橋は、西田との出会い以降、最初に記した心境記述において、この内田の述作に相通ずる、またこれまでの高橋の心境推移からして、西田との出会いによって示唆された内容を窺わせる一文

- を記している。内田の記した「自分の悪い方面を何とも感ぜず、……只自分勝手の好い處丈けに耳を傾け、……自分の都合のよい部分のみを聞こうとする」という安易な自己満足を追求する慣習や、「楽をし度い、自分を悪い者だと思はれまい、自分の思ふ儘を通したい」とする独善は、高橋によって、「『我』はよい目を見やう、損をしまい、得をしやう」とする自己の通例として顧みられ、このことが「他人の悪い事がこらへられぬ」という自我態度として省察されている。また、内田の「愚味なる知恵判断」をなし、「愚味なる慾望」に捉えられる自己への自省は、「自分は悪いものである、どこまでも足らぬものである……まだまだ私が不行届である」、「飽く迄、自分は悪い、善い所はない」との自覚へと導かれ、その総体としての「我」の問題化が行われている。このような高橋の心境には、「本当のもの」を求める願いに生きようとしてきて、なお、自我の優越に苛まれていたところにあつて、西田、張谷との邂逅によって「我」についての問題把握に出会い、「我」を基軸とした自己への自省が生れ、改めて自我中心主義を基調としてきた自己の自我態度が客体化されようとしている様子が窺われる。「修養所感」『金光教徒』第一五七号、大正六年五月一〇日。「信と生活との具体的関係について」著作集第三卷『一筋のもの』七一―七二頁、前掲「道を求めて」二四六―二四八頁参照。
- ②② 久山康「大正の知識人の形成」『近代日本の文学と宗教』二九〇―二九一頁。
- ②③ このような伝統からの遊離、断絶から、伝統への定着や復帰を志向するパターンには、①近代化による異質文明の主體的摂取が困難であるところから、一定期間西欧化の中に身を置きながらも、やがてその異質性に目覚め伝統への定着を求める場合、②近代精神そのもの持つ問題性に目覚めて、近代精神の克服を伝統の中で行おうとする場合があるとされ、前者の例として木下尚江、後者には夏目漱石、森鷗外、西田幾多郎等があり、近代化のなかにおける伝統への復帰という時、その主体はどうしても近代化を顕著な形で経験した知識人に限られる点が指摘されている。久山前掲書、二七四―二八〇頁参照。
- ②④ 大正期におけるマルクス主義は、自然主義が生物学的立場に止まったのに対して、一歩を進めて社会科学の立場に立ち、その法則的發展史観によって一切の思想を裁断し、それが何よりも科学的理論であることによって信用を博し、その歴史的社会的認識と批判によって説得力を発揮し、文化の知的享受という微温的生活に飽いた知識人を捉えた。マルクス主義のもつ世界観的完結性と価値基準の一元的明確さを武器として、労働者、農民の搾取、中産階級の没落、世界的経済恐慌、帝国主義的戦争の危機を指摘しつつ、ロシア革命の成功をも背景として、昂揚をみせた。
- ②⑤ この時期における宗教的動向の実践的性格について、教内において、片島幸吉が「心の頼所を既成宗教の裡に見出し得ず、自ら道を求めて居る人々の間には、思想の相違はあらんと、

何れも信仰の儘に生活をして居る点に於て、身を投出して信仰に生きて居る点に於て不思議に契合点を認めることが出来る。所説如何よりも、先ず強く説伏の力を持って居るのはこれがためであらう」と述べて、当代の状況を把えたことは示唆深い。「新宗教の機運」『新光』第八〇号、大正元年一〇月一五日。

②⑥ 「素」、「信と生活との具体的關係について」、「道を求めて」、著作集第三卷「一筋のもの」所収。

②⑦ 前掲「信と生活との具体的關係について」七六—七九頁。

②⑧ 本稿において論述の都合上、大正五年五月以来の自己への信頼とその追求力への自負を放棄せしめられて以来の状態を、「自我の破綻」と位置づけ、大正六年四月下旬における「不品行」の体験を契機とした床中での、「もう自分というものを弁護する余地がない。何をしても私は立って行こう。全体の破産だ。……自分というものが縊くずれにくずれてしまったのだ」との自覚を、究極的な「自我の破局」と位置づけ、両者を區別しつつ関連づけたについては、「不品行をきっかけに、とうとう全体的に行きつまってしまったのです。行きつまるのが当然なのであります。何も別にきっかけはなくても、それ自体ですで行きつまっているのです。……それが私にはその不品行という一点を境として、それまでの自分というものを投げ出さずにおれぬことになったのであります」との述懐に見えるように、「不品行」の体験が直接的な契機ではあったが、より根本的な原因はこの時以前から自覚されてきた自我態度の問題で

あったと見做されるところからである。けれども、その両者は、より大局的には「破局」と呼ぶべき事態であったことに相違はない。前掲「信と生活との具体的關係について」八四頁。

②⑨ 同右。

③⑩ 同右。

③⑪ 同右、八五—九六頁参照。

③⑫ 「芦の一芽」『金光教徒』第一五七号、大正六年五月一〇日。

③⑬ このことについて、この述作に続く、「神よ憐み給へ」では、「私はまだ怖ろしい境に彷徨して居る名もつけられぬ屑の子である。なつかしくは思ふが、誰とも顔を合はせ手をとる事を恥ぢて居る。神よ憐み給へ（七・一〇、山の家にて）」との自己確認がみられる。なお、高橋の用いた筆名には、明治期から大正三年九月までの「飛鳥生」「宮谷生」などの他、この時期以降の「屑の子」、「屑子無名」、「庄司夢明」、「せうしむめい」などがある。

③⑭ その必然性については、「道を行へと人に勧める事は、怖ろしき事である。生死巖頭に誘ふ事であるもの。何故と云ふに道は、我執を殺して了はねば、その片端をだも真実には行ふ事の出来ないものであり、我執を殺すと云ふ事は今迄の自分が死んで了ふ事ではないか。自ら死なずして人に死ね死ねと云ふ」と記して、我執放棄の必然性への切迫した現実的直面の心境が吐露されている。「神よ憐み給へ」『新生』第三号、大正六年九月一日。

- ③⑤ 「ある雨のふる日に」『新生』第二号、大正七年六月一日。
- ③⑥ 同右。前掲「信と生活との具体的関係について」九二―九三頁参照。
- ③⑦ 「近時の感想と祈念奉仕の生活(其の七)」『金光教徒』第二四〇号、大正八年九月一日。
- ③⑧ 「山の家」での生活がいつから始められ、いつまで続けられたかについては詳らかではない。「山の家跡にて」(著作集第一巻『道を求めて』所収、昭和二八・八)によれば、「三十五・六年前、ここにあった一軒家で一年程暮した」とあり、また、「夏は蚊帳なく……冬は単衣物一枚で……」とあり、また屑子無名の名で綴られた「神よ憐み給へ」(『新生』第三号、大正六・九・二)には、「七・一〇、山の家にて」とあり、さらにこれ以前にも、「神よ憐み給へ」(同第三号、大正六・八・二)が「屑の子」の筆名で綴られているところなどから見ても、遅くとも大正六年七月一〇日より以前の六月中には始められていたものと考えられる。更に、大正七年一月二三日、「備中大谷製麵会社」の設立に際しては、藤井新とともに発起人となって数人の青年とともに新生舎同人として会社内に寄宿した(『文書布教九十年』五五頁)とあり、既にこの頃には山の家にはいなかったものと考えられる。また、父(茂久平)の「山の家でしておる通りを、もとの家へ帰ってきてしてはどうか」との言に従って、元の家に帰ったのが「一年程たった頃」(「山の家跡にて」)であるところから見て、山の家に留まっていた時期は、大正七年夏頃途であると考えられる。
- ③⑨ この時、それらの辞表にあわせて、本教教師の辞表も出したが聞き届けられなかったと述べている。「北九州教区教師講習会講話(下)」(昭和三一・七)二四一頁。
- ④① 「無の立場」『金光教青年会雑誌』第五七号、大正一四年四月。『無の立場』への立脚の必然性について、「生活の正体は悪である。それを味はひ、それを痛み、それに即して行きて行く所に、吾々の生命の盡ざる味ひがある。……其立場では、どうしても(問題が)筆者)起って来ることが決つてゐる立場を其儘にして、問題をどうかしやうとするのは出来ない事を仕様とするものである。……問題をどうすることも出来ない事に気がついて、立場を変へれば、前の立場でどうともならぬだ問題は消へて無くなる。其代り新しい立場での問題は矢張り出る。それをなくしやうとすれば、更に立場を変へねばならぬ。かくして、立場をばづしはづして遂に立場がなくなつて終つた時に、一切の問題は消へる。即ち、メグリ根の切れた境涯、神に帰りの境涯である。……一切の問題が解けてなくなつて終り立場を祈り出さねばならぬ。生神金光大神様、其の御用をせしめたまへ。(大正九・二・九)と記し、人間の生活実相としての「悪」を正視せず、抑止、回避する生にあっては問題の根本的解決は計り得ず、あらゆる世俗的拠所、価値が消失する立場こそが「無の立場」として、一切の問題が解かされる立場として求められていたことが窺われる。「隨感録」『金光教青年会雑誌』第六三号、大正一四年六月一日。

④② 「随感録（大正八・九・二九）」『金光教青年会雑誌』第五九号、大正一四年四月。

④③ 床中での覚悟から、最初になされた「絶対懺悔の生活」実践は、友人を訪問しての台所掃除とその意味把握としての次のごとき心境に示される実践生活を指す。「もう私はこうして行くんだ。頼んではどこぞでなになりと仕事をさせてもらって、食べよと言われたら、なるべく食べぬことにしよう。食べさえしなければ問題はない。無理に食べさせられたら、その時のこととして、自分から生きようとはもうすまい。生きさせる力が生きさせてくれる間だけ生きればそれでよい。こう考えを決めたのであります。そう決まってみますと、それまでの自分というもののはっきりとわかってきます。それまでは自分で食おう食おうとして、そのためにはうそも言えは、駆け引きもする。人を恨み憎み、腹も立てれば心配もする。そうしてつまりは自分の生きて行くことをはかる。それまでの私の体はみんなそうした思ひのかたまりであつたのですから、いわば毒で造られたようなものであります。そのような体ですることに善いことがあるうはずがない。これからはよいかげんなものや、変なものは一切口に入れないようにして行こう。そうして行く間に、食べられぬで死ねばそれまでのことと考えました。」前掲「信と生活との具体的關係について」八七—九二頁参照。

④④ 西田は、この「生きようとするには死ね」という一句との出会ひによって開かれた新たな生について、「この死ねはきわめ

て無造作に、露骨に私に響きました。『死ぬと決心すれば、生きかえる』というような功利的なものではなく、『浮かぶ瀬のあることを予期して身をすてる』のでもなくて、ただ、人をし、のいで生きることは、しのがれる、全体の死ぬことだ。全体が生きるなら自分が死んでも本懐でないか、自分も他人もただ水面に偶然生じた泡沫のようなもので、その泡沫に執着するのは全体たる水を知らぬためである。死んだとて何物も消え去るのではない。生きようと思わば死ねという言葉は、上のように解釈して差支えはない。……『よろしい、死んでしまおう』といった感じに全く私ほうたれてしもうた。この場合、私にはなんら力む気持はなかった。きわめて安らかに広い世界へ飛び出したような気持がして、壊れぬ我におつかり永生の実在界に還つたようでありました。……この悟入は生活問題にまず胚胎し、妻子をひっさげて路頭に立つ決心から来た研究の結果ですから、それは直ちに一家全体の実際問題として迫りました。……まず家を潰すかも知れぬことを先祖の前に、妻子が養えぬかも知れぬことを妻子の前に、『死んだと思ってお許しください』と、ひそかにあやまり拜んだのであります。こうした結果、その日限り、権利も義務もいっさい神にお任せして、死んだつもりで宿を飛び出し、そのまま路頭の人となつたのです」と述べている。西田天香「転機」西田天香選集第一巻『懺悔の生活』八二—一八三頁参照。

④⑤ 本稿注④に見た経緯を経て、路頭の生活を始めた西田が、泊

るべき家や、許された食物を見出し得ずして、その生活にも行き詰まりを感じた頃、嬰兒の泣き声から「乳を飲むのは生存競争ではない、闘いではない、他をしのぐのではない」ことを知らされ、「食物のある所まで、この身体を運ぶまでのことじゃ。飢餓を如実に示すことだけなら生存競争ではない」との思いから、歩き始めて、「鍋徳」という金物商で勧められる食事を断り、「お釜の落し」を食べ、身の満足と解放を体験したことから、権利・義務の関係を伴わずに専念せしめられたことを転回点として、自身の問題が解決せしめられると同時に、逆境にあった商家をも救うこととなった。この生活体験から、「下坐はかえって上坐であって、ここそ一切を成就することができる最高の場所である。他をしのがないでも、自分一人が生きているばかりでなく、他が救われてゆく」ことを確信せしめられたのである。このように、高橋における「食べよと言われたら、なるべく食べぬ」、「自分から生きようとはもうすまい」との態度決定は、西田が「生きようとするには死ぬ」の一句によって、「人をしのいで生きること、しのがれる全体の死ぬこと」との体験的了解の下に「死んでしまおう」という決心から路頭の生活を始め、食べることを許された食物によってのみ糊口を凌ぎ、その生活実践から信念を培った模索の軌跡の追体験であったと考えられる。同右、八六―九一頁参照。

④⑥ 張谷の悩みについて、高橋は、「張谷さんが苦しんだと言われる三つのことが、そのまま私の悩んでいることであつた」と

述べ、「自分の心の中で永年の間とつおいつ苦しき悩み、どう整理したらよいものか、更に見当がつかずに困りぬいておつたことを、はっきりと筋立てて言い現わしてくれられた気がしまして、そうですそうです、私の困っているのもそれなのですと言いたいほどでありました」と、その問題把握への共感を記している。前掲「信と生活との具体的関係について」七四頁。

さらに、右に見た張谷・西田の問題把握との出会いは、「山の家」へと至る実践生活の過程においても、「自身では、はっきりと意識しないながらに、天香さんや張谷さんから前に聞いていたことが、私の腹の中で皆働いていたのである」と述懐している点から見ても、また、高橋の「山の家」を西田が訪れている点などから見ても、この時期の両者には深い交渉関係が認められる。前掲「信と生活との具体的関係について」七八頁、一〇四―一〇五頁、「山の家跡にて」著作集第一巻「道を求めて」、西田天香「芸術と一燈園生活」前掲「懺悔の生活」五九―六二頁参照。

④⑦ 西田においては、北海道における開墾事業の監督として、資本家と小作人との間に生じた紛争の調停に苦慮し、資本主義的矛盾とその相克の事態から、推譲の徳を欠いた自我の問題を問うこととなったが、高橋においても、十七才頃の或る体験を基として、「自分の働きというものと、それに対する報酬というものとは、決して交換関係を持たせるべきものでない」という考え方に支配されてきたこと、「金光教団は、主腦者（しゅなうしや）の私有物

になっていた……主腦者^(マヤ)なり、その周囲のものが、進んで一切を私有しないということにし、……金光教団をそういう淨いものにしなければならぬ」、「手当の問題にしても、自分らが淨財として受けることができるように、教団の主腦者^(マヤ)なり、その周囲が、教団を知らず知らず私有視しているようなことになっているのを改めて、教祖が開かれた道の建前そのままの動きになるようにと努力した」ことなど教団と財、そしてそこに関わる人間相互の在り方や自己の欲の問題として問題化せしめられてきていた。「道を求めて」著作集第三卷『一筋のもの』二一五—二三四頁参照。

また、「私は自分のことを考えたとすると、いつでも、私がおの心がついた時分、一番困ったこと、どうしたらよいものかわからなかったこと、そして、それからずっと長い一生を通して始終問題にしないわけに行かなかったところの、自分と他の人との間柄のむつかしさということを、何よりも第一に取り上げないわけにはいかない」として、「自分というものと、他というものとが別々にあると思われるところから、……そこに不和の問題が起り、損、得の問題が起り、愛、憎の問題が起り、強、弱の問題、優、劣の問題、美、醜の問題等々、数限りのない問題が起きて来……結局それは私というものに欲があるからどうにもならぬのであり、欲がやめられないのは、私に『我』があるからであるというまでのことはわかるが……万事そこまで、それから一步も半歩も進むことはできるもので

はなかった」と顧みられている、人間関係における自我意識の問題化は、西田によって人間の普遍的罪業として問題化された「無理に他をしいで生きる」という人間の競争心を駆りたてる資本主義的「近代」の自我への反省に通うものであったという共通性がみとめられる。前掲「道を求めて」三〇五—三〇六頁参照。

④⑧ 本稿注⑩参照。

④⑨ 前掲「信と生活との具体的関係について」一〇五頁参照。

⑤⑩ 「信」『金光教青年会雑誌』第一六号、大正一一年一月。

⑤⑪ 高橋が、「我をはなれる瞬間に私共は神に帰することができるのでありますが、此処は貧弱な言葉では到底尽せぬ境地であります……」と、初めて自らの助かりを実感的に表明した述作である大正八年八月の「近時の傾向と祈念奉仕の生活(其の五)」(『金光教徒』第三八号)をはじめとする大正期の数々の述作の他、精神経過の叙述としては比較的まとまりのある以下の述作において顯著に窺われるところである。「真実なるものは何か」『「新生」岡山講演集』所収、大正一〇年一月。「盗みなき世界」著作集第一卷『道を求めて』所収、大正一三年一〇月六日。「素」著作集第三卷『一筋のもの』所収、昭和二年二月。「わしからしよ」『金光教青年会雑誌』第一〇九号、昭和二年五月。「教われを救ふ」『金光教青年』第一〇号、昭和三年六月。「信と生活との具体的関係について」著作集第三卷『一筋のもの』所収、昭和四年七月二十八日—八月二日。「私の信心を

語る』『金光教徒』第七一八号、昭和五年六月六日。「生かされるゝわれ」『金光教青年』第四二号、昭和六年六月。『信心』篠山書房刊、昭和一年。

⑤② 「精神振作の御詔書に就いて」『金光教青年会雑誌』第三三三号、大正一三年三月。

⑤③ 同右。

⑤④ 「随感録」『金光教青年会雑誌』第五九号、大正一四年四月。教祖への理解の拡充展開を示す述作として、以下のものを挙

げることができる。「我信心」『金光教徒』第二六五号、大正九年五月一〇日。「わが教祖」同第三〇〇号、大正一〇年五月一〇日（『金光教祖と新生活』に「金光教祖」と改題収録。「教祖の御広前奉仕について」同第三三五号、大正一一年五月一日。「生神金光大神の意義」同第三三六号、大正一一年五月一〇日。「立教神宣のちなみ」同第三五二号、大正一一年一〇月二二日。

「金光教要義―断片語―」著作集第一巻「道を求めて」所収、大正一三年四月二四日。「金光教祖のことども」『金光教徒』第六八三号、昭和四年一〇月四日。「神が助かる」同第六八六号、昭和四年一〇月二五日。『我を救へる教祖』著作集第五巻、昭和三年一二月一六日―同五年二月二四日。

⑤⑤ 「真信」『金光教徒』第四八三号、大正一四年一二月四日。

⑤⑦ 「新生活と教祖」『金光教祖と新生活』所収、大正一一年六月一五日。

また、このような教祖への理解相を端的に示す述作として、

「……従来、自分の為を中心にしてゐた農業を止めてしまはれたのである。これは農業を止められたといふことに意味があるのではなく、自分のためといふことを中心とせる生活を止められたといふことに意味がある……」と自我中心の生の否定においてその意義を説いた「教祖の御広前奉仕について」（前掲）をはじめとして、「教祖には御自分の名がなくなつて終はれた。

……かの立教の神宣のはじめに金子大明神とあるのが、すなはちそれで、教祖に現はれた新生活の或段階に名附けられたものである。しかして、新生活が次第にすゝんで、つひに自己中心の態度を全くはなれ、自他一体の感じに生き切られることになつた時に生神金光大神と名附けられるに至つた……かやうに生神金光大神といふのは、教祖御一人の名前でなく、みんなが至り得る、また、至らねばならぬ新生活に対する共通の名であるのであるから、教祖には特に御自身一箇を呼ぶ名前はなくなくて終はれたのである……一切自他の区別をせぬ生活に入らうとせられた教祖が、物や慾や自分の意見を離れただけでなく、御自身の名をなくして終はれたといふことは、如何に道といふものに對する御態度が透徹してゐられたかやうかといはれる」と、「無慾」、「無我」を中核とした教祖への理解を示した「生神金光大神の意義」（前掲）などがある。

⑤⑧ 立教神伝解釈の歩みの概要については、前掲拙論（紀要第二三号）注④参照。

⑤⑨ 飛鳥生「総論横議」『金光教徒』第五二号、大正三年六月一

○日。

⑥〇 「立教神宣を拝す」『新生』第四号、大正六年一〇月一日。

「立教神宣を拝して」同第一六号、大正七年一〇月一日。

「立教神宣につきての一二」『金光教青年会雑誌』第四七号、

大正一三年一〇月。「金光教祖の四大教義と五大綱領」『金光

教徒』第五〇一—五一八号、大正一五年四月九日—同年八月六

日。

なお、「立教神宣を拝す」は、無署名記事であるが、これを和泉乙三の述作と見做したについては、『新生』第一六号に掲載された和泉の「立教神宣を拝して」と重なる記述、表現が多みられるところからである。

⑥1 前掲「立教神宣を拝して」

⑥2 前掲「立教神宣を拝す」

和泉の示した全文及び各段の区分は以下のとおりである。

△第一段▽此の幣を切り塚ひに、肥灰を差止めるから、其の分に承知して呉れ。

△第二段▽外家業を致し農業へ出で、人が願ひに参るままに、呼びに来れば戻り、願ひがすみ又農へ出で、又も呼びに来、農業する間もなく、来た人も待ち、両方の差支に相成る。なんと家業を止めて呉れぬか。

△第三段▽其方四十二歳の年に病気で、医師も手を放し、心配致し、神仏に願をかけて全快致した。その時死んだと思うて慾を放して、神の道を立て、呉れ。妻も後家になったと思う

て呉れ、後家よりは優し、物もいはれ相談もなる。子供を連れて、ぼつぼつ農業して居って呉れ。

△第四段▽此方のやうに、実意叮嚀に神信心致して居る氏子が、世間に幾何も難儀して居る。取次ぎ助けてやって呉れ、神も助かり、氏子も立行く。氏子あつての神、神あつての氏子。繁昌し、末々親に掛り子に掛り、あひよかけよで立行く。

さらに、この第四段については、更にこれを三段に分つことができるとの考えが示されている。

なお、これらのことから考えるに、その全文に段落を施した表記は、和泉の創見によるものと考えられる。

⑥3 前掲「立教神宣を拝して」参照。

⑥4 前掲「立教神宣につきての一二」参照。

⑥5 前掲「立教神宣を拝す」、同「立教神宣を拝して」。同「立教神宣につきての一二」、同「金光教祖の四大教義と五大綱領」にも同様の内容を窺うことができる。また、他にこのような解釈を示した者に、井上定次郎、関口鈞一等を挙げることができ

る。

⑥6 井上定次郎「立教神宣を拝受しつゝ」『新生』第一六号、大正七年一〇月一日。この時、和泉は、「立教の神宣は、やがて本教そのものであります。それ程重要なものにかゝはらず、今日の本教には、一つの據りどころとなるべき成文もなく、また本教の公けの刊行物などにも、曾て一度も明示せられたことはありませぬ。教祖御伝のことは、大事業としても、これくら

るの重要で、そして比較的簡単な事業を、本部は何ゆえに、閑却―閑却でなくとも、そのまゝに過ごして居るのでありませうか。教祖三十五年大祭を期してこれを明かに宣布していただきたい。そして、各教会に於ては、祭典、説教のたびごとに、これを捧読して、神意の普及徹底を計るやうに致したいものである」との主張を行っている。前掲「立教神宣を拜して」。

⑥7 その初版では概ね先の碧瑠璃園による紹介に依つたと思われるが、なお幾つかの点からすれば「金光教祖伝材料」など、早川督、碧瑠璃園に本部から提供された資料に基づいたと思われる箇所もある。ところが大正一三年一〇月八日付の改訂第五版では、明らかに『御手記(写本)』に依拠して、「金光教祖伝材料」、『天地金乃大神』、『金光教祖』のいずれもが共通に紹介してきた「神仏に願をかけて全快致し……」の部分で、「神仏に願ひ、御かげで全快致し……」と、また同様に「死んだ(もの)と思うて(ひ)慾を放して(はなして、放れ、放れて)、神の道を立てゝ呉れ(神を助けてくれ)」を、「死んだと思うて、慾を放れて天地金乃神を助けて呉れ」との訂正を行うなど、神名をも明示して、今日の正文に近づけている。

⑥8 その相違点といふものは、意味の全くの相違ではなくして、これを示す場合に潤色する意味において訂正したものものの如くにみえるのでありまして、たとへば冒頭に、「肥灰さしとめるから、その分に承知してくれ」とあるものを、命令語である『承知せよ』といふことばに訂正してある、これは神の『威厳』を

示さうとする官僚的な考へによるものと解せられるのであります。それから、その次の方に『農業する間もなし、来た人もまち……』とあるものを、『参詣に来た人もまち』と訂正してあります。これは『来た』といふことの内容を示して解釈的なほしたまものやうに考へられますが、これは、かのかざりけのない素朴な神宣に蛇足をくはへたばかりでなく、さながら神社仏閣にまゐるやうな感じをあたへることはであつて事実教祖はまだ百姓なされながらのお取次であつて、参詣などいふ形式ばつたことばの、あてはまらぬ状態に、おありなされた時代のことを、のべられてあるから、むしろ不適當な訂正であるとおもふのであります。その次に、『神仏に願ひ、おかげで全快致し』とあるのが、『神仏に願ひをかけ全快し』となつてをります。これは原文が仮名やあて字で記されてあるところからの読みかたの相違でありまして、わたくしも前には、そういふやうに拝してゐましたが、よくみてゐる内に『おかげで全快致し』といふのが適當のやうに思はれるやうになりました。

『願ひをかけ』といふことは、ちよつと俗語では用いないことばであります。それから、その次の方に『慾を放つて天地金乃神を助けてくれ』といふ勿体ないおことばがあるのを『慾を放れて神の道を立てゝ呉れ』と訂正されてゐます。大体の意義にはまちがひないにしても、わざわざ『神の道を立てゝ呉れ』と訂正する気が知れぬやうにおもひます。あるひは『助けてくれ』といふやうな、なさないやうなことばを嫌つたものかも知れ

ませぬが、このことばにこそ、神の救済の必然な道理と、神の悲願とがやどつてゐるのでありまして、これは俗にいふ、『ひいきのひきだほし』の尤なるものでありませう。この間違ひは後段の『神も助かり氏子も立行き』とあるにいたつて、くりかへされてゐます。即ち『神の道も立ち氏子も立行く』となつてゐます。前掲「立教神宣」につきての「二」。

⑧9 「広前の奉仕」『新光』第二三六号、大正六年六月一日。

⑦0 前掲「畑徳三郎教監宛、高橋正雄書簡」大正六年一月一日。

なお、引用文の続きには次のとおり述べられている。「それを危険であるとか、変であるとか云うたり思うたりせぬ事でありませぬ。……以上、申述ぶる間、私の心に起りました慢心を深くお詫び申し上げます。私の申し上げ様が、若し私自身の改りを以て本教をどうしようかうしようと考へて居る様に聞えます所がありましたら、これは申し上げ方が悪いのである事を御ゆるし下さい……」。

⑦1 教祖に対する教団論的視角からの教義的関心の発揚は次の一文にも示されている。「私等の心の中に常に感じますことは、あなたの御光の輝かしさと共に、私等の造つてゐる団体が、あなたの御思召に添ふ事が出来てゐるであらうかといふ事でありませぬ。どうしたら、あなた御一人の其俣の現はれの様此団体が成ることが出来るかといふ事を忘るゝ暇がないのであります。あなたは御入用でなかつたものを、私等が、私等の為めに造ら

して頂いたものであります故に、どうしても此事を忘れることが出来ないであります」「隨感録(大正八・一〇)」「金光教青年会雜誌」第五五号、大正一四年二月。

⑦2 「私を救へる教祖」『金光教徒』第六九六号、昭和五年一月一日。「金光教祖のことども」同第六八三号、昭和四年一〇月四日参照。

⑦3 「真信」『金光教徒』第四八二号、大正一四年一二月四日。

⑦4 ここに示された教団についての基本的理念は、昭和九・十年事件の收拾段階において、教監就任を要請された高橋の、就任受諾要件を記した「答申」の第一項に、「大教会御広前奉仕は、教祖立教の神宣に基き一教信仰の中心本教の源泉たれば、その伝統を護持することを以て教政の運用布教の実施等凡ての基本とせらるべき事」と記され、管長の承諾が求められるまでに、教政史上において大きな趨向となつて行つたのである。いうまでもなく、この教団論は、教祖と教団との連続的把握に基礎づけられた、教祖及び教祖事跡の教義的理解に基づく、教団体制の変革的展望として表現され、やがて、教団施策ともなつて教団体制の上に実現されることとなつたのである。拙論「管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場―昭和九・十年事件史考―」紀要『金光教学』第二二号参照。

〔資料〕 金光大神事蹟集 (二)

(凡例は二四号
一四五〜一四六頁参照)

大西 秀 「大西秀ばあさん探訪記」 (奉35―抜)

昭和二十一年五月二十八日自宅にて聴取 更に同年八月二十日聞き直し訂正す 金光真整記

六九 (事一〇 言二〇二六)

黒崎(坂市)にしか米問屋がなかった。そこで、みんな百姓は、大谷から、夕崎の南の峠を越して、新池の所へ出て黒崎の町へゆき、米を売って居た。教祖様も同じようにしていられた。その米屋の名前は伝わって居ないが、あるとき米屋で、

「文さなあ、何時も何時もぼんより(盆の上)で一粒ずつ良いのをよりわけること(を)もってくるげえ、ええ(奥)ねに買うてあげる。けえから(これ)いんでも(備つ)、どういふ相場か人には言うておくれん様にしてえよう(さいよ)。」

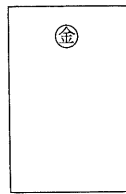
と言った。それで戻りに人に出会つて、

「今日の相場はなんぼうなら。」

「まだ相場がきまらずに、その俣に戻りようりますらあ。」と答えていられた。一事が万事、この様に外に出されるのは良いものを出して居られた。(一頁)

七〇 (事一二 言二〇二八)

金神講の札



二寸に三寸位の金のある札があった。かたがみの様なもの。

金神様(教祖)から五枚もらった。

「これをもってゆけば、信者の家なら、日本国中どこでも泊れる。」といわれた。これをくる先生に一枚ずつあげ、とうとうなくなった。児島の者にもあげた。(八〜九頁)

七一 (事一三 言二〇二九)

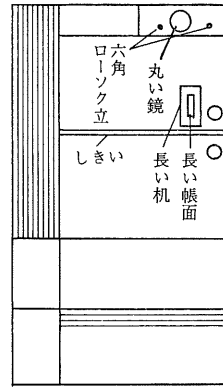
金神様の書かれたもの

秀さんの実父(小野寛平)が沢山買うて来た。二十円が最低、高いのは備後で百円。なくなつた翌年、五月から買い集め、二つや三つでなく、十ほどそれ以上もあつた。近藤先生からたのまれて。(九頁)

七二 (事一四 言二〇三二)

御神前には、おもちがきれん様に何時も御供えしてあつた。敷居の所まで行って、のりだす様にしてお金神様と話した。先は御

床のそばにだけ御供えがあった。



東の長屋の方に、四神様は居られて、萩(金光)さんと、駒(赤沢)さんは本やの方に居って、全然世帯がちがい、駒さんと四神様とは関係なし。(二二頁)

七三 (事一五 言二〇三四)

おまつり

毎月二十二日の屋にまいる。お鏡が沢山お供えしてあった。五重位。奥(備中の)からも、よくお参りがあった。揃うて拜むのでなし。近所のは信心はせんが、この御祭の日には朝まいておった。(一四頁)

七四 (事一六 言二〇三五)

明治十六年十月十日、お金神様がなくなられた夜が氏神様の宵祭であった。此の日、夜は参らんとするに、秀さんが、白木屋の川手おとみさんと、ぜんさ方の(今は十太郎)川手いいやんと二人を晩にむりにさそうて参った。その途中、金神様に参って拜むと云うて二人の人は信心せんから外で待っておって、一寸で

も上って拜もうとすると、どうしたもんかあとがしんしんする。

はてふしぎと思えば、小さい火がついている。そして隅に大きなかめが置いてある。何にするんじやろうかと、それが気になりながら氏神様に参った。

西ひらの道は賑やかで人も多いし、鬼や獅子がでるので、それらのおらん静かな東ひらの道の方を通って参った。

明けの日、朝とおに(早く)——あかるうにはなっていた——参った。氏神様の御祭で忙しいのに。すると、忠さ(吉川忠)か三(吉川)かわからんが、

「御金神様がようなかった(だん)んで。」
と教えてくれた。たいへんつらかった。(一四～一五頁)

七五 (事一七 言二〇三六)

御帰幽の時に、近藤、白神先生などの為に小崎屋(玉島)へ十三丁くるま(人力車)がいった。(一五～一六頁)

七六 (事一八 言二〇三七)

お葬式の時

講内ものが集って、今のおつかの所へ登る新しい道をつくった。それがずやずやするので、むしろよりうすい、くりこだつ(綿を入れるか)の様なものの上までずつとひいて(敷い)おった。ずつと後からついて、おつかまであがった。(一六頁)

七七 (事二〇 言二〇五四)

何時参つても御話ぎり(りばみ)していられた。話が長かった。

お金神様が、

「心配はない、らくじゃ。」

と言われたら、どんなものでもおかげがうけられ、たすかった。

「どここの者は、こういうおかげを受けた。尾道より西の方の人が、喉の奥が腐れて、こぶし位のもが出て、もういけんというのが助かった。」(二三〜二四頁)

七八 (事二三 言二〇五七)

教祖様の拜み方

机の前の所に座って、神様の方に向けて拜んでいられた。

着物——浅黄色の着物と羽織をいつも着て居られた。木綿のもの。袴——覚えんが、何ど(か)の時には着とられた。せんには袴はなかった。

羽織の紋は三つ紋で、前にはなかった。何どの時にはええのを着とられた。

幟は二本あり、一巾物で一間位のもの。字が書いてあった。祭の時には沢山出た。

座布団——大きいのをひいとられた。秀、

「うちらがひく(敷)んたあ、大けえわあ。」

と言つたからおぼえて居る。木綿の鼠か、浅黄の様なもの。厚さは大分厚くて、綿が大分入っていた。(二五〜二六頁)

七九 (事二四 言二〇五八)

お金神様は自分がこうしようと言つ事がない。人がしたものを使ようられた。(二六頁)

八〇 (事二五 言二〇五九)

大新田で教祖が作られていた田は一枚だけ。今はそら豆が植えてある。又、此の田へ来られてから、大西の家の西側の井戸へ水をのみに、よう来ようられた。秀さんが知った時分は、もう来ては居られなんだ。(二六頁)

八一 (事二六 言二〇六〇)

きんさん(金吉様)

ばくち、酒がすき。総社で手あそびをし、借銭をして何年にもなり。次いで岡山の中島に移り、中金の行灯を出して、のみやをし、それから又総社へかえる。角力取の二つ玉というのが借金をとりに来た。その中に入って内証ですませた。そしてそのためにあなごを沢山買うて来てくれた。(二七頁)

八二 (言二〇三三)

当時の人力車十七、八丁あった(一台のこと二丁と言う)。大谷三台(栗尾寅はん、この人が一番さき、こめさ、才さん「西沢」)佐方に二台、新田の辺に十台、唐船二、三台。七才の時(明治三年)人力車ができた。

八三 (言二〇六一)

かきわだにの金神様。小さな家で、奥の高い所に祭ってあった。鏡が三つたれてあった。「子供になってくれ」とたのまれた事あり。

八四 (言二〇六二)

秀さんの母親は、始め益坂から香取の金神様にばあ(ばか)御参りしようた。ここじゃあ皮の煙草入をして参っても、下駄の爪皮のあるのをしても、「皮のものを持っている」と金神様のきげんがわりい(悪)と隅の方へ片づけさしようた。「こちらなあ何もいわれんからええ」とよういようた。
香取には頭を切って茶せんにしてあり、拜んで御裁伝の無いとき、

「誰か煙草入れを持つとらんかな。」
と言われ、皮のものは横の上に置いとられた。

大橋一人 「人物調査(7)」(奉225―抜)

大橋一人師の聞き書きせしもの

八五 (事二七)

初代(齋藤屋)の家庭に不和があり、奥さんが富岡の生家へ帰っておられたとき、家内がおっては不浄を積むからといって、倉に

ある米麦を全部貧者に恵まれた事があった。其の後、教祖様が、「齋藤さん、もうよからうから奥さんを連れて帰んなさい。でも、手土産がのうてはいけまい。」
と菓子折を下げて下されたので、それをもって奥さんの家へ寄られ、御礼を申され、奥さんに帰ろうではないかといわれると、とんでついて帰られた。(一八頁)

大橋利三郎、茂三郎

「大橋利三郎、茂三郎両氏より聞き書」(奉36―抜)
昭和二十四年二月十二日(午後六時より十時まで)本部教会修徳殿にて兩人より聴取 金光真整誌

八六 (事二八 言二〇六三)

教祖様のお百姓のところ

雨も降らぬのに田ごしらえをされる。すると丁度よい時に雨が降る。他の人はこの天気以降るものかと用意をしていないからおくれる。こういう事が沢山あった。先のことかわかるからかなわん。

そこで真似をした人があったが、だめである。例えば麦を干して居られ、教祖のところはまだ干しているから大丈夫と安心していると、あけの日雨が降る。ぬれてしまつて困る。教祖のところへ行ってみると、夜の内にちゃんと片づけてある。つき切りでな

いから、夜なべまでは真似ができぬのである。(二頁)

八七 (事二九)

大橋家

教祖の家の川手家も、古川家も皆大橋家からの分れである。古川は、別所の古川から養子に來たから古川という。大橋孫兵衛の家は古川家の方から分れた。それで古川からも、川手からも、もとや、と呼んでいる(六く七頁)

大本藤雄 明治四十三年五月十一日 芸備教会所に於て 本人より直接聴取

八八 (事四五〇 言五〇一)

色極めて白く、御顔甚だ大にして、現三代金光様に優れり。お声は高からず。願ひ込みせらるるか、御指図せらるるか、注意せざれば明らかならざりき。

岡田キク

「横鉄雄、岡田基壯、柏原金次郎、小田原忠雄四師よりの聴取事項」(奉166―抜)

旧姓山本 広島県御調郡向島東村古江之奥生 元治元年三月四日生 昭和二十三年九月二十一日八十五歳に

て帰幽 明治十五年二月 十九歳のとき 平高勝助氏に連れられて初めて参拜 吉和教会長岡田基壯師よりの聴取事項
昭和二十五年四月二十一日 於尾道教会 高橋一郎記

八九 (事三〇 言二〇六七)

教祖は眉長く肉付よく、つやよく、温情溢るる方であったが、同時に頗る鋭い感じをうけた。人間として、こういう方がおられるか、と思つた。見たことのないような人だ、と思つた。

教祖はかすりの着物を着せられ、紋付は色あせ、羊かん色になっていた。三度目か五度目かにまいったとき御書附を頂き、岡田米助に嫁いでくるとき持参。現在、吉和教会の居宅におまつりしている。(四く五頁)

岡本駒之助 「岡本駒之助手記」写真複製(抜)

九〇 (事二九六 言三〇八四)

土用にも笠を着ずして達壮になりしおかげもあり。教祖様は年中わらじをはき給わぬも、神をうやまい給う御心也。(二の四頁)

九一 (言二一九四)

備中国、高梁村へ浪人らんぼうの時、人夫の中へ教長殿(金光)(教雄)

始め金吉様御くわわり給わんと相待居られしも、那役所にて右御両名を人夫にわすれもらしたり。らんぼう治りて後、役所より「何ゆえ金光家より出ざりし」と重役より質しに来たりしも、全く役人の落度と相成、事済みたり。

其後又も高松のらんの時は、御両名とも御出陣なりしが、も早敵は落うせし後にて、刀はさやのまま帰部ありたり。是、教祖様の御威徳によりて御くり合せの御かげ也。

庭瀬せいばつの時、六日に御かげありと御告也。是も事ゆえなく治り、御人夫婦られし時の御手柄咄は、先へ御帳面に御記し置れたり。

岡本千代吉 「御かげとよろこび」(抜)

昭和四年四月二十六日刊『金光教徒』第六六〇号

九二 (事八八〇)

これは藤守先生のお話に伺ったのだが、あの金光町、昔はちらほら家のある淋しい所で、教祖のお家も、私が参拝した頃は、周田に竹藪があった。あの地方には里見川があるが、水は流れて居らぬから田を養う事が出来ぬ故、大きな貯水池があって、それで田の稲を養っている。それが小田の家にも流れて来るのであって、あの地方で一番大きな池が或年大洪水で、今にも、堤が切れそうであった。それで金光様の所へむけ、お願いに来たので、四神様

に、

「行って助けてやれ。」

と仰せられたので、四神様は水泳の達人で、河童と名がつく程であったので泳いで行かれ、あぶない所を防がれたので、そのままきれずにすんだ。所が其の後又そういう事があって同様助けてやられたが、その時四神様のなされた跡を見ると布団でさえ、そこへ粘土を塗りつけて左官が壁をつけた様であった、との事である。それなされて助けて頂いても、一向一つかみの米も供えて、お礼を申上げる気にならぬので、三度目お願いに来た時に、金光様は、

「最早はっとけ。」

と仰せられた。

「堤が切れたら、この谷は米はとれぬのじゃ。それを助けて貰うて有難いには違いないが、それを真に有難いと心得て報恩の道を尽さぬ。恩義を知らぬ者は、いくら助けてやっても仕方がないから。」

と仰せられたが、とうとう其の年堤は切れて地方の米はとれなかった。

押木弘一 「金光教扇町教会史」(抜)

昭和四十四年十月刊

九三 (事八八一)

この時(押木マスが十四、五歳で父儀兵衛と共に大本社に参拝した時)教祖は、儀兵衛に神前に供えてあった鏡を下げた。当時助けられた信者が、御礼の気持ちで鏡を供えたもので、その中の一つであった。この鏡のうちには「天地金乃神」と書いてあった。マスが嫁入りする時、儀兵衛はこの鏡を持ってやらせ、後に豊崎教会が布教する時に、その御神体となったのである。(一九頁)

押木マス 『教祖様の言行資料についての調査票』(472) — 押木

弘一

九四 (言二二三七)

母が父(福嶋儀兵衛)と近藤藤守師と同伴して教祖の許に参拝した時、近藤先生が、教祖が祭壇に御幣を立ててお祭りしてある様子に対し、お社を造る事を考えられ、「此儘にては神様に勿体無い。普通のお宮ではいかぬ。独特の御宮を造ろう」と工夫に工夫を凝らし、祈念に祈念を重ね、「金神様の御宮はこれぞ」と終に屋根の一字の宮を造られ、之れを神代の宮と名称して、教祖の許に参拝して御供えになったのである。教祖様は近藤先生の神様を思う厚い心を深く悦ばれ、

「近藤さんはなかなか知恵がありますな。」

其のお宮を受け取られて、

「正月元旦、春のお祭り、秋のお祭り、年に三度お扉を開いて御礼をさせて頂きます。」

と仰せられ、近藤先生は非常に面目をほどして喜ばれ、これより、金神様のお宮とは屋根の一字の社と、独特の形を備えた宮であり、信仰の表現となったのである。

九五 (言二二三八)

母は父、福嶋儀兵衛と共に教祖の許に参拝した時、

「これは私の長女で御座ります。」

と申上げた時、教祖様は、

「これをお下り(げカ)しよう。」

と仰せられ、四寸の丸の鏡を頂かして下さった。

小野達郎 「小野達郎氏記録——教祖に関するもの」(奉43—抜)

昭和十年四月 尾道滞泊中 達郎誌之

九六 (事三一)

此記事を見に、曾祖父啓鑑亭小野光右衛門翁の自書なり。翁が方位を信じ居る事明なり。翁の歴学門下多々ある中、金光文治、現金光教祖の如き方位を観念にせぬと言う主張をす。其処に教祖の偉人を思う。教祖は年少頃、占見村の香取と言う処より嗣子に來りた人にて、教祖の養父□□も亦我家に往來する為、夫教祖は

若年より光右衛門門下となり、内弟子となり、翁に随伴して時田藩主の地に往来、好伴侶たりと思う。教祖の神前に仕えることを専心とせしは、慶応の初年頃よりと思う。母より伝え聞く、教祖が亡光右衛門翁に仏壇の前に端座して生者に言う如く、又、黙して語らざる事暫時、其後神前に専ら奉仕したのである。母又言う、文治翁は人に秀でたる信仰者なり。月の一日と十五日と言うは、神詣する文治翁に接する途上によりて知る、と村人が言て居た。尚、如奇人。故に光右衛門の墓前には其途次拝参したると聞く。

(一、二頁)

九七 (事三二)

此の教祖の金神を拜する時代は、児島郡の五流のやまぶしの全勢力所轄時代で、数回ならず神前に奉供せる旗や鏡や餅や菓子やあらゆる供物を取り扱わしめて、庄屋なる拙宅へ持参保管を托す而して、将来を戒訓方を言う。庄屋は自分の領分の下にある、特に不浅毎日の如く往来せる教祖の事故に、十分戒訓すると請合て、窃に供物は持て歸らしむ事を常とす。教祖言う。又取りて歸りて、と窃に申出る。如斯度を重ねたるにより、自分幼少の時迄は其残物の大願成就何の年と言う小旗は多数保全してありた。(三頁)

「教祖がさめざめと泣かれた話」(抜)

昭和九年九月二十八日刊『金光教徒』第九四一号 青

木茂記

九八 (事八六八)

私(小野達郎)が若いころ、よく父(慎一郎)が話してきかせたことがある。年代などの記憶はまったくないが、今考え合わせるとどうもそれは教祖さまが立教の神宣後、お広前にお坐りになるすぐ前のことであつたらしい。

ある日教祖さまは、きれいに着物を着かえてきなさって仏壇の前へお坐りになった。そして例のように礼拝をしていなさったが、しばらく経つたと思うと、全く、身も世もないといったように、さめざめと声を出して、慟哭された。その時間は、かなり永いものであつた。

それが、教祖さまがうちを訪ねられた最後であつたということである。

九九 (事八六九)

これも父(慎一郎)から聞いた話であるが、教祖さまの宅を襲つて荒しまわつた山伏どもは、神前へのお供ものや、幟などを引さげて、うちへ届けにきたそう。そうすると光右衛門(或は四右衛門であつたか)は一応うちに預かつておいて、あとからこつそりと教祖さまの方へ返してあげていたそう。

この幟は、あまり大きなものではなく、赤いのや、白いのが、わたしが小さい時まで倉庫の二階にしまつてあつた。虫が食つたのであろう、今はもう何も残っていない。あつた。

小野米太郎

「堅盤谷関係資料」(奉227―抜)

昭和二十五年二月十三日 小野米太郎氏より竹部教


雄が聴収 明治十七年生

一〇〇 (事三三 言二二三九)

まんがわるいから信心しなさいと言われて、大谷と占見(音取門緊)の二人は、三年間お参りになった。三年目に、

「もう参って来いでもよいから、これをもって帰って人を助けやれ。」

と言われて、各自に五色の幣を与えられた。婆さんは眼が悪くて信心を始めたら、天から金の御幣が降って来た。そして日蓮宗の使うような太鼓を叩いて拜んでいた。

八将神の掛軸三本あり(二尺三寸、七寸)。その脇に「備中船穂柿盤谷太元金神教会」と記してあり。又、小さな御神酒ずすり。
の紋あり。(一頁)

貝畑八重子

「貝畑久太郎調査」(金730―抜)

昭和五十一年六月二十四日 貝畑明男氏宅にて 貝

畑八重子氏より聴取

一〇一 (事一八九)

教祖様が、この貝畑の家に来たということは、私も言い伝えて

聞いております。なんでも義笠で、雨の降る中をおいでんさった

ということですよ。なんか、こちらに病人があるから、

「行って助けてやれ。」

と、神様から言われて来られたということを、和三郎おじいさんと、仲平おじいさんから話に聞いております。(七〇八頁)

影山鶴吉

神戸在住の影山鶴吉氏が、教祖より直接承りたりとて野方ちか氏が聞きしもの

一〇二 (事七四二 言五四六の二)

神様が、

「鍬の先へ草鞋をつけて、田をうちかえせい。」

と言われるので、其通りをして居った。

笠原前

「笠原前氏採訪資料」(奉79―抜)

昭和二十三年一月四日 笠原前氏宅にて金光真整が聴取

一〇三 (事三四)

教祖の事

どこでも毎日神前に日供をするが、ときどきに係りの人が調査

にきて、その供えているものを下げて持って去ぬる。その為に普通の者は、その時には隠匿していた。けれども教祖様は、

「いるからもっていくのであろうから、いるものにはやればよい。」

と云うて、かくす様なことはせずに与えていた。

係りの人とはだれかと質問したところ、

「吉田の方でしょうか。」

と答えられた。思うに、五流の山伏の者が来た事などが、言い誤られたものか。(二頁)

柏原トク 「柏原トク信仰経歴」(奉51の2―抜)

明治四十二年四月二十六日 支部へ提出したものの控

一〇四 (事三七 言二四〇)

(略)十六年五月十五日、参詣す。金光様がこいしくて別れがっらい。金光様の仰には、

「其様に思わんでも、金光大神は真の神になりて御陰をやるぞよ。」

と仰しやられましたとの言葉あり。(四頁)

片岡幸之進 明治四十三年 高橋正雄聴取

一〇五 (事四五 言五五九)

或時拜し居られたるに、言うまいとなさるにばっとこけ出、言うまいとなさるにばっとこけ出る。これ程言い度いものなら言うて了おうと、ずんずん言われたるが、これでおしまいとて終りたり。(片岡次郎四郎師へ、教祖自ら御自身に始め御裁伝ありたる時のことを、話されたるもの、幸之進師伝)

一〇六 (事四五 言五六二)

お書下げを、天地金乃神と神号改りし時、名払めの様にして参る人ごとに下されたり。(畑先生よりの伝)

一〇七 (事四五 言五六三)

高畑(高畑 弥吉)なる才崎教徒には、一度に二十枚も下りたり。

片岡 庄 明治四十三年 高橋正雄聴取

一〇八 (事四五 言五六六)

片岡師始めて参拜せられたる時には、御神体下りたらん。(母堂に聞く)

一〇九 (事四五六 言五六七)

中井の大森梅子金子明神参拝の節にも、神米頂かれたり。

片岡次郎 岡山県上道郡角山村才崎 才崎教会長

昭和二十三年三月三日才崎教会にて本人より聴取 次

郎師が祖母及び父母より聴取せしもの

一一〇 (言二二六六)

明治十六年夏参拝の時、教祖、

「神様の仰せで、金光大神、今日から百日の修行に入る。之れで此方一切の修行が成就するのじゃ。其の許も、才崎に在りて修行せよ。尚言い残し度き事が多くあるから、なるたけ度々参つて来よ。」

と仰せられ、帰りに日々謹みて修行し、今日も一日済んだ、今日も一日済んだと、遂に百日目に、居室の柱にもたれ、「愈々今日で百日の修行も成就した。有難うございます。」と心中で御礼を申上げ、頭を後ろにそらした途端に、

「金光大神神上り。」

と自ら口を衝いて出づ。驚き神前に出で、お伺いしたところ、

「今日は参らんでもよい。奥城で遇おう。」

と仰せらる。十四日に参りたるに、奥城の土、尚濡れて居たるが、

「只今、後れながら参りました。」

と申上げると、御土がぐわっと動きたるよう思わる。百日修行の内容については、教祖のも祖父のも明らかでない。祖父の修行は形の上のことは何も改まったことはなかったようである。

片岡宏郎 「片岡幸之進荒神の君のおもかげ」(抜)

昭和二十七年九月刊

一一一 (事八八三)

御神意を伺うにも人々によって頂き方が違い、又一人にしても一通りでない場合もあり、頂き方に段階をつける人があるが、左様なことはないようである。

教祖様は「口走り」もあつた。才崎金光(片岡次郎)様には「胸浮び」もあり「右手首」にも感じた。金子明神(片岡庄)様は「胸浮び」と「左手首」であり、中井金子明神(梅大森)様は「左手首」だけ。亀三郎金用明神(次郎)様は「右中高指」でした。

初代白神新一郎師は、この「手みくじ」の頂き方を教祖様にお伺いした処、

「才崎にでも行って聞いたら、教えてくれはせんか。」

と仰せられ、お教えがなかったので、白神師はわざわざ聞きに意見を述べたが、教えられなかった。それは、

「教えるなどいう法や術ではない。神様から頂くものじゃ。」

と語っています。教祖様はこの事について、

「奥の手一つは残しておけ……。」
と教えられている。教祖様は御自身お答えにならぬ方がよい時には、よく才崎は実方なから行って聞いて見よとか、大方向えてくれようとか、仰せられています。(三三三三四頁)

片島幸吉 「ある日の宿老」(抜)

大正十四年九月刊『金光教青年会雑誌』第六九号

一一二 (事八八四)

私は教祖様に就いて野山氏の語られた話を思い出した。その話というのは教祖様が立教の神宣をお受けになってから礼装をされて、近隣へご挨拶に廻られて、

「この度、神様の仰せを受けましたので、御広前をつとめることになりました。今日までの御交誼御礼申上ます。」

という意味をお述べになったと申すことで、それ以来、門外一步も出でさせ給わず只管御奉仕になったので、古老たちは、

「ようきまつたもんじゃ喃。」

と感謝されたということであります。(四頁)

桂 ミツ 「桂松平、桂ミツ両氏の教祖様に関する話」(奉61―

抜) 昭和二十三年十二月二十七日

一一三 (事三八)

私は明治三年生れです。(旧姓原田)

幼少の時から病み袋と呼ばれる程の病身でありましたから、父も母も気づかかって、大谷の生神様へ日参りをされて居ました。私は七、八つ位の時から、連れられては参詣して居た様に思いますが、此の頃は拝む事も知りませず、お陰のある神様とも思いません、ただ連れられて行くままに、大谷の絵馬を見に行こう、千匹猿を数えに行こうと、この種の楽しみ位のものでありましたが、十一、二歳になった時には、病身を祈る為に、素足参りをする氣持も起り、進んでお参りさして頂いては、教祖様のお取次の御様子を不思議に思つてのぞき込み、白衣に浅黄色のお羽織を召されたお爺さんが生神様なのだ、御祈念の始まる時には静かに後に平伏して耳を澄まして聞き入りながら、

「あのお爺さんは、何か、えっとばかり言いんさるなあ。」

と周囲の人と話した位の私でしたが、或日、私はつかつかと教祖様の前まで進みより、

「お爺さん、今日は。」

と申し上げますと、教祖様は長い眉毛が眼にかぶさる程も御会釈されて、

「はい、今日は。」

とお答えがありました。此の眉毛の長いのに面白味をもって、

「お爺さん、左様なら。」

と申し上げれば、

「はい、お帰るかなあ、左様なら。」
と丁寧に御挨拶をして下さるお顔もとが嬉しくて、いつもいつも前に進んでは御挨拶申上げていた事を覚えています。

沙美の拝み所の原田先生が、

「お爺さんと言うてはならぬ。あれは生神様じゃから、お金光様と申上げねばなりません。」
と注意を受けた事もありました。(五〜七頁)

「教母」(抜)

昭和二十四年述 昭和二十五年十月刊

一一四 (事八八五)

御霊地から南方へ一里三合の道を山越しをすると、沙美という静かな浜辺の村があります。

私は、その原田という農家に生まれたのでありますが、幼い頃から、「病み袋」と呼ばれる程の病身でありましたので、両親の心配は一通りではなく、何とかして人並みの丈夫な体にしてやりたいものと、諸所方々の医者にも見放された挙句、大谷の生神様へ日参して御願ひして居ったのであります。

当時、私は七つ八つ位であったと思いますが、父や母に連れられてお参りしますと、生神様のお広前の周囲の壁には、沢山な額が掲げてありました。それはお蔭を受けた人達が、お蔭を受けた事実を絵にかいたり、押絵細工で額にして、御礼にお供え申し

いたのであって、それは絵馬というのでありますが、私は子供のことで、それを「エンマ、エンマ」というて居りました。そして大人も子供もお参りしては、それらの沢山な額を面白そうに眺めていたものであります。

又その他に「大願成就」と記した色とりどりの幟の下に、千匹猿を括りつけたものもあり、私はお参りというは名ばかりで、その千匹猿を数えて遊ぶのが常で、今日は猿がいくつふえたかと数えて見るのを楽しみに、親についてお参りをしていたのであります。時には「今日はどんなお蔭の額がお供えになったか見に行こう」と、村の友達を誘うて行ったような有様で、今考えると、勿体ないことであつたと思います。(二〜三頁)

一一五 (事八八六)

何時頃から出来たかは知りませんが、沙美に金光様の拝み所があつて、原田タニという先生が御取次ぎをして居られ、私は十一歳の頃からは、其の先生について、大谷へお参りしており、相変らず給馬や千匹猿を見て遊んで居りましたが、いつとはなしに、生神様が御神前で、神様とお話をなさつては、そのあとで六根の袂いをお上げになるのが耳に入ることになって来ました。

その頃、生神様は、白髪を後の方へ撫でつけ、福々としたお顔に大きな眉毛、しかも白髪の間で長い毛が、何かお話をなさる度に、ゆらゆらと動くようにありました。そしてお召物は水色の羽織に白衣で、赤い襦袢の袖がちらちらと見えて居りました。私

は今日でも御神前で御祈念してきますと、この時のお姿がありありと目に浮んで来るようにあります。或日、私は生神様に、

「お爺さん、今日は……。」

と申し上げ、お顔をのぞきこむように見ておりますと、御会釈なさって、

「よう参ったなあ。」

と仰有って下され、長い眉毛が眼にかぶさるほどに、ゆらゆらと動くのが、たまらなく嬉しゅうて、又、

「お爺さん、今日は……。」

と声をおかけ申し上げた事さえありました。(三〇四頁)

一一六 (事八八七)

教祖神の御帰幽後、御神前奉仕は金光救雄様がなさって居りましたが、僅か数日間だけで、御弟の金光四神様が御継承になりました。(六頁)

金光梅次郎

『教祖様の言行資料についての調査票』(850)

玉野市広岡四二、古市小寿氏(梅次郎・琴の孫)よりきく。沢田道代師が聴取

一一七(言二八〇)

金光梅次郎氏は教祖御帰幽後、十年おかれて亡くなって居られ

るが(明治二十五年)教祖様が梅次郎氏に(梅次郎氏は度々参って居られた)

「わしはみずの中に這入る。」

と仰言られたので、

「私もお伴をします。」

と申し上げると、

「お前は十年生きのびよ。」

と言われたが、十年生きのびて死なれた。

一一八(言二八一)

金光梅次郎氏が参拝した時、金光様(教祖)は木綿崎山で御修行をして居られた。その時、神様が金光様に、

「日天子月天子が金の字一字許してやる。片手を放せ、又、片手も放せ。」

と言われた。金光様は、

「両手を放すと落ちます。」

「それではまだ信心が足らぬ。」

と神様が言われたので、今度は思い切って両手を放された。それでも落ちも転げもせなんだから、

「有難うございます。」

と御礼を申された。すると、

「今、氏が来て居るから帰れ。人も助かり、われも助かれ。すぐ帰れ。」

と神様が申されたので、金光様がお家に帰られたら、金光梅次郎氏が参つて来ていた。これが金光梅次郎氏が初めて参つた時のことである。

金光 琴 明治四十三年九月二日 林教会所にて 本人より直接
聴取

一一九 (事四五八 言五四九)

金光様は、水行もせられ、田へ出るにも跣のままにて、草鞋をかけて出でられしが、神様より、

「もう帰れ。御参りがあるぞよう。」

と御伝えありて、帰り見らるれば、其の通りなりき。

「今日は、飯を喰わせぬ。」

と神伝あれば、頂かれず。

「息をさせぬ。」

とあれば、神前に臥し居られ、

「させる。」

とあれば起きられたり、と言つ。

一二〇 (事四五九 言五五〇)

御帰幽三日前、神前に供えたる御飯より、湯気、一時間も経たる後立ち上り、何事の御知らせならんか、と思ひ居たるに、それ

より三日経て、朝八時頃葉書来り、其日二時の御葬式、このことなりしかば、急ぎ広江へも通じ、長氏と供に行き、玉島より車に乗りて藪のある所迄行きたれば、行列既に出で居りたるも、御棺一時間許りも止りて動かず。占見の先生、伺われたれば、「もう程なく見えますから、との事なりし」と聞けるが、私等三人到りつき、拍手したれば、そのまますうと上られたり。

唐川順平 「唐川家採訪記」(奉52―抜)

祖父唐川順平氏より孫専次氏が伝聞したものを、昭和二十五年五月七日、専次氏宅にて金光真整が聴取

一二一 (事四〇)

教祖について、専次氏談

1、大谷に行かれぬうちはそう偉大な人でなく、一平民で普通の人であられた。それが著しい信仰が実を結んで、あんなになられた。教祖の熱心と徳の結果によるのである。

2、教祖は香取に居られた頃は、舩池の土手に牛かいに行つていられた。

3、私は六才の時に教祖がなくなられたので、直接には知らない。祖父の順平は、教祖を子供扱いにしていたと。

按。墓碑銘によると、順平氏は文化十四年生れで、教祖と三才違いである。教祖は百姓の悴、順平氏は名主のあととりで

ある。それ故、教祖が百姓の頃には当然この通りであったらう。又、順平氏は副戸長、神職などを務めた有力者であった事も、それを裏書きするものであろう。

4、だから間では、子守りや用使いもしていられたでありましよう。

5、私方へも来ようられた。

6、教祖は、そう塩辛(しおが辛)でも腕白でもなかったらしい。

7、その家も、そう貧乏(いらい)でたまらぬと言う程でも、人の援助をうける程でもなかった。(一〜二頁)

唐樋常蔵 「手続関係調査書類抜萃」(奉131―抜)

二二三 (事四一)

明治十六年(月日不詳)金光教祖、唐樋常蔵に向って、

「笠岡金光大神があんな事に成ったので、西方三十三ヶ国はお前等に頼むぞ。」

と仰せられた。(一三三頁)

『唐樋常蔵師』(由宇教会) 昭和二十五年十二月二日刊

二二三 (言三九〇四)

明治十六年八月の頃、師は尾道に船を撃いで教祖の御前に参上された。その時、教祖はやさしく数々の御教を下された後、

「周防国の氏子唐樋常蔵、此方金光大神は百日の修行が足れば神になるのぞ。西三十三ヶ国は其方等に頼むぞ。」

と仰せられた。その御言葉に師は胸迫り、

「金光様、貴神が御隠れになりましたら、此の御道は如何なりましようか。」

と、思わず知らず御伺い申された。すると教祖は、

「氏子、心配することはない。面影(かたち)を隠すだけじゃ肉体があれば世上の氏子が難儀するのを見るのが苦しい。体が無うなれば願う所に行きて氏子を助けてやるわい。」

と仰せられた。(二二頁)

河合嘉藤治 『加あみ草』より抜萃(奉53―抜)

河合嘉藤次修徳練成川相教会記録

二二四 (事四二)

抑々、明治十六年九月廿日、引用水の事件被告惣代として、玉島治安裁判所へ出頭し、玉島町雲州屋松田徳一郎方に投宿中、同月廿二日、同惣代人川相村洞々橋本屋小田平助の曰く、

「浅口郡大谷村に金乃神社と言う靈験の著しき尊き神社ある事を予て聞き居りぬ。故に本日は、幸暇あれば参詣せん事を誘引

す。」

依て同伴にて参詣す。之れ、本日を以て初めて耳にし、本日を以て参詣の初めとなす。

白すも畏けれど、御広前の構造は東向きにて、本屋根は藁葺、尾垂は瓦葺なりき。

却説、生神金光大神様は黒の紋付羽織を召し、御神前に向わせられ、数名の参詣者へ御裁伝あらせらるる時にて、嘉藤次は謹みて御神前に拝礼し、尚拝聴し奉りき。其御裁伝は、

「氏子等が持つて居る処へ、人が来て、だまって屋敷をしたり、家を建てたりしたら、気に入るまいが。神も其通りであるから、頼まねばならぬ。」

あな尊きかも、あなかしこきかも。誠に難有き感を懷きて、当日、宿に帰りたりき。(一〜二頁)

河田和貴

当時、岡山に住居し、現今、横浜市西戸部町九七九に

住居し、明治四十年七月、本人手記して、本部に提出したるもの。及び、それに基づき、長谷川雄次郎師に依頼し、直接本人に問合せ、手記し貰いたるもの。

二二五 (事四六〇 言六〇一)

(略) 元治元年甲子八月二十日と言うに、備中国大谷村なる神の御許へ、当時吉備の国岡山なる我住居より参出でしぞ、是れ神

の導き給いし神縁の始めなりけり。當時は、猶、宮居と申すも、いと御質素に見受け奉りしに、いとも温容にして、而も威儀正しき御方の神床に侍し、御教を説き給いし。是なん我敬慕し奉れる教祖の神なりしなり。やがて、神前へ礼拝の後、当所へ初めて参詣の由を申し、且我家の御守にせん御印を頂き度き旨申出でたるに(以上河田氏手記)、折から詣で居合せたる十人ばかりの信者中の或一人が、

「此処には何もありません。」
と答ふるに、重ねて、

「何か頂戴したいものです。」
と願えば応答なし。乃ち声を稍々高くして、

「私や岡山の者で遠方から参つたもんじゃが、何かおしるしを頂き度いもんじゃが。」

と三度請う。時に教祖は三尺許りのえろりを隔てて、向うに御坐しまし、何事か為し居給いし様に記憶す。慈音にて、

「そうか。そんなら、これを上げましょう。」
とて、左手にて下げ給えり。押し頂きて、

「これは何日にお祭り申したらよろしゅう御座りませうか。」
と伺い奉るに、

「三月二十一日と九月二十一日にお祭りなさい。」
と教え給いき。教祖の御態度は、み言葉の如何にも慈深く優しく在しを、今尚耳底に留る心地せらるるも、其他は臆として明かならず。(以上、長谷川師聞書)

長谷川雄次郎師に依頼し、河田氏につきて実物を調査し貰い
たるもの。

元治元年八月廿日、河田氏初めて参詣の折、戴きたるお書下
げの体裁、左の如し。

イ、用紙は「中折」の四半裁らしく、表装の為に縁を裁ちた
れば、稍、小さくなりたるべきも、鯨尺にて長六寸六分、巾二
寸二分あり。

ロ、神語、及体裁は略々左の如し。

生神金光大神

天地金乃神 一心二願

おかげ八和賀心にあり

今月今日てたのめい

川手源七郎、同人妻 「川手静子氏よりの聴取調査」(金731―抜)

昭和五十一年三月二十三日 川手圭之助氏宅にて 川
手静子氏より聴取

一一六 (事一九〇)

教祖様が、川手家の小作をしていたということは、母からよく
聞かされている。

また、私の父の源七郎が子供の時分に、教祖から、よく負うて

守りをしてもらったとも聞いているが、時代が大分ずれるので、
もう一つ前の代の人かも知れない。

それで、教祖になられてからは、拜んでよくあたるとかで、村
の人が騒ぎだしたという、そんな話を母がしていた。(一三〇―
四頁)

河手藤五郎 「河手照太郎氏の談話要領」(奉55の1―抜)

昭和二十二年八月二十二日 古川隼人宅にて河手照
太郎氏より聴取 古川隼人誌

一二七 (事四三 言二二八四)

私の祖父藤五郎は、当谷別所の原田家から養子に來ました。亥
の年です。金光様とは非常に仲良しでしたそうで、なんでも兄弟
さかずきまでしたということです。金光様は戌の年で、藤五郎が
一つ年下であります。養子に來たという互いの身の上が似ており
年が殆どちがわぬことからか、大変親しくして居たということだ
す。こんなわけで、よく一緒に働いたそうです。藤五郎も働き手
でしたが、金光様も大変な働き手だったとのこと。近くに笹
橋という瓦焼屋がありました。その燃料の松葉を仲良く運ばれま
したそうで、別所辺から運んだものでしょうか。

また、この谷の榎の木という所に伴兵衛田(現在、岡田音吉氏
宅裏の田―古川注)という田があります。水利の具合が悪いの

で、耕地整理して、その田を下げることになりました。取除ける土が瓦土として質の大変良いものでしたから、瓦焼屋が引受けました。この瓦土運びを金光様と藤五郎とは仲良くされたそうです。こんなわけで実によく働かれたということです。(一頁)

一一八 (事四四 言二二八五)

私の家に錫杖があります。一尺足らずの柄がついて居ります。

この錫杖を金光様が「貸して呉れ」といわれて、お持ち帰りになつて居られました。いつごろのことかは聞いて居りませぬが、初め錫杖の柄は杖につくように長いものであつたそうです。この柄の長い錫杖を持って金光様はお四国巡りをされたと聞いて居ります。その後、短い柄に換えられたそうで、それは御自身でお造りになったということです。随分長くそれをお使いになつていられました。どれほどの間かよく分りませんが、後になつて返しに來られ、

「大変徳を受けさしてもうた。」

とおっしゃつて、お返しになりましたそうです。今に私の家にあります。(二頁)

一二九 (事四五 言二二八六)

ある時、藤五郎が、家に病人が出來たので、金光様に拜んでいただけこうと思ひ、お願いに出掛けました。金光様はお留守であつたのですが、どなたも呼びに行かれぬのに、金光様がひよこつと

お帰りになり、

「『亥の年(藤五郎氏)が参つて來ておる。かえれ』とお知らせがあつたから戻つて來た。」

と言われたそうです。その時、金光様は古川さんの屋根替えの手伝いに行つておられたそうです。(二〇三頁)

一三〇 (事四六 言二二八八)

金光様はお話なされる時、よく「やっぱり、その」という言葉をおつかいになられたそうです。(四頁)

香取兼三郎 「香取兼三郎氏聞き書」(奉56の2―抜)

昭和二十三年七月四日 香取兼三郎氏宅にて金光真

整が聴取

一三一 (事四七)

教祖と香取との関係

神伝に、

「兄は兄だけのおかけをやる。」

というのがあつたと。

教祖は、龜山へ行きようられた。向うから言うて來んでも、

「今日は龜山へ行かねばならぬ。」

と行つて、行きようられた。(五頁)

香取兼重 「香取鎮麻氏よりきき書」(奉56の1―抜)

父香取兼重氏より子鎮麻氏が伝聞したものを 昭和二十五年五月五日 金光図書館にて金光真整が聴取

一三二 (事四八)

大谷の御広前をあらした山伏について

父の話に、それは五流の山伏ではなくて、都窪郡の某山伏である(華藏院ではないと)。何でもひどくあらしたということであるが、何も証拠がないのであるから、私が話したという事になると困ると思う。小坂の蓮行院、本学院は聞いたことはありません。(小野家文書があるので質問した。)

猶、五流の尊龍院の宮家氏が、

「自分のところではそう言う事はないが、部下の者にはあらしたものがあつたかも知れない。」
と先日話しておられたと。(三頁)

香取教会 岡山県浅口郡三和村占見

一三三 (事四六一 言六〇二)

香取教会教祖、名を香取重右衛門と言ひ、安政四年春、農業を止め、一室に閉居して修行し、同十一月六日午後八時、神拝の節、俄かに呼吸絶えたる如く、顔色土の如くにして人事不省となれり。

暫くの後覚醒し、

「神様の有難き事が分りました。」

とて、それより尚も修行し、漸次、参拝者あり。安政六年、占見へ帰られたり。(或は安政五年とも伝う)。四年より六年に至る間、神殿の修築に当り、大谷の教祖、度々手伝に來られたり。其様、

「今日は大谷の兄が來らるる様。」

と神に願われるれば、其通り大谷の教祖に通じたりと言ふ。

香取貞恵 「香取貞恵氏よりの聞き書き」(金785―抜)

昭和五十一年五月二十六日 同氏宅にて本人より聴取

一三四 (事一一四四)

教祖様が小さい時にお名前を変えられたということは、あの時には言うていなかったと思います。熊右衛門と言つたかな、熊という名前を一字つけとられたことがあるというて。教祖様は身体がお弱かったですからね。達者になる様に言うて、何かさういう呼び名で、ほんの少しの間だけ。熊吉……? 熊右衛門言う様に聞いた。これは、私方の主人(敏次氏)が花原政一先生に言うたのを私が聞いた。(五―六頁)

清川太一

「人物調査(4)」(奉222―抜)

河内教会長清川太一師より聴取事項―大本藤雄師、三宅小一郎師その他について―昭和二十五年五月十八日
河内教会にて 藤村真佐伎、三矢田守秋聴取

一三五 (事四九 言二〇六五)

赤見堂という山伏が尾道におった。それが大本師に拝ません言われた。教祖の許へ参られ、

「赤見堂というものが拝ませんと言います。」

教祖、

「拝ませんと言えは拝むな。」

これはつまり、教祖のもとへ参って、神徳でもって山伏を逆しからやってやろうと思つて、教祖のもとへ参つた。帰つてからまもなく山伏が来なくなり、以後どうなつたか分らぬ。(六〜七頁)

一三六 (事五〇 言二〇六六)

(笠岡のこと) 寄附札を教祖の所にかけた。笠岡、

「かけんことを教えておいて、こんなことをする。」

といつて一時参られんようになった。世話方がそんなことをさしたのであろう。笠岡が一時本家ということになった。(七〜八頁)

栗尾なか 「栗尾家探訪記」(奉78―抜)

昭和二十五年四月二十五日 栗尾寅平氏宅にて栗尾なか氏より聴取 金光真整誌 明治四年生れ

一三七 (事五一 言二二一〇)

○教祖さまについて

1、香取から養子に來れる時に、

「月になんべんとか信仰したいから、それを許して呉れりゃあ来る。」

と言われたという事を聞いています。

2、百姓はようできようた事は聞いておられます。休みにでも隠れ仕事をようし、また人の世話をようやきようられたと言つ事は聞いております。

3、教祖さまと一しよに四国へ行つた話は聞きませんが、教祖さまと仲がようて、

「私(教祖)の方へ來とつて下さい。」

と言われていたこともあります。

4、私(なか)も教祖さまのお顔は知つとるのは知つとるのですが。

5、教祖さまが拝まれる時分に(何時頃のことか不明)私方のおじいさん(藤平)に、

「袈裟を貸して呉れ。」

と言われ、法螺貝と袈裟と錫杖とを貸してあげた。その袈裟だけ

は私方に残っています。法螺貝は山上講の方に出して、順にまわっている。錫杖は親戚に行っている。この三つの品は、教祖さまが山上講とかお参りをする時とかに、何時も持って拜んでいられたものである。(二〇四頁)

一三八 (事五二)

○教祖のうち

あそこ(立教聖場)へ門のところを入ると、左手が大工小屋(皮の様なものでひいてあった)。右手の一段上に古川。教祖のうちのおもての井戸(ゆど)の東ひらに、長い座敷があった。三間四間もあったでしょう。それへお参りした人が休まれたり、弁当を使われた。これは瓦屋根であった。この座敷の北ひらに便所があった。とにかく草屋が教祖が信仰できようられたところで、今のは一つも違やあしません。

百姓しゅうられた時分の牛小屋は、どこにあったか知りません。大工小屋の北の辺に、なんかごじゃごじゃしたものがあつたように思えますが、それが牛小屋じゃあなかったんでしようか。牛小屋がなけりゃ、百姓ができませんからなあ。

(門納屋のことを聞きしも、知らんと言わる。)(二一〇二二頁)

一三九 (言三二一)

この辺で信心していたのは、うちの外には卯さん(川平手)の親

の川手甚吉、栗尾馬次郎、駅の方では中務ぐらいます。中務は毎朝お塚のお掃除をしていた。

御一族 明治四十三年六月六日 吉備乃家支店にて 御一族の人々より聴取

一四〇 (事四六二 言六二〇)

道路の傍に、不浄などある時には、土にて埋めて過ぎられたり。

一四一 (事四六一 言六二二)

四神様、十二月卅日に生れたるを以て、寅なるを卯の年になし居られたるに、六才の時大病に罹り、生死も覚束なきに至りしに、神伝ありて、

「卯を寅にすれば治してやる。」
とて、其の通りにし、全快せられたり。

一四二 (事四六四 言六二三)

四神様の御話に依るに、
「教祖、御若年の頃は、御子供など打たることもありしが、親には孝行をなされ、酒、煙草等、好まるるものを求め来られたり。」

と。

一四三 (事四六五 言六二五)
 教祖、養子となられたる頃は、家極貧にして、六畳一間なりし
 と有り。

一四四 (事四六六 言六二六)
 御養家は、代々眼病なりしも、教祖の御時より、さようのこと
 なくなれり。

一四五 (事四六七 言六二一)
 日中と日没とは拝礼せられ、
 「お日様が家の上を廻って通らっしゃる。皆出て見い。」
 と仰せらるるに、他の者は眩目して見ることを得ず。教祖は御目
 をしばたかかるとなかりき。

一四六 (事四六八 言六一八)
 村民、「信心文」と渾名せり。

一四七 (事四六九 言六二四)
 教祖、麦飯を好まれざるを、戯れて、
 「文さん、麦飯はどうなら。」
 など、言い居たる者ありと。

一四八 (事四七〇 言六一九)

一日、十五日、廿八日には、氏神様へ、夜の間に参加来られた
 り。

河本虎太郎 明治四十三年八月十六日 才崎教会所にて 本人よ
 り直接聴取 弘化元年生れ 明治七年頃初めて大本
 杜参拜

一四九 (事四七一 言六三二)
 教祖より直接

朝は、縁迄出て日拝をし、暮れには、西へ向いて拝礼をし、何
 年此方、黒土を踏まぬ。十五年前に母が死んだ。其時に、門まで
 見立てたが、それから後、また黒土を踏まぬ。

一五〇 (事四七二 言六四二)
 片岡次郎四郎氏より聞く
 教祖、神上りの前、食事を一碗宛減ぜられ、夫人訝り問われた
 れば、

「神上りするのじゃ。」
 と仰せられたり、との事なり。

一五一 (事四七三 言六四三)
 教祖より直接

片岡次郎四郎氏と共に参りたるとき、

「寝るんでも、蚊帳を吊らんが、ブンブン言うけいども、ひとつも喰いつきはせぬ。」

一五二 (事四七四 言六四五)

教祖より直接

神様が、

「田などは、人にやっつて了えい。」

と仰せられ、かつえ死んだらままい、と思うて人にやっつたが、霊験で難儀はせぬ。

伍賀慶春

明治四十三年八月十六日

光政教会所にて 本人より

直接聴取 弘化元年生れ

明治七年九月二十一日初め

て大本社参拝

一五三 (事四七七 言六七三)

暫く御退けになって居り、奥様に御願いすると、「申して上げます」とて、教祖、奥より出で来られたり。二月位の間も、さ様なりしならんか。

小倉教会親孝会 「我が師を偲びて」(抜)

昭和十五年十月刊

一五四 (事八八八)

周防の鉄砲信といえ、なうての腕ききであったが、出来る子も出来る子も早死して育たぬ。

「桂さん、私は若い折と申ししても、御一新のずっと前でございませぬが、殿様から十六万両程借入れましたが、思う様に行きませぬ、色々の手違いから、殿様にも不義理を重ねました。

其所為でもありませんが、其殿様も没落なさいました。其時私は、殿様の不如意を知らながら、泣きを入れて、僅かの金で帳消して頂きました。私は、それが気になって気になって致方がございませぬ。私の方に子供の育たないのは、若しや、その祟りではございませぬでしょうか。」

と沈んだ声で何えは、

「そんな事を気に病まずと、自分が死んだつもりになって、金様を一心と御信心なされえ。きつとおかげが頂けますわい。

私もおすがりして上げますわい。」

「へい。」

「金光様は『過ぎた事を思い出し腹立てたり苦しに病んだりすな』と御教え下されました。過ぎた事を苦しに病んでも何にもなりませんわい。」

「成程、左様でございます。それでは早速でございますが、

家内が産み月でございます。どうぞ、おかげを下さりませ。」
月満ちて安産と思いの外、産気づいても中々生れず、信は妻の苦しみを見て居られず、

「よし、此上は生神様におすがりして。」

と、焼けつくような夏の日、急ぎに急ぐ信。三里ばかりは濡鼠のようになつて、ひた走つた。息せき切つて、教祖様のお住居の庭に駆込むと、御結界より静かに眺め給ひし教祖様は、

「周防の氏子、安産のおかげを頂いたわい。男子を授かつたぞ。」

とのお言葉。びったり土下座した信は、有難いやら、嬉しいやら、男泣きに泣きながら、這い上つて、

「金光様……………」

と唯泣くばかり。教祖様は、

「さあ、これを頂きなされ、これは男子安産のお祝いじゃ。」

と、御手ずから、湯呑みに一杯の御酒をお下げ下さる。重ね重ねの大みかげに感極まつて大声に泣きながら御前を退り、三日月の影を踏んで往とはかわり、喜び勇んで、我家に帰りつき、ふと見れば、店と奥との境の暖簾の下に、妻は産れた子を抱いて、充分にふくらんだ乳房をふくましている。信は呆然。合掌して、

「ありがとうございます。」

と妻と子を拜んだのであった。(一七〜一八頁)

小林財三郎

明治四十三年八月二十一日 御野教会所にて 本人より直接聴取 嘉永元年生れ

一五五 (事四七八 言六八二)

雨が少し止んだ間に、

「今行つて妻を刈りて来い。」

と神様が仰しやる。それで、刈りて来て、こいで、其儘空き俵に入れて積んでおいて、六月の土用になつて、こなしたが、それで、きれいな麦が取れた。それを真似をした者があるが、こなす迄につみがわいて、ぞろぞろ這いまわつて、三年困つたそう。

岡山県御津郡福浜村 御野教会

昭和二十三年三月十八日 御野教会にて小林元述師

(明治二十年一月二十四日生れ) より高橋博志聴取

実父財三郎師より聴取せしもの 其の他

一五六 (言三三三)

教祖は蚊が止まると吹いて居られた。

一五七 (言三三四)

或る朝、早くお参りすると、教祖、お庭の飛石の上をとんとんと渡り居られ、

「お早うございます。」

と申し上げしに、

「早うない、宵からじゃ。」
と仰せらる。

先代（財三郎）はかかる御様子を拝して居たからであらう、よく夜通しをして居た。

明治二十七年自記提出（小林・利守・角南本）

一五八（言二二一七）

一、わしが、ゆぎょうずいをするものとおもっておつてか。わしはのう、しじゅうのとしから、わしは、ゆぎょうずいをやめておるわい。かみがゆぎょうずいをしたためしはなかるまい（ある）がの。

一五九（言二二二〇）

一、ひでりについてのう、わしは、ひやくにちのしぎょう（修）をしておるわい。

小林 鎮 「御家庭より拝したる教祖」（抜）

昭和十一年九月刊『金光教青年』第一〇五号

一六〇（事八八九）

御立教後二年目に東側の山を少し掘り取って其処へ新長屋を建てたわけであります。これが出来上ると奥様以下御家族は全部此方へお移りになり、元の御家は全部御取次の御広前となり、教祖唯御一人居られる事になったわけであります。その当時、母は三四歳の頃でありましたので、その事を稍はつきりと憶えて居ります。そこで、お広前の方へは一子大明神様が常に御つきになって、教祖の御用をなされて居られました。（三頁）

一六一（事八九〇）

初めの程は立教の神宣にもござり通ります一子大神様は御子さんたちを連れられて御百姓の方をして居られましたが、次第に信者が増して来るにつれ、御広前の方の御用が忙しくなり、遂に御百姓が出来なくなりました。そこで農業を止めて一向に教祖に御仕えになり、御取次の後の御用を御勤めになったのであります。始終、次の控えの間に居られて御食時の御給仕やら、その他何かと御世話をなさいました。（三頁）

一六二（事八九一）

御起床になると、此図（略）の竹藪に面した縁側で御洗面になって居られた模様で、その当時御使用になりました盥が今日も遺って居ります。それは足の高い盥であります。御洗面が終って御祈念に出られ、再び御食事に控の間へ御帰りになるのであります。大方は参拝の氏子が引続いて参りますので、その暇もなく始

終御勤めになられ、時によると御退けの時間が非常に遅くなって、夜遅く御食事を執られると言うような事もあった由であります。然し御晩年には、御神命によりまして、神前の御奉仕は、日の出から日の入りまでと定められ、朝の御出まし前に御食事を済まされる事になりました。(七頁)

一六三 (事八九二)

その人(藤井きよの)は藤井家へ嫁いでから廿五の年に盲目になられました。眼が見えぬ為め、当人としては夜昼の差支が少しもありません。そこで、勝手の好い時に起き勝手の悪い時に寝るという風であります。そして思いついた時にお参りに来るのであります。ところが、お参りに参りますと中々話し込んで動きません。夕飯時でも何時でも、とうとう休まねばならぬ時まで話し込んでしまいます。そんな時には教祖様は、

「もう夜も更けましたから、休ませて貰いましょう。」
とおっしゃってお下りになります。すると時には、

「そんなら私は枕元で御話を伺いましょう。」

と言って、控の間に這入って来られる。始めの程は何かと御返事を遊ばされて居られましても、遂にはそのまま御返事が無くなる。教祖様がお休みになって御返事がなくなると始めて自分も帰って休むと言った風でありました。(略)

この方のお参りは殆ど毎日であったとの事で、教祖様と話される事も大抵は世間話が多かった様であります。然し、教祖様は斯

うした方に対しても、少しもてあますというような事はなく、どこまでも親切に御相手になって居られたとの事であります。

(八頁)

一六四 (事八九三)

次に御服装の事がありますが、教祖様は平生どのようなを御召になって居られたかと申しますと、年代によって幾分の相違はあったわけではありますが、私の聞いて居ります範囲内では、御立教後明治八九年頃までは、常に木綿の手織り物を着て居られたとの事で、それに同じく浅黄色の御袴を着け、黒の羽織を召して居られたそうであります。そういうものは皆家族の方が織られるので、糸から紡いで織るのが当時の娘の仕事であったと申します。ところが、御召しなつて居られます間に御袴の膝の処が直に汚れます。何故かと聞いて見ますと、それは御奉仕になります時、ちゃんと両手を御膝の上に御置きになるので、御話に一心になられたりする間に、自然其処を手でこする事になるのであります。それがしじゅうでありますから、膝の処が、すぐ汚れるのであります。その為めに度々洗濯をして居ったとの事であります。手を膝の上へちゃんと置けば、自然姿勢は整うて来る訳で、机の上に肘を突いたり、両手で頬を支えたり、膝をくずしたりすることもできません。これを以つて見ましても如何に教祖の御奉仕振りが端然として居られたかが解ります。

それから長い間には袴の腰板がいたんだり、又お気持も悪いで

あろうと思ひ、私の母が工夫して、腰板のない袴を作りました。ところが、これは非常に具合がよい、と言って大変喜ばれたのであります。又或時には、袴の具合が悪いので座りにくいと申されるので、まちをずっと下の方へ下げましたところ、大変座りよくなつたと言つて喜ばれたとの事で、ちやうど唯今の装束袴の様なものになつたわけであります。なお此の御袴は御年を召されてからは御取りになられたようであります。―要領筆記―(一〇頁)

「御家庭より拝したる教祖(統)」(抜)

昭和十一年十月刊『金光教青年』第一〇六号

一六五 (事八九四)

では教祖様以外の家族の人々は、どうして居られたかと申しますと、ちやうど上の処に奥方一子大神様の実家古川家が御座いましたので、そこへ皆貴い風呂に行つて居られたのであります。後に、いよいよ宮が建てられるという事になりました。普請小屋が出来、職人が木ごしらえをするので、其処へ風呂場が出来ました。それから家族の人はそれへ御這入りになつて居られたのであります。勿論、教祖様は一切御這入りにならない。それでは行水ぐらいはなさつたであらうと思つて聞いて見ますと、それもないとの事であります。(五頁)

一六六 (事八九五)

奥方一子大神様の事に就いてお話申し上げます、(略)教祖様の御取次の後る祈念を致され、当時から御下げになつて居られました御神米の事等、御一人でなされて居つたのであります。(五頁)

一六七 (事八九六)

山神様も亦剣道の稽古に総社という処へ御出になつて居られたのであります。(六頁)

一六八 (事八九七)

正神様が武士になられまして、浅尾藩に仕えられました。薩と共に武士を止められねばならなくなり、一時非常に苦境に陥られた時、一子大神様が大変心配され、時々御金等を送つてやられ、又時には御自分で持つて行かれたりなどされた事がありました。ところが他の兄妹方が、それを知つて不足を申され、「兄さんばかりにして、吾々には何もしてくれん」と言つた様な不平をこぼされた事があつたそうです。すると教祖様は、それに対し、

「人間というものは飯を食べねば生きて行けぬ。然し、人それぞれの性分で、少し食べて済む者もあり、大飯を食う者もある。浅吉は、言へば大飯食いじゃ。お前達は大飯をよう食わんのじや。」

と申されました。(六頁)

「本教に於ける総代世話係の史的考察（教祖時代のお世話係の話）」（抜）

昭和十七年四月一日刊『金光教徒』一三一九号

一六九 （事八九八）

御立教後三年目の文久二年の秋、教祖様が始めて「金光」の御神号を御受けになられた時から、登勢一子様は自ら教祖様を「金光様」と申上げられ、老母様から子供様方に至るまで、皆「金光様」と申上げるように、教え導かれて居られるのであります。それでありまして、参って来た信者も自然に教えられて、教祖様を「金光様」と申上げることになったのであります。

一七〇 （事八九九）

明治二年神伝により、九日十日を御祭日と定められました後、毎月此日と二十一日二十二日の御縁日には、信者が段々多く参詣するようになりました。別に儀式をされることはなく、教祖様は参集の信者に諄々と御理解をなされ、信者も此日御教を頂くことを楽しみに参詣したのであります。そこで信者の御願御礼届のことは、教祖様の御手代りとして川手保平さんに御帳面方を申付けて居られたのであります。（略）

保平さんは初めの間は有難く御用をして居りましたが、いつの程にか次第に御用が務まらぬようになり、教祖様に御迷惑を及ぼすようなことが次々に出来て参りまして、遂に明治四年四月十日

の御祭日から御用を御差止めになりました。何故にかような結果になったかと調べて見ますと、この保平さんは戸長川手家の一族と申すことで、教祖様の御徳に心から帰依して、事ある時は参って御用を承って居りましたけれど、毎日参拝することをせなかつたのです。御用を務めることを有難く思い、御祭日は勿論御用とあれば、何時でも喜んで参って奉仕する程の信心はあったのですが、日々不断のお参りは出来なかつたそうです。ところが御広前の方は、教祖様の御徳を慕うて参集する求信者が日毎に増して、御祭日の度に次から次へ新しい信者が参ります。然るに御礼届を取次ぐ御帳面方が日頃見受けない顔なので信者は何となく物足りない思いをすると共に、保平さんの方も初めての信者に接するのですから、記帳が捗らず自然取扱いがお粗末になるといふわけで、段々評判が悪くなつて来たのであります。

一七一 （事九〇〇）

森田八右衛門さんは正直一途の人でありました。この人は保平さんと違い毎日御広前に参つて、内外の掃除、用使い、台所のお手伝いまでしたのであります。後には未明から参つて一日御用をして、教祖様が御広前から御下になって、日に一度の夕の御食事の終るのを待ち、その後仕舞をして、夜に入って家に帰るといふ有様で、一日も欠がさず御用を務めたのであります。この人の風格を偲ぶ語草として今につたわる話があります。信心の為とは言いながら、宮寺の下男のするような働きまでして有難く喜ぶ人で

ありましたから、教祖様の御子様達も甘えて時々八右衛門さんに難題をもちかけて非常に困らせることがありました。八右衛門さんは正直の人だけに気の短い処もあって、そういう時には直ぐ腹を立てて、そのまま家へ帰ってしまうのです。あとで御子様達はこの様子では明日は参って来ないであろうと心配して居られますと、翌朝いつもの通りに参って、昨日の事は忘れたように御庭の掃除をして居るので、しまいには御子様達の方が根負けをしたということがあります。八右衛門さんは、教祖様より四年程早く帰幽されましたが、その時、教祖様は慰霊の為、夜おそく態々その家を御訪ねになったと伝えられて居ります。

「教祖の御取次奉仕（連載講話(2)）」(抜)
昭和十九年二月刊『金光教報』第一三四一号

一七二 (事九〇一)
教祖は御取次始め以来、夜寝られる時帯を解かれず、昼の俣の着物で御休みになった。俗にいう着のみ着のままの生活を終生御続けになった。之は御取次に昼夜の区別がない結果である。御晩年に至り、神より「袴はつけいでもよし」との御許があるまで、嚴重に羽織袴を召して御奉仕になったと承る。

「教祖の御取次奉仕（連載講話(3)）」(抜)
昭和十九年三月刊『金光教報』第一三四二号

一七三 (事九〇二)
夕食も薄暗い行燈の下で召上がらるるのが大方であったと申すことである。

「教祖の御取次奉仕（連載講話(4)）」(抜)
昭和十九年四月刊『金光教報』第一三四三号

一七四 (事九〇三)
御晩年に近づく頃にも四年間続けて蚊帳なしに夏を過ぎられた。

「古川単人聞き書」(奉320―抜)
昭和十九年十二月五日 小林鎮師より聴取 金光真整
記

一七五 (事一一四五)
末為神機織の事
十七、八才の頃(嫁入り前の事)、教祖様に、
「若い娘が遊んでいるのは相済まぬから機織を織らして頂きたい。」

と御願いされた。内心は、大阪の辺より美しい着物をきて参拝される信者のあるのを見てうらやましく、自分で色々染めた糸で(木綿ではあるが)織り上げて着るのを楽しみにしていた。教祖様は、

「それはよからう。但し色物を織ってはならんぞ。小遣とりにしてはならんぞ。売らずに全部ためておけ。」
と仰言った。それから織った白木綿の布は全部納めてあった。これをお葬式の時に紋付にそめて用いられ、直信の方々に分けられたとか。(二〜三頁)

金光貫齋 「教祖改名の過程について」(抜)

昭和二十三年四月刊『金光教学』第二集

一七六 (事九〇四)

いい伝えによると、教祖「川手」と書いて氏神様へ供えられた角燈籠を、こわしてすてた人が、神からお咎めをうけたという話がある。(四六頁)

金光喜惣治 「教祖事蹟落穂集」(金671―抜) 竹部教雄編

金光朝太郎、同琴両氏聞書

昭和二十六年六月十六日 金光喜惣治氏の長男朝太

郎(七十二才) 同人妻琴(六十七才)の両氏より、

高橋博志が聴取

一七七 (事一九一)

山伏がお供え物を皆持って帰っても、生神様は、「さあさあ」と言うて、皆やってしまわれた。(四二頁)

金光久市 「寄島故事聞書―橋本右近―」(奉181―抜)

昭和二年より昭和二十四年まで高田教会長角埜武一師が金光久市氏より聴取せしもの

一七八 (事一一四六)

(橋本右近が) 本教に御神縁を頂きましたのは、何時からかはつきり聞いては居りませんが、生れ年が戌の年と始終申して居りましたので、教祖様と同じ年で、元治元年に京都へ御使いに参らして頂いて居りますので、其の以前から入信させて頂いて居った事と思われます。その頃、安倉の村に高倉大□□(お爺)と言う大工の棟梁がありました。始めて金神様の御信心をなさる人があると聞き、お宮を造って進せましようと思しました。そしてお宮が出来てから、その事を教祖様に申し上げましたら、

「新しいお宮が出来たら御神体をお下げしてやるけに、此れをお祭りして拜んで人を助けてやれ。」

と仰せ下され、金色の御幣をお下げ下されました。そこで御札を申し上げ有難う頂いて帰り、安倉の峠を越してチャンリンチャンリンと音をさせ乍ら肩にかついで来ましたが、家の前で大声で家の者呼び、

「表戸を開けい、塩をまいて清めい。」

と厳に表口より入り、新宮に奉斎さして頂きました。(七〜九頁)

一七九 (事一一四七)

西六の明神様のお話を聞きますと、

「お前方のおじいさんは、山伏が来て拝ませぬよう乱暴した時に、京都の白川殿へ再々お使いにやらして貰い、許しを貰うて来て都合よくなったんで、御褒賞に金光の二字を許され、姓として賜りたのぞ。」

と言われました。父(新次郎)から聞いて居りますのは、その時、金光様の御羽織から御召物一揃い頂いて参り、

「此を着て行け。」

と仰せられ、寄島の安倉の浜より舟出致します時、見送った人々が「大そう立派な風であった」と申して居りました。其時、村内の志本文三郎、川崎徳次郎と言う舟乗りを伴として、大阪へ着いてから京都迄は歩いて参りました。そして白川家の立派な構え敵かな備えに伴の者は恐れをなして居りましたので、御簾を揚げて跪いて(膝行)進みます時、「心配ないから従いて来い来い」と手招きをして奥に通らして貰ったと言う事であります。当時は伴をつれずに一人にては通して貰えぬ所がありましたと見えます。そのようにして何回か京都に参らして頂きましたが、当時頂きました所の着物は今家には残って居りませぬ。(一一五〜一七頁)

一八〇 (事一一四八)

御神紋の事ではありますが、今は八つ波の御紋と言われて居りますが、前は八(はっ)かんの紋と申して居りました。それは右近一日参拝さして頂きました処、教祖様が、

「おお橋本、よう参った。お前の参って来るのを待ちおった。ちと相談する事がある。」

と仰せられました。そこで、

「はい、それは何で御座いますか。」

と御伺い申し上げますと、

「のう、橋本、今度神様のお幕が出来たんで岡山に染めにやろうと思つて居るんじゃが、其れに紋を入れねばならぬので、どんな紋を入れたら良いか、橋本一つ考えて見て呉れ。」

との事に、

「金光様、あなた様はどんな紋が良いと思われませんか。」

「そうじゃのう、わしはまあ○に金の字かのう。」

「それは琴平様のと迷い易うありますから、其の外側に八かんの紋を着けますとまぎらわしく無うが良いかと思ひますが。」

と(金)を画いてお目にかけました所が、

「ああ、ええ紋が出来た。此れが良かるう。」

と大きに御喜びになりました。其の時に色は白地に赤、房も赤と御決めになりました。今日の御紋章は斯様にして御決定になったのであります。其の日、右近帰宅の途に、安倉の親戚渋谷力造方へ立寄り、

「今日は大谷に参り、斯く斯くの次第で御紋を決めて貰った。」と話ししたので、先々代寄島教会長渋谷仙姫が又その話をして居られました。(一七〜一九頁)

金光国開 「金光国開氏聞き書」(奉296―抜)

金光真整資料集

一八一 (事五三)

東長屋建替

東新座敷、或は東新宅とも申さる。

大教会が建てられる時、西金光に持つて行かれた。

二間に四間、四尺の土間、まなかひさし、一丈一尺の柱。

大工は遠藤国太郎、(舜平君の祖父)(八百蔵の三男)

「このほうのは、其方の勝手次第。」

とある。其方とは、教祖を指す。

此二間に四間は、当時、にしけん、しにけん、し尺、と言っ
てきらっていた。これを「四つ良かれ」と言われた。

「斯(こ)ういう事をしようると、今に見ようれえ、悪い事が
できてくる。」

と言っていたと、古老の話にあり。

これ等は何れも、日柄、方位の当時の迷信打破の御事蹟である。

(五六頁)

一八二 (事五四)

智教院の件

矢掛の方では、

「何も知らなかった。」

と断りを言った。

向うに対する態度、外に対する教祖の御態度、徹底的に悪い処
をやっつける。(八頁)

一八三 (事五五)

白川家に

初めは教祖が自ら、白川伯王家まで願いに出かけられた。

「も一度出て来れば河内守にしてやる。」

教祖が上京される時、浅尾の家老が、刀の差し方其の他を教え
た。然るに一寸居らぬ間に、すぐに抜いて置いて居られた。そし
て教祖は、刀を御差しにならず京都にお上りになり、神主の資格
を受けに出られた。(一三頁)

一八四 (事五六)

教祖の御書下げ

美濃紙の六ツ切の御書下げである。そして、これには、金光大
権現、と書いてある。これが多い。教祖様のは六ツ切で大きいの
はあまりなし。

本古川に、御献備の紙をついで、これに練習をなさったのがあ

り。(これを近藤藤守先生がひょうそうの時に、二枚にされた) 吉備乃家にもあり。教祖ので、生神金光大神、と書かれたのは少し。然も、後のものであり。(二二頁)

一八五 (事五七)

教祖御書下げの真偽

よく偽物がある。兎島、岡山辺に多い。教祖のは、自然でどこでも墨継ぎがしてある。又、「ん」の字のはねが伸々としている。偽のは其の反対で、特に墨色が美し過ぎる。

一世管長(孫雄)が、独立の前年までこれの真偽のかんていをしてきた。そして、真実のものには、**大本社**印を捺印していたが、氏が祭っているもの故、廃止せられた。(二三頁)

一八六 (事五八)

明治元年、蒔田侯江戸詰

四月の前、正神様、かち役となられた。此の時に教祖より、正神様にのみ六ツ切の御書下げを下さり、

「まさかの折に願え、云々。」と仰せらる。

当時は、明石まで歩き、明石から川口まで船であった。行きは難がなし。

戻りに明石の浦で難船し、船頭が一つかじを誤ると、皆駄目になる処であった。普通のかじを正神様が、反対にひねられて船が

助かり、殿様が、生命が助かったと喜ばれた。

教祖は、お上が生命を助けられた恩人として礼を申された。これが教祖が普通の人として、一番喜ばれた事であった。

そして、此時、教祖はお上から袴を、子供には□を下されたのである。(三〇〜三一頁)

一八七 (事五九)

天地書附

御手本を教祖が書かれた、との事実がある。(三五頁)

一八八 (事六〇)

神上りの時

十一日、十二日は、氏神様御祭日。十三日お葬式。然も、質素にせよとの御書附を、机の上に残されて居った。(四四頁)

一八九 (事六一)

金光大神の祈り

段々と大きくなって来た。明治元年に生神金光大神となられてから、個人—家—近郷—国家までに及ぶ。(四五頁)

「金光正神君」(奉92の1—抜)

金光国開氏より提出のもの

正神様関係調べ

一九〇 (事一一四九)

(一) 剣道に入られたる年並に師名

文久三年正月、橋本右近(もと京都足軽)案内にて伊勢参宮の帰途、京都大阪を見物の時、武士志願の志動く。

其の帰途、浅尾藩在勤剣術教師なる矢吹小平太氏に橋本知人の故を以て依頼して帰谷、当時悪友誘引のこともありし為、教祖も許されて三月より浅尾へ稽古に通う。年十九歳の時。同年秋、浅尾藩の江戸在勤剣術教授なる新館弘氏帰藩の節、江戸行き修行を勧められしも行かず。浅尾にありて堀江静馬氏に就き馬術の教えを受く。(二一〜二二頁)

一九一 (事一一五〇)

(二) 浅尾へ召されたる年(公然、教祖も頼まれ)

元治元年二十歳の時、矢吹小平太氏の手によりて(准藩士として)武士召し出しの事となり、教祖は御礼に出向かれたり。神祇伯へ願主浅吉として橋本右近随従して京都へ入られたり。武士姿、馬上にて大谷へ往復、此の年より。(二二頁)

「金光金吉、三上かねについて」(奉210―抜)

「金光教祖記伝」の記事訂正申し込みのために提出された資料

一九二 (事一一五一)

金吉の名は、明治元年四月、浅吉父子、藩侯より大いに喜ばれて面目を施され、浅吉徒士役となりし時、武士の名告(なのり)として金光大神より、「天地金よし」(金吉よろし)として用いられ、後、戸籍編成の時、本名となりしものなり。(四頁)

「金光国開師聞き書」(奉211―抜)

昭和二十七年八月十五日午後 於本部教会副教会長室

西金光叔父上より承る 金光真整誌

一九三 (事一一五二)

日天四……………金光大権現の時代に、一番に書かれたものを正神様に授けられた。正神様はこれをお守りとして江戸に行かれ、帰日も殿様の御供で同船していられた。明石のあたり(今もよく難船する辺)に帰られた時、嵐となり、舟のかじが動かなくなつた。船頭でもどうにもならぬので、殿様のお抱力士カチエ門(?)が力を入れたがどうにもならぬ。その時、正神様がそのお書付を持ち、「金光様」と呼びつつかじをとると、急にかじが切れて船は難船せずすんだ。

殿様は、これを多として大変よろこばれた。そして教祖様に紋付の羽織を下され、正神様は役が進まれたという。(一〜三頁)

一九四 (事一一五三)

養祖母いわさま御帰幽の時、正神様は京都に在り、休暇を乞われた。當時三十日間の休みは直の両親にのみ限られていたのに、教祖様の御徳で三十日の休みをもらわれ、大谷にお帰りになった。当時の風習では、なかなかむつかしい事であったと言われる。

五十石舟（実質は三十石）で伏見から渡り、大阪川口まで出た処、他所の（一橋の）一万石の船におつかり、物言いがついた。なかなかおさまらぬので、正神様が出ていかれ、

「ぐずぐず言つて困らすと、ぬく手は見せぬぞ。」

とどなられたら、くもの子を散らす様に逃げ、却つてこちらの船頭に向うがあやまるに至ったという。（三〜四頁）

「奉修所参与会記録」（奉251―抜）

昭和二十八年五月二十八、九日 第五回参与会記録

一九五 （事一一五四）

臨終の場には一子大神と藤井くらの二人がおつたと聞いている。後は皆、人を呼びに行っている。岡山へも使いを出した。しかし、正神様は戻られても別にあの時是用はない。藤井くらに聞くと、お酒を頂いてやすんでいられたのである。四神様もおられたに違いないが、枕頭にはおられなかった。これは子持ちで帰（い）んでよいと言われた。

一、九日十日国がえ、十三日葬式 二、みたま祭りを大切にせよ 三、葬式は質素にせよ と言つた三か条を書いたものが机の上に

おいてあった。二日おいて十三日になっているのは、十一、十二日が、氏神様の祭りであった。

一九六 （事一一五五）

教祖はふとんの上に手を出し、五本の指を出されて、「どの指がいたんでも、切つてもいたかるうが。皆、帰つて来て御用する。」

と。これは前にもおっしゃったが、この時かさねておっしゃったと、藤井くらから聞いている。

金光新治郎 明治四十三年九月三日 本人自宅にて 直接聴取

一九七 （事四七九）

父（橋本）の話に依るに、教祖御信心始めにつき、柿葉谷のさる家、七人のもの六人迄死し、一人は盲目となりたれば、

「これ限り引き取つて下さるか、治して下さいるか、二つに一つ。」

と願ひ居たるに、一週間程して治り、有難き神なりとて信心し居り。其内、教祖の弟御、其の処にて信心をなし、人を助ける程の信心家となられたるも、恰も狐などの憑りたるが如くにて、座敷牢に入れおきたり。されど、村長来られて話をすればよくわかり、「何か思わくはなきか。」

と尋ぬれば、

「私は金神である。人を助けるに、自分の力では出来ぬから、一間座敷でもよいから、普請をしてくれ。其れには、大谷へ行って居る兄を呼んでくれ。」

と言う。依りて、教祖行き見られたれば、

「かくかくにて人を助けようと思うが、我が座敷がないから、建てて貰い度し。」

とのことに、承諾せられたれば、狂気止まりたり。そのため、

「金神は金をやろうと言うことは出来ぬから、三年の間、肥料をせずに作物を倍取らせてやろう。」

と言われ、其通りとなりたれば、教祖、「有難き神なり」とて、人を助けんと、農業の暇々に、弟御の広前へ参拝し居られたるが、或時、

「人を助けてやり度ければ、穢れ、不浄のなきようにして下さい。」

と願われたれば、

「金神の願いを聞いて呉れたものじゃから、それは聞き届けてやろう。」

とて漸々靈験立つようになれるなり、と。

金光真整 「教祖事跡抜萃」(奉289―抜)

金光真整資料集

一九八 (事六二)

教祖様はすべて神様の御教えのままに御行動遊はされ、全く御自分と言うものがなかった。

氏子に御取次なされた時でも、

「今日も又新しい御教えを頂いた。有難い事じゃなあ。」と常に申しいられた。

真整按、佐藤先生(範雄)がそういう場合に立たれたのであるから、晩年まで其の御態度をおとりになっていた事がわかる。

(一一一―一二頁)

一九九 (事六三)

教祖様御帰幽の時に、カラスが沢山ないて、死なれた事を知らせた。これは、よく知っている。

昭和二十六年十一月□日、香取兼三郎氏葬式の時、石井登能氏談(兼三郎氏妹)(一七頁)

二〇〇 (事六四)

教祖御帰幽のしらせ

大阪の靱の和田師が、御帰幽の御知らせを頂いたので、白神新一郎師の処へ話したが、

「教祖がなくなる様な事があるものか。」

と言って、そのままにしておいた。

猶、和田師は、後々まで神様の御知らせを、形で見せて頂いて

いられたから、この時も形で見せて頂いたものであろうが、それについては何も聞いていない。

昭和二十五年二月五日、修徳殿にて、三代白神新一郎師より

(一九頁)

二〇一 (事六五)

高橋富枝師のお別れの御裁伝

言行録 一三五頁に、「富枝師を御自身の席に坐らせられた」とあるが、私が同師よりはじめて聞いたのは、

「教祖の御結界の幕の前に坐って、幕をあげてすかして見ると、二寸ばかりの帳を持って話をされた。」

と覚えている。

昭和二十四年十二月八日 於奉修所 佐藤金造氏談 (二〇頁)

二〇二 (事六六)

教祖遺骸について

「菰につつんで流しとけえ。」

と教祖がおっしゃったと。正才神か、高清姫か、光右衛門氏か、西金光の兄(金暁)か正神様からか。この内のだれかはっきりせぬが聞いている。

昭和二十五年一月十八日 金光三代太郎叔父様談 (二二頁)

「教祖事跡分類ぬき書(一) (奉290―抜)
金光真整資料集

二〇三 (事六七)

第一世管長様に正神様の御眉毛を持って参れば、生神様に殆ど近い。眉毛も濃く長く、御前が少し禿げ気味、第一世管長様よりお顔が少し円く御座した。(二〇八頁)

二〇四 (事六八)

母(登勢様)が、

「切れんかみそりで、ゴシゴシするので、血がふいていた。」と話していた。

「だから、ヤンギリ(ぎん)頭であつたろう。」

との事。

古川軍人師談

按、実際は髪はオールバックらしい。月代のまちがいか。

(二〇五頁)

二〇五 (事六九)

教祖の御立て方も同様にて、

「『只々生神金光大神、天地金乃神、有難うござります』と言う心さえあれば、それにてよろしい。」

との事なりき。

(白神先生の御広前では、ナムアミダブ、ナンミョーホーレ
ンゲキョー、大袂、心経等、他色々、拝む) 拝み詞はどうで
もよろしい。(二七一頁)

二〇六 (事七〇)

教祖の着衣

桂ミツ師談によると、

「袴はつけて居られず、青い色の紋付の着物で、袖の所は赤い
色であった。」

昭和二十五年二月五日 修徳殿にて 桂末子師談(一二六
頁)

「教祖伝ノート」(奉293―抜)

金光真整資料集

本部教会に於ける第一回修徳殿の開かれしあとで、副輔導藤
彦五郎先生より借用せる、教祖伝のノート中より筆写せるも
のなり。これの跋に、

以上は兵庫東江原、金光教気多教会所前田豊君の手記を拝
借して拝写す。大正十一年七月十七日、記し終る。(以上は
松沢四太郎君の写記なり)とあり。

二〇七 (事七一)

文政六年 十才

虫腹大病にて治せず、此の時既に医薬の効少きを得し給う。
(三頁)

二〇八 (事七二)

文政八年 十二才

養子の時、後ろの家にて挙式せらる。
養子に行かれし時、養父母より好嫌を問われ、麦飯きらいの
由申さる。又、休日には快う神仏参拝させ下さるべしと乞わる。
教祖の素直、養父母の愛情の状想うべし。(四頁)

二〇九 (事七三)

文政九年

小野光右衛門氏に就き、童子教、習字、算盤、実語教を学習し
居たるも、御身体虚弱なりしを以て十五才の時、素読にて中止せ
らる。(五頁)

二一〇 (事七四)

文政十一年

再び虫腹病む。
既に其の時、病根の他に存在することを認め、各神社仏閣に対
して根治を祈願せられたりと言ふ。(六頁)

二一一 (事七五)

天保元年

参宮は秋の頃なりとか。

疑懼する事なきを戒められ、又一心に頼むの功をかかるときより、考えられました。

十二月十六日、京都に地震あり。(七頁)

二一二 (事七六)

天保二年

病に罹られ、六十日間病床に悩ませらる。

「お上のおしおきは牢に入れらる。神の御無礼は蒲団牢に入れらる。」(八頁)

二一三 (事七七)

天保三年

義弟鶴太郎、虫腹さしこみ死亡。教祖は遥照山薬師、龍王山神社、大谷山寂光院善勝寺に祈願せられたるも其の甲斐なく、大谷山寂光院善勝寺に埋葬す。

御上に対して(領主)の尊敬信頼は諸先代より篤く、かかる家風が、将来教祖の御教えの上に現れ来る所多きが如し。(九頁)

二一四 (事七八)

天保七年

八月六日、教祖夜々宮寺に祈願を凝らされたるも、遂に逝去(養父(桑治郎)せられ、同時に家督相続せらる。大橋新右衛門氏の媒介にて、古川八百蔵氏の長女登勢子と婚姻調う。(当時十八才)方角悪しとて大橋宅より入嫁せらる。

方位に關しての教祖の思い、此の頃更に深く感ぜられしか。信心文と言われしも、此の頃の事にや。(一〇頁)

二一五 (事七九)

天保十五年 弘化元年

紀州に注文した木材が、遅着したるも、買い取らる。御使用の大工は、古川安吉(大谷村)なり。(一一頁)

二一六 (事八〇)

弘化三年

二月廿二日、前年安産の御喜び、且は御礼の心組にて四国巡拜に御出立。

四国御巡拜の時、外の者は遠方にある宮寺には、どこその何様など申し、遠方より拜みて過ぎたり。教祖は然らず、一々其の宮寺のある処迄行かれて参拜届けらる。されば暇も多かかりしわけなれども、他の連中と歸りの日は大して違わざりしと。

「遠くから拜む位なら、わざわざ参るに及ばぬ。又、信心に連れはいらぬ、云々。」(一二頁)

二一七 (事八一)

嘉永二年

丸山(現多)竹次郎氏(姓青木)、古家買入れの時、此の御相談により、依頼を受けたるは、藤井安吉氏なり。

手続又は老人上長を大切にし、懐しみ、親しむの御教え、小野氏に対せらるる有様による処多しと思う。(一四頁)

二一八 (事八二)

嘉永三年

七月十八日、牛の死んだ時、益坂に木を買いに行かれ、帰宅後、我子に対するが如く懇ろに埋葬せられぬ。(一七頁)

二一九 (事八三)

文久二年

農業をなすものを失いたるため、田地を浅尾藩に奉らる。

家産を三分して、一を領主に納め、一を自家用にし、一を窮民救済の資にせられし由。後、藤守先生にも話されしとなり。(七〇頁)

二二〇 (事八四)

元治元年

材料には楠の良材を用いられ、長物には櫛の上等品を選ばれ、神様の頼みの俣、立派に出来致す様に一心に祈念遊ばさる。(八〇

頁)

二二一 (事八五)

文久二年

当時の迫害、殊に山伏は最も甚しく、御結界なる幕の如きは、幾回となく持ち去られたり。

正神様御立腹遊ばされ、

「討ち果して仕舞いましうか。」

と申し上げれば、教祖は、

「放って置け。」

と仰せらる。

然し、正神様に外で打ちつけられたる事もありと、承る。(七一七二頁)

二二二 (事八六)

又、或いは盜賊が御供えを風呂敷一杯に包み、負いたるまま手洗いの傍に動くことを得ざりき。

「要るなら要ると言つて来ればよいのに、黙って持つて行く心根を御嫌いなさる。いるものなら私が許すから持つて行け。憐れなものじゃ。」

然れども行く事能わず。

教祖(盜賊カ)は、或時は川の傍に、或時は注連柱の傍に立ちすくみ居たる事、度々なりき。(七二七三頁)

二二三 (事八七)

慶応元年

神殿御造営には不淨穢れの入らざる様、一心に祈り、且守られ
たり。

其材料は材木の王と言われるものを集めて作り、前の二間に六
間の物置(門納屋の事)に置かる。(八六頁)

二二四 (事八八)

明治三年八月廿日

「大工いなせい。」

此の故に大工を解放さる。

然るに家大破して、台所、神殿周囲並びに御控間にも雨漏り、
教祖の御頭さえ、為に濡れ給う。(九四頁)

二二五 (事八九)

明治六年二月十七日

天地書付を教祖、奉書八ツ切にして幾枚も書かれたり。(一〇〇
〇頁)

二二六 (事九〇)

(略) 国関先生曰く、

金光大神の御立てなされし御道は、兄弟の道じゃ。神上りの前、
御机の上に、

十月十日 神上り

同十三日 葬儀

と御自ら認められありき。(一二二頁)

二二七 (事九一)

立教神伝のあと

安政五年十二月十二日、

「床の間に(仮に)棚を二段遣えよ。」

との御神伝より、来らん正月、神の御供えの準備に、裏の大工を
雇われて作らる。

真整曰、此の神伝の本、裏の大工とは誰の事か、又、何により
しか。(一四三頁)

「大谷村における年中行事などについて(一)」(抜)
昭和二十三年十月刊『金光教学』第三集

二二八 (事九〇七)

大谷村には、西沢という酒屋が一軒あり、太田屋という油屋も
あったらしい。しかし一寸した日用品や雑貨ものは、北どなりの
占見新田村の西本屋へ買いに行っていた。また南どなりの天領の
黒崎村は古くから港として栄え、米問屋もあり店がならんでいて、
大ていの品はここで売っていた。さらに東の備中松山領に玉島港
がひらけて、新しくここが附近の物資の集散地となってきた。

教祖も黒崎へ米や菓子製品を売りに行かれたり、日用品を求めに行かれたり、玉島へ材木や湯呑茶碗などを買いに行かれたこともある。(九九頁 注七)

「教祖の家の経済状態とその建物の変遷について」(抜)
昭和二十五年十月刊『金光教学』第七集

「大谷村における年中行事などについて(二)」(抜)
昭和二十四年四月刊『金光教学』第四集

二二九 (事九〇八)

九月四日・五日

教祖のお宅のすぐ上に祀られていた、マロウドサマ(客人神様)のお祭りの日。四日が宵祭り、五日がデノヒである。教祖の家の川手家と北どりの大橋家と、南どりの古川家とが氏子である。(この三軒は大橋家が本家(ほんけ)である。そこで、これをモトヤという。)このお社はずっと古くからあったらしいが、石造の小祠にすぎなかった。四日に祠の前に幟をたて、御神燈をお供えする。また四日の夜、株内の人がモトヤに集まってマロウドサマを祀って拝み、モトヤが費用をだして御馳走をだし、昔ばなしなどをする。

なお、この祠のすぐ近くに石造の小祠に祀ったボクノカミサマ(木の神さま)と、瓦のような焼物で造ったヒチャサマとがあった。これも、このときに一しよに祀る。(一〇三〜一〇四頁)

二三〇 (事九〇九)

文久元年に東新座敷の新築がある。これは建てかえたと言われるから、前からあった納屋のあとへ建てられたものであろう。また東の山を少し崩して建てられたと言われている。とにかく屋敷の東すみへ、西向きに建てられた瓦ぶきである。大きさは間口四間、奥行二間、四尺の土間が北につき、三尺の庇が西についていた。そのころの人々は、こういう建物を四二(死に)間といつて、忌んだものであった。古老の話によると、当時の人々が、

「あんな家を建てておるが、ろくなことはあるまい。子孫は絶えてしまうであらう。」

と話しあっていたということである。このとき教祖は、

「日にちはいつでもよろしい。準備のできたときに建ててよろしい。」

という神伝のままに従われた。(三四頁)

二三一 (事九一〇)

元治元年の神伝によって、教祖は神殿造営をはじめられた。そのために大工小屋や木挽小屋などができた。それは屋敷の西がわで、門納屋と母屋との間にあったといわれる。門納屋へ畳をしいて棟梁などが寝泊りをし、風呂場なども設けられていた。(三五

(頁)

「教祖時代のまつり」(抜)

昭和二十六年四月刊『金光教学』第八集

二三二 (事九一一)

前天瀬教会長秋山甲師が、

「私が十三才(明治九年)のときに初めてお参りいたしました。

旧の九月二十一日で、ちようどおまつりでした。そのとき教祖さまは白衣に黒羽織をきていられました。」

と昭和十九年十二月三日に高橋一郎師と私とに話されたことがある。(一〇六頁 注五)

「教祖の御兄弟について」(抜)

昭和二十七年四月刊『金光教学』第一〇集

二三三 (事九一二)

香取の地の西北の裏山を安芸守山といい、その頂に毛利元就の四天王の一人穴戸安芸守隆家がいたと伝える城跡が残っている。

香取家はその子孫で、教祖は八代目にあたるとも伝えている。一説には、先祖は香取与左衛門忠光という人である。そして立派な系図があったが、何時の頃か関東の香取神社のあたりから来たという虚無僧が、系図を見せて呉れといい、立派なものだ、私の家

の参考にしたいから一寸貸してほしいと言って、だまして持って帰ってしまったと言う伝説もある。又それは全然別で、香取家の先祖は船頭であったという話も伝わっている。(一五〇頁)

二三四 (事九一三)

教祖の養家の養母はやさしい反面中々厳格なところがあったというが、子供のころ教祖が実家から養家に帰るときには、ちもはおはぎなどをつくって、重箱に入れて持たせられ、何かと土産物に心を配られたという。そして、帰られる教祖のあとから見えかくれしてついて行かれ、養家に入られたのちに養父母が気持ちよく迎えられるのを戸口の外から見とどけて、安心して香取に帰られたこともあったと伝えられている。これははじめの間だけであったという。(一五三頁)

二三五 (事九一四)

この家(香取繁雄氏宅)には、教祖夫人の結婚式服や、教祖お四国めぐりのとき用いられた杖・珠数・小さな草履や、御遺筆などが残っている。又、教祖が子供の頃に画かれた馬の絵があったが、今はなくなってしまったということである。(一五六頁)

二三六 (事九一五)

繁右衛門の娘が大谷で教祖がどんな話をしているか聞きに行つたことがあった。その時教祖は、

「水をかぶったり断食をしたりすることは要らぬ。表行よりは心行が大切である。」

という話をされていたという。帰ってそのことを話すと、繁右衛門は大変立腹して、

「そんななまくらなことをいうとは、けしからぬことじゃ。」

と言われたということである。そのころ繁右衛門は水や火の行や、断食をする荒行をしていられたからであった。これは、その聞きに行かれた娘のかの氏から聞いた話である。(一五七―一五八頁)

「教祖時代の宮の御建築について(八)」(抜)

昭和三十三年一月刊『金光教青年』

二三七 (事九一六)

棟梁はあちらこちらからお金をかりてあるき、その支払いのためには教祖さまは三百両のお金をだされたことがあったと、古川隼人師は話してられる。(五頁)

「教祖時代の宮の御建築について(一一)」(抜)

昭和三十三年六月刊『金光教青年』

二三八 (事九一七)

福山本町教会長の小林義信先生が、

「寄付札を立てならべたのは、北川手(川手与次郎氏宅・今の

神露の酒屋)の酒屋のところであったという話を、聞いたことがある。」

と私に話して下さったことがあります。(五頁)

二三九 (事九一八)

棟梁は、非常にいばっていて、参拝者に寄付を強要した。また、寄付札を立てならべて、教祖が人をして、おぬきとらせになると、またすぐそのあとへ、立てならべたそうである。

この話は、私も、六条院教会の故高橋沢野先生より、おききたことがあります。(五頁)

「聖跡をめぐる」(抜)

昭和三十四年八月刊

二四〇 (事九一九)

大井戸と呼んでいる井戸があります。この井戸は教祖さまのころ古川家と金光家で使っていました。のちに藤井家でも使用するようになりました。明治二十年前後に深く掘り直し、今のようになったのです。(六頁)

二四一 (事九二〇)

下淵の田の向うの川が里見川であります。その川の南の堤番を教祖さまがいられました。バスの駐車場の東に二三軒家のあ

る所から左にずっと川をのぼり、よく見えませんが、森田八右衛門さんのお墓のあるところまでの間を受け持っていられたのです。大雨のとき、堤が切れぬように見まわることなどの外に、堤の上で行き倒れの人ができたりしたとき、世話をする役であります。だから、この堤の上を教祖さまは、なんべんもなんべんも行きかえりされたことでありましょう。(二六頁)

二四二 (事九二二)

遥照山頂の薬師堂は承和十四年といえますから、今から一一〇年余り前に、慈覚大師という方が叡山になぞらえて開創された嚴蓮寺の一部だといわれます。この寺は根本中堂をはじめ、講堂、僧房、院、堂などが山の中に疊をならべ壯観をきわめたというところで、叡山の法燈が絶えても、ここにそれを伝えようと願った、とのいい伝えがあります。

お堂の中には、表(南)に薬師如来が、裏(北)に釈迦如来がきざまれている、二仏一体の仏像が安置されています。新しい鞘堂で昔のものをすっぽりとつんでいますが、その中のお堂は昔のままです。教祖さま時代のおもかげがしのべれます。

教祖さまは、たびたびここへおまいりになっていました。(二八～二九頁)

二四三 (事九二三)

百度石は、教祖さまのお広前に、岡山藩の人がお供えたもの

だと伝えられています。歴代領主祈願所の石は昭和のはじめに作られたものであります。(三一頁)

二四四 (事九二三)

本谷東ひらの墓地から東に道をとり、しばらく行きますと、絵師迫の南に白壁に囲まれた墓地があります。大谷村の庄屋小野家の代々の墓所で、光右衛門、四右衛門、慎一郎(松蔭)など、教祖さまと関係の深い方々の墓がたちならんでいます。

教祖さまは、安政五年(一八五八)光右衛門さんの死後に、毎月一日、十五日、二十八日の三日の神参りの途中、いつもこの墓前にもうでていられました。(四四頁)

二四五 (事九二四)

川手卯平次さんは明治二年生れで、教祖さまをよくしっております。お広前で舟歌を歌い、教祖さまがおよろこびになったというのは、この方のお父さんです。(五四頁)

二四六 (事九二五)

東新座敷は、教祖さまがお取次ぎをされていたころ、家族の方の居間に用いられました。おまいりの人の休憩所ともせられ、いつもお茶がわいていて、ここで昼食をつかう人がありました。藩主や身分のある人の参られたときのために、文久二年の六月には廊下づたいに行ける便所をつくり、そこに畳を敷いたり、刀架

なども用意されたということです。ときには、この家にお泊りになる人もありました。

この家の破風はとりはずして、金光図書館に保管されています。
(六一〜六二頁)

二四七 (事九二六)

この墓地(西平の墓地)の南にあるお宮が、荒神社です。この拝殿は、教祖さまのころには村の集会所となっていました。二十八講とか、夏祈禱とか、何かのことがあると、村の人達がここに集まってきて、いろいろと相談をするのでした。一月二十八日に村の人たちが集ってきてお講をするのを二十八講といっていました。夏祈禱とは六月十三日に悪い病気がはやらぬようにと祈禱をするのをいいます。

二十八講には部落の水番の選挙をしたり、支出したお金の計算をしたり、いろいろと相談をするのでした。水番は村全体を見て水の調節をする、公平無私の人でなければつとまらないのです。我が田へ水を引くような人でなく、我が田が枯れそうでも、村全体のことを考えて水を調節するような人が、これに当たっていました。この役に、教祖さまはいつも選ばれていたということです。このような集りのとき、教祖さまは、他村から養子にきたものだからと、いつも末席にいられました。教祖さまの人柄や実直さに村人たちは上席にすすめるようになりましたが、かたく辞退していられました。しかし、教祖さまが下座では、話がまとまらぬと

人々がいうようになり、みんなにおされて上座にすわられたということでした。(六八〜六九頁)

二四八 (事九二七)

荒神社の地つぎに早馬神社があります。もとは川手家の屋敷の内にあったのが、いつのまにか部落の社となりました。ときにのろいの神として、真夜中にお参りをして、藁人形に五寸釘を打ちこむ人があったということです。

この社の祭日は八月二十九日で、相撲を奉納していました。村の若い者や子供達が集って相撲をとっていました。教祖さまもなされたことではありません。今も行われています。

明治のはじめのころ、この二つの神社のうけもちの神職ということに、教祖さまが名前だけおだしになられたことがあります。
(六九頁)

二四九 (言三九〇五)

文久元年(一八六一)年)教祖さま四十八歳の年のお正月の御神伝によつておたてになったのです。このおうちは四間に二間で土間が四尺であったので、そのころでは四・二(死に)間のうちといい、不吉とされたものでした。附近の人が、

「気の毒なことだ、あとが死にたえてしまうのに」
とうわさしたことを古老の人が伝えていきます。

このおうちのごふしんときは、前るとき嚴重におまもりにな

った日柄や方位のことは全然問題になされず、神さまの仰せのままにおたてになりました。日も何月何日という事なく、外の所で急ぐというところがあればゆくがよしと申されました。また棟上げの時でも、

「棟を祭っても地を治めんと倒（かや）っても仕様があるまいが」

と申されてお広前で棟上げのまつりをされました。（三頁）

二五〇（言三九〇六）

ある年の秋のことです。小作米を計っていた川手さんが、「これは、いつもの約束の量よりたくさんあるようだが」といいますと、それをもって行かれた、教祖さまは、

「はい。今年はたくさんとれました。少ししかとれぬ年には、いつも少くしてもらうのですから、たくさんとれた今年は、よいにもってまいりました」

とお答えになったということであります。（六四頁）

二五一（言三九〇七）

今の神露のところ、川手与次郎という人が酒造を始め、神力となづけました。そのお初穂をお供えすると、教祖さまは、

「此の谷でもご神酒ができるようになった」と大層喜ばれました。（六五頁）

「近藤別荘採訪記」（奉100の1―抜）

昭和二十五年五月十一日・十二日 於近藤別荘 金光真
整記

二五二（事一一五六）

金光大神御覺書

最後に、

「右生神金光大神の御神筆を二代金光宅吉四神乃神御写有之候を明治四十四年十月近藤藤守謹て写申候」

と記入してある様に金光四神様の分を写されたものである。出来るだけ原典に忠実に従われていて、よくこんな写されたものと驚くべきものである。

本文の両脇に朱註あり、右は訓、左は解になっている。守道氏の話によると、これは高橋正雄師の筆との事である。又、上欄に朱筆がある。これは明らかに藤守氏のものである。

更に一か所貼紙して書き入れがあるが、これは守道氏の話によると近藤良助氏のものである。（略）

近藤良助氏貼紙

西六明神様（西六条院村高橋富枝師の事）より承り候処によれば、教祖神が此処にて悲しく相成候と仰せられ候訳は、教祖神が卑しき百姓より身をおこされ、御信仰の結果遂に限りなき御神恩御受遊され候うて、御礼の申上様もなしと、うれし涙を催されたる次第に御座候。こは西六明神様が教祖様のその折の御

有様を拝しての御話に有之候。

又、神様の御悲しみは、教祖様により神様も世に出でられ、又氏子も助かり候えば、教祖様は神よりも氏子よりも恩人と相成る訳に候えば、神様は教祖様をうれしと思召し、その極み、うれし涙を催されたる様に愚考致し候。

按 文字はちがうが藤守師の意見であらう。

「私神様へ御断奉願、金光ねがうな」の上に左の朱書あり。

「此大工御断之事は教祖神より承り候は大工壱か年の作料として壱か年分御渡し相成候様聞候」(一七〜一九頁)

「大橋家・寂光院の年中行事等」(奉274―抜)

寂光院住職よりの聴き書 金光真整記

二五三 (事一一五七)

お手紙

教祖様が金光河内におなりになった年に、教祖から寺にあてた手紙が残っていた。それは当時は此辺の社は全部佐方の神田大和氏が預っていたのであるが、此年教祖が神主の資格を得られたのを期に、早馬神社以下幾つかの社を教祖の預りと変更したものの手紙である。

以後、此問題についてはごたごた言わぬ、と言うのである。何でも神田大和に良くない事があって問題となって、解決に丁度教祖が資格をもたれたので、かわったものである。

猶此の手紙は十数年以前、金光義忠氏に渡してしまつて、今は手元にないとの手である。(九〜一〇頁)

教団史資料 六

—大正元年（一九一二）～大正十五年（一九二六）— (1)

凡 例

- ① 資料の件名は、原則として原本通りの件名を付し、件名のない資料は、解説のうえ、件名を付した。
- ② 「金光教〇〇」等は、すべて、「金光教」を省略し、「大教主管長」は、称号を略し、職責のみ記した。
- ③ 各項目に付した番号は、本所の資料整理の都合上付したもので、∧教団史資料目録 1∨の各項目から順次付した項目番号を示す。
なお本号に掲載の項目名は次のとおりである。

- ⑥ 教規・教則類 ⑥7 議会 ⑥8 本・支部庶務 ⑥9 本・支部人事 ⑦0 本・支部予算・決算 ⑦1 支部々々長会議
- ⑦2 儀式祭典（本部関係） ⑦3 儀式祭典（教会・教区） ⑦4 儀式祭典（皇室関係） ⑦5 教祖三十年祭
- ⑦6 制度調査委員会 ⑦7 教祖四十年祭・同奉賽会 ⑦8 大教会所落成・復興造営 ⑦9 戦時活動
- ④ 最下段の番号欄中、上の数字は年度を示し、下の数字は通知番号を示す。

⑤⑥ 教規・教則類

番号	年月日	件名	発	宛	備考
1	3・6・6	宣教部規定廃止布達	管長 金光大陣	部下一般	三教一号
2	6・3・20	本部事務細則加除布達	〃	〃	六教一号
3	〃・〃・〃	東京及横浜特別布教規程廃止布達	〃	〃	六教二号
4	〃・〃・27	第14・15教区設置布達	〃		教則四〇号
5	〃・9・1	内規・教会所以外講演出張規程			
6	8・12・1	金光中学校職員年功加俸積立規程			
7	9・3・26	宿老規程制定布達	管長 金光家邦	部下一般	九教一号
8	〃・7・15	本部事務規程			
9	〃・〃・〃	本部処務細則			
10	12・	教規・教則			

⑤⑦ 議会

1	1・8・2	稟議・議員半数改選達示の件			
2	〃・〃・〃	議員半数改選布達	管長 金光大陣	部下教師一般	元達一号
3	〃・〃・21	移牒・議員半数改選等通知	部長 中野辰之助	教会長	

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
〃・6・22	〃・〃・2	12・3・1	〃・〃・〃	〃・〃・21	〃・2・19 〃・22	11・1・25	9・2・5	9・1・10	8・3・4	6・12・7	4・7・12	3・〃・7	2・〃・24	〃・12・31	〃・11・19	1・8・30
特選議員任期満了につき本人宛通知指示	第33回定期議会議案	財団監事任期満了につき取計願	第32回定期議会予算委員会々議録	第32回定期議会決算委員会々議録	議会議員名簿	第32回定期議会召集	第30回定期議会議案	定期議会招集布達	補欠選挙実施布達	稟議・議会議員選挙達示の件	移牒・補欠選挙実施告示につき所属教師へ伝達指示	稟議・議会議員補欠選挙達示の件	稟議・定期議会召集達示の件	稟議・議会召集達示の件	稟議・第5教区議員選挙の件	稟議・第5教区議員選挙延期の件
内局		布教興学基本財団 理事長 安部喜三郎				議会書記		副管長 金光播胤	管長 金光大陣		部長 中野辰之助					
	第3・4教区支部々長	議会議長 秋里竹次郎				各議會議員		教会所・教師一般	第3教区内 教師一般		各教会長					
								九達一号	八達五号	六達二二号	四達四号	三達一一号	二達一六号	元達五号	元達四号	元達三号

⑤ 本・支部 庶務

5	〃 〃 〃 〃 〃	本部出張所新築落成報告祭斎員指名につき取 計依頼	教監 佐藤範雄	第4教区支部々々長 岩崎平治良	
4	〃 〃 〃 〃 〃	本部出張所新築落成報告祭斎員指名通知	教監	第2教区支部々々長 吉田新太郎	
3	〃 〃 10 〃 〃	稟議・本部出張所新築落成報告執行につき 通牒の件			元監八号
2	1 ・ 8 ・ 22	議員半数改選及び教祖三十年大祭延期につき 協議会開催通知	第12教区支部々々長 桂松平	芦屋教会長 日吉ツル	
1	1 ・ 8 ・ 7 2 ・ 2 ・ 9	第12教区支部記録			
30	〃 〃 〃 〃 □	財務につき取調方照会	定次郎・秋里竹次郎	議会議長 長谷川雄次郎	
29	〃 〃 〃 〃 16	速記録作成下命願	大美速記事務所 主任近江幸太郎	本部	
28	〃 〃 〃 〃 15	第39回定期議会出席につき到着日時通知	長谷川雄次郎	衣笠数登	
27	〃 〃 〃 〃 12	第39回定期議会欠席届取計依頼	安武松太郎	議会議長 衣笠数登	
26	〃 〃 〃 〃 〃	第39回定期議会召集につき到着日時指示	〃	正副議長	
25	15 ・ 1 ・ 27	第39回定期議会召集につき到着日時指示	議会議長 衣笠数登	各議会議員	
24	14 ・ 9 ・ 14	議会組織達成への貢献につき感謝状	議会議長 長谷川雄次郎	秋里竹次郎	
23	13 ・ 3 ・ 5	第35回定期議会予算委員会々々議録	議会議長 阪井永治	議会議員 西村傳蔵	
22	〃 〃 〃 〃 26	代表委員就任通告	議会議長 阪井永治	議会議員 西村傳蔵	
21	12 ・ 6 ・ 22	議員辞任願に対する解任辞令交付不要指示	議会議長 阪井永治	第11教区支部々々長 片岡幸之進	

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
〃・〃・27	〃・〃・17	7・1・	6・	〃・	〃・5・21	4・1・9・4 4・1・5	〃・	〃・	〃・12・23	〃・3・14	3・2・9	〃・5・5・21 2・8・7	〃・4・22	〃・2・	2・1・12	1・10・22
管長古稀表慶計画書配布依頼	管長古稀表慶につき寄贈金納入期限伺	管長古稀表慶会趣意書	大正六年出勤簿	大正四年度上半期本部年金未納者調	本部祝祭参拝者心得方指示	第12教区支部記録	大正三年度下半期支部年金未納者調	大正三年度下半期本部年金未納者調	議員半数改選、本文部年金納入督促、事務統計表提出日につき通知	移牒・教報発刊及び諸注意の件	教報発刊につき諸注意通知	第12教区支部記録	朝鮮布教管理所移転認可願	第12教区支部記録	定期支部議会開催通知	本部出張所新築落成報告祭斎員指名につき取計依頼
畑 徳三郎					第12教区支部				第12教区支部々々長 桂 松平	部長 中野辰之助	教監 佐藤範雄		朝鮮布教管理者 高橋茂久平		第3教区支部々々長 中野辰之助	教監
斎藤俊三郎					各教会長				教会長	各教会長			管長		各教会長	第12教区支部々々長 桂 松平
											三監二号					

⑤ 本・支部人事

1	2・4・11	一元山布教所設置に関する紛議につき進退伺	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	管長	
36	□・3・17	つき諸注意			
35	14~15・	教監通牒件名目次			
34	9~10・	大正九年・十年出勤簿			
33	〃・8・12	移牒・出版物一部本部宛送付の件	〃	〃	
32	9・1・23	移牒・金光攝胤、管長事務取扱就任につき書類進達先変更の件	部長 中野辰之助	各教会長	
31	8・	大正八年出勤簿			
30	8・3・9	大正八年度支部会開催通知	第3教区支部々々長 中野辰之助	各教会長	
29	〃・	大正七年出勤簿			
28	〃・	管長古稀表慶会収支計算書			
27	〃・6・21	領収証	本条徳四郎	松井達	
26	〃・3・20	額につき通知	畑徳三郎	各教区発起者	
25	〃・2・3	示 管長古稀表慶印刷物誤植訂正方不要につき指	〃	〃	
24	〃・〃・28	管長古稀表慶印刷物誤植訂正方依頼	畑徳三郎	小林鎮	
23	7・1・27	管長古稀表慶計画書配布依頼	畑徳三郎		

6	3・1・24	明治四五年・大正元年度歳入歳出決算報告			
5	〃・3・25	大正二年度第12教区支部予算認可につき通知	管長 金光大陣	第12教区支部々々長 桂 松平	
4	〃・〃・〃	大正二年度歳入歳出予算布達	管長 金光大陣	部下教会所、教師一般	二達一号
3	〃・〃・31	稟議・大正二年度歳入歳出予算達示の件			
2	〃・〃・□	大正二年度予算案説明書			
1	2・1・22	稟議・大正二年度予算案の件			

⑥0 本・支部予算・決算

10	〃・4・27	臨時庶務課長自然解唄の件	部長 中野辰之助	各教会長	
9	〃・〃・17	金光家邦を管長に選定するにつき、親族会を開催したる際に於ける金光国開氏記録			
8	9・3・12	管長就任手続申請	副管長金光攝胤他6名	文部大臣 中橋徳五郎	
7	8・1・14	稟議・重役更迭につき各支部正副部長へ本部出頭の件			
6	7・12・末	佐藤範雄と教監畑徳三郎、佐藤範雄と管長との懇談記録			
5	6・1・20	教監更迭布達	管長 金光大陣	教内一般	六達号外
4	〃・6・17	副部長による支部長の事務代理指示	教監	第12教区支部副部長 吉永甚太郎	
3	5・3・7	副部長辞職願	高阪由治郎	管長 金光大陣	
2	2・4・21	朝鮮布教管理所書記更迭願	朝鮮布教管理者	管長	

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
〃・〃・〃 □	9・2・ □	〃・3・ 16	8・〃・ □	〃・〃・ 22	〃・〃・ 〃	7・〃・ 8	6・〃・ □	〃・〃・ 12	〃・〃・ □	5・1・ 4	〃・9・ 〃	〃・〃・ 15	〃・〃・ □	4・〃・ 12	〃・〃・ □	3・1・ □
大正七年度歳入歳出決算報告	大正九年度予算案	移牒・賦課徴収規則の件	大正六年度歳入歳出決算報告	稟議・予算達示の件	稟議・大正五年度決算報告の件	稟議・大正七年度予算の件	大正六年度予算案	大正三年度歳入歳出決算報告	大正五年度予算案説明書	稟議・大正五年度予算案の件	大正四年度歳入歳出追加更正予算	大正二年度歳入歳出決算報告	大正四年度予算案説明書	稟議・大正四年度予算案調定の件	大正三年度予算案説明書	大正三年度歳入歳出予算案
		部長 中野辰之助									管長 金光大陣					
		各教会長									教会所、教師一般					
		八監五号		七達二号							四達七号					

⑥1 支部々長会議

4	3	2	1	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
〃・〃・□	3・1・12	〃・10・〃	1・8・18	〃・〃・□	13・〃・□	〃・〃・□	〃・〃・□	〃・3・□	12・1・20	11・2・□	〃・〃・□	〃・〃・□	10・〃・□	10・3・□
支部々長会議協議事項案	支部々長会議開催通知	支部々長会議協議事項報告	支部々長会議協議事項案	大正一一年度収支勘定表	大正一一年度予算決済書	大正一〇年度収支勘定表	大正一〇年度予算決済書	大正一二年度予算案	大正一一年度分教会所賦課額並びに献金額一覽表内示	大正一一年度予算案	大正八年度収支勘定表	大正八年度予算決済書	大正八年度歳入歳出決算報告	大正一〇年度歳入歳出予算案
	教監	部長 中野辰之助							教監 畑 徳三郎					
	各教区正副部長	教会長							支部々長					

21	〃・10・7	支部々長会議決議録			
20	〃・7・17	稟議・支部々長会議開催の件			
19	〃・〃・29	教監留任要請につき支部々長会議申合覚書	第1教区支部々長片岡幸之進他13名		
18	〃・4・28	教監留任方請願書	第1教区支部々長片岡幸之進他11名	佐藤範雄	
17	〃・3・12	秘密会出席依頼	山本 豊	中野辰之助	
16	7・1・16	支部々長会議協議事項案			
15	〃・10・11	支部々長会議記録			
14	〃・3・5	支部々長へ訓示要項			
13	6・2・6	本部出頭要請	教監	各支部々長、副部長	
12	〃・〃・〃	部長及び一等教会長会(教報記事)			
11	〃・〃・〃	部長及び一等教会長会記録			
10	〃・〃・〃 13}14	部長及び一等教会長会協議事項案			
9	5・1・3	部長及び一等教会長会開催通知	教監	支部正副部長 一等教会長	
8	〃・10・10	支部々長会議協議事項案			
7	〃・〃・17	支部々長会議協議事項			
6	4・1・8	支部々長会議開催通知	教監	各教区正副部長	
5	3・10・11	支部々長会議協議事項案(教報記事)			

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
〃・11・22	〃・〃・〃	〃・10・8	〃・6・17	〃・4・8	〃・3・29	〃・〃・8	〃・〃・〃	〃・2・7	9・1・20	〃・8・10・11	〃・9・14	〃・7・21	〃・〃・〃	〃・〃・27	8・2・8	8・1・17 10・3・17 19
支部々長会議開催通知	支部々長会議（教報記事）	支部々長会議要項記録	支部々長会議並びに委員会協議事項	支部々長会議決定事項	稟議・支部々長会議開催の件	管長就任に関する進言	支部々長会議記録（教報記事）	支部々長会議記録	稟議・支部々長会議開催につき通牒の件	支部々長会議記録	稟議・支部々長会議開催につき通牒の件	支部々長会議協議事項・決議事項	支部々長会議（教報記事）	支部々長会議決議録	支部々長会議開催通知	畑教監辞任問題を契機とする教団問題に関する支部々長会議活動記録
教監						第1教区支部々長片岡幸之進他13名									教監	
各教区支部正副部長						教監 畑 徳三郎									各正副部長	
九監二一号																

55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
〃・ 〃・ 〃・ 〃・ 〃	〃・ 27 } 7 } 28	〃・ 〃・ 〃・ 10	〃・ 2・ 2・ 6	12・ 1・ 25	〃・ □・ □	〃・ 12・ 18	〃・ 8・ 28	〃・ 20 } 2 } 23	11・ 1・ 25	〃・ 〃・ 11 } 〃 } 12	〃・ 4・ 1	〃・ 3・ 4	〃・ 〃・ 〃・ 〃	〃・ 〃・ 〃・ 20	10・ 1・ 12	9・ 12・ 18
支部々長会議(教報記事)	支部々長会議要項	支部々長会議(教報記事)	稟議・支部々長会議指示事項の件	支部々長会議開催通知	支部々長会議協議事項	支部々長会議協議事項	支部々長会議協議事項	支部々長会議に於ける協議又は指示要項	支部々長会議開催通知	支部々長会議協議事項	支部々長会議開催通知	本部出頭要請	支部々長会議開催(教報記事)	支部々長会議要項記録	支部々長会議開催通知	支部々長会議要項記録
				教監			教監		教監		臨時教監	教監 畑 徳三郎			教監	
				支部長			各教区支部々長		各教区正副部長		各支部々長	第3教区支部 中野部長			各教区支部正副部長	
				一二監一号							一〇監九号				一〇監一号	

72	15 8・8・9	支部々々長会議（教報記事）			
71	〃・10・8	支部々々長会議（教報記事）			
70	〃・9・1	支部々々長会議指示並びに協議事項送付通知	内局	各教区支部々々長	内発二八号
69	〃・〃・〃	支部々々長会議（教報記事）			
68	〃・24・25	支部々々長会議要項記録			
67	〃・8・15	稟議・支部々々長会議開催の件			
66	〃・4・20	支部々々長会議指示要項			
65	〃・3・29	支部々々長会議開催通知	教監	各教区支部々々長	一四監六号
64	〃・〃・〃	支部々々長会議（教報記事）			
63	〃・3・2・4	支部々々長会議協議要項			
62	14・1・□	支部々々長会議開催通知	教監	各教区支部々々長	一四監二号
61	〃・10・8	支部々々長会議（教報記事）			
60	〃・8・21	支部々々長会議協議要項（教報記事）			
59	〃・3・9	支部々々長会議と一三年度布教方針他三点について の指示事項（教報記事）			
58	13・2・22	稟議・支部々々長会議開催の件			
57	12・9・20	支部々々長会議（教報記事）			
56	12・19・20	支部属員会に於ける指示事項			

⑥ 儀式祭典（本部関係）

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
〃・〃・29	〃・〃・15	4・4・1	〃・〃・〃	〃・〃・8	〃・〃・7	〃・〃・〃	〃・12・5	3・10・1	〃・〃・12	〃・12・10	〃・〃・〃	2・4・1	〃・〃・〃	〃・〃・14	1・12・13
年記念式典参列・参拝者数報告方指示	式典執行通知 金光教独立十五年・金光教会創立三十年記念式典執行通知	大祭参列届	移牒・金光四神貫行之君例年祭並びに金光登勢子大明媛三十年祭参列届提出方指示	移牒・金光四神貫行之君例年祭並びに金光登勢子大明媛三十年祭執行通知	祭典列席届提出方指示	指示 金光四神貫行之君例年祭・金光登勢子大明媛三十年祭並びに戦病死者招魂祭参列届提出方指示	金光四神貫行之君例年祭並びに金光登勢子大明媛三十年祭執行通知	参列届	移牒・金光四神貫行之君満二十年祭執行について	稟議・金光四神貫行之君満二十年祭につき通牒の件	大祭参列届	招魂祭参列届	移牒・年始参拝者へ神酒下賜通達方指示	移牒・新年拜賀式見合わせについて	稟議・新年拜賀式見合わせの件につき通牒
部長 中野辰之助	管長 金光大陣	近衛教会長 廣瀬市造	〃	部長 中野辰之助	等12教区支部	礼典課長 八木栄太郎	教監 佐藤範雄	近衛教会長 廣瀬市造	第3教区支部々々長 中野辰之助		〃	近衛教会長 廣瀬市造	〃	部長 中野辰之助	
各教会長	教内一般	礼典課長 八木栄太郎	〃	〃	各教会長	〃	第12教区支部々々長 桂松平	礼典課長 八木栄太郎	各教会長		〃	礼典課長 八木栄太郎	〃	教会長	
四監四号	四達三号			三監一四号				三監一四号						〃	元監一〇号

33	8・2・28	件	稟議・大教会所大祭につき部下一般へ達示の件				八達三号
32	〃・11・24		稟議・金光四神貫行之君二十五年祭執行につき各支部へ通牒の件				七監一〇号
31	7・9・18		注意方指示 移牒・教祖三十五年大祭参拜日割変更につき	〃			七監九号
30	〃・9・12		移牒・教祖三十五年大祭参拜者輸送につき注意方指示	部長 中野辰之助	各教会長		
29	〃・〃・28		教祖三十五年大祭参拜者予定数届	豊岡教会長 井上鍵之助	第1教区支部		
28	〃・8・21		移牒・大祭参拜者数・乗車駅名等報告方指示	〃	〃		
27	〃・〃・17		移牒・大祭日割通知	部長 中野辰之助	各教会長		〃
26	〃・2・7		稟議・大祭日割教区別通牒の件				七監三号
25	7・1・22		稟議・大教会所大祭日につき達示の件				七達一号
24	6・4・1		大祭参列届	近衛教会長 廣瀬市造	礼典課長 八木栄太郎		
23	〃・〃・〃		移牒・教祖大祭延期につき参拜の信者に安堵せしむべき様通知	部長 中野辰之助	各教会長		
22	〃・10・8		稟議・教祖大祭延期につき参拜の信者に安堵せしむべき様各支部長へ通知の件				
21	〃・〃・〃		移牒・教祖大祭延期通知	部長 中野辰之助	各教会長		五監九号
20	〃・9・21		教祖大祭延期通知	管長 金光家邦	部下一般		五達九号
19	5・4・3		大祭参列届	〃	〃		
18	〃・〃・28		記念祝典参列届	近衛教会長 廣瀬市造	礼典課長 八木栄太郎		
17	4・5・21		金光教独立十五年記念式典参列・参拜者数報告方督促	庶務課	第12教区支部々々長 桂 松平		

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	
〃 〃 〃 27	〃 ・ 4 ・ 9	〃 ・ 〃 ・ 〃	9 ・ 2 ・ 20	〃 ・ 〃 ・ 5	〃 ・ 12 ・ 2	〃 ・ 〃 ・ 16	〃 ・ 〃 ・ 7	〃 ・ 〃 ・ 6	〃 ・ 9 ・ 〃 ・ 1	〃 ・ 〃 ・ 〃	〃 ・ 8 ・ 24	〃 ・ 〃 ・ 16	〃 ・ 〃 ・ 6	〃 ・ 〃 ・ 5	〃 ・ 3 ・ 1	8 ・ 2 ・ 28	
長襲職祝賀式挙行通知方指示	移牒・別派独立満二十年記念祝祭に併せて管	稟議・大教会所大祭参拜日割通牒の件	稟議・大教会所大祭につき部下一般へ達示の件	移牒・金光四神貫行之君例年祭執行について	稟議・金光四神貫行之君例年祭執行につき各支部へ通牒の件	移牒・教祖大祭参拜日割通知	移牒・教祖大祭参拝者数教会別届出取纏め方指示	稟議・来る教祖大祭参拝教会別届出につき各支部へ通牒の件	教祖大祭執行日程布達	稟議・教祖大祭参拜日割教区別通牒の件	稟議・教祖大祭につき部下一般へ達示の件	出方督促	移牒・大祭参拝者数及び臨時列車乗車時間届	大祭参列届送付につき注意方指示	稟議・大教会所大祭参拝各教会所別日割並びに参列届の儀につき礼典課より支部へ通牒の件	移牒・大教会所大祭参拜日割通知	稟議・大教会所大祭参拜日割通牒の件
部長 中野辰之助	管長 金光家邦			部長 中野辰之助		〃	部長 中野辰之助		管長 金光大陣			部長 中野辰之助	礼典課長 八木栄太郎		部長 中野辰之助		部長 中野辰之助
各教会長				各教会長		〃	各教会長		部下一般			各教会長	第3教区支部々々長 中野辰之助		各教会長		各教会長
九監五号	九達四号	九監二号	九達三号			八監二〇号			八達二一号	八監二〇号	八達二一号					八監一号	

65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
14・6・16	13・4・11	12・2・22	〃・〃・〃	11・11・25	〃・9・10	〃・〃・8	〃・〃・〃	〃・〃・〃	〃・〃・7	〃・6・6	〃・〃・□	〃・〃・□	〃・〃・17	9・5・13
独立二十五年記念祭調練員辞令	招魂祭手長辞令	教祖大祭参拜日割通知	例年祭参列届提出方指示	移牒・第一世管長三年祭・金光四神貫行之君	移牒・教祖大祭団体列車の交渉方指示	祝典催物につき指示	稟議・教衣着用の儀につき通牒の件	移牒・大教会所祭典時に規定外の旗の不許可について徹底方指示	支部出張所出頭指示	独立満二十年並びに管長襲職祝典式典事務に關する決議事項	獨立満二十年並びに管長襲職祝典委員配置一覽	獨立満二十年並びに管長襲職祝典事務分担心得	獨立満二十年並びに管長襲職祝賀式参列者取調方指示	獨立満二十年並びに管長襲職祝典に關する決議事項
〃	管長 金光家邦	教監 畑 徳三郎	〃	〃	部長 中野辰之助	祝典庶務掛	〃	〃	部長 中野辰之助	〃	〃	〃	教監 畑 徳三郎	〃
〃	野中伊之吉	第3教区支部々々長 中野辰之助	部内教師	〃	各教会長	洲本教会長 松井 達	〃	〃	各教会長	〃	〃	〃	第3教区支部々々長 中野辰之助	〃
		一二監一五号		一一監一五号	九監一七号									

⑥⑧ 儀式祭典（教会・教区）

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
〃・10・10	14・2・16	〃・〃・17	13・9・3	〃・12・□	〃・〃・12	〃・11・7	〃・10・18	6・5・9	1・9・27
恒例祭日変更願	改式について	祭日御届	恒例祭日表	恒例祭日届控	移牒・各教会所恒例祭日調査方指示	各教会所恒例祭日調査方指示	斎主派遣申請に対し許可通知	管長親祭許可通知	諏訪地方有志団参の件につき第4教区支部々長へ通牒の件
洲本教会長 松井 達		古月教会長 野中伊之吉	近衛教会長 廣瀬常次郎		第3教区支部々長 中野辰之助	礼典課長 八木栄太郎	〃	教監 畑 徳三郎	
管長 金光家邦		金光教本部		礼典課長 八木栄太郎	各教会長	各教区支部々長	御野教会長 小林財三郎	湊川教会長 松尾竹蔵	元監六号

⑥④ 儀式祭典（皇室関係）

4	3	2	1
〃・〃・25	〃・〃・24	〃・8・23	1・7・31
移牒・天皇平癒祈念等の状況報告書提出指示	御大喪中の喪章につき照会	稟議・御霊柩奉迎送につき通牒の件	大行天皇遥拝心得
部長 中野辰之助	第12教区支部属員 斎藤俊三郎		教監 佐藤範雄
教会長	庶務課		教会長
元監三号		元指令二号	

21	5・10・14	稟議・立太子礼奉祝祭の件につき通牒				五監一〇号
20	〃・〃・24	昭憲皇太后御大葬遥拝詞				
19	〃・5・19	移牒・昭憲皇太后御大葬遥拝式執行方指示	第3教区支部々々長 中野辰之助	各教会長		三監八号
18	〃・〃・29	喪章佩用につき御伺・同添申	第10教区支部々々長 高橋茂久平	管長 金光大陣		
17	〃・〃・〃	方指示 皇太后崩御につき崩御奏上祭及び遥拝式執行	教監 佐藤範雄	教会長		三監号外
16	〃・4・11	皇太后崩御につき告諭	管長 金光大陣	教内一般		
15	3・3・29	稟議・皇太后陛下御不例につき各教会長へ通牒の件				
14	〃・〃・12	移牒・有栖川宮殿下御葬儀遥拝式執行方指示	部長 中野辰之助			〃
13	〃・〃・〃	稟議・有栖川宮殿下御葬儀遥拝の件				二監一六号
12	〃・〃・11	移牒・明治天皇御一年祭遥拝式執行方指示	部長 中野辰之助	教会長		〃
11	2・7・9	稟議・明治天皇御一年祭遥拝の件				二監一五号
10	〃・〃・7	御霊柩奉迎に関する事項	第3教区支部	教会長		
9	〃・9・4	御大喪中の喪章についての照会に対する回答	庶務課	第12教区支部属員 齋藤俊三郎		
8	〃・〃・〃	移牒・御大葬遥拝式執行方指示	〃	〃		元監四号
7	〃・〃・29	移牒・御霊柩奉迎送につき注意方指示	部長 中野辰之助	教会長		元監二号
6	〃・〃・〃	御大葬遥拝式執行方指示	教監 佐藤範雄	第12教区支部々々長 桂 松平		〃
5	1・8・25	稟議・御大葬遥拝につき通牒の件				元監四号

⑥ 教祖三十年祭

1	1・8・2	三十年大祭用教会旗の照会に対する回答	大祭準備副委員長 近藤藤守	第12教区支部々々長 桂松平	
35	□・9・29	桃山御陵団体参拝者調査報告指示	部長 中野辰之助	教会長	
34	15・11・〃	天皇病氣平癒祈念奉仕指示	教監事務取扱 阪井永治	各教会長	一五監一〇号
33	14・10・30	皇孫降誕祭執行方伝達指示	教監 中野辰之助	各教区支部々々長	一四監一五号
32	〃・〃・〃	皇太子御成婚記念冊子配贈依頼	教監 畑徳三郎	各教会長	一三監一号
31	13・1・15	稟議・皇太子殿下御成婚奉祝祭執行方通牒の件			一三監一号
30	11・7・2	明治天皇十年祭遥拜式執行伝達方指示	教監	各支部々々長	
29	〃・〃・6	回覧・皇太子殿下御成年式挙行につき通牒の件			八監一〇号
28	〃・5・2	稟議・皇太子殿下御成年式日取決定につき各支部へ通牒の件			
27	〃・〃・30	皇太子殿下御成年式への奉祝品差控指示	文部大臣秘書官 栗屋謙	管長 金光大陣	官秘八三号
26	〃・〃・29	皇太子殿下御成年式奉祝祭執行方指示	臨時教監 佐藤範雄		八監七号
25	〃・〃・25	稟議・東宮御成年式延期につき各支部へ通知の件			
24	8・4・8	稟議・皇太子殿下御成年式奉祝祭の儀につき通牒の件			八監七号
23	〃・〃・17	移牒・明治天皇五年祭遥拜式執行方指示	部長 中野辰之助	各教会長	〃
22	6・7・11	稟議・明治天皇御式年祭遥拜の件			六監八号

18	〃 〃 〃 □		教祖三十年大祭参拝議事録	滋賀県連合会			
17	〃 〃 〃 22	移牒・記念絵葉書購入申し込み指示及び提灯調整につき指示	部長 中野辰之助	各教会長			
16	〃 〃 〃 15	〃	近衛教会所副教会長 廣瀬常次郎	〃			
15	〃 〃 〃 13	教祖三十年大祭参列届	近衛教会会長 廣瀬市造	礼典課長 八木栄太郎			
14	〃 〃 〃 〃 12	方指示 方指示 移牒・教祖三十年大祭参拝者数等届け出徹底	〃	〃			
13	〃 〃 〃 〃 4	方指示 方指示 移牒・教祖三十年大祭参列教師等届け出徹底	部長 中野辰之助	各教会長			
12	〃 〃 〃 〃 9 3	稟議・教祖三十年大祭参拝日割につき通牒の件					
11	〃 〃 〃 〃 22	示 移牒・教祖三十年大祭参拝者数取調報告方指示	第3教区委員長 中野辰之助	教会長			
10	〃 〃 〃 〃 8 20	稟議・教祖三十年大祭期日達示の件					二達一号
9	2 ・ 4 ・ 14	教祖三十年大祭準備協議会開催通知	教監	各教区支部正副部長			
8	〃 〃 〃 〃 26	催通知 教祖三十年大祭執行につき祭典作法講習会開催指示	第12教区支部々々長 桂 松平	日吉ツル			
7	〃 〃 〃 〃 12	習会開催指示 移牒・教祖三十年大祭執行につき祭典作法講習会開催指示	部長 中野辰之助	〃			元監九号
6	〃 〃 〃 〃 20	教祖三十年大祭延期通知	第1教区支部々々長 片岡幸之進	各教会長			
5	〃 〃 〃 〃 〃	〃	〃	第12教区支部々々長 桂 松平			〃
4	〃 〃 〃 〃 〃	教祖三十年大祭延期につき準備指示	教監 佐藤範雄				元監一号
3	〃 〃 〃 〃 〃	教祖三十年大祭延期布達	管長 金光大陣	部下一般			元達二号
2	1 ・ 8 ・ 19	稟議・三十年大祭延期の件					

⑥⑥ 制度調査委員会

7	”・” 14” 16	第一回委員会要項筆記録			
6	”・” 12・ 14	第一回委員会における佐藤範雄挨拶			
5	”・” ”・” 30	制度調査委員会開催期日変更通知			
4	”・” 11・ 21	制度調査委員会開催通知			
3	8・” 10・ 10	制度調査委員会副会長選挙記録			
2	8・” 9・” 6・” 21・ 7	制度調査委員会庶務記録			
1	8・” 10・ 7	制度調査委員下命具申書	教監 畑 徳三郎	管長 金光家邦	

26	3・” 1・” 27	教信一致会員中、教祖三十年大祭不参拝者数報告方指示			
25	”・” □・ □	教祖三十年大祭教区委員規定			
24	”・” □・ □	教祖三十年大祭参拝日割府県別表			
23	”・” □・ □	教祖三十年大祭に關し届け出その他の件			
22	”・” ”・” □	教祖三十年大祭特別参拝者氏名一覽			
21	”・” ”・” □	教祖三十年大祭事務規定			
20	2・” 10・ 19	移牒・教祖三十年大祭時の記念スタンプ・繪葉書下付につき希望者募集	部長 中野辰之助	各教会長	
19	2・” 10・ 3	教祖三十年大祭時に管長写真授与につき取扱方指示	教監	教会長	

⑥7 教祖四十年祭・同奉賽会

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
〃 〃 〃 20	〃 12 〃 〃 19	〃 〃 9 〃 11	〃 〃 8 〃 26	〃 〃 6 〃 1	〃 〃 〃 〃 18	〃 〃 〃 〃 15	〃 〃 〃 〃 11	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 24	〃 〃 〃 〃 10	11 〃
金之神社処理問題につき陳情書(写)	第二回委員会記録	奉賽会決算報告	第二回委員会開催通知	教祖四十年祭記念布教講師講習会開催通知	示「金光教と人生」配布につき所要冊数申込指	第一回委員会協議事項	奉賽会収入高調	教祖四十年祭奉賽会委員名簿	第一回委員会開催通知	奉賽会職制、委員会規定発表につき部内伝達指示	奉賽会職制、委員会規定、事務規定
奉賽会委員			〃	奉賽会委員長 畑 徳三郎	内局主事				奉賽会委員長 畑 徳三郎	教監	
奉賽会総裁			奉賽会委員 古川隼人		各教会長				奉賽会委員 古川隼人	各教区支部々長	
										一一監四号	

10	9	8
14 〃 〃 3 〃 〃 8	〃 〃 〃 〃 □	9 〃 〃 4 〃 7 〃 〃 6
管長宛提出方建議書	制度調査委員会の審議促進に関する上申書の	第二回制度調査委員会に於て審議を経たる要項
田金次郎	議員 井上定次郎・寺	

29	〃・□・□	大教会所大祭齋員心得			
28	〃・□・□	教祖四十年大祭委員事務分担			
27	〃・□・□	教祖四十年大祭服務割			
26	〃・□・□	教祖四十年大祭事務規程			
25	〃・□・□	教祖四十年大祭教会所別参拝日割			
24	〃・□・□	教祖四十年大祭輸送確定計画表			
23	〃・□・□	教祖四十年大祭輸送計画表			
22	〃・12・16	回覧・教祖四十年祭々典費収支決算			
21	〃・10・4	手長辞令	大教会長 金光家邦	野中伊之吉	
20	〃・9・20	教祖四十年大祭既定方針に依り執行の件伝達指示	教監 畑 徳三郎	各教区支部々々長	
19	〃・〃・〃	教祖四十年祭参拝者数届	近衛教会長 廣瀬常次郎	第3教区支部々々長 中野辰之助	
18	〃・〃・〃	〃	〃	〃 古川隼人	
17	〃・8・11	常置委員会開催通知	奉賽会委員長 畑 徳三郎	常置委員 高橋正雄	
16	12・2・20	金光桜梅樹園事業、本部・奉賽会に無関係の旨、伝達指示	教務部長 山本 豊	第3教区支部々々長 中野辰之助	
15	11・12・1	教祖四十年祭記念布教講師協議会開催通知	奉賽会委員長 畑 徳三郎	古川隼人	
14	〃・11・29	新墓地についての総裁決裁報告	奉賽会委員長 畑 徳三郎	委員 古川隼人	
13	11・9・23	教祖四十年祭奉賽会有志委員申合、決定事項報告			

⑥8 大教会所落成・復興造営

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
”・”・”・”	”・”・”・12	”・”・”・11	”・”・”・7	”・”・”・4	”・”・”・3	”・”・”・”	”・”・2・2	”・”・”・30	”・”・”・”	”・”・”・11	10・1・10	”・”・12・2	”・”・”・26	9・11・24	4・10・14
新築落成祝祭時の徽章着用につき注意方指示	”	移牒・平服参拝教師に対する注意方指示	移牒・新築落成祝祭参拝時の荷物取扱方指示	新築落成祝祭参拝心得方指示	新築落成祝祭参拝日割一部変更通知	新築落成祝祭参列代表信徒名報告方指示	移牒・新築落成祝祭記念品頒布につき参拝者数報告方指示	新築落成祝祭記念品頒布につき参拝者数報告方指示	新築落成祝祭記念事業献納金募集依頼	”	移牒・新築落成祝祭参拝者用徽章必要個数報告方指示	移牒・大教会所新築落成祝祭への献納につき指示	大教会所新築落成祝祭執行布達	移牒・落成祝典参拝者数報告方指示	献納材木代等につき支部会開催通知
第1教区支部	第1教区支部々々長 片岡幸之進	”	部長 中野辰之助	第1教区支部々々長 片岡幸之進	”	教監	第3教区支部々々長 中野辰之助	教監	”	第1教区支部々々長 片岡幸之進	”	部長 中野辰之助	管長 金光家邦	第3教区支部々々長 中野辰之助	第12教区支部
”	”	”	”	各教会長	第1教区支部々々長	各教区支部々々長	各教会長	各教区支部々々長	”	”	”	各教会長	部下一般	各教会長	各教会所
		一〇監六号			一〇監五号	一〇監四号	”	一〇監三号				九監二四号	九達九号	九監二二号	

32	□・11・1	用材代金支払い報告				
31	□・10・28	用材代金不足につき送金依頼				
30	15・3・8	稟議・大教会所仮神殿落成につき奉斎の儀執行について				一五監四号
29	〃・□・□	「大教会所炎上についての余の自覚」	佐藤範雄			
28	〃・〃・19	大教会所復興に関する答申書	近衛教会長 廣瀬常次郎	第3教区支部副部長 池川朋唯		
27	〃・9・□	指示事項内容追加通知	内局主事 今田周吉	各教区支部々長		内発二七号
26	〃・8・27	稟議・大教会所復興指示事項について				内発二五号
25	〃・6・17	大教会所炎上見舞金送状	大岡清九郎	高橋正雄		
24	〃・5・1	大教会所炎上報告(教報記事)				
23	〃・〃・25	大教会所炎上見舞金受領書	内局	洲本教会所		
22	14・4・16	よりの見舞金献納報告	第10教区支部 白地徳生	宇品教会長		
21	12・9・20	大教会所祖霊殿落成につき教祖四十年祭当日に臨時祭執行通知	教監	各教区支部々長		一二監一三号
20	〃・□・□	「大教会所新築概要」				
19	〃・〃・26	新築落成祝祭調餞員辞令	大教会所	野中伊之吉		
18	〃・〃・18	新築落成祝祭奉納催物採用通知	新築落成祝祭委員長 畑徳三郎	洲本教会長 松井達		
17	10・2・14	新築落成祝祭時の第一世管長への奉告祭及び前日祭執行通知	教監	各教会長		一〇監七号

(89) 戦時活動

16	〃・〃・14	指示	宣教部			
15	〃・〃・8	佐藤一等宣教師巡教につき、各教会所へ伝達指示				
14	〃・〃・6	慰問袋寄贈の問題点報告	畑 徳三郎	本部		
13	〃・〃・2	移牒・国威宣揚祈願祭執行の件伝達指示	部長 中野辰之助	各教会長		
12	〃・10・1	国威宣揚祈願祭参列届	近衛教会長 廣瀬市造	礼典課長 八木栄太郎		
11	〃・〃・30	「天地は吾住家」				
10	〃・〃・〃	「宣戦の大詔講話」趣旨徹底方指示				〃
9	〃・〃・15	慰問袋寄贈督励	教監 佐藤範雄	各支部々々長		三監号外の四
8	〃・〃・〃	稟議・膠州湾出征海陸軍に対する恤兵品寄贈に関する件				
7	〃・〃・14	稟議・慰問袋寄贈に関する件				
6	〃・〃・12	移牒・「宣戦の大詔講話」印制実費通知	第3教区支部	各教会長		
5	〃・9・5	「宣戦の大詔講話」				
4	〃・〃・〃	軍人家族に対する救護・慰籍の諭告	管長 金光大陣	教内一般		三達号外の二
3	〃・〃・29	稟議・軍人家族に対する救護・慰籍の諭告並びに通牒発送の件				
2	〃・〃・〃	宣戦の大詔に関する文部大臣よりの訓令・諭告を体すべき件	教監 佐藤範雄	教師		三監号外の二
1	3・8・26	稟議・各教会所に国威宣揚祈願祭を執行せしむる件				

33	9・1・16	支部へ通牒の件				
32	8・6・29	稟議・平和克復報告祭執行につき、課より各支部へ通牒の件	臨時教監 佐藤範雄			八監一四号
31	4・1・18	世界大戦終息につき各教会所宛、平和克復奉告祭執行指示				
30	〃・□・□	国威宣揚祈願祭祝詞文案				
29	〃・〃・20 〃・〃・27	歓迎日記				
28	〃・〃・20	日独戦役戦病死者招魂祭次第				
27	〃・〃・8	移牒・招魂祭執行につき伝達指示	部長 中野辰之助	各教会長		
26	〃・12・6	時局に対する事業取調書提出督促	第12教区支部			
25	〃・〃・□	時局に関する各種事業取調書				
24	〃・〃・12	移牒・時局に対する事業取調指示	部長 中野辰之助	各教会長		
23	〃・〃・11	時局に対する事業取調書提出日通知	第12教区支部	教会長		
22	〃・〃・8	稟議・青島陥落につき祝電発送の件				
21	〃・〃・〃	青島陥落奉告祭執行指示	教監 佐藤範雄	各教会長		三監一三号
20	〃・〃・〃	稟議・青島陥落奉告祭を各教会所に執行せしむるにつき通牒の件				
19	〃・11・6	稟議・時局に対する事業取調方通牒の件				
18	〃・〃・□	「神訓の稜威」				
17	3・10・15	高橋・八木両宣教師巡教につき、各教会所へ伝達指示	宣教部	第1・10教区支部々長 片岡・高橋		

37	36	35	34
15・8・1	〃・7・31	〃・〃・22	9・1・19
寄金に対する感謝状	回覧・岡山野砲隊負傷軍人慰問報告	平和克復の詔書の趣旨徹底方指示	移牒・平和克復の詔書渙発につき、祭典執行指示
帝国在郷軍人会々長 一戸兵衛	教監	部長 中野辰之助	各教会長
野中猪之吉	各支部々々長	九監一号	

昭和五十九年度研究論文概要

『金光大神覚』とレトリック

五十九年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載したもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をここに掲げる。

早川 公明(所員)

小野家資料目録解説

金光和道(所員)

小野家資料の体系的な目録作成が願われているところから、その目録の素案を作成すると共に、目録に付す小野家資料解説を作成した。その内容は次の通りである。

- (1) 当該資料が教団に寄贈された経緯について
- (2) 整理・保管及び当該資料による研究について
- (3) 小野家について
- (4) 大谷村について
- (5) 当該資料の資料化及び研究論文一覧

『金光大神覚』(以下『覚』と略記)の書かれ方について、「無目的の純粹性をもつ」という性格規定がなされてきているが、その困って来たるところは何か、ということをも、『覚』の文体の側面から捉え、その記述上に伺われる修辭的表現を検討することによって考察した。

第一章では直喩・隱喩・換喩・提喩や諷喩などの転義(比喩)表現について、第二章では対比法・列叙法や反語・逆説、更には連用中止の文体など、比喩以外の修辭について、各々事例をとり出しながら検討し、『覚』記述における修辭的特徴や頻度を探った。右の考察を通して、『覚』の記述が、基本的には突飛な比喩や必要以上の修飾を施さない、所謂、ありのままの単刀直入な表現であることを、まず立証しつつ、しかしながら、(1)そこには対比法と列叙法とが頻繁に用いられていること、(2)記述の多くが諷喩としての読みとりを要請していること、(3)ありのままの表現を可能にすること自体の中に既にしたたかなレトリックの作法が介在していること、などについて論じた。以上のことから、

『覚』の記述は、神もしくは信仰の世界を「諷諭」によってあらわし、世間との差異を「対比」によって示し、対比された両方の世界について、様々な側面からの「列叙」が重ねられることによって、二つの世界がより鮮明にみきわめられるべく表現されているのだということを結論つけた。

金光大神理解研究

汚穢と齋忌に関する教義（試論）

——課題の明確化を目指して——

岩 本 徳 雄（所員）

先の金光大神における食の教義についての研究との関連で、「不浄・汚穢」に関する教義についての考察が、新たな課題となってきたところから、この研究に取り組むことにした。

第一章では、「金光大神御理解集」に見られる汚穢と齋忌に関する理解を、(1)信仰形式にまつわるもの、(2)大地・方位にまつわるもの、(3)産・生理にまつわるもの、(4)死にまつわるもの、(5)病気にまつわるもの、に分類し、それぞれの類型に見られる理解の意味的特徴を把握することに努めた。第二章では、民俗学・歴史

学の研究成果の中から、近世末期の汚穢観念と習俗、その歴史に関する記述を拾い上げて示した。第三章では、民俗学・文化人類学の研究成果の中から、汚穢と齋忌に関する解釈の代表的なものを拾い上げて示した。第四章では、一―三章の内容を踏まえながら、汚穢と齋忌に関する金光大神理解の意味と信仰基盤についての考察を進め、以下のような試論を示した。

「不浄・汚穢」に関する理解に共通してある、神・金神に対する「お断り」や「お頼み」の指示は、当時、動地・造作あるいは不浄行為については、一般に方位・家相や日柄の鑑定とその指示に従うことで、金神の祟り障りをまぬがれようとした人々の姿勢を、逆に金神への「無礼」とする神観に基づいてなされたものではなかったかと考えられる。そして、忌服の不要を説いた理解は、忌服に伴う神と人との関係の遮断が、神・人の本来的に在るべき関係に支障となるとする信仰観に基づいて示されたものと考えられる。

この他、民間信仰に見られる悪神が善神・豊穡神に転化される事例と不浄を嫌う金神が救済神化されることとの関係、汚穢観念と差別や社会秩序との関係などについて仮説的に述べ、今後の研究課題を模索した。

神誠・神訓の構造と背景について

——「金光大神御理解集」「御道案内」

との対比をもとにして——

藤井喜代秀(所員)

今日までの「神誠・神訓」像は、金光大神没後これをめぐって展開された解釈の相によって覆われている。しかし、金光大神自らが媒体となり、その教えが信条化された時点の相と、その後展開された解釈の相とは区別して考える必要がある。そして現在までのところ前者の相に注視し、その相を明らかにする研究が十分になされているとはいえない。

本稿では、右のような問題意識に立ち、「神誠・神訓」作成時点(明治十六年旧十一月七日までに成立する「真道乃日々心得」「信心乃心得」「道教乃大旨」を対象)の実際とその背景を追究する、前年度に引き続き第二次作業として、「神誠・神訓」と「金光大神御理解集」(『教典』所収)、「御道案内」(明治四年作成の初本から「御道略略記」までの対比を通じて、「神誠・神訓」構成上の特徴的諸点の分析を試みる)との対比を通じて、「神誠・神訓」構成上の特徴的諸点の分析を試みる。

その結果、信仰の文字化の際行われる伝承理解の切り取り、位

置付けに関して、「神誠・神訓」と「御道案内」との間に多くの点で伝承構造上の類似点を見出し、「神誠・神訓」と「御道案内」との関連性を新たに浮上せしめた。

本所所蔵資料の概略史

——収集・整理について——

堤 光昭(所員)

本稿では、本所に所蔵されている資料の概要を把握するため、昭和二十九年の本所開設以来、今日までに収集・整理・保管されている研究資料(図書類、既読書関係は除く)について、既にまとまっている資料ごとに、収集・整理の経緯、及び保管状況を明らかにし、年代を追ってとりまとめた。

取り扱った資料は、教祖伝記奉修所資料、学院研究部資料、小野家資料、金光大神関係資料、信心生活記録資料、教統者資料、教義資料、教団史資料、布教史資料等、一九項目にわたる資料について、暫定的に、(一)金光大神関係、(二)教義関係、(三)教団史・布教史関係への分類を行い、①研究資料化の歩み、及び②収集年表に分けて記述した。具体的には、資料の収集・整理の経過、収集

時期、資料形態、点数を明らかにし、関係資料綴、資料目録、資料・索引カードの有無、コンピュータへの入力状況、資料保管場所等について記した。

なお、①分類項目のたて方、②資料と目録の関係、③追加又は新規資料の位置づけ、④資料の二重登録の防止等について、今後さらに検討する必要があることを確認した。

教団統合の原理としての

「生神金光大神」について

——記号としての「生神金光大神」に

焦点をあてて——

西川 太(所員)

本教が、戦後当面してきた課題は、生神金光大神取次を教団のあらゆる活動の面に顕現していくことにあった。昭和二十四年十一月に発足した教制審議会は、このことを教団の在り方の上に実現することをめざし、教規の立案作業に従事した。本稿では、この教制審議会での「生神金光大神」についての考え方に注目し、それがいかなる意味において教団統合の原理となっていたのか

を究明しようとした。その際に、教団史研究の新たな方法論を求めるといふ意味も含めて、教制審議会で語られた「生神金光大神」の記号的側面に注目するという方法を取った。

すなわち、記号学で使用されているデ・コンストラクションという概念を援用して、「教祖広前」「生神金光大神」「手続」という、それぞれの言葉の用いられ方を検討した。そして、生神金光大神が教団統合の原理としての機能を備え、教規の立案が可能になっていったのは、生神金光大神が実体として考えられたことによるといふ仮説を立て、その実体化の問題性を記号的な側面から考察した。

「非盟約」についての一考察

上坂隆雄(所員)

本稿では、「昭和九・十年事件」の歴史的事相及びその意味を明らかにする一作業として、該事件において有志盟約から指弾の対象となった、所謂「非盟約」の教会・教師の動向に着目し、その実態の整理及び彼らが具体的に何を思念して管長罷免要求運動に加わらなかったのかを、追究することに努めた。

その結果、(1)、管長家をして国粹新報事件を惹起せしめるに至った近因として黒白評論事件、遠因として反管長家気運の醸成が考えられること、(2)、小林内局の国粹新報事件への対処方如何によつては、事態を全教的紛擾にまで拡大することなく鎮静化し得たこと、(3)、非盟約者には、(i)教団にとつて管長こそ信仰的・職制的に唯一絶対の神聖なる存在と思念するもの、(ii)管長、大教会所神前奉仕者は、教団にとつて相互に固有な価値を有する相対的に神聖なる存在であると思念するものの二つの立場があること、(4)、非盟約者の多くは、本教信仰の中心を、結果奉仕_{II}取次にあるとしながらも、それは特定な取次者の働きにあるのではなく、取次の場における神の働きにあるとの思念に立脚していたこと、概ね以上の四点を確認し得た。

今後は、「昭和九・十年事件」の歴史的意味を一層多角的に明らかにするために、さらに当時教内最大の全国組織として活動していた金光教青年会の動向に焦点をしばり、これを考察の基軸に据えつつ、有志盟約、非盟約、教団肅正期成会等教内各層の相互関連及び各層の人々の具体的な思念の内実、主張の性格の究明を図ることとする。

「先祖の祭り」について

松 沢 光 明(所員)

明治二年三月十五日、金光大神は「当年より、先祖の祭り、毎年九月九日十日に、身内、親類、此方へまいらせ。」という神伝を受けている。従来この神伝は、明治政府によつて神職家は檀那寺を離れて神葬祭扱いにするよう宗制が改められたことを直接的な契機として下つたとされてきている。しかしながら、それは、単に宗制変革への対応というだけでなく、先祖祭りがこの地方では株内の同族祭祀を意味することに着目するとき、金光大神の家が本家として「身内、親類」の中心的存在に据えられるという積極的な意味合いを有するものではなかつたか。

今年度は、以上のような問題意識のもとに、この神伝によって示された先祖祭りの日がやがて金光大神祭りと呼ばれるようになる過程を明らかにすることによって、この神伝を、後に神から「神の一家」として示される新しい信仰共同体の起点として位置づけることを試みた。しかしながら、本稿では、先祖祭りと金光大神祭りが同一の祭りか否か結論づけるに至らず、九月九日十日の祭りについて語られた神伝(「覚書」「覚帳」を通して四か所)中の言

葉がどう解し得るか、その幾つかの解釈の可能性と問題性を列挙した。

今後、先の試みを進めるにあたり、先祖祭りとは金光大神祭りの関係を問うについては、既に慶応三年には定まっていた金光大神の縁日が先祖祭りの日に選びとられる必然性を、金光大神の先祖認識から考察することが必要となってきた。

金光四神理解研究ノート

——教師・教会・時代状況を

中心とした資料解題——

渡 辺 順 一 (助手)

神道金光教会の教团的性格について、組織者の動向を中心にすえた論究はこれまでもなされてきたが、金光四神(毛吉)が果たした布教上の役割、教团的位階、教祖との信仰的連続性あるいは独自性等については、ほとんど究明されていない。そこで今年度は、特にその教語に注目する中で、金光四神や彼の言葉を奉じて布教に出た者達が、教祖時代とは相違した新たな教团的、信仰的状况との係わりの中で、教祖の信仰をどのように継承し、そして何を課題としてその信仰を歴史化しようとしたのかを問う手掛

りを得るべく、その解題を試みた。

一章では教師の布教姿勢や教えについて、二章では総代(世話係)・教会について、三章では布教や学問・時代状況についての教語を取り上げ、相互に係わらせつつ意味を検討し、それらに共通する傾向を浮上させた。その結果、当時の教師達の、神道教師としての社会的身分や「教祖の遺教」を代弁する職業的専門家としての役割が持つ否定的側面が、比喩的な言葉で指摘され、教会組織から神への、帰属意識の転換が様々な形で促されていること、当時の人間状況を「人世」としてとらえ、その視座から教団内に浸透した知識中心主義的傾向を批判し、教祖の言葉を実践的・經驗的に理解する必要性を説いていたこと、さらには地域全体の救済を視野に入れた全国的規模での独自の布教構想を保持していた可能性があること、等について窺うことができた。

江戸末期から明治にかけての備中大谷村

周辺における医療状況について

青 木 豊 (助手)

『お知らせ世事覚帳』の明治十年以降の記述から、金光大神が晩

年消化器系の病気を患っていたことが窺える。その他、目や口等、病気に関する記事も散見する。金光大神にとって病気とは何であったのか、病気と理解のかかわり、また救済観を究明するためには、病気にかかわる当時の状況・実態を明らかにしておく必要がある。このことから本稿では当時の大谷村の医療状況について以下のとおりまとめた。

(1)、江戸時代の一般状況と大谷村の実態を関わらせながら流行病と飢饉との関連性、また、罹病と祈念・祈祷、禁忌等の習俗との関係性について明らかにした。

(2)、大谷村周辺の医者三十三名について、その生没年、経歴、特記事項などをとりまとめ、あわせて当時の薬代、種痘料についても紹介した。

(3)、明治新政府の医療施策と大谷村の実態、特に大谷村における種痘の定着化の実態（明治十五年前後に定着した）を明らかにした。

なお、「当座帳（小野家資料）にみられる医薬事項集計表」、「大谷村の種痘者集計表」を別表として付した。

「日柄方位の迷信打破」教義考

岡 成 敏 正（助手）

今日、日柄方位の迷信を打破したという教祖像が、本教の通念として定着していると思われる。この教祖像によれば、今日の我々が日柄方位を科学的根拠を持たない無意味な迷信として捉えているのと同様に、教祖もまた日柄方位をそのような迷信として捉えていたということになる。しかし、日柄方位に対する教祖理解には、「お願いお断り」という具体的な信仰実践を行うという条件を付して、日柄方位を見なくてもよいと説く内容のものが窺われ、一概に教祖が日柄方位を単に無意味な迷信として捉えていたとは言い難い。

このような疑問に促されて、本稿は、教義史という側面から「日柄方位の迷信打破」教義の検討を試みた。

まず、概括的に教義史を考察し、日柄方位の迷信を打破したという教祖像が明治四十年前後に積極的に宣布されていたと推論した。次に、その当時の『新光』、『大教新報』及び講演記録等に見られる教説や教義解釈を手懸りに、「迷信打破」教義の具体的な論理内容に検討を加え、その教義が「文明」を視点にして、日

柄方位の禁忌とその金神信仰を迷信として否定しながら、人々を日柄方位の束縛から解放する論理であったという点を浮上させた。この教義は、「文明」を志向する当時の時代状況のなかでは、本教の社会的役割を具体的に指し示すと共に、本教宣布のスローガンとして有効に機能し得たが、「文明」に内在する合理主義の論理がやがては神とその神秘性の否定を本質とするものであると察知し始めた当時の青年信奉者群にとっては、既に教義としての有効性を喪失していた論理でもあったという点を指摘しようと試みた。

戦後和泉・堀尾内局時代の教団の問題

——昭和二十二年教監邸会議における

「懇談の要点」に見られる問題——

橋本美智子(助手)

昭和二十二年十月、堀尾保治教監の辞任願いを契機として、機務顧問会の要請による会議(いわゆる「教監邸会議」)が開かれた。会議では、戦後の教団状況が検討され、その内容は八項目にわたる「懇談の要点」としてまとめられた。この「懇談の要点」は、以後の佐藤一夫内局の方針・施策の基盤となっていくものであった。

このことから本稿では、教監邸会議を、戦後の教団動向におけるひとつの結節点であったと位置づけ、「懇談の要点」に、「今日の本教内外の行詰り」の原因は、「各自の信心透徹せず加うるに多年の内外事情により本教の中心が多元的になって居たところから発して居る」と記されている所を手がかりとして、終戦後の教団が抱えた問題の様相を具体的にとらえようとした。そこから、戦後、国家方針から解き放たれた教団が、独自の方針によって教団の組織的統一を図らねばならなかったこと、そのためには教務教政の意義が確認されなければならなかったことが浮かび上がった。

また、戦後の和泉乙三内局時代の資料集を作成した。

明治二年「教祖御祈念帳」(仮称)

分析の試み

小関照雄(助手)

教祖は、その広前に参ってくる人々に対して、神号或は「一乃弟子」の称号を授けた。そうした神号・一乃弟子授与の営みによって生み出された神号・一乃弟子取得者たちとは、いかなる実態

を持ち、またいかなる存在として位置付けられるものであったの
 だろうか。

本稿では、その問いへ踏み入る手がかりを得る手立てとして、
 新たに教団へ提供された「教祖御祈念帳」（仮称、明治二年～十三年―
 明治六年欠し）の分析を明治二年分に限って試みた。

具体的には、「教祖御祈念帳」のそれぞれの記載が一打ち書き
 でなされていることから、一打ちの数をもって願主の数とし、
 そこから算出した願主の集計（のべ数）とその内に占める神号・

「一乃弟子」取得者、及び「出社」と記されたものの各集計（の
 べ数）を基本集計として示し、併せて神号取得者については、授
 与された神号の種類や、その地域分布状況等もつかがった。

その結果、以下の四点が導き出された。

- (1) 教祖広前における願主数は、年間一五、九六三、一か月の平
 均一、三三〇、一日の平均四五との数値になる。
- (2) 神号・一乃弟子取得者数は、願主の年間総数一五、九六三に
 対して、それぞれ三七九（二・三七％）、四〇二（二・五三％）との数
 値になる。
- (3) 松本與次右衛門（夫婦）他数名については、「神号帳」と「教祖
 御祈念帳」とにおける記載内容上の関連性が認められる。
- (4) 神号取得者の地域分布については、概ね大谷から東に分布が偏
 り、その数では、岡山、庭瀬、玉島の三地区が目立って多い。

今後はさらに、明治二年以降の「教祖御祈念帳」との関連で分
 析を進めていく必要があると考えている。

明治十四年閏七月二十七日及び

八月二日のお知らせについて

竹部 弘（助手）

『覚帳』明治十四年閏七月二十七日と八月二日の金光桜丸の死
 に関する記述をとりあげ、一つのでき事の中に潜む難儀と助かり
 の相という点で、この事蹟の意味を探ると共に、この時期の金光
 大神の信仰の一面を説明すべく考察を及ぼした。

一章・二章では、『覚帳』の記述を基に逐語的な内容把握を試
 み、この事蹟をめぐる、背景となる事実と金光大神の認識・神
 の意思を探ろうとした。先ず七月二十七日の記述からは、「禰掌
 五年」という年月が桜丸の死を経て振り返られた時、氏神賀茂神
 社祠堂となった金光菘雄を中心とする社殿建築運動と神意との懸
 隔が意識され、そこからこの死のもつ意味が「見せしめ」として
 知らされることになること、次に八月二日の記述からは、桜丸の
 死が父菘雄の「身代わり」としてのものであり、その意味が「先」

で明らかにする、と知らされていることを導いた。

三章では、それぞれの記述に示された「見せしめ」と「身代わり」という二つの内容の関係を、金光大神の過去及び将来についての時間の捉え方という観点から追究することを試み、お知らせの内容がもつ時間的性格は事実経過としての時の流れとは異なること、またその性格に着目することによって、神の働き・金光大神の自己確認について窺うことができるのではないか、という推論を加えた。

○

○藤井 潔(所員)

認定された研究題目に基づき、「お知らせ事覚帳」の用語索引作成のため、左記の作業を行った。

記

一、「覚帳」用語索引にとりあげるべき用語の抽出基準決定のための検討作業

二、抽出語句のカード化作業

○岡 千 秋(所員)

昭和五十九年四月以降、左記の業務に従事した。

記

一、『紀要掲載論文資料索引4』の作成

二、教団史資料の整理

三、布教史資料の整理

四、研究報告・発表の目録作成

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、所外からの批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催してきている。今年は昭和五十九年十一月二十八日に、第十六回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二十四号掲載の論文及び研究ノート各二編、すなわち、藤尾節昭「布教史試論(3)——布教・縄張り考——」、岩本徳雄「金光大神における食の教義」、藤井潔「『お知らせ事覚帳』の執筆開始時点に関する考察」、上坂隆雄「『昭和九・十年事件』と佐藤範雄——佐藤範雄『日記』を中心として——」である。以下に検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは和泉正一(白金)、浅野寛(今池)、前田祝一(気多・駒沢大学教授)、牟田満正(四司港)の各氏、所内からは各論文執筆者と福嶋義次、早川公明、佐藤光俊、金光和道(司会)、小関照雄・竹部弘(記録)であった。

藤尾論文

○ 先に筆者は布教ということで「自然布教」「積極布教」という二つの概念を提示してきている。本論文では特に、このうちの

「積極布教」における問題性を提示しているように思われるが、それは、第三の布教ともいうべき新たな布教概念を想定してのことか。筆者は布教史研究の役割について、「われわれ自身の信心を問い直していくこと」と述べているが、さらに教祖本来の信仰に基づく布教とはどのようなものか、との観点から本教史全体に批判・検討を及ぼす研究成果を期待したい。

○ 布教といっても人間の営みである限り、人間臭い生々しき、欲望といったものが介在しており、それが一つの信仰エネルギーへと昇華し、布教を展開させた、との指摘については首肯できる。しかし、そうした現象を筆者は「縄張り争い」あるいは「覇権」との言葉でおさえるに止まっているが、さらにこうした事実の裏にある信仰的な意味合いを見据える必要もあるのではないか。教祖に導かれ布教に従っていった人々にとって、「道開き」を成就していく中で生じた「縄張り争い」「覇権」への志向が何であったのかということまでを問うてほしい。

○ 教団設立当初の布教上の軌轍を正面に据えて論述しているが、その内容は布教者間の信仰上の軌轍というよりも、制度上、教政上の問題だったのではないだろうか。そうであるとするならば、布教史というよりも、むしろ教政史上の問題として捉えた方が、より鮮明に問題性が浮かび上がってくるのではないか。当時の状況を布教史、すなわち信仰の伝播の歴史として捉えるのであるなら、

もっと一人一人の信仰者の内面が描かれる要がある。

岩本論文

○ 金光大神理解にみられる食についての教えを、当時の時代状況との関連において考察し、理解のことはに示された歴史的、民俗的な意味を提示したことは評価できるが、金光大神における食の教義が今日の食生活、食状況に対してどのように展開されるのかという関心からすれば、こうした点への言及が不足している印象を受ける。現代における食糧問題、さらには農業とか水産業の在り方に対して金光大神が語りかけてくるものをもっと前面に打ち出していくことが、今日これからの信仰にとっては、求められねばならない課題であろう。

○ 食に関する理解には、次の二つの側面がある。すなわち、食物は天地の神様が人間のために造り与えたものであって、そうした天地の道理・働きの中で人間が生かされていることが説かれている面、そして、その食物をありがたく頂く心を忘れるなといういわば人間が主体的に信心していくことが説かれている面の二つである。本論文では、前者の天地の道理・働きの面については十分論究がなされているが、今後は、後者の人間の主体性に関わる側面、また、その両者の関わりという点に対する論究が望まれる。

○ 一般に、タブー・禁忌という現象は、その背後に宗教的意味

合いを有してのものであり、タブーの遵守という行為は神の意・心を頂いていくことであると言えるが、金光大神の理解には逆にタブーを否定していく側面が窺われる。その意味では、タブーを壊すこともまた新たな神の意・心を頂くことになると考えられ、タブーを守る、壊すという二つの関係構造が問題となる。つまり金光大神の理解が受け入れられた背景には、それが単に合理的な教えであった、というレベルに止まらない何らかの信仰的な意味の逆転がなされていたのではないか。この点についての踏み込みがさらに求められる。

藤井研究ノート

○ 『覚帳』の執筆開始時点を確認するために、表紙の記述形態、記述量からみた全体的傾向、さらに発語主体・お知らせ内容の時刻からみた文章形態上の変化等、様々な側面から考察がなされており、説得的である。ただし、統計分析による発語主体の傾向の変化を、回想的文章形態から同時進行的文章形態、未来予告的文章形態への変化との相関性をもって論ずる点については、さらに文体論的側面からの精密な考証が求められる。

○ 考察を進める上で一つの鍵として、お知らせ文と地の文という区分がなされているが、ここでいうお知らせとは、いわゆる裁伝、すなわち神の言葉が口をついて出たものと考えるのか、そ

れとも教祖の心中にふと浮かんだ言葉、神の意思として気づかされた教祖の言葉と捉えるのか、をはっきりさせねばならない。前者とすれば、「覚書」と「覚帳」とで同じ日付の同じお知らせが違った記述で表現されているのは、どのように考えられるかという問題も起こってくる。お知らせ文、地の文という区分に注目することは、「覚書」「覚帳」両書の性格や役割の違いが解明されていくことにもなると思われるので、今後、その点について考えを深めてもらいたい。

○ この論文では数量化という方法を取り、信仰を追体験するというような内的な迫り方とは異なった迫り方がなされている。今後は、この方法がもつ課題追求の可能性、金光教学にとっての意味・役割が見極められていかねばならない。

上坂研究ノート

○ 佐藤範雄「日記」を資料に用い、昭和九・十年事件における佐藤の独自の在り方をまとめたものとして評価できる。論文の性格上、教政史・教団史的側面から「日記」の読み取りがなされているが、でき得るならば「日記」を書き始める佐藤の意識、或いは「日記」から窺える信仰面が紹介されることも望みたい。

○ 昭和九・十年事件の渦中に在って、佐藤が管長・大教会所神前奉仕者双方を、神聖なる存在として両立させようとする立場を

堅持していたことが述べられているが、そこに「車の両輪の如し」という姿を理想とする見方が窺われる。しかしながら、この「両輪」の関係構造そのものの不備によって、「両輪」が別々に動いてしまうという事態も起こり得る。そうした教団組織における教規・教則の不備という点や、神道金光教会成立時からの制度上の問題、組織内における「宿老」としての立場にも留意することがいえるのではないか。

○ この事件については、これまで「御家騒動」とか「自覚運動」とかという捉え方がなされてきた。今後、この「日記」によって新しい視点が浮かび上がることが期待される。またさらに、この「日記」の中には、金光教という集団の結束の原理が潜んでいるとも考えられるので、その課題化にも努めてもらいたい。

全体に関わって

○ 教典には理解は網羅されているが、さらに事蹟が明らかにならないと、教祖の全貌には迫り得ないとも言える。そういう意味では、今年度から掲載が始まった「金光大神事蹟集」には、教典の内容理解を助けるものとして、興味深い内容が窺われる。しかしながら、今後どのようにこの資料が活用されていくかを考える時、研究資料としての位置づけや資料選択の仕方等、その扱いには、慎重な配慮を要するであろう。

教学研究會記録要旨

本所では、教学研究全般についての現状を確認し、その内容についての批判・検討を受けるべく、教学研究會を開催してきている。第二十五回教学研究會は、昭和五十九年七月二十日、本部教庁大会議室を会場として「教典刊行、その意義と課題」というテーマのもとに開催した。

一昨年度、並びに昨年度の教学研究會では、「お知らせ事覚帳」研究が新たに要請されてきている現状に鑑み、「覚帳」研究の方法・課題の明確化を願いとして、「『お知らせ事覚帳』研究の可能性を求めて」（昭和五十七年度）、「『お知らせ事覚帳』をどう読むか」（昭和五十八年度）というテーマのもとに開催してきた。

本年度は、教典が刊行されて一年近くを経た今日の教団状況にあって、「覚帳」に限らず、さらに「御書書」、「御理解集」それぞれの内容や性質についての関連追求をも含めた教典全体の内容を対象とし、そこから浮上する諸課題を明らかにすることを願って開催した。

以下に記す要旨は、「教務・教政、教会と教典」（課題発表Ⅰ）、「教学研究と教典」（課題発表Ⅱ）という課題設定のもとに行われた発表、及び討議内容を要約したものである。

なお、出席者は次のとおりであった。

所外——森忠彦（教務部長）、藤井記念雄（布教部長）、井手美知雄

（布教部次長）、川上功績（東京布教センター所長）、竹部教雄

（図書館長）、峰島旭雄（早稲田大学教授、第三十六回総会講師、引

き続いて出席）

所内——本所職員、囑託、研究員

△課題発表Ⅰ 教務・教政、教会と教典▽

○高阪松太郎 教典を読む上で教師として自戒すべきことは、

利用する、或いは頼るという態度で読むことである。仁科松太郎は、「金光大神の姿に目をつけないようにせよ。金光大神の衣服や形におかげはない。金光大神の御霊の働きにおかげがあるのである。」という理解を伝えている。今日では、この「形」は、単に肉体や容貌を意味するだけではなく、教典として活字化された金光大神の言葉も「形」となっている。金光大神の「形」に目をつけるなどいうこの理解の意味は、霊的・精神的な力や働きにおかげがあるということにあらう。そうだとすると、教典の言葉にとらわれ、頼ろうとすることは、金光大神が真に語ろうとした内容を見失うことになりかねない。教典を繙くことの目的は、自分に出会うところにある。すなわち、今日の時代社会を生きている自らの、天地の中での役割・使命が明らかになるために読

まれるべきものである。

教典は、教団・教会・教師と今日の社会・人間ということと密接な関係をもって、初めてその働きを発揮することができる。

「教典」「教団・教会・教師」「今日の社会・人間」——この三者の関係は循環的である。まず第一には、不断に教典の中に分け入り、教典から自分が照らされていくことが必要であり、第二には、だからと言って教典に埋没してしまうのではなく、教師が教会で様々な問題をもった生身の人間に出会うその時に、どこまで人間の問題に関わっていくということが大切である。そして第三には、そのように人間の問題に取組みつつ、再度教典に帰るという態度が要請される。このような三者の循環の過程で、教典の中味がどろどろに溶解されて、その中から金光大神の信仰にとって根本的な、しかも現代的な実践指針となるべき人間生活に対する根本規定の表現が生み出され、それが確信を持って語られなければならない。そして、そのためには、教務・教政においても教会において、教典に即効的なものを求めていく安直かつ性急な態度を慎み、そのような内実が熟す時間をじっと待つことが要る。

○金光一 教典の中の「覚帳」によって、明治九年から十六年までの教祖の信仰内容を窺うことが可能となった。このことは、今日までに形成されてきている教団理念や教義を、相対化するこ

とになるのではあるまいか。教団統合の理念とされている「取次」についても、それが言えるように思う。

教祖没後、金光四神様、三代金光様という流れの中で、「取次」は制度化されてきた。シンボル体系を制度化することによって教団の維持存続を図ってきた意味合いというものが、「取次」の制度化の中味である。その制度化の結果、今日、「取次」は普通名詞として使用されるようになった。ところが教典を見ると、その使われ方は、例えば「取次金光大権現」とか「取次が生神金光大神、教えそむく人はしようもなし」というように、固有名詞として用いられている。その固有名詞としての「取次」を、金光教はカリスマの日常化という形で、普通名詞として使用し、「取次」の制度化を図ってきたわけだが、その制度化は、教祖の信仰の極めて部分的な制度化でしかなかった。

そこで、あらためて固有名詞としての取次を考えてみるならば、この教典というものの位置こそが、まさに、その取次の位置にあたるものとして出現するのではないか。教典に示された様々な「教え」は、取次金光大神の口から伝えられた教えである。これからの教団は、このような意味での教典に基づく形で、信仰生活が進められていく可能性もある。そうすると、普通名詞としての「取次」が相対化されて、固有名詞としての「取次」が我々の前に出、それとの関係で信仰の営みが模索されていくのではないか。

そのような考えに立って、新たな教団論・教会論を構築するためのキーワードとなるべき言葉を、「御覚書」「覚帳」の中から拾い上げてみると、「宮」「社」「広前」という三つの言葉が指摘できる。「宮」の問題は、布教公認化の問題だけではなく、神をいかに地上に表現するかという問題でもあり、その教祖の苦悩が「覚帳」には記されている。また「社」には、教祖だけではなく家族や布教者・世話方たちを含めた宗教的共同体をどのように形成していくのか、という問題が含まれている。最後に「広前」であるが、その言葉からは今日的には、信仰者群が神の前に立っている場、というイメージが浮上するのである。今後、これらの言葉をベースにした新たな教義が生み出され、新しい教団・教会が創造されていくことが望まれる。

○川上功績 教務・教政の立場は、現実の人間の問題との関わりの中で、本教の信仰や救済をいかに具体的に成就するか、その手立てをどのように講ずるか、また、信仰の今日的な意味合いをいかに把握するか、という極めて現実的な立場である。その立場からすれば、以上のような活動の根拠となるべき教典が新たに集大成されたことは、必然的に教団の営みが変わえられていくことを意味し、従って、現実の人間の問題を解決していく道の在り方、本教のイデオロギーを、教典からいかに読み取るかということ

そ、教務・教政が教典に接する中心的な態度だということになる。このような態度で教典に接する時、新教典は果たして本教の教典たり得るか、という問題が浮上する。新教典は教えが教えのままに集められている根本資料であって、本教のイデオロギーが暗示的に示されているにすぎず、教務・教政の立場からすれば、このままの形では力にならない。そこで、教えを再編成して、現実にも働く力を持った、第二の教典とも言うべきものの必要性を感じるのである。

ところで、この再編成の際には、以下の二点について、吟味検討されねばならない。第一は、金光大神の事蹟それ自体がそのまま本教の教義である、という従来の教義観の立場からでは、新教典の内容が捉えられないということである。新教典は、金光大神の事蹟を示すという性格や宗教的自叙伝としての性格だけではなく、神と金光大神と人間という、そうした総体としての金光教の道が伝えられている。その意味で、新教典には、人間の生きる根本問題について深い暗示を与える伝道の書、また、これを証し続けることを人間に命じてくる書、という性格を与えることができる。そのように新教典の性格を考えるならば、従来の教義観では捉えられない教義が、この中に含まれていると察せられるのである。

第二は、新教典が右のように、従来の教義の再検討を促す異質

性を含んだものであるところから、神観・救済観・人間観・死生観・信仰実践観・本教観といった点々について、金光大神の信心の再検討が求められるということである。

○井手美知雄 教典を頂いて思うところが二点ある。第一は、

信仰が革新的であるということである。御理解を読むと、教祖の言葉を受けた人たちは、その言葉によって、現実を抱えている実生活の労苦や社会的制限を乗り越え、さらには社会通念の形で前知識的に付与されている様々な虚構に問いを投げかけて、その虚構に服従することを拒否する意志を得ているように思える。彼らは、教祖に出会い、神から願われた役割・使命を自覚することによって、自らの生の主体的な担い手になることが可能となっているのである。そういう意味での革新性を教典に窺うことができる。今の教団には、生きた神を把握し得ず、人間の現実的な問題状況に向けて何の力も与えられなくなっている信仰の危機的状況がある。教典に見られるこの信仰の革新性は、現在の教団に対して大きな刺激を与えてくると思われる。

第二は、信仰の世界性である。今日の教団は取次論によって構成されているのであるが、教団が同信者集団であるからには、その共同性・連帯性・集団性がどのようなものであるか明示されない限り、一対一の取次の目指すところ、また、取次そのものの意

味も明らかになくなってこない。「覚帳」には、神代を形成するという世界救済の意志や、「生神金光大神社」に示される共同性から窺えるように、意味ある聖なる世界のイメージがある。教団が布教する教団としての展望を描こうとする時に、この世界性を持った神の栄光を様々な営みの中でどう具体的に現わし得るかを問わなければならぬ。先に述べた信仰の危機は、世界性の縮小・空洞化として捉えることができるが、国家や習慣や言語の違いを超えて、地球上のあらゆる時と場に金光大神の神が現わされるような新たな信仰の創造が願われる。もっとも、信仰の世界化とは、単に世界各地に教会ができるということではなく、世界における人間の現実問題に対して信仰が機能する、という意味である。信仰が象牙の塔のように内輪的になるのではなく、世界の現実の問題状況の中に放り出され、しかもその只中でこの道を打ち立てて行こうとする時、そこでの確執によって信仰は世界化されるのだと思われる。

△課題発表Ⅱ 教学研究と教典▽

○藤井喜代秀 敗戦までの教団は、金光大神のところで、民衆救済の原理としての機能を表わしてきた金神が、天照皇大神を頂点とする神々の体系の中へ従属させられるという歴史を経てきた。敗戦後、このような事態は表面的にはなくなったが、未だにその

影響は残されている。このような状況の中で新教典刊行は、救済神金神を改めて我々の手に取り戻す時節の到来を意味するものである。

従来、教団史を佐藤範雄の布教公認化運動との関わりで、金光大神からの「墮落」として見る見方があった。しかし、この見方は、神の時間に視座を置いて布教公認化運動をも「迂り」の時期として捉える金光大神の許容時間を、射程に入れていたとは言えない。「迂り」の歴史によって、我々は信仰を保ってきたと言えるが、それは金光大神の真の願いが実現するまでの待機の時であった。その歴史をどのように整理・清算するか。この課題への取り組みが、教典に拠って金神の復権を求めることに繋がっていくことになる。

○西川 太 制度論的視角から昭和二十九年教規に示された教団論を吟味すると、そこには教祖像と教団体制のイメージが直接的無媒介的に結合され、自らが住まう信仰空間についての理論的認識、ひいては制度論自体が欠落していることが理解される。そのように、信仰や教団を時代社会の中で確認する理論的基盤を持たない現状にあっては、たとえ新教典が世に出たとしても、教祖の信仰世界や新たな教義が位置する場所は容易に得ることができないと言わねばならない。

○藤井 潔 「覚帳」とは何か、を明らかにするテキスト批判の一作業として、「覚帳」の各時点での記述量を測定し、その統計的分析を行っている。この分析から、まず明らかになりつつある点は、「覚帳」の執筆開始時点である。従来それは、慶応三年から明治一、二年とされてきたが、記述量の変化の分析によって、それが裏付けられるように思う。また、「御覚書」執筆との関わりで、記述量に変化が認められ、その点から「御覚書」と「覚帳」との関係について種々明らかにすべき点が出てきている。

○上坂隆雄 昭和九・十年事件史を、佐藤範雄の「日記」の内容から新たに究明してきたのであるが、その立場から「覚書」を読むと、以下の問題点が浮上してくる。「日記」は、全体の十五％が神からの「お知らせ」であり、「お知らせ」は九・十年事件に対する佐藤の在り方と深い関わりがある。この「お知らせ」と「覚帳」の「お知らせ」とを比べると、「お知らせ」のある時間、「お知らせ」のある場合の神や問題に向かう在り方等に共通点が見出される。これらのことから「お知らせ」そのものを研究の俎上にのぼせ、「お知らせ」のもつ構造や信仰上の位置等が解明されていくことが要請される。その他、「日記」との関わりで教典を読むと、「神代」の捉え方が教祖と佐藤では違ふところから、そのことに関わって教祖や直信のところでの対国家権力観も問題

になってくる。

○松沢光明 教祖が構想した信仰共同体の構想とは、どのようなものであったか。教祖の家には「金光」という姓が冠せられ、布教者たちの中には、「向金光」などの呼称に見られるように、「金光」の名が与えられている者がある。また子女の縁談先の家に対しても「三軒同姓と申し、神の分家と思ひ」というように、信仰レベルでの本家——分家関係が想定されている。これらのことから、教祖は信仰共同体を、金光家を本家とする信仰的同族団とも言うべき金光一家、神の一家として捉えていたのではないかと思われる。以上の仮説は、先祖祭祀が金光大神祭りへと展開していったこととの関連で、より明らかにっていくであろうと考えている。

○渡辺順一 布教史研究の立場で「覚帳」を読むと、出社と教祖との関係が課題として浮上する。例えば「手切れ」という言葉で信仰的な意味での関係断絶が示された藤井きよの、に関する記述は、それを執筆する教祖にとってどのような意味を持っていたのか。教祖が自らの布教構想や信仰内実を布教合法化に関わる者達の動きに反映させ得ず、さらには広前に寄進札を掲げる行為をも許容せざるを得なかったことは、教祖の布教が絶対的な規範に立

つものではなく、むしろ生神としての限界性・不完全性を有するものであったことを示している。藤井を断罪する神の言葉は、同時に教祖自身をも問題化する信仰規範からの問いの言葉だったのではあるまいか。

○青木 豊 病氣と関わって金光大神の救済観を明らかにすることは、教義研究を進める上において大切な点である。そのためには、当時の病氣の実態、医学の実態、また、こうすれば治るといような病氣に関わっての習俗・俗信等が、明らかにされる必要がある。このような考察の一環として、まず「御覚書」「覚帳」中の金光大神自身の病状を示す記述を抜き出し、それを以って、数名の医師に金光大神の病状の診断を仰いだ。結果は、晩年は慢性腸炎に罹っていたのではないかと、死因は大腸癌だったのではないかと、ということであった。現在は、大谷村周辺の医療状況を明らかにすべく、当時治療活動をしていた医者や、医療制度について調査を進めている。

○岡成敏正 教典には、日柄方位に関わる記述が数多く見られる。それらの内容から窺うと、今日の日柄方位に対する感じ方は相違して、教祖がそれを金神の神性に関わる信仰の問題として、具体的に問題化していた様子が窺える。しかし、佐藤範雄の教義

化によって打ち出された本教の教祖観は、教祖が明治国家の文明開化路線と同一線上で、日柄方位という迷信を打破したというものである。教典の出現は、今日までの教義史を問題化せしめると同時に、金神を迷信として葬り去った現代の科学思想自体を教祖の信仰によって問い直す契機となる。

△討議▽

以下は、全体討議、パネル討議、総括発表で出された意見の要旨を、内容別に整理して取りまとめたものである。

教典刊行の意義をめぐって

○ 旧教典は、箇条という形で一定の国家目的、布教目的に沿うように編集されたものであった。しかし、新教典はそうではなく、非常に豊富な資料性をもったものとして、我々に与えられている。そのため、この新教典は、結局、各個人が主体的に受け止めなければならぬものであり、その意味で大きな課題性をもったもの、と言うことができる。

○ 旧教典は、信心生活の指針となるべく意図された、実践的性格の強いものであり、その意味で、教法的性格以上に律法的性格の濃いものであった。新教典は逆に、律法的性格よりも教法的性格の強いものである。従って、新教典を土台として、信心生活の

指針となり、教団の結集が可能となる律法的な内容での新たな教義が求められねばならない。それが今後の教団の在り方を決定するものになっていくと思う。

○ 信仰体験というものは、豊富に信奉者の中にあるわけだが、教学ということが不明確なために、宝の持腐れになっているのではないかと思える。その貴重な体験に対して教学作用を加えていくことによって、非常に多彩に教典の味が受け取られ、また、生きたものとして本教の信心に活性化をもたらすことになるという期待が持てる。教学とは何かを明らかにすることが、教典が刊行された本教々団にとっての意義になる。

教典に向かう態度・方法をめぐって

○ 新教典刊行という事態には、次の二つの意味が認められる。第一には、「覚帳」及び、一部発表済みのものを除いた多くの「御理解集」に、信奉者並びに人類が初めて接することができるようになったということ。第二には、「御覚書」「覚帳」「御理解集」を、教団的に教典として認定したということ。教学が教典を問題にしようとする際には、この二つのいずれの意味においても、教典を研究の対象とするのが確認されねばならない。第一の場合においては、教典に示されている信仰の内容が明らかにされていくことが要請されるのであって、この場合には、教典は教義研

究の対象となる。第二の場合においては、教典の教団としての認定という教団史上の出来事が問題になるのであって、この場合には、教典は教団史研究の対象となる。

○ 教典は教団の信仰や教義を知らず知らずのうちに決定して行く性格を持っている。例えば、「日柄方角は見るに及ばず」という教えに関しては、新教典を読んで初めて、「おことわりすれば」「お願いすれば」ということがあってそれが言えるのだと分かった、ということがある。教典を一言一句大切にすると頂き方をすると、このように、教祖が言われた内容と多少違って受取るということがでてくる。新教典を読む場合でも、言葉の背景というものに、十分な眼差しを向けねばならない。そうしなければ、先程の例のように、言葉が独り歩き始めた時にチェックする力になり得ない。

○ 「御覚書」「覚帳」を、これまでの研究過程においては、歴史資料として、また、教祖の信仰世界の表明の書として見てきた。しかし、前者の場合には、それが単なる一つの歴史資料かどうか、後者の場合には、知らず知らずの間に自分の方へ引き寄せる読み方になってはいないか、ということが問題になった。そこで現在は、それらがエクリチュールとして与えられてきている言語テキストであることに注目し、それ自体が完結したひとつの作品世界であると捉え、その構造や送り手からのメッセージの分析を進め

ている。このような分析を手がけてみて思われることは、「御覚書」「覚帳」における信仰や神の表現は、日本語という言語の体系・構造から種々の制約を受けているということである。従って、このことを無視して、ただ一概に普遍性を求め、信仰世界を読み取っていく態度は、慎まねばならないと考えている。

○ 教務・教政の立場から教典に向かう場合に、イデオロギー的な内容の把握が主眼となることは頷ける。しかし、教学としては、あえて、神観や救済観といった、信仰にとって中心的な「観」を求めることを出発点にしない、という慎重な態度を取らざるを得ないのではあるまいか。我々は従来からの様々な「観」に染まっているので、従来の「観」が問題にしてきたような教祖の信仰の中核的な問題を課題の対象に据えようと、従来の「観」に引摺られた解釈に陥る危険性もあるからである。それゆえに、従来の「観」が問題にしてこなかったような対象を課題化するという、ある意味では迂遠な方法が取られてもよいのではないか。

○ 「御覚書」の事蹟解釈を積み重ね、「生神金光大神」、「天地金乃神」、「実意丁寧神信心」、「氏子あつての神神あつての氏子あいよかけよで立ちゆく」といったものの関連を考えながら、「御覚書」をトータルに見て感じられることは、明治十年前後の「覚帳」の本身は、「御覚書」を書くことにおいて見えてきた信仰世界、そこに基づく信仰実践の記録ではないか、ということ

ある。そうすると、「覚帳」と「御覚書」を比較するというような見方だけでは、どこまで見えるものが見えてくるだろうか、というようなことが問題になる。

新教典刊行に伴う教義的問題をめぐって

○ 新教典が刊行されたあとも、金光大神の事蹟がそのまま教義であるという考え方は、依然として正しいと言わねばならない。教祖の行為は、内面的・全体的な価値をもって儀礼化されるのであり、その儀礼と教典・教義は深い関係をもっているからである。

○ 「覚帳」には、数多くの神名が登場する。それらの神名の背景にあるのは、金神信仰であると考えられる。その意味で、教祖の神観を明らかにしていくについては、金神信仰に関わって、岡山県の地方史や民俗、瀬戸内海周辺の山岳信仰を調査・研究していくことも必要である。

○ 新教典の出現によって取次が相対化されるのではないかという問題は、教団の内部にずっと潜在していた問題であり、新教典が出されることは、それが顕在化する大きな契機になるだろうと思われる。しかし、それは単に理論的なレベルで問われるべきものではなく、より信仰的・生命的な問題として考えられねばならない。取次の実際の御用の場で、相対的なこととして信奉者に向かえるであろうか。一旦教団や教祖を背中に負って外の難儀に向

かった時には、絶対的な何かを持って行為せしめられるものであり、その我を忘れてというところが相対を超えさせていく。

○ 「取次」を結界取次論などに限って考えるならば、それが教祖の多面的内容の一部分を教義化したものであるということもできようが、だからといって、新教典が直ちに取次を相対化するということにはならないように思う。神は金光大神の口と姿を借りて難儀な氏子の救済に出現されたわけで、金光大神が取次者としての働きをするということは、本教の中心的事実である。新教典の刊行を契機として、取次は、本教の基底的なものとして、むしろ絶対化される必要があるのではないか。

○ 以上、発表・討議についての要旨を記した。最後に今回の研究会の意義を明確にし、また、今後に残された課題を整理するために、本会全体を通じての成果と言えるべき点を記し、まとめたい。

教務・教政、教会の立場からなされた課題発表Ⅰに共通して窺い得たのは、それぞれがその立場上担わされている課題を追求していく上で、教典の中いかにその追求の指針となり、根拠となるものを読み取り得るか、という問題意識であった。そして、この問題意識から、教典に接する姿勢が問われ、従来の教義観や教義内容、教団論や教会論に対する疑問が提起され、また、それら

に関して、新教典の内容から窺える新たな考えが提示された。

一方、教学研究の立場からの課題発表Ⅱは、従来、若手の研究者による発言の機会が少なかったという反省をも踏まえて、新たに試みたことであり、その大半は、所内の助手が各自進めている実際の研究との関連でなされている。そのため、内容は多岐に互るが、それぞれに、新教典から新たな課題の設定を要請されたり、従来の課題や方法の再考を促されたり、或いは、教典刊行という教内動向との新たな緊張保持の姿勢の確認を迫られたりしている今日の研究状況が窺い得た。

次に全体討議・パネル討議では、①救済の原理であり、また教団統合の原理とも言つべき「取次」が、今後新教典との関わりでどう押さえ直され得るのか、②刊行直後の現在、教典にどのような態度・姿勢で向かうべきであるかという二点に論議の重点が置かれた。①については、従来の取次論に対する疑義の提示——結果取次観を相対化し、取次金光大神に基づいた「教え」を再認識すべし——に對して、討議が重ねられ、先に要約を記したような、実際の取次に従う立場からの意見、教祖認識との関連からの意見等、本教「取次」に関して、以後踏まえられねばならないいくつかの問題点が提出され、それによって研究上にも、従来の取次論の問題点をさらに歴史的に検討すべき要が確認された。

②については、本会全体を通じて終始、問われた事柄であるが、

教務・教政、教会と教学研究との立場上に幾分の相違があることを改めて認識させられた。前者の立場からは、右に記したように教典に活動の指針を求めることを基本に据える以上、教典の内容のその時々における思想化は止むを得ない、むしろ敢えてそう努めるべきだという意見が強く聴かれた。それに対して、研究者の立場から、教務・教政の側でなされる思想化の基盤それ自体をも問うことこそ、むしろ課題の出発点に据えられるべきであって、研究的には教典のひとつひとつの言葉にこだわり、疑問を投げかけて問題にし続けていくのだ、という意見の出されたことが、それを端的に示していると言えるであろう。

右の二つの論点は、一つは教義形成上の中核的な問題であり、もう一つは、教典の性格規定、あるいは各人の教学姿勢にも関わっていく重要な問題であり、本所の立場からしても、研究を進めていく上でこれらは無視するわけにはいかない根本的な問題に繋がっている。それだけに、このたびの教典刊行によって、教学そのものの意義が問い返されている今日の状況の迫りを真剣に受けとめ、ここから一層の研究を進める必要があることを強く感じさせられる。

彙報

—昭和五九・一・一—昭和六〇・三・三一—

昭和五十九年度の業務概要	二二一頁
研究題目の認定	二二二頁
研究講座	二二二頁
資料の収集・整理	二二五頁
研究発表会	二二八頁
教学研究所総会	二二八頁
教学研究会	二二九頁
『教学叢書』の編集	二二九頁
教学に関する懇談会	二二九頁
教団史に関する懇談会	二三〇頁
各種会合への出席	二三〇頁
研究生	二三一頁
評議員	二三一頁
嘱託・研究員	二二三頁
人事異動	二二三頁
学院生の研修・その他	二三四頁

昭和五十九年度の業務概要

本所は、本教研究機関としての諸般の業務の円滑な遂行を願って、昭和五十七年度から、新たに研究講座体制をしき、併せて所員の研究題目認定を実施し、爾来、共同研究の態勢を整え、研究活動の拡充を図ってきている。

五十九年度は、新教典として刊行された本教根本典籍についての基礎的研究への取り組みの重要性を確認して、そのことを十全になし得るために、研究講座における研究活動の一層の充実を期すると共に、新教典の内容理解に資するための基礎的資料の作成に着手した。

この他、五十九年度は、本所設立三十周年を記念して、元本所職員ら関係者を中心に、早稲田大学教授峰島旭雄氏を講師に招いて、第三十六回総会を開催した。また、この記念総会に引き続き、「教典刊行、その意義と課題」をテーマに、第二十五回教学研究会を開催し、新教典と教学の課題をめぐる研究発表・討議を行った。

なお、新教典の刊行に伴う、全教からの出講要請については、根本典籍の基礎的解明とその成果の蓄積に専念すべき段階にあるとの現状把握から、諸般の状況を考慮の上必要な場合、所長がその職責において出講することを原則に、そのことに応じた。

研究題目の認定

四月十四日、十名の所員による以下の研究題目が認定された。

。神道金光教会時代に布教を開始した先覚諸師について

藤尾 節昭

。金光大神事跡の資料化

—小野家資料をもとに—

金光 和道

。「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」のテキスト研究

早川 公明

。「立教神伝」解釈の教団論的展開について

—高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開四—

佐藤 光俊

。金光大神理解研究

—性に關する教義—

岩本 徳雄

。教典の成立に伴う伝承上の諸問題とその意味についての研究

—「神誡」「神訓」を素材に—

藤井喜代秀

。本所資料についての概論作成

—本所資料の入手経緯並びにその性格について—

堤 光昭

。昭和二十九年教規に見られる教団体制について

—教団統合の原理としての「取次」—

西川 太

。金光大神にとって「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」を
書くことの意味について

藤井 潔

。「昭和九・十年事件」における教内各層の動向について

上坂 隆雄

次いで十一月十二日、二名の新任所員による以下の研究題目が
追加認定された。

。「先祖の祭り」について

—明治二年三月十五日の神伝解釈—

松沢 光明

。歴代内局別資料集の作成

岡 千秋

研究講座

五十九年三月中旬から下旬にかけ、五十八年度に実施された研
究講座について、各講座ごとに反省会をもった。

四月二十五日をもって、本年度（五十九年度）の研究講座を発売
せしめ、以下の通り実施した。

一、第I講座

(1) 教学論総論——担当者、所長・部長・嘱託

(イ) 嘱託による次の講義を実施した。

。「近年の社会学会の動向について」山崎達彦（59・10・15）
(ロ) 執務要領（改訂版）についての説明会を一回実施した。（59・

11・16)

イ) 嘱託竹部教雄の講演記録「教祖ご生誕百七十年に思う―金光大神御覚書と本教教学―」（『金光教報』昭和59年12月号所載）について、検討会を一回実施した。（59・12・14）

ロ) 研究生を対象に、本所の機構や活動内容に関する講義、教学研究についての所長との懇談を、各一回実施した。

(2) 教学論各論

イ) 原典講読1―担当者、藤井潔

『お知らせ事覚帳』複写本をテキストとして、通読を主とした講読会を八回実施した。

ロ) 原典講読2―担当者、岡成

「金光大神御理解集」をテキストとして、通読を主とした講読会を七回実施した。

イ) 資料解読―担当者、金光

毛筆によるくずし字の解読や資料調査方法の基本的作法を習得するため、小野家資料、教祖御祈念帳の解読、写真撮影や拓本作りの実習を六回実施した。うち一回は所外実習として柚木家の墓地調査を行った。

ロ) 金光大神関係資料講読―担当者、松沢

「奉修所資料」をテキストとして、講読会を一六回実施した。

(3) 文献講読

イ) 坂本ゼミ―担当者、西川・坂本（嘱託）

マルク・ブロック著「歴史のための弁明」、広田昌希・坂本忠次編「日本民衆の歴史・地域編① 神と大地のはざま―岡山の人びと―」、および橋川文三著「近代日本政治思想の諸相」をテキストとし、坂本嘱託を招いての講読会を三回、自主ゼミを一回実施した。なお、第二回の講読会は、広田昌希氏（岡山大学文学部教授）を講師として迎え、岡山大学坂本研究室にて行った。

ロ) 哲学文献講読―担当者、渡辺

フッサール著『現象学の理念』、ニーチェ著『道徳の系譜』をテキストとして、助手相互の討議を主とした講読会を、七回実施した。

イ) 原書ゼミ―担当者、岡成

『Seeds of Destruction』をテキストとして、講読会を五回実施した。

二、第II講座

(1) 原典ゼミ―担当者、金光

『金光大神覚』に関する従来の研究成果を整理し、関係資料の確認作業を行うとともに、討議を通して新たな問題点の発掘研究を行っていく、との趣旨のもとに七回実施した。その

内容を収録し、漸次文字化をとりすすめている。なお、嘱託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

(2) 原典ゼミ2——担当者、早川

新教典注釈書編纂事業の一環として、五十九年度から本講座において「お知らせ事覚帳」の現代語訳を進めることとなった。一三回実施し、第一七章一三節までの現代語訳、及び注釈箇所抽出を行った。

(3) 教団史資料ゼミ——担当者、佐藤

「第五回教団史に関する懇談会」の事前準備のための資料講読・討議を中心に一二回行った。また、前年度に引き続き、教団史資料中の戦後期分、および明治期分の分類・整理作業を七回行った。

三、第Ⅲ講座（釈義部門）

(1) 金光講座

研究題目に基づき、小野家資料の目録作成を進めた。

(2) 早川講座

研究題目を追究すると共に、助手松沢光明・竹部弘の研究課題の明確化をはかるべく、計七回開設した。

(3) 岩本講座

研究題目を追究すると共に、助手岡成敏正の研究課題の明確化をはかるべく、計四回開設した。

(4) 藤井潔講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

(5) 松沢講座

研究題目を追究すべく、関係資料の講読を進めた。

四、第Ⅳ講座（歴史部門）

(1) 藤尾講座

研究題目を追究すべく、二回開設した。

(2) 佐藤講座

研究題目を追究すると共に、助手渡辺順一の研究課題の明確化をはかるべく、計五回開設した。

(3) 藤井喜講座

研究題目を追究すると共に、助手小関照雄の研究課題の明確化をはかるべく、計五回開設した。

(4) 西川講座

研究題目を追究すると共に、助手橋本美智子の研究課題の明確化をはかるべく、計五回開設した。

(5) 上坂講座

研究題目を追究すべく、関係資料の整理・講読を進めた。

五、第Ⅴ講座（資料部門）

(1) 堤講座

研究題目を追究すべく、五回開設した。

(2) 岡講座

研究題目を追究すべく、関係資料の整理・講読を進めた。

資料の収集・整理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

- (1) 白神新一郎(三代)・信太郎両師資料の調査・収集(59・2・3
〜4)四名 金光町
 - (2) 教制審査委員会資料及び教制審議準備調査会資料の収集(59
・3・26)二名 本部教庁
 - (3) 治郎丸憲三氏からの陰陽道・暦法関係の書籍(八点)の寄託
(59・4・10)
 - (4) マイクロ・システムの調査・見学(59・5・23)三名 岡山市
・岡山大学図書館、山陽放送サービス株式会社
 - (5) 魚住半次郎「天地教」資料調査・収集(59・6・7)二名 近
畿布教史編集室
 - (6) 林悦子氏に関する、岩本貞雄、森本信之、守屋吉寿、西田昇
氏からの聴取調査(59・6・21)五名 本所
 - (7) 民間習俗に関する、香西文平氏からの聴取調査(59・6・30)
三名 倉敷市
 - (8) 川手義博氏所蔵「宗門御改寺請名歳帳」の収集(59・8・14)
 - (9) 高野山龍泉院過去帳調査(59・9・7)二名 和歌山県伊都郡
総務部長からの「教祖御祈念帳」(写真版)(明治二年〜同九年)
の提供(59・9・29、10・30、12・4、60・1・22、1・31、3・9)
 - (10) 森信重俊氏からの『金光教教典』関係資料(大倉タカ氏に関する
もの)の収集(59・11・13)
 - (11) 民間陰陽道に関する、長谷川明、児玉正治、村沢ちかよ、上
田仁治氏からの聴取調査(59・12・7〜8)六名 新見市
 - (12) 上田好子氏からの「金光教祖伝絵巻」(一点)の寄贈(60・1・
7)
 - (13) 松村真治氏からの戦前教内誌(二六六点)の寄贈(60・1・10、1
・18)
 - (14) 安部祝寿氏からの屋守の安部家に伝わるひょうたん(写真五葉
の寄贈(60・3・3))
 - (15) 原銀一氏からの聴取調査(60・3・6)三名 阿知教会
 - (16) 国枝家からの国枝三五郎氏資料(写真八葉等)の寄贈(60・3・28)
- 二、資料管理
- (1) 資料の管理・運用
 - (イ) 諸資料の効果的な処理・検索をはかるため、次の資料をコ
ンピュータに入力した。
 - ・布教史関係資料(九州教区) 三三三三三

。神徳書院資料 一、三二〇点

。高橋正雄師資料(自録Ⅱ) 一、六七六點

なお、昭和五十九年九月、資料検索をより円滑にするため、漢字処理が可能な新機種を導入した。

(ロ)資料の所在指定

本所保管資料について、「資料保管基準」を設け、それに基づき資料の所在指定を行った。

(イ)資料の移管

本所保管資料中、次の資料を金光図書館へ移管した。

- 。録音テープ(五四点)、農具類(九一点)、木札・絵馬類(五三點)、『明治前期産業発達史資料』(三三三點)、『中外日報』(一七七點)

(二)所外への資料(図書)の貸与

資料の貸与(複写・撮影)については、(a)当該資料は、申請書記載の目的・理由以外で使用しない (b)資料を公開、または発表するときは、事前に公開計画書または原稿をもって、当所の承諾を得る (c)発表されたものについては、当該資料所載誌またはその抜刷を、当所に提供する (d)申請の目的外に使用しようとするときは、改めて当所の許可を得る、の条件を付して、それぞれ左記資料の貸与を許可した。

。小野家資料中、「小野四右衛門日記」等、四〇点のマイクログ撮影(59・3・13) 総社市長本行節夫

。小野家資料中、「万貫帳」(文化二年〜明治十三年)の写真撮影(59・9・10) 岡山大学助教授上原兼吉

。『新宗教創始者伝・金光教』(講談社刊)掲載資料(写真、八点)の貸与(59・9・11) 総務部長山根清志

。教典編纂史関係資料(二二二点)を金光大神大祭(「教典とその沿革」)及び大祭(「金光教教典の構成と沿革」)展示のため貸与(59・9・20、60・3・26) 金光図書館

。小野家資料中、「永代御用記」(文化二年〜安政四年)の複写(59・10・19) 山縣二雄

。奉修所資料中、「御神号帳並一乃弟子改帳」の複写(60・2・13) 竹内長次

。第十回教学研究会における柳川啓一氏の講演記録の貸与(60・2・15) 東京布教センター

(2)資料の複写

(イ)典籍編修室資料 五三三點

(ロ)小野家資料 六三三點

(ハ)所長会議記録 一四二點

(ニ)布教史資料(日高川、田辺、高宮、篠原、草津、八日市、和歌浦、直川、山崎教会) 一七六點

(外)大阪教会資料五〇点

(内)教制審議会関係資料 二七点

(ト)教内図書・新聞類〔「大教新報」「金光教週報」「金光教徒」〕
二点

(イ)教祖御祈念帳(明治二年〜同九年)

(ウ)その他

(3)資料の整理

(イ)金光大神関係資料

。新たに追加された資料一七点をカード化し、撮影した写真を整理し、資料目録を作成した。

(ロ)小野家資料

。文書の補修は、明治五年の書簡等約三〇〇点を専門家に依頼し、裏打ちを行った。

。文書の複写本作成は、本年度から開始することとし、村政関係(御用帳等)六三点について、各一部ずつ複写・製本した。

(ハ)教団史関係資料

。大正期資料、昭和期戦後分資料の整理・分類及び目録作成を行った。

。布教史資料の項目別分類・整理及び目録化作業を行った。

(ニ)典籍編修委員会資料

。典籍編修委員会資料を製本し、その目録作成を行った。

(外)教団書庫資料

。本所保管資料中、昭和五十八年に教団書庫へ移管した資料につき、各資料項目ごとに分類・整理し、目録作成を行った。

(ハ)写真・ネガ

。教団史資料及び布教史資料の写真・ネガ並びに金光大神に関する資料のネガの整理を行った。

(4)図書の整理・保管

破損図書の複写・補修、所在不明図書の確認、及び新たな収書分の整理・保管を行った。

(5)雑誌の整理

雑誌の存廃基準に基づき、雑誌処分目録を作成の上、昭和五十七年のものについて処分した。

三、資料編集

(1)「△資料▽金光大神事蹟集」の発表

「△資料▽金光大神事蹟集(一)」を紀要二四号に掲載した。

(2)紀要掲載論文資料索引の作成

教団史関係論文に使用された資料の索引(「紀要掲載論文資料索引 目」)を作成した。

研究発表会

総 会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究が充実し促進することを願って、以下の通りに実施した。

○「実意」について

岡成 敏正 59・5・31

○「先祖の祭り」の事蹟解釈を目指して

松沢 光明 59・7・9

○漂泊する金神布教者の系譜

渡辺 順一 59・7・9

○神号付与の意味を考えるにあたって

小関 照雄 59・10・24

○神楽の祭文と祈念詞にみる災厄の来処について

竹部 弘 59・10・26

○「先祖の祭り」の事蹟解釈を目指して(その2)

松沢 光明 59・10・30

○「戦後」への視点についての一考察——日高六郎著『戦後思想と歴史の体験』の解題から——

橋本美智子 59・10・31

第三十六回総会を、昭和五十九年七月十九日、本部広前祭場北二階において開催した。出席者は、本部機関関係者、本所元職員・元評議員、本所嘱託・研究員・評議員、および本所職員の八十九名であった。

今回は、本所が設立三十周年を迎えたことを記念するとともに、教典公刊以後の教内外の状況にあって、教典が持つ信仰上の意味を問い求め、その内容がもたらす教義上、信仰上の諸問題について、教学研究の立場からの課題を明らかにすることを願いとして開催した。

午前中、まず福嶋義次所長、大久保義隆教監から挨拶があり、続いて前回総会から今日までの人事及び研究に関する経過報告を行った。次に、福嶋所長が、「『新教典』と本所の課題」と題し、本所が研究・運営の両面において主体性を模索しながら、時々々の教団状況の中で負い持ってきた責務の内容について、三十年の歩みをたどっての基調講演を行った。講演では、『金光教典』の公刊によりもたらされる、教義的課題及び研究・運営上の課題にふれて、本教信仰の営みにとっての教典の意味を問い求めること、教学研究による教典モニター編纂などが今後の本所に課せられているとの指摘があった。

午後からは、「聖典の意味を問う」と題し、早稲田大学教授峰島旭雄氏を講師に迎えて記念講演を行った。講演では、比較宗教哲学的立場に立って、仏典や聖書の場合を事例にし、かつ、本教の新教典の内容をも引用しながら、聖典の成立に伴って浮上する信仰上の諸問題が提起された。記念講演の後、峰島氏を囲む懇談会が持たれ、講演内容を中心に、宗教・教団・信仰にとって聖典が持つ意味、本教教典の特質などについて懇談をした。

閉会式の後、本部教庁ホールにて懇親会を開いた。
なお、峰島氏の記念講演、福嶋所長の基調講演の詳細な内容については、それぞれ『金光教報』昭和59年10月号、教学研究所通信『聖ヶ丘』第4号に掲載した。

教学研究会

第二十五回教学研究会(59・7・20)

日程

- (1) 発表Ⅰ 高阪松太郎、金光寿一、川上功績、井手美知雄
- (2) 全体討議
- (3) 発表Ⅱ 藤井喜代秀、西川太、藤井潔、上坂隆雄、松沢光明、
渡辺順一、青木豊、岡成敏正
- (4) パネル討議

- パネラー 坂本忠次、山崎達彦、早川公明、佐藤光俊、岩本徳雄、金光和道
- (5) 総括発表 竹部教雄

『教学叢書』の編集

本叢書は、紀要論文以外の形で教学の営みの内容を発表し、積極的に教内外の批判、指教を受けることを願いとされている。

本年度は、昨年度に引き続き、その三巻を刊行するべく、立案・企画をすすめた。

教学に関する懇談会

本所では、教団状況との関わりにおいて浮上する、教学研究の諸問題を検討することを願いとして、教学に関する懇談会を開催してきている。第七回教学に関する懇談会は、一昨年『金光教典』が公刊されたことにより、その基礎的研究やコメントリーの編纂が求められてくることから、「教典コメントリー(注釈・釈義書)のあり方について」というテーマを設け、十二月十日、十一日に開催した。

一日目は、「教典コメントリー編纂の経緯と現状」と題して、

教典研究を進める本所の基本的な願い、これまでの取り組み、研究作業の現状等について早川公明部長が報告した。引き続きの懇談は、主としてコメンタリー編纂の基本的な考え方に關して進められ、教学研究によるコメンタリー編纂のあり方、信仰にとつての教典の位置とコメンタリーの果たす役割などについて、意見や問題点が出された。二日目は、試行的に進めている現代語訳、用語解説、事蹟資料集、索引などの研究作業の現状、具体的な内容について、担当する研究者からの報告を交えつつ懇談を行った。懇談会を通じて、コメンタリーには、信仰の内容を豊かにすると同時に教義的な問題を浮上させてくるものが求められる、またあくまで研究に主体を置き、研究活動に支障をきたさぬよう極力配慮しつつコメンタリー編纂を進めるべきである、などの貴重な意見を得た。

なお、出席者は、竹部教雄、橋本真雄、内田守昌、瀬戸美喜雄、高阪松太郎、山根清志、鈴木甫、松村真治、本所職員八名であった。

教団史に関する懇談会

本所では、教団史・布教史資料収集の一環として、教団史に関する懇談会を時々開催し、テーマごとにその当事者の体験や見

解を聴取し、資料化してきている。第五回教団史に関する懇談会は、研究領域の拡大を目指すという願いのもとに昭和五十八年度から着手してきた本教戦後史の資料収集の一環として、「戦後教団の動向について（昭和二十四年から三十四年までを中心）」というテーマのもとに、以下のごとく開催した。

- (1) 期 日 昭和五十九年六月十日～十一日
 (2) 会場 本所会議室
 (3) 出席者 佐藤博敏、谷口金一、岩崎猛、市川彰、杉本光夫、西村祝善、田淵德行、本所職員七名

各種会合への出席

(1) 学会

- 岡山民俗学会（59・2・18～19）四名
 歴史学研究会（59・5・19～20）二名
 日本宗教学会（59・9・14～17）三名
 日本民俗学会（59・10・6～8）一三名
 日本社会学会（59・10・13～14）一名
 日本史研究会（59・11・17～18）二名
 岡山民俗学会（60・2・18～19）二名

(2) 教内会合

- 金光教平和祈願広島集会(59・7・22)一名
 金光教信徒会一〇一大会(59・7・29)一名
 布教史研究連絡協議会準備会(59・8・25)二名
 (3)その他

マイクロコンピュータ&OAショウ(59・7・7)三名
 NCC(日本キリスト教協議会)夏期研修ゼミナール(59・9・5~7)
 ゼロックス新製品発表会(59・10・5)二名
 岡山民権百年記念映画と講演の会(59・10・27)一名
 PIPSユーザーズ・シンポジウム(59・12・8)二名
 現代における宗教の役割研究会(59・12・26~27)一名
 南山宗教文化研究所シンポジウム(60・3・25~27)二名

研 究 生

本年度は、一般公募の研究生については、応募者がなかった。
 また、「金光教研修生」課程終了後の研究生(職員待遇)については、牟田光子(門司港教会)が十一月から三月末日までの五か月間
 委嘱され、実習を行った。

実習の概要

(1) レポート

(イ) 文献解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポートを三回提出した。

(ロ) 実習報告

実習期間を総括して左記のような内容の実習報告レポートを六十年三月に提出した。

- 「月天四」の神性を明らかにする糸口として、慶応三年十一月二十四日のお知らせに関わる金光大神理解を抽出・考察し、自己の問題関心の明確化を試みた。

(2) 講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、第1講座「教学論総論」「教学論各論」「文献講読」の各講座に参画した。

(3) 資料実習

資料の意味を把握し本所における資料の収集・整理・保管の技術及び取り扱い方法について理解を深めるべく、作業実習を行った。

(4) その他

儀式事務御用奉仕、所内各種行事の運営事務に従事した。

評 議 員

本所の運営は、本教の総合的な教学研究機関という性格からし

て、教務教政から直接の影響を受けてはならない。しかし、またその半面、教団の機関である以上、教務教政の立場から、全教に対して十分に責任を負い得るものでなくてはならない。

評議員制度は、このような特質を持つ本所の運営が適切に進められるよう、重要事項を全教的視点から評議し、吟味検討することを目的として設置されているものである。

昭和五十九年度は、評議員会を二回、昭和六十年年度前半には一回、以下の如く開催した。

(1) 第三十七回 (59・3・14) 15)

議題 (イ) 昭和五十八年度研究報告について

(ロ) 人材の発掘・育成について

(2) 第三十八回 (59・9・11) 12)

議題 (イ) 昭和六十年年度の方針並びに計画案及び経費予定について

(ロ) その他

(3) 第三十九回 (60・3・12) 13)

議題 (イ) 昭和五十九年度研究報告について

(ロ) その他

○

第三十七回では、昭和五十八年度の研究報告並びに業務報告の概要について報告を行ったのち、以下の諸点について審議を行っ

た。(1) 人材の発掘・育成に関わる問題点、(イ) 学院教養コースとの関連について (ロ) 研修生制度のあり方について (ハ) 本所助手・研究生の養成について (ニ) 教典コメントリーの作成について (三) 部制と研究講座制の関わりについて (四) コンピュータ使用の方法について。

なお、出席者は、大久保義隆、高阪松太郎、森定斎、田淵徳行 (欠席 知憲) の各評議員と、所長以下七名の職員であった。

○

第三十八回の審議の主な点は、(1) 前年度までの基本方針を踏まえた基礎的研究の充実について (2) 研究者の育成、人材の発掘・確保の方途への取り組みについて (3) 本所保管資料の管理と目録作成について (4) 教典に関する基礎資料の編纂について (5) 金光教研修生制度のあり方と本所の構想について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑が交わされ、昭和六十年年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、高阪松太郎、森定斎、田淵徳行、内田守昌、岡開造 (欠席 知憲) の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

○

第三十九回では、昭和五十九年度の研究報告並びに業務報告の概要について報告を行ったのち、以下の諸点について審議を行った。(1) 海外研修生と本所との関わりについて (2) 教養をめぐる本

部当局及び教内の考え方に対する本所の位置の確認について (3)
 従前の研究生制度の復帰にともなう、今後の対応について (4)重
 要資料の取り扱い方法について (5)本所に関わる諸会合のあり方
 について。

なお、出席者は、高阪松太郎、森定斎、田淵徳行、内田守昌、
 岡開造(欠席 如意)の各評議員と所長以下七名の職員であった。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、各研究講座及び第三十六回総会、第二十五回
 教学研究会、第七回教学に関する懇談会、民間陰陽道・金神信仰
 に関する調査への出席・参加を通じて、本所の業務に参画した。
 なお、嘱託リチャード・A・グレンジ、同大矢嘉は、本部教庁
 の委託による金光教教典御理解集の英訳に従事した。

人事異動

職員

- 任 所員 藤井 潔 (59・4・1)
- 〃 〃 上坂 隆雄 (59・4・1)
- 〃 〃 岡 千秋 (59・11・1)

任 所員 松沢 光明 (59・11・1)

〃 助手 橋本美智子 (59・4・1)

〃 〃 小関 照雄 (59・4・1)

〃 〃 竹部 弘 (59・4・1)

〃 事務長 藤井喜代秀 (60・3・16)

〃 主事 宮崎美代子 (59・11・1)

〃 〃 荒谷真知子 (59・11・1)

〃 〃 井本 真希 (60・3・12)

〃 書記 藤田三和子 (59・5・8)

免 部長・所員 藤尾 節昭 (59・7・10)

〃 助手 青木 豊 (60・3・26)

〃 事務長 下沢 吉彦 (60・3・15)

〃 主事 浮田 憲一 (59・12・31)

研究生
 委 牟田 光子 (59・11・1)

解 〃 (60・3・31) — 委嘱期間満了 —

嘱託

- 委 リチャード・A・グレンジ (59・4・1)
- 〃 瀬戸美喜雄 (59・7・11)
- 〃 藤尾 節昭 (59・7・11)
- 〃 大矢 嘉 (59・8・1)

解 畑 愷(59・1・31)
 “ 青木 茂(59・8・28)―死亡・自然解嘯―
 研究員

委 斎藤東洋男(59・7・1)
 “ 鈴木 甫(59・7・1)
 “ 金光 寿一(60・1・1)―再任―
 解 行徳 照真(59・6・30)―委嘱期間満了―
 “ 奥林登世雄(59・6・30)―委嘱期間満了―
 評議員

任 内田 守昌(59・6・1)
 “ 岡 開造(59・6・1)
 免 大久保義隆(59・5・17)

本所関係者(60・3・31現在)

職員二一名(所長1部長2幹事1所員7助手5事務長1主事3書記1)
 研究生一名 嘱託二三名 研究員五名 評議員六名

学院生の研修・その他

本年度は、新たに設定された学院後期・研修実習課程(二〇〇一
 三)のうち、左記の三コースについて、学院からの要請に従い、

そのレポート検討会へ出席した。
 (1) 教典研究コース(60・3・7)

岩本徳雄

(2) 布教史研究コース(60・3・6)

堤 光昭

(3) 布教者研究コース(60・3・7)

青木豊、岡成敏正、橋本美智子、小関照雄、竹部弘

○ 金光教研修生制度については、本部教庁の要請に応じて、本年度は以下のように本所職員が講師、指導員及び幹事の任にあつた。

(1) 講師

藤井喜代秀 総論「教学研究所」

西川 太 各論「教学の歴史」

(2) 指導員

西川太、藤井潔、上坂隆雄、松沢光明、渡辺順一

(3) 幹事

岩本徳雄、岡成敏正

○ なお、八月二十一日から二十八日まで本所において機関研修が行われた。(詳細は『金光教報』昭和59年12月号に掲載)

○

海外研修生、井川・フランシス・光子（ガリデナ教会在籍教徒）は、九月十一日から十二月二十日まで、本所において研修を行った。

○

本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下のとおりである。

○細谷孫一（総社市史編纂事務局調査研究員） 59・2・1

○ヘレン・ハーデカ（プリンストン大学宗教学科助教授） 59・6・25

○井上順孝（国学院大学日本文化研究所講師） 59・8・6

金光教学第二十四号正誤表

頁	段	行	誤	正
170	上	△ 8	過程	過程
153	上	△ 6	（四二一） 言五一〜五二	（事四二一） 言五一〜五二
136	上	△ 8	坂根	坂根鹿太
131	上	△ 8	昭九・八・八	昭九・八・八
128	上	3	由宇教会長	玖珂町教会長
126	上	8	明二二・一一・四） 昭一七・六・一九	昭一七・六・一九をとる
109	上	2	讓成	讓成
22	上	6	馬通町	馬道町

（△印は後ろから数えた行数）

金光教学第二十五号（本号）正誤表

頁	段	行	誤	正
144	下	11	小林元師述	小林元述師

昭和60年9月20日印刷

昭和60年9月25日発行

金光教学第25号

編集・金光教教学研究 所

印刷・罫玉島活版所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口市金光町

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究 所
までお送り下さい。

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえないが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりとときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともなわない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狹な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教学研究所所长 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1985
No. 25

CONTENTS

YOSHITSUGU FUKUSHIMA

- “Heaven-and-Earth” as Kami
—A Research Note on the Teachings of Konko
Daijin..... 1

KIMIYAKI HAYAKAWA

- A Thought on “Kono-kata”
—A Text Analysis Note of “Oboe-gaki” and
“Oboe-cho”26

MITSUTOSHI SATO

- Takahashi Masao's Self-Awareness in Faith and Its
Development—His Faith Developed as the Theory
of Religious Community By the Hermeneutics of the
Divine Call78

Collected Materials:

- Facts of Konko Daijin's Life and Events (2)..... 120
Categorical Subject Listing of the History
of Konkokyo (No.8).....169
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of
Konkokyo Research Institute for the Year 1984198
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of
Papers Contributed to the Previous Edition.....208
The Summarized Record of the 25th Research Seminar211
A List of Activities of the Konkokyo Research Institute
in the year 1984.....221